

季刊 社会保障研究

貸出用

Vol. 35 Summer 1999 No. 1

研究の窓

福祉国家と正義論 田中成明 2

第3回厚生政策セミナー

テーマ「福祉国家の経済と倫理」

報告1：アマルティア・セン教授との対話 塩野谷 祐一 6

報告2：再分配と福祉国家の公共経済学 アグナー・サンドモ 13

報告3：厚生経済学と福祉国家 鈴木 興太郎 24

コメント1 橘木 俊 詔 37

コメント2 川本 隆 史 39

コメント3 後藤 玲 子 41

コメントへの回答・討論 43

論文

出産・育児と女子就業との両立可能性について 山上 俊彦 52

所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果、
年齢階層間効果、人口高齢化効果— 大竹 文雄・斉藤 誠 65

女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析 安部 由起子 77

動向

社会保障法判例 堀 勝 洋 96

—労災保険法に基づく労災就学援護費の不支給決定は
取消訴訟の対象となる処分にあたらぬとして、その
取消しを求める訴えが却下された事例（馬淵訴訟第一
審判決）—

書評

八田達夫・八代尚宏著『社会保険改革』 一 圓 光 彌 111

二木立著『保健・医療・福祉複合体—全国調査と将来予測』 尾 形 裕 也 114

平成11年度社会保障関係主要プロジェクトについて 118

研究の窓

福祉国家と正義論

昨今の福祉国家の見直し論議においては、財政的負担や経済的効率の問題が大きなウエイトを占めている。だが、これらの問題の考察においても、正義論の展開が重要な方向づけを与え、原理的な問題提起をしてきていることが見落とされてはならない。

J.ロールズの『正義論』（1971年）以降、リベラリズムの正義論が広く社会的関心を集めたのは、戦後コンセンサスが動揺しはじめた時期にあらためて福祉国家の正当化理論を提供するものと受け止められたところが大きい。ロールズ自身は、彼の正義論を福祉国家による事後的な所得の再分配と社会的ミニマムの保障の正当化と直接結びつけることには慎重であったが、全般的に、リベラルな正義論は平等主義的であり、福祉国家や社会保障への権利を正当化する傾向をもっており、ロールズの正義論をそのように理解する者も少なくない。

私自身も、福祉国家や社会保障の問題を統合的に考察する視座としては、基本的にリベラリズムが適切だと考えている。けれども、リベラルな正義論が、自由と平等、効率と公正、個人の自律と国家のパターナリズムなどの対立原理の調整に概して楽観的であることには物足りなさも感じている。70年代後半から、経済成長が停滞し、経済成長と社会保障とがポジティブ・サムの関係にない局面が前面化するにつれて、福祉国家の危機が論じられるようになり、正義論でも、リベラリズムにおけるこれらの対立原理の内的緊張をあぶり出して批判する潮流が次々と台頭し、いろいろと考えさせられるところが多い。

福祉国家見直し論議に現実には大きな影響を及ぼしているのは、F. A.ハイエク、M.フリードマン、J. M.ブキャナンらのリバタリアニズムであろう。彼らは、自由競争市場を最大限尊重する立場から、再分配的な社会的正義の観念や福祉国家に対して、個人の自由の侵害や官僚主義的非効率などを理由に厳しい批判を展開し、新自由主義的な保守政権のもとで、行財政改革・民営化・規制緩和などを推進する「小さな政府」論の理論的基礎を提供している。彼らの福祉国家批判は、極端で一面的ではあるが、社会保障の財源や実施に関する公私役割分担の問題をクローズアップし、社会保障の受給者の自律的選択を重視する視点を導入し、福祉社会への軌道修正を迫ったことの意義は大きい。とくにわが国の場合は、国家のパターナリズムによってなしくず的に福祉国家が制度化されてきただけに、個人の自律・自立の支援ということを基軸にすえて、市場原理の導入にも拒絶反応を示すことなく、その適正な活用の仕方を正面から議論し、公私の役割分担について社会的合意形成をはかってゆく必要がある。

80年代以降、リバタリアニズムをも含めたりベラリズムの個人主義的な前提や限界を原理的に問い直す潮流が台頭し、ポストモダンの風潮のもとで支持を広めてきている。それらの潮流のうち、共同体主義とフェミニズムが、福祉国家や社会保障の問題を、財の再分配という観点だけでなく、サービスの内容・質や生活スタイルの在り方という観点からも考察する必要を迫っており、重要である。

共同体主義は、リベラリズムの「権利の政治」が、家族や地域共同体などを侵食することを批判し、福祉などの共通善は、共同体的な絆のなかで社会連帯の観念に基づいて実現されるべきであり、官僚制的な国家にゆだねるべきでないとする。歴史的にみて、福祉国家による社会保障は、家族や地域共同体の相互扶助によってカバーできなくなった役割を順次引き受けて発展してきており、家族や地域共同体など、国家と市場以外のインフォーマルなネットワークが、福祉の実現においてもつ重要性を再認識させる意義は、正当に評価されるべきである。福祉の権利論的構成と社会連帯的・相互扶助的基盤とのディレンマを浮き彫りにして、福祉活動やその負担の担い手の公私の役割分担に関して原理的な問題提起をし、リバタリアニズムとは異なった福祉社会の方向を示唆している。社会保障の全領域をインフォーマルな社会的ネットワーク中心に再編成しうるかどうかが疑問であるが、市場か国家かという二者択一的論議だけでは不十分であることは明白であろう。

フェミニズムのリベラリズム批判としては、リベラルな公私区分論に対して、正義原理を成人男子中心の公的領域のみに適用し、私的領域である家族を適用外としており、子供の養育や老人の介護を多くの場合女性に押しつけている現実を眼を閉ざしていることを批判していることが、福祉の担い手の負担の公正という観点からみて無視できない問題提起であろう。また、C.ギリガンが、個人の自律・普遍的原理・一般的ルール・権利・公正などを重視する「正義の倫理」に対して、個別の関係への責任・互酬性・個性の尊重などを重視する「ケアの倫理」を提唱し、最終的に両者の統合を説いていることも、社会保障へのリベラルな法的・権利論的アプローチの原理的限界を明らかにし、他者のニーズにきめ細かに応答するケアを核とする社会保障の在り方の今後の方向を示唆するものとして注目される。

リベラルな福祉国家擁護論の側でも、このように、その軌道修正を迫る見解が次々と提唱されている事実を真摯に受け止め、人々の多様な福祉のニーズに応答的な社会保障制度の在り方について原理的統合的な視座を再構築し、21世紀の福祉国家の在り方について積極的なヴィジョンを提示する必要があることは間違いない。

田 中 成 明

(たなか・しげあき 京都大学教授)

テーマ 福祉国家の経済と倫理

- 報告1：アマルティア・セン教授との対話……………(国立社会保障・人口問題研究所長) 塩野谷 祐一
 報告2：再分配と福祉国家の公共経済学……………(ノルウェー経済経営大学教授) アグナー・サンドモ
 報告3：厚生経済学と福祉国家……………(一橋大学経済研究所教授) 鈴木 興太郎
 コメント1……………(京都大学経済研究所教授) 橋木 俊 詔
 コメント2……………(東北大学教授) 川本 隆 史
 コメント3……………(国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第2室長) 後藤 玲 子
 コメントへの回答・討論

開会の辞

国立社会保障・人口問題研究所長 塩野谷祐一

本日は国立社会保障・人口問題研究所の主催により、日本経済新聞社の後援を得て、厚生政策セミナーを開催するにあたり、多数の皆様方のご参加を頂きまして、主催者として誠に厚く御礼申し上げます。本日のセミナーは「福祉国家の経済と倫理」というテーマを掲げ、5人の専門家をお招きしました。パネリストの簡単な経歴は、お手元のパンフレットに記されておりますのでここでは省略いたします。最初にご了解いただかなければなりません、我々が1年前にこのセミナーを計画した時、もう1人、基調講演をしていただく人としてケンブリッジ大学のアマルティア・セン教授が確定しておりました。セン教授はこのセミナーに参加し、論文を提出することを快諾して下さいました。ところが、昨年末、セン教授はノーベル経済学賞を受賞され、そのため今日に至るまで世界中の色々な記念行事に引き出されるはめとなり、日常的な予定がすっかり狂ってしまったため

に、どうしても約束を果たすことができないという苦しいお申し出がありました。我々としては大変残念でありますけれども、セン教授をお迎えすることができなくなりました。しかしそうであればこそ、我々はセン教授の思想をうかがいたいという一層強い思いを抑えることができません。そこで我々は教授の多忙な日程の中で対談の機会を持ち、教授がこのセミナーに参加していたならば語ったであろう内容の議論を引き出すことができました。本日の午前中の基調講演においては、最初にビデオによりセン教授のお話を約50分ほど放映することにいたします。このビデオの作成にあたっては、NHKのご援助を頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

基調講演に先立ち、このセミナーの問題設定について一言申し上げます。今日、社会保障制度の抜本改革が求められていることはご承知の通りであります。ごく一般になされている問題の立て方は、今後人口の少子高齢化が進み、経済成長が鈍化していく中で、医療、年金、介護などの社会保障給付の激増が予想され、しかもその負担は若年層にますます重くのしかかっていき、もはやこれまでの社会保障制度を維持していくことは不可能



であるから、社会保障制度の根本的な見直しが避けられないというものであります。これは、福祉国家の運営が財政的な破綻に直面しているという考え方を表しております。しかし、このような経済一辺倒の議論は果して正しいものでありましようか。経済が人間のためにあるものだとすれば、人間の側からの問題設定がありうるのではないでしようか。

今日、社会保障制度の動揺に直面して見出されるもっとも素朴な反応は、社会保障制度に対する人々の信頼感が低下し、人々が将来の生活に対して不安を抱いているということでありまう。社会に対して人々がコミットメントをすること、そして社会における人間の生活のあり方を根底的に問うことが倫理であるとするれば、経済はそのための手段にすぎないと言うことができます。われわれが福祉国家の再構築を論ずるにあたって、普通の議論と違う問題の立て方をするのは、経済の視点

だけからではなく、経済と倫理という二つの視点から問題を取り上げるということにあります。それに加えて、我々が社会保障の倫理的基礎を確認しなければならないと考えるもう1つの理由は、経済社会のあり方を評価する規範的な理論、あるいは倫理的理論が今日劇的な発展を遂げつつあるということでありまう。社会保障に対する右や左、保守や革新といった、従来のイデオロギー的な評価と違って、ジョン・ロールズやアマルティア・センなどによって代表される新しい道徳哲学が開発されつつあります。このような議論が社会保障制度の再構築にあたって、世の中ではあまり議論されていないというのが我々の考え方であり、ここに「福祉国家の経済と倫理」というテーマを掲げた理由があります。この問題設定について、皆様のご批判を頂きたいと思うわけまう。

それでは、基調講演の第一として、セン教授との対話から始めることにいたします。

【報告 1】

アマルティア・セン教授との対話：福祉・自由・福祉国家

国立社会保障・人口問題研究所長 塩野谷祐一

セン教授は、対話の記録として逐語的な翻訳を出版することに同意されなかったため、私の質問に対するセン教授の回答の部分は、私の責任において私の表現によって教授の考えを要約的に叙述したものであることをお断りしておきます。

1 厚生経済学

塩野谷 「ノーベル賞受賞おめでとうございます。スウェーデン王立科学アカデミーの説明によると、この度の授賞はあなたの厚生経済学への貢献によるとされています。これは、あなたの研究全体に対する非常に的を得た評価です。そこでまず厚生経済学について伺います。

厚生経済学の創始者である A. C. ピグー教授は経済学者の役割について次のように述べています。「経済学者が携わる複雑な分析は、単なる知的訓練ではない。それは人間の生活を改善するための道具である。われわれを取り巻く悲惨と汚穢、一部の裕福な家庭の不当な贅沢、多数の貧困家庭を蔽う極度の不安性——これらのものはあまりに明白であって看過することはできない。われわれの学問が求める知識によって、これらのものを制御することは可能である。暗闇から光を！ 政治経済学という陰鬱な科学に携わる者にとっては、その光を探求することは使命であり、その光を発見することはおそらく褒賞となるであろう。（『厚生経済学』, 1950, p. vii.）あなたの研究に対するノーベル賞授与は、経済学がその重要な本来の使命に立ち戻り、暗闇の中に探し求めていた光を見出したことを証拠づけるものと思われま。経済学の現状をどうお考えになりますか。」

このプロローグ風の質問に対して、セン教授はこれまで経済学賞の選考において主要な関心が他の経済学分野に向けられてきたとしても、つね

に多くの人々が福祉の問題について重要な研究を重ねてきており、厚生経済学が不振に陥っていたとは思っていないということを強調しました。もちろん、自分がノーベル賞を受けたことは非常に嬉しいけれども、授賞は私個人だけでなく、むしろ厚生経済学や社会選択論という研究領域そのものが重要な成果を挙げつつあることの認知を意味するものだというのです。そして彼はトニー・アトキンソンの不平等に関する研究や鈴木興太郎の社会選択論の研究に言及しました。

塩野谷 「たしかに、伝統的に、経済学の関心の焦点は人々の生活の改善にありましたが、ピグー以後の厚生経済学の発展は単純ではありませんでした。現代経済学は論理実証主義によって支配されており、第二次世界大戦以降——あなたが経済学を始めた頃——その影響は特に顕著です。その結果、規範的問題は経済学から追放されました。ピグーの厚生経済学は生産の効率と分配の正義の基準からなるものでしたが、パレート厚生経済学によって取って代われ、厚生経済学は効用主義的（すなわち、効用のみによって対象を評価する）効率性という狭い領域に限定されました。ピグーの有名な言葉によれば、経済学は「光をもたらす学問」であるよりもむしろ「果実をもたらす学問」であり、これに照らしていえば、あなたは、不毛な砂漠を実り豊かな農園に変えたといった方がよいでしょう。あのような惨めな学界の状況にありながら、あなたが厚生経済学の発展の可能性を信じていることができたのはなぜでしょうか。」

この質問に対して、セン教授は当時の厚生経済学が二種類の懐疑主義によって支配されていたことを認めました。1つは、コンドルセやボルダなど18世紀のフランス数学者の研究に遡るものであって、社会を構成する多数の人々の善や悪につ

いての見解から、社会全体の総意をどのようにして形成するのかという問題です。この問題は、1951年にケネス・アローの不可能性定理に結実したものであり、後者は今日の社会選択論の出発点となりました。周知のように、アローの結論は、特定の条件の下で首尾一貫した社会的選択を導くことは不可能だというものでした。

もう1つの問題は、ピグーの功利主義的厚生経済学に含まれている個人間効用比較の可能性に対して、ライオネル・ロビンズが提起した実証主義的な観点からの批判です。功利主義的な立場に立つ経済学にとって、効用の社会的集計ができないとなれば、社会的に望ましい状態の判断ができないからです。

しかし、セン教授は、この2つの懐疑主義の支配にもかかわらず、それは、社会的望ましきの判断に当って依拠する情報が不当かつ恣意的に制約されているからではないかと考えるのです。これが彼のいう「社会選択の情動的基礎」という問題です。そして具体的には、効用のみが判断の基礎として用いられ、しかも、その効用が個人間で比較不可能と考えられていることが問題だということです。このように議論の前提条件を反省するならば、問題を前向きに解決することが可能だということが分ったのです。セン教授は言及されませんでした。この袋路からの脱却を実際に図った試みとして、ジョン・ロールズの正義論を位置づけるべきでしょう。

2 潜在能力アプローチ

塩野谷 「厚生経済学あるいは経済倫理学に対するあなたのアプローチに特徴的なのは、潜在能力 (capability) という概念であり、経済学の伝統的なアプローチが効用、所得、あるいは資源に基礎を置くのとは対照的です。あなたの潜在能力という概念は効用と所得、効用と資源、あるいは達成されるべき目的と達成手段との中間に位置すると考えられます。

潜在能力という概念を詳しく議論するに先立ち、経済学に対する基本的視点との関連で、あなたのアプローチの意義を伺いたいと思います。ここで

いう経済学の基本的視点とは、価値論の考え方のことです。古典派経済学には労働価値説があり、新古典派経済学には効用価値説があります。これらの理論は相対価格の決定のみを論じたのではなく、もっと重要なことは、多かれ少なかれ規範的な視点から全体としての経済理論の記述と解釈を行ったということです。すなわち、国民の富は投入資源や所得の観点から、また国民の福祉は幸福の観点から考察されたのです。潜在能力アプローチはいかなる社会像に基づいているのでしょうか。この質問をするのは、潜在能力アプローチが経済学における第三のパラダイムとなる可能性があるのではないかと思うからです。」

セン教授が提起している「潜在能力アプローチ」は、彼自身がこれまでの著作において、アリストテレスの倫理学に遡り、スミスやミルやマルクスの人間像のとらえ方とも関連すると述べているものです。そこでこのアプローチの基本的発想は何かを尋ねました。

セン教授は人間の福祉 (well-being) を考えるに当たって、効用・満足・欲求といった心理的次元でもなく、また財・所得・資源といった物質的次元でもなく、両者の中間にある人間の諸機能 (functionings) を発展させることに焦点を置こうとするのです。さまざまな機能のあり方によって、人との生き方が決まるのであり、その生き方を選択する際の諸機能の集合が潜在能力 (capability) と呼ばれるのです。彼によれば、福祉とは人の存在の善さであり、人がどのような状態にあり、どのような生活を送っているか、ということです。アリストテレスが述べたように、人々の生活は個々の行為や存在状態から成っており、食事をする、栄養状態が良い、友人と話す、楽しむ、などであり、さらにその人がそれをどう評価するか、を問わなければなりません。

セン教授がユニークな例によって説明したのは、同じように餓死しそうな人であっても、それが食物を買うことができないためなのか、それとも政治的ないし宗教的理由から自発的に断食しているためなのかは大きな違いだということです。後者の場合には、人々は餓死に対して自主的に価値を

賦与しているのです。このような価値評価問題を生活のあり方に関連づけようとするのが、セン教授の「潜在能力アプローチ」です。

塩野谷 「議論を整理するため、潜在能力アプローチの3つの側面に焦点を当てたいと思います。すなわち、(1) 福祉(well-being)の本質を機能(functionings)に求める見方、(2) 福祉の達成と福祉を達成するための自由との関係、(3) 福祉と他の目的との関係、です。(1)から始めさせてください。あなたは福祉の最大化ではなく福祉の平等を主張しています。あなたの見解では、社会の仕組みに関する規範理論は平等の問題を論じなければなりません。その際、平等・不平等は様々な「空間」(例えば、自由、権利、効用、所得、資源、そして潜在能力)で定義することが可能ですから、平等を達成する最も重要な「空間」を選ばなければなりません。ところが人間は様々な点(例えば、年齢、性別、体力、精神力、選好、そして価値体系)で異なっていますから、平等の要求は人間の多様性の侵害を意味します。ある空間での平等は他の空間における不平等をもたらさざるをえません。あなたは焦点を置くべき変数として「潜在能力空間」を選びました。ご自分の立場をどう擁護しますか。」

この質問に対して、セン教授は所得でもなく満足でもなく、人間としての生き方を可能にするニーズに着目し、人間としての機能を果す点に平等性の基準を置くべきだと答えています。たとえば、腎臓障害を持つ人はそうでない人に比べて、同じ所得であっても、同じように良好な生活をすることはできません。またマラリアが発生する地域に暮らす人は、これに対処するために所得を費やさざるをえません。他方、困窮した状態や制度の下に置かれた人々は、これに嘆き悲しみ反発するよりも、考え方をえて事態に順応する方が幸せになれると考えるかもしれません。しかし、このような適応的選好の下では、効用や満足の度合は人々が自由に選んだ生き方の幸せを表すものとはならないというのです。

塩野谷 「あなたは(2)に関して、社会的仕組みのあり方を評価する際、実際に達成されるもの

の重要性のみならず、それらを達成するための自由の重要性を強調します。そのうえ、あなたは自由に対して手段的(instrumental)価値のみならず内在的(intrinsic)価値をも認めています。自由に対するこのアプローチは極めてユニークです。というのは第一に、自由がもはや抽象的な観念ではなく、具体的に潜在能力集合として定められ、第二に、自由が義務論的な要請ではなく、帰結主義的な価値の一つとされているからです。自由の概念は道徳哲学および政治哲学において重要でありながら、非常にとらえにくいものです。自由について、あなたの考え方をお聞かせください。」

セン教授の倫理学において自由は極めて重要な位置を占めています。それはどのようなものか、というのが私の質問です。

セン教授は2つの例を挙げて話をされました。1つは、上述の餓死の例です。貧困のため餓死しかけている場合と、マハトマ・ガンジーがインドの独立のために断食をしている場合とは、実際に栄養不足の状態にあつて機能を害している点では同じです。しかし、違いは、断食者には餓死しない自由がありながら、餓死を選んでいるのに対し、貧困者はそのような選択肢を持たないという点です。ある生き方をする上で自由があるかないかが、福祉にとって極めて重要だということです。

もう1つの例は、人が赤いシャツを自分の選択によって買う場合と、他者がその人に赤いシャツを着るよう要請するという場合です。結果はどちらもその人が赤いシャツを着ることになるのですが、そこに至る道程が異なっています。

このような例を通じて、セン教授が言おうとすることは、生き方の評価に当たっては、単に何が達成されているかではなく、その達成に当たって自由すなわち生き方の選択の幅がどれだけ保障されているかが重要だということです。

塩野谷 「(3)の側面について、あなたが提唱する倫理的探究の射程は、人間が自分自身の福祉を追求するものであると仮定する狭い枠組みを超えるものです。この試みは、経済理論の基本的仮定である経済人——いわゆる「合理的な愚か者」——に対するあなたの批判に反映されています。

あなたが分析対象に加えようとしている人間の行動様式は、必ずしも自己利益には結びつかないある種の動機、あなたの言う「コミットメント」に影響されるものです。

あなたは人間存在の異なる局面として、福祉的(福祉を享受する存在としての)側面と行為主体的(行為の主体となる存在としての)側面とを区別するよう提案しています。この区別に先程述べた達成と自由との区別を加えると、4つの象限ができます。①福祉の達成、②福祉への自由、③行為主体としての達成、そして④行為主体としての自由です。あなたはこの工具箱からどのような道徳科学を構築しようと考えていますか。」

セン教授は4つの象限のうち、人々の自分自身の福祉を超える側面(③と④)について次のような説明をされました。社会において人々が他者のことを考えるのは、道徳的に他の人々のことを考えたり、政治的・公共的問題を考える場合です。これらは自分の福祉とは全く関係がないけれども、自分が生き方として達成しようとするに他ならないのです。このような他者の問題は、共同体における個人の義務や責任の問題にかかわるものです。

そのような社会的枠組みが個人の福祉に関係を持つてくることの例として、セン教授は餓死と政治体制との関係を論じています。これはセン教授の途上国研究の重要な論点です。その結論によれば、民主主義国では飢餓が発生しないということです。飢餓に苦しんだのは独裁国だけです。飢餓を防止することは容易であり、民主主義国では政府がそうしないと野党から攻撃され、選挙に負けてしまうのです。1958～61年の中国では、3千万もの人々が餓死しましたが、これは政治的自由や報道・批判の自由がなかったためです。

さらにセン教授は、民主主義体制と個人の関心との関係について注意を喚起しました。飢餓によって影響を受けるのは全人口の5～10%です。多数決に基づく民主主義社会において、どうしてこのような少数者の意見が飢餓防止の政策となるのでしょうか。もし人々が利己心に基づいて自分の福祉だけを考えていたとすれば、民主主義社会に

おいてもこうした政策はとられないでしょう。他者に共感を抱く人々が多いという事実が重要であって、このことによって民主主義社会では飢餓の発生がくい止められるのです。このことは合理性概念を狭い利己心と結びつけるべきではないという判断に導くでしょう。

塩野谷 「ところで、効用アプローチにおいても財アプローチにおいても、平等と効率との関係が常に問題とされてきました。潜在能力アプローチでは、平等と効率とはどのような関係にあるのでしょうか。」

この問いに対するセン教授の答は、潜在能力すなわち生き方の選択の自由についても、効率と平等の双方が重要であるというものです。たとえば、悲惨な境遇にあるため、自由を享受していない人の自由を縮小させながら、有利な状態にある人々の自由を一層拡大させることは明らかに不公正です。自由に対する要求は常に平等と結びついており、たとえばフランス革命の「自由・平等・友愛」のスローガンがそれを物語っています。自由の価値の中にはそれが平等に配分されるべきだという考えが入っているのです。

3 福祉国家

塩野谷 「福祉国家の問題に移りましょう。共産主義の崩壊以降、市場の優位性に対する過剰なまでの信仰が世界中に広がりました。市場機構と自由放任が混同されることもあります。市場機構の長所と短所をどうぞ覧になりますか。市場の道徳的地位はどのようなものでしょうか。」

セン教授には「市場の道徳的地位」(1985年)という論文がありますが、考え方は効率と自由の2つに注目するというものです。第1に、市場はきわめて効率的な方法であり、交換と分業を通して、市場経済が生産性を高め、生活水準を高めてきたのはアダム・スミスが語った通りです。第2に、市場では自由が保障されるということです。かりに市場均衡と同じ状態が独裁的な指令経済の下で達成されたとしても、自由がない経済は望ましくありません。同時に、市場の欠陥は効率と自由が侵害されることがあるということに帰着しま

す。分配の不平等は選択の自由に影響するでしょうし、硬直化した独占状態は効率を妨げるでしょう。

塩野谷 「戦後イギリスの福祉国家を基礎づけたウィリアム・ピバリッジ卿によれば、社会保障は五人の巨人、すなわち貧困、無知、疾病、ホームレス、失業に対する挑戦です。今日では、これに六番目の巨人、高齢者介護を加えることができるでしょう。これら6つの要素はまさしく人間の機能不全を表しています。社会保障とは、これらの理由からニーズの生じた人々に対して政府が提供する安全網（セーフティ・ネット）であるといえます。福祉国家が保護すべき基本的機能を経験的にはどのように特定化なさいますか。」

セン教授はこの問題を極めて重要視し、自らの機能・潜在能力アプローチの実証的展開に努力しているところです。彼は回答の中で2つのレベルで考えていくべきだと述べています。

1つは人間の本性についての一般的な分析であって、アリストテレスにまで遡るものです。ピグーも人間の最低限のニーズについて見事な議論をしている。しかし、重要な人間の機能や性格について一義的なリストをつくることはできないでしょう。依然として意見の分れるところがあるのでです。つまりタイプの異なる自由に賦与すべき相対的価値に評価の違いがありうるのです。たとえば、失業保険などの社会保障を用意した上で、失業の発生を認めるべきか、それとも失業の防止に最善を尽くすべきかという選択があります。これは政治的見解の対立です。そこでもう1つのレベルでは、政治的選択を行わなければならないというのです。セン教授の意見では、人間の本性に基づいて決めることのできる一線を越えた後は、政治的優先順位の問題として扱わなければならないのです。価値観は社会によって、また左翼政党と右翼政党とで異なるでしょうし、この問題を処理するには選挙や政治過程が役割を演じます。このように、福祉国家が保護すべき基本的機能は、部分的には人間性の本質に、そして部分的には政治的優先順位と民主主義システムの役割に依存するというのです。

塩野谷 「ところで先進諸国では福祉国家の改革に対する関心が高まっています。福祉国家が直面する問題は、経済が成熟し停滞する現在、増え続ける福祉関連支出を賄うことは難しいということです。しかし、これに勝るとも劣らず重要な倫理的問題があつて、福祉国家の再建を要請していると私は考えています。ここで重要になる道徳的問題は、政府による福祉の提供が適切な倫理学に基づいてどのように正当化されるかです。あなたが、社会政策に対する潜在能力アプローチを提唱する際、道徳的要請と財政的考慮との間でどのように妥協点を見出すのでしょうか。また、この対立を解消するうえで民主主義はいかなる役割を果たすのでしょうか。」

セン教授の答は、極めて大胆なものであって、人間の良き生活に関する道徳的判断が財政的考慮に先行すべきものだというものです。もちろん、財政的規律は重要であり、財政基盤が確保されていない限り、社会保障制度は維持不可能となるでしょう。しかし、財政支出の内容は政治的に決定しうるものなのです。

たとえば、アメリカでは政治的抵抗のために、普遍的な公的医療保障は存在しません。しかし、そのためにアメリカの黒人の多くは中国人やインド人よりも平均寿命が短いのです。最近のクリントン大統領の一般教書の中でも、財政余剰の発生を告げながらも、それを皆保障制度の確立に向けたという考えはでてきませんでした。これは政治的失敗であるとセン教授は断言しています。多くの場合、財源がないから社会保障ができないという例は稀であり、他の事業との関係での政治的判断の問題です。

他方、欧州を例にとって見れば、社会保障は整っているけれども、失業率は10%を超え、アメリカより高く評価されています。さらにインドのような貧しい国を中国と比較して見ると、インドでは高等教育は中国の5倍であるが、人口の半分が文盲です。この信じ難い状況はけっしてお金の問題によるのではなく、優先順位のつけ方によるのです。それは人間の生き方についての社会的評価の欠如を意味すると、セン教授は論じています。

塩野谷 「最近の福祉改革の標語である「welfare から workfare へ」という言葉が示唆するように、福祉国家が困難に陥っている人々に安全網を提供する際には、個人の自律性と責任が前提になければなりません。個人の自律と社会保障との間にどのように線を引きますか。」

この問いに対するセン教授の答は、個人と社会の相対的役割は社会的価値観の問題であり、公式的な答は存在しないというものです。

先程の例でいえば、アメリカでは医療保険がなくても人々は我慢しているが、ヨーロッパではこれは許されません。他方、失業率はヨーロッパでは高く、アメリカではけっして許容されないほどのものとなっています。この理由はアメリカでは個人責任が重視され、個人が所得を得て自立することが高く評価されているからです。失業はこれを否定することになるのです。その代わり、社会保障に関することは自己責任と見なされるのです。

しかし、ヨーロッパでは財政上の理由もあって次第に自己責任や自助という考え方が地歩を占めつつあることが指摘されています。セン教授はこれに対して、現在のヨーロッパにおける高い失業率と自助の観念とは両立しないことを警告しているのです。

このようにヨーロッパとアメリカを比較して見ると、社会的責任はアメリカ人が考えるよりも重視すべきであるし、個人的責任はヨーロッパ人が考えるよりも重視すべきだとして、セン教授は双方の組合せこそが政治的課題であるといっています。

塩野谷 「先進諸国においては少子高齢化の傾向が顕著です。人口構成の変化によって、若年労働人口への社会保障負担が増え、世代間の利害対立が深刻化しています。このディレンマをどうご覧になりますか。潜在能力アプローチの立場から、世代間の正義の問題をどう考えますか。」

セン教授はこれまでいくつかの論文の中で、人口問題と福祉問題との関係についてユニークな論点を展開してきました。それは、死亡率や平均寿命などの人口統計に現れる数字がまさに彼のいう人間の機能の充実を表すというものです。しかし、

先進国が直面している少子高齢化と福祉との関係について、彼は述べたことがありません。そこで以上の問いを提起しました。

この問いに対して、セン教授は3つの論点を立てて次のような議論をしました。第1に、潜在能力アプローチの立場から見ると、高齢化社会は極めて重大な問題を含んでおり、財政負担に焦点を置いた問題設定は誤っていると言います。すなわち、高齢者の所得稼得能力は低下しており、他方、医療・介護などのニーズは高い。これは深刻な人間の問題であり、財政問題に帰着させてはならない。

第2に、社会保障の問題としては、高齢者の生活水準をどの程度の水準に維持することが実現可能かが問われるべきです。

第3に、社会的な問題としては、寿命が延びることによって人々はより長く働くことができるようになっており、その社会的活用を考えなければなりません。現代技術の下では、大きな肉体的な力を要する仕事は少なく、高齢者は知的・精神的な仕事に向いているし、長く仕事を続けることができます。

高齢者の雇用が若年層の失業を招くことになるという問題が指摘されていますが、両立を図るように想像力を働かせるべきです。高齢者の就労が増えれば、若年層が支えるべき引退世代高齢者の数が減ることになるでしょう。高齢者の勤労生活をより豊かなものにする社会仕組みを考えるべきです。

4 徳の倫理学と共同体主義

塩野谷 「最近、道徳哲学や政治哲学の分野において徳の倫理学 (virtue ethics) に対する関心が高まっています。徳の倫理学は、道徳的評価の対象として個人の行為や社会制度よりもむしろ、人間の性格・機能・動機の善さに注目します。徳の倫理学における中心概念は幸福、権利、義務というよりも、むしろ徳と卓越性 (excellence) です。徳の倫理学および卓越主義 (perfectionism) はアリストテレス倫理学の伝統を継承しています。あなたは機能と潜在能力の概念がアリストテレス

に溯ると述べています。実際、あなたのアプローチと現在の徳の倫理学の間には実に興味深い共通点と相違点が窺えます。あなたは徳の倫理学と卓越主義をどうお考えになりますか。]

セン教授は潜在能力アプローチを主張するに際して、その考え方がアリストテレスの倫理学に溯ることを指摘しています。アリストテレスの倫理学は、人間が良い生活を送るためには、優れた能力や性格を持つべきだと教えました。この伝統を受け継いで、現代倫理学では、効用主義的な帰結主義とも財や資源のタムでの平等主義とも異なる第三の徳の倫理学が展開されています。これは、効用と財との中間に機能や能力を位置づけるセン教授の発想との類似性を示すものに他なりません。

しかし、セン教授は能力や機能に注目するものの、徳の倫理学には同意してはいません。徳の倫理学が人生の生活をそれ自体の価値によって評価するのでなく、パフォーマンスによって評価するのは適切ではないというのです。セン教授は、アダム・スミスがデイヴィッド・ヒュームに対して、箏篋の人間に対する効用によって箏篋を評価するのはよいが、人間の場合には人間の生活の良し悪しはそのような効用ではなく、その人自身の判断によるものだという批判をしたのを引用しています。

セン教授は徳の倫理学と自分の理論との相違をこれまで述べたことがなかったので、以上のような主張は1つの問題点を提起することになるでしょう。

塩野谷 「徳の倫理学の一種である共同体主義(communitarianism)は、徳の私的側面と表裏一体の関係にあるものとして徳の社会的性質を論じます。それによれば、人間の諸機能は社会的文脈においてこそ意味を持つのであって、現代の自由主義思想における抽象的な、社会的文脈から切り離された個人の概念は役に立たないというのです。「合理的な愚か者」の仮定に対するあなたの批判や社会的コミットメントについてのあなたの考えを踏まえて言えば、あなたは、個人的権利の価値と対比される共同善・公共善の価値に対して同情的ではないかと考えられます。共同体主義をどう

ご覧になりますか。]

徳の倫理学の社会的側面を展開したものが共同体主義です。セン教授はこれまで共同体主義についても意見を述べたことがなかったので、彼の回答は興味深く受け取られるに違いありません。

共同体主義に対するセン教授の態度は複雑であるが、結果的には批判的であります。論点は2つ。1つは、共同体主義が個人を超えて共同体を問題にしようとしていることについては、賛意を表するということです。今1つは、共同体主義が共同体に止まり、普遍的な社会を考えないことについては、反対であるということです。個人を超えて他者を配慮することが共同体の枠に限定されるべきではないというのです。

セン教授は医師を例に取り、医師はある地域共同体に特別の関心を持つと同時に、フランスの「国境のない医師団」の例に見られるように、フランスを超えて活動をしているというのです。このようなことが起こるのは、人間のアイデンティティはけっして1つではなく、多様なものを持ちうるからです。人間を孤立したものと考える点で共同体主義は正しいけれども、人間を1つの共同体に分断的に閉じこめるのは誤りである。ヒンズー教徒とイスラム教徒との間の暴力的争いや、世界各地で起こっている民族紛争は小さな共同体意識の結果に他ならないのであって、共同体主義は多大の危害をもたらす可能性を持っています。このような理由で、セン教授は普遍主義の倫理学にとどまり、共同体主義には共感を持たないと言っています。

5 経済学と倫理学

塩野谷 「セン教授、あなたの仕事は経済学の問題と哲学の問題を統合する試みであると言えるでしょう。この対話の最後に、もう一度ピグーを引用したいと思います。彼は、経済学は「実践の下僕」であると同時に「倫理学の侍女」とも言いました。経済学者は資源配分の問題を取り扱っているために、社会制度や公共政策を設計するうえで有能であると思われていますが、効率的で公正な社会的仕組みをつくるためには、道徳的問

題と取り組み、道徳原理によって導かなければなりません。あなたの経済学は「実践の下僕」であると同時に「倫理学の侍女」の典型であります。あなたのようなタイプの経済学者は稀有で、とても簡単に真似したりすることはできません。それでも、あなた自身の言葉で、私たちに對する励ましのメッセージを頂けませんか。」

セン教授には『倫理学と経済学』（1987年）という書物があります。この書物は、経済学と倫理学との間には、「宝の山」のように面白い問題が無尽蔵にあることを示したものと言ってよいでしょう。

この対話のエピローグとしての私の問いに對し

て、セン教授は冒頭での感懐と同じように、学問研究は孤立的に行われるものではなく、研究者間の問題設定・分析・展開・批判を通ずる相互の交流こそが重要であることを重ねて強調しました。交流を通じてこそ学問が進歩すると同時に、研究が楽しいものになるということです。学問研究は普遍的な共同作業であり、そこへの参加はオープンに開かれており、お互いの切磋琢磨が学者としてのfunctioningsの向上をもたらすというわけでしょう。私はこのような当たり前の言葉の中に、学問研究における共同体と卓越との関係を見出したような思いがしました。

【報告 2】

再分配と福祉国家の公共経済学

ノルウェー経済経営大学教授 アグナー・サンドモ¹⁾
(後藤玲子・和田美希子訳)

要旨

この論文では、なぜ政府は、例えばスカンディナビア諸国において見られる様に、大規模な再分配に取り組むべきなのかという議論について広く展望するものである。政府予算に基づく再分配に関する公的なデータは、その規模を誇張する傾向にある。実際には再分配の多くは個人内での所得平準化、すなわち私的な貯蓄や保険の代替という性格をもつ。そのような貯蓄や保険の社会化を支持する根拠は、市場の失敗が存在することに求められるだろう。他方、異なる個人間での再分配は効率性と衡平性とのトレードオフの算定に基づいて実行されなければならない。所得平等化の最適な度合いは税制度の効率性費用に依存して決定されるだろう。

1 はじめに

我々は、所得の平等化にどこまで立ち入るべきだろうか。これは多分、平等主義的価値観に関心を持つ政策立案者ならば誰でも直面する根本的な問題であろう。熱烈な平等主義者は完全な平等に向かうあらゆる方策を推し進めることこそが正しいと論じるかもしれない。しかし大部分の人々はそのような政策が恐らくは経済的誘因に對し強く逆の影響をもたらす、その逆の影響が再分配政策のブレーキとして働く筈であることを認めるだろう。それでは我々は、どこまで倫理的に、そしてどこまで経済的にこの問題に對処すべきだろうか。私は、私自身もまた同僚の経済学の研究者も、この問いに對する正確な答えを認識しているのではないことを強調しておきたい。だが、福祉国家の再分配計画への定評と政策的な支持が多く存在することを記しておこう。このことは政

党の綱領や世論調査などによって明らかにされている。このような支持を事実として、以下の私の分析は、再分配政策とこれに関連する他の公的政策の目標について体系的に考察することを試みるものである。ところで、私は一般的な視点を例示する際に、倫理学・哲学的見解に派生する諸定式を用いることがあるが、いかなる特定の倫理学や哲学にも依拠するものではないことを予め断っておきたい。

さて、以上のような問題意識に基づいて、所得平等化の方向にどの程度進めるのが妥当であるかという問題について考察しよう。そのために、まず、福祉国家が行う再分配の役割および社会保険の提供に関する整合的見解を導出するうえで、有益と思われる経済理論をいくつか検討したい。

福祉国家の役割とは何であるか、これは数年にわたり活発な議論が交わされている主題であり、簡単に、安定した見解に至るような問題ではない。

アーサー・オークン(1975)による著名な本の表題、『平等か効率か：重大なトレードオフ (*Equality or Efficiency: The Big Tradeoff*)』は、平等化の推進はGNPやGDP成長率の減少など効率性の犠牲を伴わざるをえないという広く定着した考えを要約したものと見えるだろう。しかし、全ての経済学者がこのような考えに同意している訳ではない。例えば、ニコラス・バー(1987)は、福祉国家は、私的部門における根本的な市場の失敗を克服するための手段として解釈されることを強調している。彼らの展望をもとに、はたして福祉国家の政策すべてが平等と効率との間のトレードオフを必然的に伴うものであるのか、という問いを考察してみたい。

2 どの程度の再配分が成されているか

私は、例えば私が最もよく知るスカンディナヴィア諸国における福祉国家政策が、実際に再分配をかなり達成しているという見解について反論するつもりはない。年間データを用いて要素所得と可処分所得の分布を示すローレンツ曲線を算出すると、一般に図1で示されるような形状をとる。要素所得を表すローレンツ曲線は、可処分所得を表

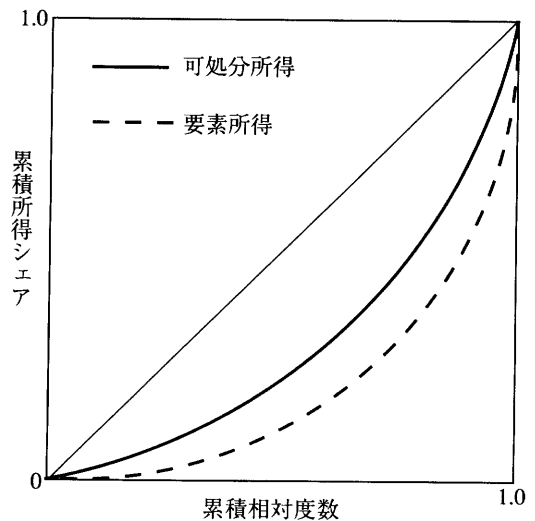


図1 ローレンツ曲線

す曲線よりも下方に位置している。特にスウェーデンに関しては、例えばフリッツェル(1991)が実証したように、要素所得の曲線は実際に相当下方に位置している。フリッツェルは、1980年のジニ係数は、可処分所得の大きさが要素所得の僅か半分であったことを示し、両者の差を再分配効果として説明している。

私は、そのような差は、はたして福祉国家の達成する再分配を正確に測るものであるのかという点を議論することから分析を始めたいと思う。このことは、フリッツェルや他の学者の研究の価値を低めることを意味するものではない。実証的研究は、どのデータが入手可能であるかによって必然的に制約を受けてしまう。だからこそ、私は観測不可能なデータにも関心を持つべきであることを論じてゆきたいのである。

労働所得の再分配についてのデータを想定することから始めよう。これは勿論、大変な不平等を示すであろう。実際に労働力人口に含まれる人々の間で、所得分配にかなりの不平等があるばかりでなく、より重要なことは、全く働かない人々が数多く(ほぼ全人口の半分)存在することである。全く働かない集団というのは、子供や教育を受けている青少年、老人、病人や障害を持った人を含む。また、例えば幼い子供を持つ母親のように、

自発的に働かないことを選択しているような人々をも含む。

労働所得を全く持たない相当数の人々が、なぜ、それでも適度な生活水準に在るのかという問いに対する答えは、福祉国家が彼らのために所得の再分配を行っているということだけではない。例えば、ある人々は資産所得によって生活している。また、消費は現在所得のみによって決定されるのではなく、過去や未来の所得によっても決定されるが、生涯所得の再分配に関する研究は、年間所得の不平等よりも生涯所得の不平等の方が小さいことをはっきりと示している。このことは、リンドベック(1983)の実証分析からも明らかである。さらなる答えは、家族や友人の自発的意思によって扶養されている人々もいるということである。

さらに一般的レベルで見ると、我々が不平等に関心をもつとしたら、真の問題は、所得の再分配ではなくて生活水準(standard of living)の再分配にあることは明らかであろう。ところが、生活水準は実証的操作が容易な概念ではない。それは私的財の消費量だけでなく、公共財(国家安全、物質的文化的環境)の供給量や、公的に供給される私的財、例えば健康や教育などにも明らかに依存するからである。それはまた、他者とりわけ家族から受ける自発的な移転の額にも依存しているからである。以下で私は、私的財の消費の問題に焦点を絞りたい。そして、私的消費データでは捉えられない生活水準の項目について、少々言及することから始めよう。

ある種の財やサービスの公的供給は、所得にはあまり依存しないかたちで、生活水準の再分配に寄与するであろう。実際には、ある種の公的サービスに対する機会と所得との間には正の対応関係が存在するかもしれないが、それでもなお、公的サービスの価値は労働所得の価値よりも、より平等に分配されていると想定して差し支えないように思われる。

ところでこのような観点からは、スウェーデン——高度に発展した福祉国家の適例であるが——は他の大部分の国よりも、公共財、私的財ともにより多くの公的供給を行っているので、所得の平

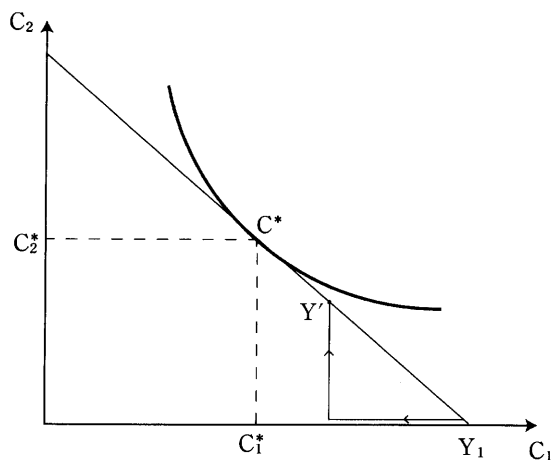
等化はさほど重要にはならないはずである。しかし事実は、国際間で実際に比較可能である範囲において、スウェーデンでは他のOECD諸国よりも所得の再分配がより多くなされている。ここでは一般的に、不平等に関する研究は公共支出の再分配的効果をも考慮に入れる必要があるという点を指摘する一方で、スウェーデンに関するこのような問題を今後の研究課題として残しておきたい。

要素所得の分配は、大体においては観察可能である。さてここで、もし公的部門が再分配を行わないとしたら、個人所得あるいは個人消費の再分配はどのようになるかについても観察可能であると仮定しよう。実際には観察不可能であるが、かなり適切に推測することが可能である。まず、労働所得のない老人たちは、彼らの貯蓄で生計を立てるであろう。大学生の若者たちは、私的なローンで生活するだろう。障害を持った人々は、疾病保険によって供給された収入で生活するだろう。以上の全てのグループにおいて、我々はさらに相当額の私的な再分配を観察するだろう。その一部は慈善によって、また一部は、家庭内の移転によって成されるであろう。従って、このような仮定の下では、老人や障害を持った人々は、現状よりも高い程度で彼らの家族と共に生活をし、学生たちが必要とする費用は、彼らの両親によってより一層支払われることになりそうである²⁾。要するに、消費の市場的配分、すなわち生活水準の私的部分に関しては、労働所得の分配よりも相当に不平等が小さくなることが推測される。

ところで、私的再分配と公的再分配とは、別種のものであることに注意しなければならない。人々が自身の老後のために貯蓄をしたり就労不能に備えた保険に加入する時、彼らは個人内再分配(intrapersonal redistribution)、すなわち所得平準化(income smoothing)を行っているのである。すなわち、人々は彼ら自身の人生における異なる期間の間で、あるいは異なる自然状態³⁾の間で所得を移転しているのである。一方で、富める者から貧しい者への所得の移転は、個人間再分配(interpersonal redistribution)として特徴付けられる。後者は、我々が再分配について語る時に通

常、頭に思い描くものであるが、実際には、福祉国家における再分配の多くは前者の再分配である点に留意することは重要である。老齢年金のケースでは、労働に費やされた歳月に対して支払われたプレミアムの現在価値を算出し、それを便益の実際の価値と比較することができる。殊に、スキャンディナヴィア諸国で採用されているような普遍的制度の下では、そのようにして得られた差は老齢年金制度に対する再分配の範囲を示すだろうが、それはまた、前者の現在価値がかなりの部分を占めることをも示すであろう⁹⁾。

福祉国家における再分配効果の正確な査定を行うためには、実際に観察可能な要素所得の再分配ではなく、仮に国家が再分配に取り組んでいないとしたらという想定のもとで得られる消費の再分



この図は、2時点における最適消費プロファイルの、一人の判断水準を示している。個人は第1期には実際に仕事をしており所得を得ているが、第2期には退職をし所得を得ていない。第2期に備え、第1期で貯蓄を行うが、政府による移転がない場合には Y_1 の所得と C_1^* の差を貯蓄に回し、累積された貯蓄と利息分を第2期における自分の生計のためのお金として使う。仮に数理統計的な理論に基づいて政府が公的年金制度を導入し、個人が所得の一部を Y_1 から伸びている矢印に沿って貯蓄をすると、 $Y_1 C_1^*$ から $Y' C_1^*$ に貯蓄額が変化してゆく。これによって個人の最適消費水準が影響を受けることはない。生涯所得の現在価値は以前と同じだが、個人の自発的貯蓄額が変化する。というのも、自分が貯蓄するお金が年金の保険料にとってかわられる分だけ、貯蓄私的所得が減少するからである。

図2 公的年金は私的貯蓄を閉め出す

配に注目すべきである。そのような消費の再分配は実際には観察できないとしても、(そのような想定をすることによって、現在の測定が) 再分配効果を(実態よりも) はるかに低く見積もっていることが理解されるだろう。大切なことは、公的再分配は個人内の所得平準化や自発的移転を閉め出す傾向にあるということだ。後者については後に議論することにして、前者(個人内の所得平準化を閉め出す傾向)の例について図2で示そう。個人は2期間生存して消費を行い、第1期には労働をし、第2期には退職しているものとする。この個人の第1期の所得は Y_1 であり、政府による年金計画が全く存在しない場合には、個人は個人が望む生涯消費プロファイルである $C^* = (C_1^*, C_2^*)$ を達成可能にするように貯蓄を決定する。ここで、個人が第1期にある額の寄与を行い、第2期に年金として戻ってくるような年金政策を導入するものと仮定しよう。もし、年金政策が公平であるならば、この政策により個人の当初の所得を表す点は、可処分所得に換算して Y' に移行する。注目すべきは、この場合の年金は、個人の生涯所得の現在価値を変化させない点である。従って、個人が好む消費プロファイルは依然として同じである。変化するのはその個人の私的な貯蓄額であり、それは公的年金のプレミアムの正確な額に応じて減少する。(もし、プレミアムの額が十分に高いならば、この点をも考慮して個人は私的な貯蓄額を減少させるだろう。この場合、個人は将来、彼に支給される年金を借用していることになり、このことは、資本市場の性質にいくらかの問題を呈することになるが、ここではその問題に立ち入らないことにする。)

次に、同一の選好と生涯所得を持つ2人の個人に関して、同時に観察可能であると仮定しよう。ただし、第1個人に関しては第1期の生活(若年期)のみを、第2個人に関しては第2期(老齢期)のみを観察できるものとする。労働市場の不平等に関する研究は、賃労働市場の不平等が非常に大きいことを示唆するであろう。というのも、第1個人が賃金の全てを獲得するからだ。これに対し、消費に関しては、第2個人(老齢期)の消費は彼

の年金額と一致しており、若年期にある第1個人の収入が年金への寄与によって減らされているために、不平等の度合いは小さい。ここでは、図2で描かれているように、2人とも、生涯消費の平準化に対する強い選好があるので、2人の消費量はほぼ等しいものとなる。結局のところ、この仮定の場合では、年金政策が無くとも2個人間の消費の分配は正確に等しいものとなるから、年金政策によって不平等の大きさが変えられることはないであろう。

上記のような考察から、再分配に関するデータは細心の注意を払って分析されなければならないと結論付けられる。福祉国家が多くの再分配を達成していることには疑いの余地が無いが、その再分配の大部分が、我々がここでいう個人内再分配であることもまた明白である。所得の個人間再分配は、実際には、統計学に基づく表層的な調査よりも小さい額となるであろう。続いて私は、このような2種類の再分配の意味に関して順次、考察していきたい。

3 個人内再分配に対する政府介入

なぜ政府は個人内再分配(所得平準化)に関与するのであろうか。図2は、生活水準の再分配は政策から独立であるので、政府が関与すべき理由が存在しない場合を示していた。この例は、政府の関与すべき理由が存在しない現実の保険市場の議論へと広げることができる。しかしながら、このような議論は幾つかの非常に強い仮定に基づいている点に留意しつつ、注意深く検討されなければならない。

基本的な仮定は市場が完全であることである。完全であるとは、個々人が、彼らの生活水準に影響を与える危険事象に対して望みだけの保障範囲を獲得できるような、完備された保険市場が存在することのみならず、通常の借り入れと貸し付けに関する完全な資本市場が存在することをも意味している。彼らの生活水準に影響を与える危険事象としては、疾病や身体障害、失業などが挙げられるであろう。アロー(1953)やドブリュー(1959)によって研究された一般競争均衡モデル

においては、競争均衡はパレート最適という特性をもつので、合理的な再分配政策は、個人間再分配的なものに限られると考えられている。

しかし、アロードブリューモデルは非常に特別なケースである。例えば、完備された保険市場という前提を考察してみよう。最近の論文では、モラルハザードや逆選択といった非対称情報によってもたらされる問題に多くの注意が向けられている。まずモラルハザードとは、被保険者の行動が保険によって影響を受ける時に起こるものである。自動車保険によって運転手が注意を怠るようになったり、失業保険によって人々が自分の職に固執することを望まなくなったり、疾病保険によって人々は慎重な生活態度を崩すことなどが考えられている。他方、逆選択とは、アカロフ(1970)によって広く知られるようになった問題である。たとえ個々人が異なる危険発生率をもつとしても、保険会社が全人口の平均的な危険度や大団体の危険特性しか知ることができなければ、高い危険の持ち主が低い危険の持ち主を追い出し、その結果、該当する危険事象に関する保険市場は全て消滅してしまうことになりかねない。このような例は容易に観察される。失業保険は解雇される危険の高い人々にとって殊に魅力的であろうし、片親になることへの保険は、片親になりそうな危険が特段に高い生活様式を持つ人々を惹きつけるであろう。

私的な保険市場を失敗させるこれらの原因については、従来、広く論じられてきており、現在では既に十分に理解されている。強制的に全社会構成員に課されるという意味での社会保険が、逆選択問題については克服しえるものの、モラルハザード問題については克服しえないという考え方も一般的に受容されている。市場の失敗を引き起こす主要な原因は、保険が社会化された場合にまで持ち越し、社会保険の適用範囲の拡大と関連して発生するインセンティブ問題は、このような制度の最も重大な潜在的費用となるであろう。

ところで、アトキンソン(1991)が指摘しているように、現代産業社会の労働市場に関する考察なくして社会保障制度の発展を理解することは困難である。現代産業社会の発展の結果として、さ

らには特殊教育や職場内教育を通じて人的資本に多量の投資を行ってきた結果として、労働者はより一層専門化しつつある。ところが、このような投資は私的市場を通じては容易に分散し得ない投資であり、人々の自発性を頼みに、モラルハザードと逆選択の問題を防ぐことは依然として困難である。社会保障制度はこれらの問題に対する保護を提供し、累進課税制度もまた所得変動の危険を国家的に共有するための保険装置の一部とみなされるかもしれない。ヴァリアン(1980)を参照されたい。

市場の失敗を論拠として社会保険を正当化する議論は、上記の文献をはじめとして広くなされてきた。しかし、社会保障の厚生経済学において、さらには福祉国家の発展に関する実証的研究において、より多くの注意を要する論点が他にも存在する。ここでは、3つの論点について簡単に言及しておこう。

第一に、フリーライダーの問題が存在する。自分は社会からある水準の平等と貧困からの保護とを約束されていると認識する個人は、仮に、全ての貯蓄や保険が私的で自発的なものであるとしても、何らかの選別的な社会的扶助計画によって、社会が自分の面倒を見てくれるだろうという見込みをもち、自分自身で備える努力を怠るかもしれない。社会的扶助計画は、国税収入によって調達されなければならないが、フリーライダーたちにとってはかなりの便益が生ずるだろう。社会保険制度への強制加入をもってしても、十分な貯蓄や保険補償額を持たないある個人は福祉(社会的扶助)制度を利用することが可能であるので、社会保険制度の存在がフリーライダーの問題を、かなり軽減するとしても、完全に解決するわけではないことが理解される。

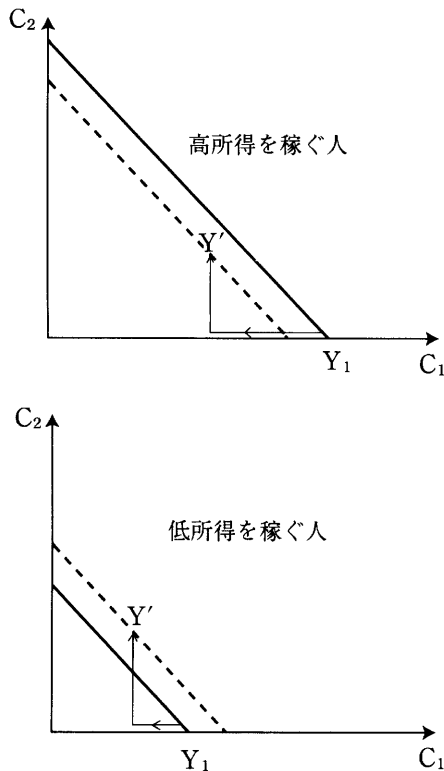
第二の論点は、ベーム-パヴェルクやピグーのような名前と共に連想されるような、まさに古典的なものである。彼らは、個々人は余りにも高い主観的な割引率で将来の効用を割り引いてしまうので、彼ら自身の将来の効用を低く見積もりがちであると主張した。将来の効用を割り引くことは、のちにもっと貯蓄をしておけば良かったと後悔す

る程の低い貯蓄率をもたらすであろう⁹⁾。それに対して、公的年金は人々が自発的に貯蓄する額よりも多くの貯蓄を強制的に行わせることを意味している。年金制度の発展において、このような議論が歴史的重要性をもつことには、ほとんど疑問はない。図2における分析は将来消費の増加に関する年金の有効性に対していくらかの疑念を投げ掛けるにも関わらず、資本市場の運営に関する代替的な仮定がおかれるならば、より積極的な見解が導出されるかもしれない。さらに、先の議論は、失業や身体障害等の事象に対して人々が抱く主観的な確率を、政府は必ずしも認容しないことを示唆している。仮に、人々がこのような事象に対して余りにも楽観的な見通しに陥るのなら、より良い補償範囲を持つ保険を人々に強制するような例をつくるのが可能となるであろう。ランドホルム(1998)を参照せよ。

第3点目は、取り引き費用に関するものである。我々研究者の間での形式的な理論においては、貯金や保険のポートフォリオを積み立てることに費用はかからない。しかし、消費に関する望ましい通時的プロファイルと満足できる危険補償範囲とをもたらすような貯蓄ポートフォリオをつくるのが、困難な課題であることを我々は皆知っている。信頼できる専門家の忠告によって少しは容易になるかもしれないが、これは無料では済まない。そしてまた、ポートフォリオによる利益は、ちょうど労働所得がそうであるように、個人自らの努力や能力にかかっている。従って、強制的な貯蓄や保険は、規模の経済を利用してこのような取り引き費用を切り詰める一つの試みとしてみなされ得る。この場合にも個人間再分配の要素がある。なぜならば、まさに累進課税制度が個人の生産性により依存しないかたちで可処分所得を決めるように、強制的な貯蓄や保険は個人の能力や所得により依存しないかたちで利益を配分するからである。

4 個人間再分配

これまで我々は主に、貯蓄や保険といった個人内再分配に関する決定に政府が介入することを主



高所得者層は $Y_1 - Y'$ を再分配額として拠出するため、予算制約線が直線から点線へ低下する。一方、 $Y_1 - Y'$ 分の再分配額を受け取る低所得者層は、その分だけ予算制約線が点線へと上方にシフトする。このように個人間再分配が行われている。

図3 再分配的年金計画

要に問題としてきた。このような観点からは、福祉国家政策の目的は、時間や危険に対する市場機能をより効率的に働かせることにあるといえる。さらに、福祉国家とは効率的な観点から市場制度を改良する試みに他ならないとみなされる。

しかし、これが話の全てではないことは明らかである。福祉国家は社会保障制度や税制を通じて、かなりの額の個人間再分配にも関与している。その例として、より現実的な年金制度の状況が図3に示されている。ここでは、高所得者は期待よりも少ない利益しか受けておらず、低所得者は見込み以上の利益を得ている。それ故に、社会保障制度を通じて高所得者から低所得者への再分配が成立し、累進課税制度によって達成される以上の効

果がもたらされる。

個人内再分配への公的介入に関する我々の説明においては、公共政策を正当化する根拠は、不完全市場に関する仮定および人々の選好に関する仮定（危険回避的性向）とに基づくものであった。たとえギャンブルの様相がいくらかはみられるとしても、実際の行動においても、危険回避的性向が立証されているので、効果的に危険を分散させるような政策は人々の選好を満足させるという解釈は可能であろう。ところが、個人間再分配に関してはそのような顕示的選好理論に訴えることがはたして可能であるか明らかではない。我々が実際に観察することのできる自発的な所得移転の存在は決して重要でないわけではない。だが、もし国家の責任に基づく移転がまったく成されないとしたら、はたして自発的な移転額がいくらになるかを知ることにはできない。福祉国家が行う移転は、私的な慈善事業を閉め出す作用をしてしまうのだろうか。

いま、個人が他者に所得移転することを選好するようなモデルを考えてみよう。個人Aは、本人の効用が彼自身の消費と個人Bの消費とに依存するという意味で、利他的であると仮定される。さらに、個人Aは裕福であるのに対し、個人Bは貧しく、個人Aは自分の収入を幾らか個人Bに与えようとしていると仮定する。ここで国家は、個人Aに課税することによって個人Bの収入を増加させるような政策を決定するとしよう。もし個人Aが支払う税額と個人Bが受け取る移転額とが一致するならば、このモデルは、個人Aは支払う税額とちょうど同じ分だけ自発的な寄付額を減らすことを示唆する。この場合、福祉国家は私的慈善事業を完全に閉め出しており、実際には何の追加的な再分配もなされないことになる⁶⁾。

ここで我々は難問に直面する。このような分析がまさに現実のものとして近似の結果を生み出すのだとしたら、公的再分配は何のために存在するのだろうか。この難問は、一人の個人Aの観点から問題を見るというモデルを修正することによって解かれるかもしれない。そこで、まず一人の個人Aに対して数多くの個人Bが存在することを仮

定しよう。即ち、多くの貧しい受領者たちに直面しているただ一人の富める寄付者を想定しよう。この場合に、個人Aの寄付額が個人Bたちの間で均等に分配されるとしたら、ただ一人の個人Bに寄付するケースとほとんど相違がない。そこで次には、個人Aが自分と同じ立場の人間が複数存在すると認識しているという仮定を追加しよう。このとき、問題は公共財の性質を帯びてくる。すなわち、複数の個人Aがきわめて少額の寄付金を要請されている場合と同様のインセンティブ問題が発生すると考えられる⁷⁾。このような問題に関しては、富める人々が貧しい人々の厚生改善をめざして共同で寄付を行うという、ある種の社会契約によって克服できるであろう。このような契約はまさに福祉国家をつくることに他ならないという解釈が可能である。

再分配政策に対するいま一つの正当化は、ヴィックレイ(1945)やハーサニー(1955)、そしてロールズ(1971)の論文によって顕らかにされたように、危険回避の理論を通して所得平等化への願望を引き出すことにある。ヴィックレイとハーサニーの基本的考え方は以下の通りである。あなたがナンバーくじに参加して、くじを選ぶように求められたと想定しよう。各くじは、あなたが特別な国の誰かになれる機会を平等に与えるものとする。あなたはどのようにして各くじの効用を測るだろうか。フォン・ノイマン-モルゲンシュタインの期待効用理論の公理に答えを求めると、あなたにとっての各くじの価値は、くじに対する期待効用によって与えられる。ところで、誰かになる確率は全ての人に取って等しいので効用の総計、つまり功利主義的社会厚生関数によって与えられる。このとき、あなたが危険回避的であるならば、所得水準が等しい2つのくじ/国に関して、所得分配の不平等度合いがより低いくじ/国を選ぶだろう。換言すれば、危険回避は不平等の回避を意味する。ロールズの主張もこれに類似している。もっとも、ロールズの危険回避に関する見解は、各社会で最も不遇な人の福祉に関する厚生基準を導出しているが、

一般的には、次のように述べられる。自分自身

の立場に関する無知のヴェールのもとで社会を評価するとしたら、危険回避は不平等の回避を意味するであろう。ところで、概して人は、社会における自分の立場を実は承知しているので、このような考え方を直接適用することは困難である。恐らく、自分の子や孫そしてその後の世代、そのうちのある者は未だ生まれておらず、彼らの選好や能力について知ることはできないが、それでもその子孫たちのことを案ずるような観点から社会を考えることによって、ロールズ流の《原初状態》に近づくことができるであろう。このような観点到に立脚するならば、より幸運な人々からより不運な人々への何らかの再分配制度を持つような社会を望ましいとする想定も無理ではないであろう。

さて、以上のように平等への社会的選好を確証できたとしても、どこまで平等化を進めることがはたして、合理的なのだろうか。この問いに関する一般的な回答は以下の通りである。第一に、それは平等に対する社会的選好を正確に定式化する(社会厚生関数)ことに依存して、第二に、それは再分配可能な政策的手段の内容に依存して決定されなければならない。いま、政策目標は功利主義的な効用総計の最大化として表されると仮定しよう。更に、政府は一括移転、すなわちいかなる相対的価格にも影響を及ぼさないような税や補助金を通して所得の再分配を行うものと仮定しよう。さらに、功利主義者に即して所得の限界効用が逡減するものと想定しよう。この想定は1ドルの追加的収入は、裕福な人よりも貧しい人にとって価値が高いことを意味している。このとき、最適な再分配の額は所得の限界効用が全ての人々の間で均等化するという条件によって得られる。

このことを簡単なモデルで確かめてみよう。いま、2つの同質的な集団が存在するものとする。一つの集団は労働者から成り、もう一つは身体の不自由な人々から成る。ここで、労働者に対する一括税によって資金が調達されるような障害者保険を考えよう。ただし、 m は所得の限界効用、上付きの1と2は、それぞれ労働者と障害のある人とを表すものとする。このとき、最適な再分配条件は以下のように示される。

$$m^1 = m^2 \quad (1)$$

この式は必ずしも等しい所得額を示している訳ではないことに注意せよ。必要性や選好の違いから、所得と効用との関数関係は労働者と障害者では異なるからである。だが完全な平等の成立は、有用な参照ケースとなるだろう。

このケースでは、平等性と効率性との間にトレードオフが発生していない点に着目せよ。これは、市場システムが資源の効率的な利用をもたらすとしたら、税や移転によって所得が再分配された後にも効率的になることを示している。大切なことは、いかなる価格も歪みを受けないので、税制度は効率性の損失を一切生み出さないという点にある。もちろん、このことは何も変化しないことを意味しない。所得の再分配は、競争均衡を新たな均衡に移行させる。ただし、移行後の均衡もまた効率的なのである。

ところで、一括税というものは、実生活上の政策的手段を表すには現実的ではない。その理由の一つは、マーリース (1971) が強調していたように、最適な方式で課税を実行するうえで必要な情報を政府が得られない点にある⁹⁾。そこで次には、課税は所得税の形態を取ると仮定することによって、分析をより現実的なものに進めたい。ところで、一括税とは異なり、所得税には所得効果と代替効果が存在する。すなわち、所得税は、一括税と同様に可処分所得を減少させるのみならず、余暇や家事労働と市場労働との相対価格を歪めるものである。このように、労働の限界生産性と余暇に対する主観的評価との間に税の楔が介在することによって、代替効果が発生し、それが資源の効率性に関する損失をもたらすことになる。ところで、資源の効率性に対するこのような損失は再分配の限界費用とみなされる。このような費用が存在するために、所得税の場合は、一括税の場合に比べて、再分配の程度をより軽減する方が合理的な結果をもたらすのである。

ところで、効率性の限界費用は、限界的な税の楔と労働供給の減少との積として表現できるので、最適再分配の条件は以下ようになる。

$$m^1 = m^2(1 - \theta e) \quad (2)$$

ここで、 θ は税の楔⁹⁾である。 e は課税後の賃金に関する補償された労働供給弾力性であり、正の値を取る。この式から、再分配は所得の限界効用が均等化する手前でストップするという結果が得られる。すなわち、再分配の程度は労働供給の弾力性の大きさによって制限されるのである。もしも両者の間で所得に対する限界効用が等しいならば、最適点は $m^1 < m^2$ で得られるだろう。この場合、個人1 (労働者) は個人2 (障害者) よりも高い所得を得る。また、(2)式より労働供給の弾力性が大きくなればなるほど、再分配の最適度合いが小さくなることが理解される。仮に、補償された労働供給弾力性が0であるならば、所得税は所得効果のみをもつことになるので、一括税と所得税の再分配の最適度合いは等しいものとなる¹⁰⁾。

再分配の限界費用は、公的基金の限界費用として広く解釈される。また、再分配の限界費用は政府の再分配政策にとってだけ重要であるのではなく、通信手段の社会的生産基盤や国家安全などの公共財や、保育や高等教育など私的財の公的供給にとってもまた重要である。

私はここでは、個人所得税とそれに対する労働供給の反応から引き起こされる財政的な効率性の損失および再分配がもたらす費用について述べてきたが、論点はもっと一般的なものである。全ての主要なタイプの税は、環境に対して有害な財への課税を除けば、価格の歪み、あるいは効率性の損失を含んでいる。まさに課税による効率性損失が再分配の程度を制限するように、それらは公共財の効率的な供給を制限する。しかしながら、課税による効率性の損失とは、あくまでその再分配的な機能からもたらされるものである点に留意すべきである。限界税率は社会的費用を伴うものであるけれども、それはまた所得のより公平な分配という正の利得をもたらす。したがって課税による効率性の損失とより公平な分配から得られる正の利得という2つの側面が、公的部門の最適規模を算定する際には共に考慮されなくてはならない¹¹⁾。

5 結論

この短い論文の中で、私は、第一に、福祉国家が実際に再分配をどの程度達成しているかは自明の問題ではないことを論じた。なぜならば、それは、仮に国家が再分配に取り組んでいないとしたらという観察不可能な状況との比較を必要とするからである。また、公的再分配計画の多くが、私的市場を通じて達成される個人内再分配、すなわち個人の生涯における異なる期間や状態の分配を行うものである点を指摘した。そして、個人内再分配に関しても国家が個人に代わって所得平準化を実行すべきだという議論のあることを示した。最後に私は、個人間再分配の程度は、税の歪みから生ずる効率性の損失によって制限されるはずであること、その点を考慮して費用と便益に関する合理的な算定を行う必要のあることを論じた。

私が触れなかった問題点も幾つかあるので、少々言及しておこう。まず、アーサー・リンドベック (1995) が近年指摘しているように、経済分析は伝統的に、選好それ自身への影響を介さずに人々のインセンティブが変化することを仮定してきた。だが、長期的には経済制度は社会構成員の選好それ自体に影響を与えるであろう。例えば、労働インセンティブを弱めるような政策、つまり怠惰への社会的制裁を緩めるような政策は、時間の経過と共に、不就労への選好を強めるかもしれない。反対に、経済的社会的な階層化の程度の高い社会は社会的葛藤を減らす傾向にあり、その結果人々は生産的な選好を強めるかもしれない。選好は経済制度から独立しているという仮定は、明らかに強すぎるものであり、より一般的なモデルを構築するための更なる研究が必要とされるであろう。

私はまた、政治経済学的な考察によって示唆される問題について何ら言及してこなかった。社会における個人は、経済制度に対して単に受け身的に順応するものではない。彼らは、政治主体として自身の利益のために制度を改革しようと試みることもある。個人の可処分所得が、かなりの程度まで政策によって決定されるような社会では、個人の大いなる努力が再分配ゲームの規則を変化さ

せることに向けられるであろう。このような努力は生産的な労働の観点からは代替的な費用をもたらすものであるから、本来、再分配的な社会を運営する上での追加的費用の一つとして明示的に考慮されなくてはならない。

この論文を通して、私は福祉国家の問題点について主に規範的アプローチをとってきたが、実証的アプローチのために述べることも多く存在する。その場合は、最適な政策を指摘することよりも、実際に選択されている政策を説明することが目的とされるであろう。ところで福祉国家の発展に関する実証的研究は、所与の制度のもとでの政策の選択と制度論的枠組みそれ自体の選択という2つの問題を課題としなければならない。さらに、実証的分析が規範的分析と裏り豊かに結合されるためには、所与の制度が結果に対してどの位影響を及ぼすかという問題、あるいは、もたらされた結果が規範的経済理論の提示する最適条件とどの程度一致するかという問題を研究する必要があるだろう。

注

- 1) この論文の最初の版について論評してください。マッツ・パーソンに謝意を表す。
- 2) このようなシナリオの現実性を判断する際には、再分配のための税収を必要としないので、労働者層ははるかに高い可処分所得を持つ点に留意しなければならない。
- 3) 私は自然状態の概念を、アロー (1953) やドブリュー (1959) らの一般均衡理論の論文でよく知られた意味で用いている。例証するために、ある将来期における私の生活水準が、私が働けるか否かに決定的に依存するものと仮定しよう。また、「健康」と「障害」とを2つの自然状態として定義する。将来のための最適な貯蓄額は、どちらの状態が実際に発生するかに依存する。このような状況下では、私にとっての合理的な行動は現在の貯蓄の幾ばくかを、「障害」の発生に依存して保障が決まるような政策、例えば疾病保険政策へと向けることであろう。
- 4) マッツパーソン (1998) は、スウェーデン人の労働人口全体において、年金額のおよそ75%は税金、残り25%は保険のプレミアムとみなされると算出している。しかしながら、これらの数字は必ずしも年金制度の再分配効果を反映するものではない。なぜならば、そ

れらは年金費用の限界効果に基づく数字であるからだ。年金制度における個人内再分配、個人間再分配の間のバランスを査定するためには、総利益と総寄与の現在価値における差こそを研究しなければならない。

- 5) 個人の選好は不変的でないので、社会的観点から見て貯蓄率が低すぎるか否かは、全く複雑な問題となる。現在の形の議論は、ストロッツ (1955-56) による論文から始まっており、ストロッツは時間的矛盾 (time inconsistency) の問題を提起した。t 期において将来の消費プロファイルを計画するある合理的な個人は、——彼の異時点間の選好が非常に特別でない限り——t+1 期では、その計画を反故にしたいと思うであろう。個人はこの点を認識しているので、例えば強制的な年金計画のような形で自身に対して事前に言質を与えることを望むかもしれない。ストロッツの分析は、異時点間の資源配分に対する消費者主権の原理に関する疑問を呈するに至った。マランポーの関連概念《アレーの最適性》(1972, ch. 10) も参照せよ。
- 6) このタイプのモデルには、自発的寄付についての観察可能な事実を十分に説明できるかどうかという疑問がある。このモデルへの反論や議論については、たとえばサグデン (1982) やアンドレオーニ (1990) を参照せよ。両者は、提供者が自分の寄付行動から効用を得ているという仮定によって現実の利益が説明できるかもしれないと指摘している。
- 7) これは、センの《孤立性のパラドックス》の見解である。例えば、セン (1967) を参照せよ。
- 8) マーリース (1971) は、この分野では極めて重要である。情報の問題についての明示的な言及が後にマーリースや他の研究者によってなされた。数十年早く、最適所得税の問題はヴィックレイ (1945) によって非常に明瞭に述べられており、幾つかの論点では当時の最先端を行っていた。マーリースやヴィックレイの論文に関する略的な議論については、サンドモ (1999) を参照せよ。
- 9) 税の楔とは、消費者の所得と生産者の賃金との割合である。仮に t が限界税率であるとすると、両者は、 $\theta = t/(1-t)$ の等式によって関連付けられる。
- 10) この分析の詳細は、サンドモ (1991) に記されている。税率に関して (2) 式を解くと、有名な逆弾力性の法則の特別なケースである最適課税式を得る。逆弾力性の法則によって、価格弾力性がより低い場合は税率はより高くなる。また、その式が意味を成すためには、 $(1-\theta e) > 0$ でなければならないことに注意せ

よ。

- 11) 私はこの件について、サンドモ (1998) の中でより詳しい議論を行っている。

参考文献

- Akerlof, George (1970) "The market for lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism", *Quarterly Journal of Economics* 84, 488-500.
- Andreoni, James (1990) "Impure Altruism and Donations to Public Goods: A theory of warm-glow giving", *Economic Journal* 100, 464-477.
- Arrow, Kenneth J. (1953) "Le role des valeurs boursières pour la répartition meilleures des risques", *Econometrie*, CNRS, Paris. Translated as "The Role of Securities in the Optimal Allocation of Risk-bearing", *Review of Economics Studies* 31, 1964, 91-96.
- Atkinson, Anthony B. (1991) "Social Insurance", *The Geneva Papers on Risk and Insurance Theory* 16, 2, 113-31.
- Barr, Nicholas (1987) *The Economics of the Welfare State*, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Debreu, Gérard (1995) *Theory of Value*, New York: Wiley.
- Fritzell, Johan (1991) *Icke av marknaden al-leena: Inkomstfördelningen i Sverige*, Stockholm: Swedish Institute for Social Research, Stockholm University.
- Harsanyi, John C. (1955) "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of utility", *Journal of Political Economy* 63, 309-321.
- Lindbeck, Assar (1983) "Interpreting Income Distributions in a Welfare State: The Case of Sweden", *European Economic Review* 21, 227-256.
- (1995) "Welfare State Disincentives with Endogeneous Habits and Norms", *Scandinavian Journal of Economics* 97, 477-494.
- Lundholm, Michael (1998) "Ex-post Efficient Social Insurance", unpublished paper, Department of Economics, Stockholm University.
- Malinvaud, Edmond (1972) *Lectures on Microeconomic Theory*, Amsterdam: North-Holland.
- Mirrlees, James A. (1971) "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation", *Review of Economic Studies* 38, 175-208.
- Okun Arthur (1975) *Equality and Efficiency: The Big Tradeoff*, Washington, D. C.: The Brookings Institution.

- Persson Mats (1998) "Reforming Social Security in Sweden" in H. Siebert (ed.), *Redesigning Social Security*, Tübingen: Mohr Siebeck.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Sandmo, Agnar (1991) "Economists and the Welfare State", *European Economic Review* 35, 213-239.
- Sandmo, Agnar (1998) "Redistribution and the Marginal Cost of Public Funds", *Journal of Public Economics* 70 (forthcoming).
- Sandmo, Agnar (1999) "Asymmetric Information and Public Economics: The Mirrlees-Vickrey Nobel Prize", *Journal of Economic Perspectives* 13 (forthcoming).
- Sen, Amartya K. (1967) "Isolation, Assurance and the Social Rate of Discount", *Quarterly Journal of Economics* 81, 112-124.
- Strotz, Robert H. (1955-56) "Myopia and Inconsistency in Dynamic Utility Maximization", *Review of Economic Studies* 23, 165-180.
- Sugden, Robert (1982) "On the Economics of Philanthropy", *Economic Journal* 92, 341-350.
- Varian, Hal R. (1980) "Redistributive Taxation as Social Insurance", *Journal of Public Economics* 14, 49-68.
- Vickrey, William S. (1945) "Measuring Marginal Utility by Reactions to Risk", *Econometrica* 13, 319-333.

【報告 3】

厚生経済学と福祉国家*

一橋大学経済研究所教授 鈴村興太郎**
(後藤玲子訳)

経済学者がやり遂げようとして努力している複雑な分析は、単なる鍛錬ではない。それは人間生活の改良の道具である。われわれを取りまく悲惨と汚穢、一部富裕家族の有害な贅沢、多数の貧困家族を蔽う恐るべき不安——これらのものは無視するには余りにも明白な害毒である。われわれの学問が求める知識によってこれを制御することは可能である。暗黒から光明を！ この光明を探し求めることこそは、「政治経済学という陰惨科学」がこの学問の訓練に直面する人々に向かって提供する仕事であり、この光明を発見することはおそらくはその褒賞であろう。
——アーサー・セシル・ピグー***

1 序

現代福祉国家の課題および倫理的基盤に関する共通理解を探究するという観点から、福祉国家の観念を再検討すべき時が来ている。また、人間の福祉の向上一般に対して、とりわけ福祉国家システムの設計と遂行に対して積極的に貢献しようという学問を刷新する観点から、厚生経済学を再び方向づける機が熟している。そのような作業が急務であることは、次の2つの理由から明白である。

第一に、1970年、社会的選択理論に関するアマルティア・センの画期的な体系書が出版され、続いて、1971年、道徳哲学に関するジョン・ロールズの記念碑的な大著が出版されて以来、福祉

の概念は個々人の効用の功利主義的総計という狭い鳥かごから解き放たれ、自由、機会そして手続き的正義などに関する基本的考察を可能とするような概念へと、実質的な展開を遂げた。福祉国家というシステムが国民の福祉の向上に深く関与すべきものであるならば、福祉概念のこのような展開は、福祉国家の観念と課題とに正しく反映されるべきであろう。

第二に、福祉国家の観念は、私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くかに応じて異なるものとなりうる。私的領域とは、私人としての個人が自分自身のイニシアティブで自分自身のリスクを引き受けつつ、自分自身の行為を選ぶ権利を

与えられる領域であり、公的領域とは福祉国家が国民の福祉の向上のために責任をもって公的行為をなすべき領域である。ジョン・スチュアート・ミル、ジョン・メイナード・ケインズ、フリードリッヒ・ハイエク、ジョン・ロールズ、ロバート・ノージックらの思想家は、誰からも侵害されることのない、とりわけ国家から——たとえ一般的福祉の向上の名のもとにも——決して侵害されることのない「保証された私的領域」(ハイエク 1960, p. 13) の在ることに賛同している。だが、2つの領域の間にいかに境界線を引くべきかについての彼らの見解は大きく異なったものである。実践的には、専ら、費用の観点から公的領域すなわち福祉国家の縮小を唱える議論が優勢だが、問題はさほど単純ではない。保証すべき私的領域との関係で福祉国家の倫理的基盤を問い返すことこそ、まさにいま求められているのである。

以上のような関心のもとに、本稿の記述は次のように構成される。2節では、福祉と手続き的正義に関するロールズ-セン概念について記述する。3節では、競争メカニズムをメイン・システムとし、3つのサブ・システムから構成される福祉国家システムの全体を概観する。4節では、私的領域と公的領域に関するミルの原理を出発点として、次のような問題を論ずる。たとえ私人としての個人が、自己の私的領域において私的行為を選択する自由を保証されたとしても、彼らは相互に競争せざるをえない。なぜならば、いかなる私人の行為も他者の行為をまったく妨げることがないほど、完全に孤立的ではないからである。したがって、公正な競争ルールを設計して執行することが福祉国家に期待される機能になる。4節では、このような役割を担う競争政策サブ・システムに関して考察する。ところで、私的領域における競争の役割が強調されればされる程、福祉国家は様々な市場の失敗に脅かされることになる。5節においては、市場の失敗を引き起こす原因と失敗を矯正するための公的メカニズム、すなわち調整政策サブシステムについて考察する。特に、そのような公的システムが適切に機能するための方法を検討する。ところで、公正な競争のルールが設計され遂

行されたとしても、また、市場の失敗に対処するための公的メカニズムが適切に機能し、競争メカニズムを補完することができたとしても、次のような問題が残される。すなわち、本人の責任が及ばない自然的・社会的障害が存在し、それらによって不利な立場に追いやられる個人が存在する。6節においては、そのような自然的・社会的障害に備えて社会的なセーフティ・ネットを提供するという福祉国家の役割について考察する。最後に7節においては、本稿の議論を要約するとともに、本稿の議論を現実の福祉国家システムに適用するために、検討すべき今後の課題を列挙して結びとする。

2 帰結・機会・手続き

アーサー・ピグーは功利主義者であった。したがって、彼の「旧」厚生経済学は、本質的に功利主義的な福祉概念に基づくものであった。ニコラス・カルドア、ジョン・ヒックス、チボー・シトフスキー、アブラハム・バーグソン、ポール・サミュエルソンらの「新」厚生経済学のうえに構築されたケネス・アローの社会的選択理論もまた、ベンサム-ピグー流の功利主義を直接的に継承するものであった。確かにアローの社会的選択理論は、個々人の効用の功利主義的総計という考えから離れて、序数主義的かつ個人間比較不可能な効用概念に基づくものではあったが、経済政策の分析にあたって帰結のみに視点を特化し¹⁾、さらに帰結の描写にあたって帰結から得られる効用のみに関心を傾注する点においては、ベンサム-ピグー流の功利主義と何ら変わるところがないからである。

伝統的な新旧の厚生経済学およびアロー流の社会的選択理論に浸透しているこのような立場は、厚生主義的帰結主義とよばれる。ところで、福祉国家システムを設計し遂行するという目的をもってひとの福祉を捉える際に、厚生主義的帰結主義は適切な情報的基础を提供しえない。アマルティア・センがいみじくも強調しているように、不正義と長期的抑圧に曝された人々は、彼らの厳しい現実に適応する他はなく、彼らの悲惨、苦痛、そ

して憤怒は、効用のものさしに十分に映し出されることはないからである。さらに、そもそも効用は単なる主観的な満足の立証にとどまり、客観的な個人の境遇を捉える指標としての資格を欠いている。したがって、効用に分析視点を特化することは、ひとの福祉を捉えるうえで不十分であるばかりでなく、主観主義的誤謬を回避しえないという欠陥をもっている。

厚生主義的帰結主義の不適切さを強調したのが、ジョン・ロールズ、ロナルド・ドゥオーキン、アマルティア・センであった。ロールズ、ドゥオーキン、センは共通に、効用を福祉の情動的基礎としての特権的地位から追放し、個人的境遇を客観的に捉えるための指標として、幾つかの代替案を提唱している。提唱された代替案のうち、ロールズの「社会的基本財」およびドゥオーキンの「資源」は、いずれも福祉それ自体ではなく、福祉の手段を捉えるに留まっている点をセンから厳しく批判されている。

さて、厚生主義的帰結主義における主観的誤謬とロールズ、ドゥオーキンらの手段主義的限界を克服しつつ、個人の境遇をより直截に捕捉するための方法として、センが主張したのが「機能」への注目であった。「機能とはひとが成就しうること——彼/彼女が行いうること、なりうること——である。……機能は、(1)財(およびそれに対応する特性)をもつこととも、(2)(機能から結果する幸福という形での)効用をもつこととも別物である。財と特性は機能に先立ち、効用は重要な意味で機能の後にくるのである」(Sen 1985, pp.10-11)。ひとの「潜在能力」とは、特定化された資源配分メカニズムと権利システムのもとで、彼/彼女が選択することのできる機能ベクトルの集合を意味する。このような概念を基にするとき、人間的悲惨や窮乏は、経済システムの機能不全を原因として、人々の潜在能力の発展が阻害された状態であると定義される。

センが提出した機能および潜在能力の概念は、個人が価値ある人生を実現するための機会という観点から、経済システムのパフォーマンスを評価することを可能にする。しかしながら、これらの

概念によって捕捉される空間は、あくまで帰結のみに関連するものである点に留意する必要がある。すなわち、これらの概念は、特定の資源配分ルールのもとで達成された機能空間上の点および達成可能となる機能空間上の機会集合という、ある種の帰結を表す指標に他ならない。先述したとおり、このような指標は主観主義的誤謬と手段主義的限界との双方を克服するものではあるけれど、帰結主義の境界それ自体を跳び越えるものではないのである。

如何にして、そしてどのような空間で帰結を描写するかに関わらず、帰結主義に留まることは福祉の情動的基礎を得るうえで重大な欠陥を抱えることになる。この点を理解するためには、以下のような簡単な例を考察すれば十分であろう²⁾。

例(公平なケーキの分配)：父親が一つのケーキを3人の子どもたちに公平に分ける状況を考える。このとき2つの方法が考えられる。方法I：父親がケーキを3等分し、子どもたちに、一切れずつ取っていきなさいと言う。方法II：子どもたちは、いかにケーキを公平に分けたらよいかについて議論する機会を与えられ、自分たちの合意した結論に基づいてケーキを分ける。偶々、子どもたちは均等配分こそが公平な結果であるという結論に落ち着いたとしよう。もしわれわれがケーキの分配という帰結のみを知らされたとすれば、これらの2つの分配方法は同じであるという結論にいたる他はない。しかしながら、このように2つの方法を同一視することはあきらかに適切ではない。なぜならば、方法Iでは子どもたちは彼らの配分が決定されるプロセスに参加する権利を与えられないのに対して、方法IIでは彼らはそのような重要な権利を与えられているからである。

この例は、個人の境遇をより完全に分析するうえで、帰結的考察とともに手続き的考察が決定的に重要となることを示唆している。ところで、手続きの重要性は、何らかの目的を促進するという道具的価値によって理解されるのみならず、それ自身の内在的価値によっても理解される必要があるだろう。例えば、飢饉に関するセンの分析

(1981)は、民主主義的意思決定手続きが、壊滅的な飢饉に対処するうえで道具的価値を持つ点を指摘している。政府が飢饉の脅威に対して責任ある行動をとるようになるのは、選挙における敗北もしくは政治的反対を恐れてのことであるからだ、と。だが、われわれがここで強調したいのは、手続きそれ自身が有する内在的価値である。すなわち、ある社会を構成する人々が彼らのライフ・チャンス具体的に規定する社会的決定プロセスに等しく参加しうること、それ自身が有する価値である。

議論の手掛かりとなるのが、ロールズの手続き的正義に関する考察である。先に述べたとおり、帰結主義とは、ある政策のよさを、専らもたらされる帰結の観点からのみ判断するという立場であった。そこでは、個々の帰結を直接評価するための「結果に関する道徳」が、そしてそののみが要請される。それに対して、ロールズは「純粋に手続き的な正義」という観念を主張した。それは、個々の帰結が(ある好条件のもとで、偶々)ある結果に関する道徳を満たすことをもってよしとするのではなく、あるいは、条件の如何を問わずある結果に関する道徳が満たされることを要請するのでもなく、個々の帰結に先立って帰結をもたらす手続きそれ自身を公正なものとする、そして条件の変化に応じて異なる帰結をもたらされるとしても、適用される手続きが公正である限り、それらの帰結をおしなべて公正と判断する考え方である。

われわれの論脈において、このようなロールズの考え方は、あるルールによってもたらされる帰結(人々の状態)とルールの決定手続きという2つの局面を識別することによって理解される。例えば、後者の局面については、社会契約説を唱える人々によって、次のように主張されてきた。道徳的恣意性をもつあらゆる情報が、無知のヴェールによって覆い隠されているような原始的ステージにおいて、社会的に選択されるルールは公正である、と。そのようなステージにおいては、ルール選択にあたってすべての個人は同じ足場をもつ一方で、どの個人も私的情報をもたぬがゆえに、

「不偏的な社会的配慮のみに依拠して自己の選好を表明する」(Harsanyi 1955, p. 315)ことが期待されるからである。

無知のヴェールのもとでのルール選択という考え方はきわめて仮想的ではあるものの、福祉国家という具体的文脈において意味をもたないわけではない。なぜならば、原初状態は「かつて存在したことはないし、現在も存在しないし、今後も決して存在することもない(にせよ、原初状態の想定は)われわれの現況を適切に判断するための正しい考え方を入手するうえで絶対的に不可欠であり」(Rousseau 1964, p. 169)、「正義の原理に関する議論に課すべき、そして正義の原理それ自身に課すべき適切な諸制約を、われわれに生き生きと語ってくれる」(Rawls 1971, p. 18)からである。

とりわけ権利、自由、正義の問題を扱う際には、帰結的考察と合わせて手続き的考察が重要となる。例えば、アサー・リンドベックは、『個人の自由』という問題は、何が実際に達成されるかのみならず、それらが実現されるプロセスと密接に関連するにも関わらず、これまで経済分析において真正面から取り扱われることがなかった(1988, p. 295)と指摘した。また、アローは、「社会状態を定義する諸変数のなかには、社会が選択を行うプロセスをも含めることができる。社会構成員にとって選択のメカニズムそれ自体が価値をもつとき、この点は重要な意味をもつ。例えば、ある個人は、ある分配が自由な市場メカニズムのもとでもたらされる状況を、同じ分配が政府の裁量によってもたらされる状況よりも好ましいとするかもしれない³⁾」(1963, pp. 90-91)と述べている。

以上の考察を要約して、第一に、経済政策の帰結を捕捉するためには、効用でもなく財や資源でもなく、センのいう機能・潜在能力概念が有用であること、第二に、福祉国家を構成する個々人の境遇をより完全に分析するためには、帰結のよりの確な捕捉のみならず、帰結をもたらす手続きそれ自身をも考慮に取り込んで情報的基礎を拡張する必要があることを強調しておきたい。

3 福祉国家の経済システム：概観

個々の福祉国家システムに関する詳細な議論に先立って、福祉国家システムの全体を簡単に概観することは有益であろう。我々の描く基本的図式は次のとおりである。福祉国家は一つのメイン・システムとその円滑な働きを支える3つのサブ・システムから構成される。各々のシステムは、他のシステムが適正かつ効果的に機能しない限り、それ自身もまた適正かつ効果的に機能することができないという意味において、互いに補完関係にある。

福祉国家のメイン・システムは、現代社会の多様な局面に浸透している競争メカニズムである。競争メカニズムの意義は、私人としての個人が、自分の前に開かれた機会を自己に最も適した方法で用いるために、自分自身のイニシアティブに従って、自分自身のリスク負担によって、自己のライフ・チャンスを試すことを可能とする点に認められる。また、人々の間に分散している私的情報を国家の手に収集する手間を省く点、さらには人々のプライバシーを必要以上に侵害しない点に存在する。このように、競争メカニズムとは、競争手段の選択に関する私人たちの自律的権利を保証するメカニズムに他ならないのである。

ところで、競争が公正に行われるためには、まずもって競争メカニズムの定義域を適切に定めること、すなわち、私人たちが自律的権利を賦与される私的領域と、福祉国家が国民の福祉の向上に責任をもつ公的領域とを適切に線引きすることが必要となる。さらに、フェア・プレイの義務を遵守して競争ゲームが実際にプレイされるように、公正な競争のルールを制定し執行することが必要となる。これらはいずれも福祉国家が取り組むべき重要な仕事である。主としてこのような仕事を委託されたシステムが、競争政策サブ・システムに他ならない。

ところで、競争政策サブ・システムによって補完された競争メカニズムがいかによき性能をもつとも、情報の不完全性などの要因により、このメカニズムはときに失敗を犯すことを運命付けられている。次に考察すべきは、その種の失敗——

市場の失敗——から競争メカニズムを守るようなシステムである。そのようなシステムもまた福祉国家を構成する重要な要素であり、ここではそれを調整政策サブ・システムと名づけたい。

そのようなシステムを設計し執行するうえで注意すべき点は、メイン・システムの長所を無効としない配慮である。つまり、私人たちのインセンティブとの両立可能性に留意すべきである。また、私的情報の提供を求める際には、彼らのプライバシーを最大限尊重するように留意すべきである。私人としての個人が、自分の活動の機会を自分にもっとも適した方法で用いるためには、彼らの自律的決定の権利を保証することが何にもまして重要だからである。

しかしながら、最後にもう一つ考慮すべき大切な問題が存在する。私人たちは、本人の責任の及ばない自然的・社会的障害のために、競争の闘技場において不利な位置に追いやられる危険性をもつ。例えば、ある人々は先天的なハンディキャップをもつために、競争への参加が困難であるかもしれない。また、ある人々は、外生的、マクロ的なショックという個人の責任を越えた原因によって、解雇の危機に曝されるかもしれない。このような自然的・社会的障害の及ぼす影響に対して社会的なセーフティ・ネットを用意することが、福祉国家を構成するもう一つのシステムである社会保障サブ・システムの担う役割に他ならない。

社会保障サブ・システムに関しても、いくつかの注記が必要である。まず、競争メカニズムの有する長所、つまり私人たちが自己のライフ・チャンスを試そうというインセンティブを歪めないことが、このシステムに対しても要請されなければならない。次に、資源の社会的移転の際に、受給者が羞恥や辱めの感情を持たずに済むような工夫がなされなければならない。換言すれば、社会保障サブ・システムの設計・運営にあたっては、ウエルフェア・フロードとウエルフェア・スティグマという2つの問題を回避する必要がある。

福祉国家の厚生経済学の課題は、第一に、メイン・システムである競争メカニズムと3つのサブ・システム——競争政策サブ・システム、調整

政策サブ・システム、社会保障サブ・システム——を、それらが全体としてインセンティブ両立的かつ実効的に機能するように、慎重に設計することにある。第二に、2節で論じたような個人的境遇に関する情報の基礎に基づき、福祉国家システムの倫理的基盤を解明することにある。さて、システム全体の概観に続いて、次節からは各々のシステムに関する個別的な分析に移ろう。

4 競争メカニズム：公正なゲームの設計とフェア・プレイの義務の履行

私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くべきかという問題は古くて深い問題であり、少なくとも次のような基本的問いを提起したジョン・スチュアート・ミルにまで溯る：「自分自身に対する個人の主権はどこまで及ぶべきか？ 社会の権威はどこから始まるものか？ 人間生活のどのくらいが個人的人格に割り当てられ、どのくらいが社会に割り当てられるべきか？」(Mill 1977, p. 276)。ミル自身の解答は疑わしいほど単純な原理である：「各々は、各々に最も影響するものを入手するならば、適切なシェアを得たことになる。個人に主として影響する部分は個別的人格に属するべきであり、社会に主として影響する部分は社会に属するべきである」。

「主として影響」という言葉の曖昧さゆえに、ミルの原理が失敗を宿命付けられていることは明白である。さらに、ミルの原理を越えて、普遍的に適用可能な別の原理を作ろうとした多くの試みもまた成功しなかった。実際のところ、普遍的原理の探究は次のような隘路に陥る危険を孕んでいる：「先験的なプロクルステスの蛮行——ほとんど空想上の過去と、まったく空想上の未来とに関するわれわれの誤った理解をもとに造られた何らかの固定的パターンに合わせて、現実の人間社会を彫塑する」(Berlin 1969, p. 171)という蛮行。

そこで本稿では、これ以上空虚な普遍的原理を追求することをやめて、2つの簡単な留意事項を記すに留めたい。第一は、私的領域と公的領域との間に境界線を引くことは、個人に賦与する自律的権利の範囲を定めることを意味する点である。

ところで、個人への権利の賦与は社会的効率性との関連で重要な問題を提起する。センのいわゆるパレート・リベラル・パドドックスは、まさしくこの問題に関連する。このパドドックスは、パレート効率性という厚生主義的価値と、個人の自律的権利という非厚生主義的価値との間の矛盾を示すものであった。このような矛盾の存在は、社会的効率性の損失を不可避とするにも関わらず、個人に賦与すべき自律的権利があるとしたら、そのような権利の存在理由ははたして何に求められるのかという問題を提起する。さらに、ある種の権利がひとの潜在能力を構成する基本的要素に他ならないとしたら、それによってもたらされる社会的効率性の損失は、社会が負担すべき社会的費用と解されるべきであるという理解を導出する。

より実践的には、次のような問いが発せられる。われわれは、個人への自律的権利の賦与と引き替えに、社会的効率性の損失を引き受ける覚悟があるか？ 答えが肯定的であるならば、社会は効率性の損失という犠牲を払ってまでも、権利を賦与することにコミットするであろう。他方、答えが否定的であるならば、社会はこのような権利をひとの潜在能力の基本的要素とみなしてはいないことを示すであろう。私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くべきかという問題は、最終的には、この問への答えに依存して決められる。先のような問いかけは、個人の自律性に対する社会的コミットメントの範囲を調べる試金石の役目を果たすのである。

第二に、何らかの方法で私的領域と公的領域との区分けがなされたとしても、私的領域における各人の行為に対して、福祉国家はまったく無関心であることはできない。なぜならば、個々人の権利が相互に矛盾する可能性が、依然として残されているからである。「ひとは概して相互依存的であり、いかなる個人の行為も他者の生をまったく妨げることがないほど完全に私的ではありえない。カマスの自由は小魚の死を意味する；ある人の自由はかならずや他の人々の抑制に依存する」(Berlin 1969, p. 124)。したがって、私的領域において行われるプレイに関して公正なルールを設

計し、フェア・プレイの義務が履行されるように監視することが、福祉国家の仕事として期待されることになる。これこそが競争政策サブ・システムに託された仕事に他ならない。

競争政策サブ・システムの分析に際して、現代社会において私人たちの生活全体に浸透している競争の多層構造——競争のフラクタル構造とでも呼ぶべきもの——に着目することには意味があるだろう⁵⁾。私人たちは各々ある組織、典型的には企業に所属し、同僚達との間で、金銭的なあるいは地位と仕事の割り当てなど非金銭的な報酬を求めて競争する。他方で、同一企業に属する私人は、他企業との競争の舞台では互いに結託して行動するであろう⁶⁾。さらに、特定の産業内の企業は、通常的环境のもとでは互いに激しく競争するが、異種の産業に立ち向かう場合には同種産業連合を形成し、自分たちの共通の利益を護り促進するように協調するであろう。加えて、彼らは、外の競争相手に実効的に対処するという共通の目標のために、協同 R & D 組織を形成し、互いに協力し合うであろう。このような多層的な関係は、国際的な場面においても、競合するすべての国内企業がインサイダー・グループに総合されるわけではないこと、競合する外国の諸企業と国内のアウトサイダー諸企業の両方によってアウトサイダー・グループが構成されることから、同様に観察されるのである。

なぜ、私人たちは競争のフラクタル構造のなかで競争するのだろうか。すでに述べたとおり、答えの一部は、勝者に対して支払われる金銭的あるいは非金銭的な報酬にある。だが、これに加えて、競争という舞台において、自己の特質や卓越性を証明したいという人間的欲求の存在を指摘すべきであろう。いかなる理由であれ、公正な条件のもとで競争のフラクタル構造に参加し、自己の主導性のもとに自らリスクを引き受けて自己のライフ・チャンスを試すことは、それ自体価値ある特典であり、ひとの機能ベクトルを構成する重要な構成要素であるとみなされる。このような特典をすべての意思主体に広く公正に広めること、そして競争がなされる公正かつ透明な闘技場を用意す

ることは、福祉国家の重要な仕事である。

ところで、競争のフラクタル構造内のどの層を対象とするかに応じて、福祉国家の競争政策サブ・システムに期待される役割の内容と範囲は、実質的に異なるであろう。例えば、一企業内での昇進と認知を求める競争においては、福祉国家の役割はより限定的であると考えられる。ただし、ロールズのいう公正な機会均等の原理は、このような場面においても重要な意味をもつ。すなわち、「ある地位が、すべての人々に対して公正に開かれてはいないとしたら、排除された人々が、たとえ特権者らの一層の努力によって便益を受けることがあろうとも、依然として不正に扱われていると感じるのは当然のことであろう。その不満は、富や特典などの職務付随的な報酬から排除されたという理由のみならず、社会的義務を真剣かつ献身的に遂行することから得られる自己実現の体験から遠ざけられたという理由に基づいている」(Rawls 1971, p. 84)。国家の責任に基づく機会均等法の制定と執行は、このようなロールズ原理を実現する重要なステップとなるはずである。

さて、競争政策サブ・システムの働きがより明白となるのは、市場における競争と市場を求めての競争という2つの場面においてである。このような場面において、競争政策サブ・システムが公正かつ厳格な競争ルールの制定とその執行を担うことに関しては、ほぼ異論の余地がないだろう。したがって、ここでは簡単な注記をするに留めたい。「現代福祉社会においても、大衆が有する日常的な必要の大多数の最も重要な部分は、当該政府の知らない、また知ることのできないプロセスの結果として充足されている。政府に要求されている最も重要な公共財は、特定の必要を直接的に充足することではなく、個々人や小集団が各々の必要を相互に提供する機会を十分にもてるような条件を確保することにある」という鋭い観察をなしたのは、フリードリッヒ・ハイエク(1976, p. 2)であった。独占禁止法や競争政策の役割は、市場における公正な競争ゲームを設計し遂行することによって、また、すべての参加者がフェア・プレイの義務を完全に遵守するように競争プロセ

スを監視することによって、さらに、公正な競争ルールの違反者を発見し矯正することによって、まさしくハイエクのいう「最も重要な公共財」を提供することにある^{7),8)}。

5 市場の失敗と補完的メカニズム⁹⁾

競争メカニズムは、現代社会において分権的意思決定を護り促進するうえで有用であるという道具的価値をもつ。それは、さらにすべての私人に対し、彼/彼女自身のイニシアティブによって、彼/彼女自身のリスクを引き受けて、彼/彼女自身のライフ・チャンスを試すことを可能とするという内在的価値をもつ。しかしながら、これらの特筆すべき長所にも関わらず、競争メカニズムに対する盲目的な依存は福祉国家のとるべき態度ではないだろう。競争メカニズムは、往々にして、次のような要因のために機能できなくなるからである。すなわち、1) 情報の不完全性、2) 情報の獲得・移転・統合に要する費用、3) マーシャル的外部性の発生、4) リスクと資本市場の不完全性などである。これらのいわゆる市場の失敗に対して、福祉国家は競争メカニズムを補完するためのシステム、すなわち調整政策サブ・システムを用意している。だが、以下に見るとおり、市場の失敗を補完することは容易な仕事ではない。

第一に、市場の失敗に対する正しい処方箋を作るためには、国家は、市場の失敗が発生した箇所および歪みの原因と結果に関する正確な情報を確保する必要がある。このような条件は、国家が、数多くの私人たちの間に分散している情報——技術や消費者の選好、資源の初期配分などに関する情報——を収集し、利用できることを要請する。ところが、これらの情報の初期保有者は、たとえ彼らが私的情報や知識を隠したり歪めたりする戦略的理由をもたないとしても、それらの情報や知識を明晰かつ継続的に国家に伝達することは不可能に近い。したがって、調整政策サブ・システムが必要な情報を一挙に収集することは、理論的には可能であるとしても、実践的には非常に困難である。

第二に、診断された市場の失敗に対処するため

に有効な公的行為をとるためには、国家は十分な行政的権限を備える必要がある。ところが、国家がこのような権限を備えることは、私人たちの基本的な経済的自由——例えば、営業の自由、職業選択の自由——を脅かす危険があると同時に、先述した福祉国家のもう一つの役割である競争政策との間にも、対立と矛盾をもたらすおそれがある。

第三に、市場の失敗に対処するためには、国家は、処方箋のもたらす直接的・即時的効果を越えて、間接的・長期的効果をも捉えるような広い視野をもたなければならない。それは事後的ケアを適切に行うために不可欠である。だが、そのような視野を獲得するためには、国家は、不確実性の厚いヴェールを通して複雑な因果関係を解きほぐし、遠い将来を予測することができなくてはならない。

いうまでもなく、以上のような「最善」調整政策の諸条件を実践的にみたらすことは、理論的には不可能ではないとしても、非常に困難である。そこで、調整政策サブ・システムは本質的にセカンド・ベストであるような方法をとらざるをえないだろう。私的情報に関する正確な情報を欠くために、また、市場の失敗の原因と結果とを十分に理解する能力を欠くために、調整政策サブ・システムが解くべき問題は所与の社会的目標に対する制約条件付き最適化問題ではなく、情報の交換・統合・分散のための適切な協調メカニズムを設計し遂行すること、公人とともに私人も参加し、相互行為をなし、説得し、交渉するような場を提供することにある。相異なり矛盾する私人たちの目的が本質的なところで両立すること、そして、すべての関係者によって自発的に処方箋が実行されることを保証するのは、このような協調的かつ相互的なメカニズムに他ならない。同様に、信頼のおける情報が私人と公人との間で分散され共有されることを可能にするのは、また、私人たちが彼らの計画と期待を適切に調整することを動機付け、支援するのは、このような協調的かつ相互的なメカニズムに他ならない。

しかしながら、情報の交換・統合・共有に関する協調的メカニズムの役割を強調すればするほど、

われわれはさらなる問題に直面することになる。その1：競争者間の協調的態度は共謀へと転化しがちであり、それによって社会厚生への低下をもたらされる危険がある。その2：競争者間の協調は競争の刃の切っ先を鈍化させ、有効な競争を妨げる傾向があり、それによって経済効率の損失をもたらされる危険がある。その3：政府の官僚と私人との間で頻繁かつ非公式的に行われる交渉と説得は、金銭的あるいは非金銭的な補償と引き替えに、政府官僚からの依怙鼻息を求める傾向を促進しがちである。人間的欠陥に深く根ざしたこれらの危険に、福祉国家はいかに対処すべきであろうか。

この問題に対するわれわれの解答は、再び競争に求められる。例えば、望ましい手段への優先的接近を可能とするようなプライズを設け、それをめぐるコンテストに私人たちが参加するような仕組みを考えよう。もしも、このようなコンテスト型競争が協調的メカニズムに内部化されるならば、非効率性、依怙鼻息、共謀などの危険が実効的に回避されるであろう。つまり、市場の失敗に対処するための協調的メカニズムの文脈においても、決め手になるのはやはり競争である。市場の失敗のない場合は市場型競争が、他方、市場の失敗が現れる場合はコンテスト型競争が、各々重要な意義を担うものと考えられる。

6 社会的セーフティ・ネットの提供：社会保障サブ・システム

競争メカニズムによって私人達が、自己の主導性のもとに自らリスクを引き受けて、自己のライフ・チャンスを試すことが可能になるとしても、彼らが等しく扱われるのは、彼らが等しい条件で競争の舞台に登場した場合に限られる。しかしながら、人生の否定しがたい現実、私人達は等しく自然から愛でられているわけではないことである。ある人々は生来的な障害をもち、他方、ある人々は好ましい自然的資産および/もしくは莫大な遺産に恵まれている。競争メカニズムそれ自身は、そのような自然による偏愛を何ら矯正するものではない。それどころか、好条件に恵まれた

人々に高い報酬を与えることにより、不平等な扱いをさらに拡大する可能性がある。また、生来的な障害をもつ個人が競争ゲームへの参加をはじめから拒絶される可能性もある。

生来的な障害をもつ個人が、その障害に対して責任を問われるべきでないことは言うまでもない。同様に、本人が責任を負えないような社会的障害が、ある個人に降りかかってくる場合がある。例えば、外生的なマクロ的ショックによって、ある企業が高齢者を解雇せざるをえないような状況に追いやられるケースを考えよう。高齢者自身は、突然の解雇という不運に見舞われるような責めを何ら負っていないのだ。これらの自然的・社会的障害から私人達を実効的に保護するような社会的セーフティ・ネットを設計し遂行することが、社会保障サブ・システムの役割である。

ところで、社会保障サブ・システムによる社会的セーフティ・ネットの提供は、自然的・社会的障害を被った私人たちを助けるために、実際に社会的な資源が使われることを意味している。さらに、それは好条件にある人々から、悪条件にある人々へと資源の再分配がなされることを意味している。そのような再分配はいかにして正当化されるのだろうか？

例えば、ロバート・ノージック(1974, p. ix)のように、「国家は、ある市民たちが他の市民たちを援助するように仕向ける目的をもって、その強制機構を用いてはならない」という自由至上主義的な主張も存在する。これに対して、社会的なセーフティ・ネットの存在理由は、次のような手続きの考察によって正当化されるかもしれない。すなわち、福祉国家の原理を選択するステージにおいては、いかなる個人も自然的・社会的障害によって好意的に処遇されたり、されなかったりしてはならない。厚いヴェールに覆われて、はたして誰が優遇されているのか、誰が優遇されていないのか皆目わからなかったら、人々はどのようなルールを福祉国家の原理として選択するだろうか。おそらく、測り知れない程の損失をもたらすような自然的・社会的障害に関しては、社会的セーフティ・ネットを用意することに、ひとびとは

賛同するのではあるまいか。

無知のヴェールが取り去られたとき、好条件に恵まれている個人は、何ら見返りもなしにセーフティ・ネットの費用を負担しなくてはならないことになる。だが、それは社会保障に特有な現象ではない。ひとにとって最もよい人生とは、警察による保護あるいは司法的な救済を受けることなしに済ませられる人生であろう。それにも拘らず、法と秩序とが確立され維持されている社会は、それ自身で彼/彼女に大きな安心と喜びをもたらすであろう。このような点を認識している人々は、これらの財の公共的提供に貢献する意思を十分にもつと考えられる。

ところで、社会保障サブ・システムを設計するにあたって、考察すべき2つの重要な問題が存在する。一つはウェルフェア・フロードと呼ばれる問題であり、他の一つはウェルフェア・スティグマと呼ばれる問題である。前者から論じよう。私人たちが自然的・社会的障害を補償してくれるような社会的セーフティ・ネットの存在を周知している場合、彼らの行動はシステムの変化に応じて変化する可能性がある。ある個人はメイン競争システムにおいて自己のライフ・チャンスを試す努力を放棄し、社会的セーフティ・ネットにもたれかかって生きることを選択するかもしれない。他方、社会保障を受給することが不名誉な恥ずべきことであると考えられている場合、ある個人は、彼自身の福祉にとって不可欠である自尊の念を失うことをおそれて、受給申請を行わないかもしれない。

このような難問に対してわれわれは魔法の杖を用意しているわけではない。ただし、問題の見通しをよくするために、2つの概念的な対立項を提示したい。一つは、〈機会の保障〉と〈帰結の保障〉であり、他の一つは、〈基本的潜在能力の最小限の保障〉と〈従前の生活の保障〉である。もしも、社会保障サブ・システムが、自然的・社会的障害を被った人々に対して、彼らの帰結的な生活を完全に保障することを目標にするとしたら、それは、自己のイニシアティブにおいて、自己のリスク負担に応じて、自己のライフ・チャンスを

試すという機会を彼らから奪うことにならないだろうか。そして、そのような機会を奪うような保障の仕方は、受給者の福祉への依存的傾向を助長する一方で、彼ら自身の自尊の基盤を根底から掘り崩すことにならないだろうか。

不遇な境遇にある人々にとっても依然として重要なことは、自分の前に開かれた機会をもとに、自分にとって最も価値ある人生を自分で選び取っていくという主体的な営みの可能性が保証されることである。社会保障サブ・システムは、そのような主体的営みに必要不可欠な手段を積極的に講ずるものではあるが、そのような施策は、人々が彼ら自身の責任において自ら必要な手段を獲得する意欲と機会を奪うようなものであってはならないはずである。

以上のような考察は、競争メカニズムの意義を再度確認すること、それとの関係で社会保障サブ・システムの役割を再考することを要請する。競争メカニズムは競争に参加する私人たちが誰であれ、彼らの主体的営みを妨げないという意味において、人々への平等な扱いを保証するものであった。だが、それは競争の初期条件を何ら調整するものではない。それに対して、社会保障サブ・システムの役割は、人々が等しく競争に参加し、参加し続けるための条件を整備することである。そのための条件は、おそらく帰結の保障ではなく機会の保障に、従前の生活の保障ではなく潜在能力の最小限の保障に求められるだろう。

7 結論的覚え書き

本稿の主要なポイントは以下の通りである。

- (1) はじめに分析方法に関して。福祉国家を分析するためには、2つの方法で従来の厚生経済学のフレームワークを拡張する必要がある。その1:「所得, 富, 厚生」からセンのいう「機能, 潜在能力, 福祉」へと視点を拡大すること。その2:福祉の情報的基礎を、帰結のみの描写から、手続きをも含めた描写へと拡大すること。このような概念的拡張の試みは、現在、厚生経済学および社会選択論等の分野においてめざま

しい発展を遂げている。

- (2) 続いて福祉国家の概念に関して。われわれは福祉国家を、競争メカニズムというメイン・システム、ならびに競争政策サブ・システム、調整政策サブ・システム、社会保障サブ・システムという3つのサブ・システムから構成される複合システムであると捉える。各々のシステムの主要な役割は次のとおりである。(α) 私人として個人は、可能な限り、メイン競争システムにおいて自律的に自己のライフ・チャンスを追求する権利を保証されなければならない。(β) 競争政策サブ・システムは、競争の公正なゲームを設計し、プレイヤーたちがフェア・プレイの義務を完全に履行することを保証しなくてはならない。(γ) 調整政策サブ・システムは情報交換と協調を促進する共同メカニズムを設計し管理・運営することによって、市場の失敗に対処しなくてはならない。(δ) 社会保障サブ・システムは、すべての個人が、自然的・社会的障害の発生にも関わらず、メイン競争システムに参加し、自己のライフ・チャンスを試すことができるように、社会的セーフティ・ネットを用意しなくてはならない。
- (3) 福祉国家を支える基本原理は次のように要約される。(α) 福祉国家は国民一人ひとりに対して、彼ら自身のイニシアティブによって彼ら自身のリスクを引き受けつつ、彼ら自身のライフ・チャンスを自律的に追求するような権利を保証すべきである。(β) 福祉国家は国民一人ひとりに対して、彼ら自身のライフ・チャン스에影響を及ぼすルールと政策を決定するプロセスへ参加する権利を保証すべきである。(γ) 福祉国家は一人ひとりの国民に対して、たとえ逆境にあったとしても自尊の念をもちつつ、自己のライフ・チャンスを終始追求し続けていけるように、最小限の基本的潜在能力を保障すべきである。

いうまでもなく、本稿がなしたことは福祉国家の倫理と厚生経済学に関する簡単な素描にすぎない。以下では、今後取り組むべき課題を列挙して本稿の結びとしよう。第一に、われわれは福祉国家システムの情動的基礎となる機能・潜在能力に関して、それらの概念的意味を明らかにするに留まった。機能を構成する具体的な要素に関して、現代社会の人々に広く合意されるようなリストを形成すること、それによって機能空間を特定化することが、最初の課題として設定される。第二に、特定化された機能空間のもとで、異なる個人間の異なる要素を比較秤量するための尺度を形成すること。この尺度の形成にあたって特に留意すべきは、特性空間を構成する変数間に内在する相互依存性をいかに整理するかという問題である。各々の機能要素は、かならずしも相互に独立であるとは限らない。資源の利用にあたって複数の機能要素が結合生産的性格をもつケースも考えられるからである。最後に、個人の責任概念に関して、それが内包する意味および適用される外延を明確にすることである。社会保障の存在理由は、個人の責任が及ばない自然的・社会的障害の存在に求められた。また、社会保障の実施にあたっては、社会的責任において保障すべき対象と範囲の適度な限定が要請された。だが、そもそも個人の責任はいかに特定化されるのだろうか。いかにしたら個人の責任は尊重されることになるのだろうか。この問題は、古くはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』において、近年は、アーネソン、ドゥオーキン、フローヴェイらによって、精力的に論じられている。福祉国家システムという具体的な文脈において、彼らの理論を精査・拡充することもまた、今後の課題として設定される。

これらの残された課題にも関わらず、読者に対して、福祉の概念と福祉国家システムを再考する必要性とその意義について注意を喚起しえたとしたら、本稿のささやかな目的は達成されたことになるであろう。

注

* 本稿は、1999年3月8日に国連大学にて開催

された第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」に提出されたものである。ケネス・アロー、ピーター・ハモンド、ブラサンタ・パタナイクおよびアマルティア・センの諸氏に対して、関連するテーマに関する長年の有益な議論に感謝する。また、ジョン・ロールズとアマルティア・センの理論を基に手続き的正義理論を展開するという研究の共同研究者である後藤玲子と吉原直毅の両氏に感謝する。そのような研究は本稿の下敷きともなった。最後に、しかしもとより最小にではなく、アグナー・サンドモ、塩野谷祐一、橋木俊詔、後藤玲子の四氏に対して、セミナーでの彼らの有益なコメントに感謝したい。いうまでもなく、本稿に何らかの誤りや曖昧さが残るとしたら、それは筆者のみの責任に帰するものである。

** 一橋大学経済研究所、公共経済学担当教授、東京都国立市中2-1、電話 & FAX: 042-580-8353, E-mail: cr00061@srv.cc.hit-u.ac.jp.

*** Pigou (1950, p. vii).

- 1) この点に関連して、アローは彼特有の明解さをもって次のように記述している。「経済政策および他のいかなる社会政策も、社会や経済を構成する多数の異なる諸個人に対して帰結をもたらす。アダム・スミスの時代以来、それ以前からではないとしても、ほとんどすべての政策議論の場において、個々人にもたらされる帰結に基いて複数の代替案を評価することが、当然の作法であると考えられてきた。」(Arrow 1987, p. 124)。
- 2) この例は Suzumura (1999) から採録したものである。この論文では他の例も紹介されている。Pattanaik and Suzumura (1994) をも参照のこと。
- 3) アローのこのような啓発的な発言に関する分析は、Pattanaik and Suzumura (1994; 1996) によって初めて導入され、自由主義的権利の文脈で Suzumura (1996; 1999) によって、さらに経済環境における公正な資源配分ルールの選択という文脈で Gotoh, Suzumura and Yoshihara (1999) によって、詳しく展開されてきた。
- 4) 同様の関心から、アグナー・サンドモは、以下のように主張する：「配分メカニズムを結果に基いて判断するか、あるいは配分プロセスそれ自身に基いて判断するかという議論は、あまり実り多いものではない。このようなアプローチに伴う一つの問題は、経済活動に従事する諸個人の選好はプロセスそれ自身に対する選好をも含むがゆえに、結果とプロセスを区別する方法は必ずしも明確ではないからである」。
- 5) このような観察を日本社会という特定の文脈において論じた文献は、Suzumura (1996a) である。だが、その様な観察は、より広い適用範囲をもつと考えられる。
- 6) 私人が独立した専門職にある場合でも、必要な限りで変更を加えるならば、以下の議論は十分成立する。
- 7) 独占禁止法と競争政策の性格と役割に関するこのような見解については、後藤晃・鈴木興太郎 (1999) において、日本の法と政策という特定の文脈で体系的に展開されている。
- 8) 独占禁止法と競争政策の目的は、私人たちが彼ら自身のライフ・チャンスを彼ら自身のリスクに応じて、等しく試すことを可能とする点にあるというわれわれの見解とは異なって、次のような見解も存在する。すなわち、独占禁止法と競争政策の目的は、独占を禁止することにより、消費者や小企業などの社会的に弱い取引行為者を保護することにある。市場の取引行為に関して、われわれが手続き的観点に立脚することに対して、彼らが帰結的観点に立脚していることは明白である。本稿は後者の立場に関してこれ以上、言及するものではない。
- 9) 本節は、伊藤、清野、奥野-藤原、鈴木 (1991)、小宮、奥野、鈴木 (1988)、鈴木 (1995; 1997; 1997a) において展開されている産業政策一般に関する、とりわけ日本の産業政策に関する、われわれの研究内容をもとに記述されている。

参考文献

- Arneson, R. J. (1989) "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies*, Vol. 56, pp. 77-93.
- Arrow, K. J. (1963) *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: John Wiley & Sons. (長名寛明訳, 『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977)
- (1987) "Arrow's Theorem," in Eatwell, J., Milgate, P., and P. Newman, eds., *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, Vol. 1, London: Macmillan, pp. 124-126.
- Berlin, I. (1969) *Four Essays on Liberty*, Oxford: Oxford University Press. (小川晃一他訳, 『自由論』, みすず書房, 1971)
- Dreze, J. and A. K. Sen (1991) "Public Action for Social Security: Foundations and Strategy," in Ahmad, E., Dreze, J., Hills, J., and A. K. Sen, eds., *Social Security in Developing Countries*, Oxford: Clarendon Press, pp. 3-40.
- Dworkin, R. (Summer 1981) "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 3, pp. 185-246.
- (Fall 1981) "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 4, pp. 283-345.
- (1987) "What is Equality? Part 3: The

- Place of Liberty," *Iowa Law Review*, Vol. 73, pp. 1-54.
- Fleurbaey, M. (1994) "On Fair Compensation," *Theory and Decision*, Vol. 36, pp. 277-307.
- (1995) "Equal Opportunity or Equal Social Outcome?" *Economics and Philosophy*, Vol. 11, pp. 25-55.
- 後藤晃-鈴木興太郎編 (1999) 『日本の競争政策』, 東京: 東京大学出版会。
- Gotoh, R., Suzumura, K., and N. Yoshihara (1999) "A Social Decision Procedure for Choosing Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper 99-1, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Harsanyi, J. C. (1955) "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Welfare," *Journal of Political Economy*, Vol. 63, pp. 309-321.
- Hayek, F. A. (1960) *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul. (気賀健三・古賀勝次郎訳, 『自由の条件』, 春秋社, 1986/87)
- (1976) *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, *The Mirage of Social Justice*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Itoh, M., Kiyono, K., Okuno-Fujiwara, M., and K. Suzumura (1991) *The Economic Theory of Industrial Policy*, San Diego: Academic Press.
- Keynes, J. M. (1972) "The End of Laissez-Faire," in *The Collected Writings of J. M. Keynes*, ed. by the Royal Economic Society, Vol. IX, *Essays in Persuasion*, London: Macmillan.
- Komiya, R., Okuno, M., and K. Suzumura, eds. (1988) *Industrial Policy of Japan*, San Diego: Academic Press.
- Lindbeck, A. (1988) "Individual Freedom and Welfare State Policy," *European Economic Review*, Vol. 32, pp. 295-318.
- Mill, J. S. (1859) *On Liberty*, London: Parker. Reprinted in *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XVIII, J. M. Robson, ed., Toronto: University of Toronto Press, 1977.
- Nozick, R. (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1994) "Rights, Welfarism and Social Choice," *American Economic Review: Papers and Proceedings*, Vol. 84, pp. 435-439.
- (1996) "Individual Rights and Social Evaluation: A Conceptual Framework," *Oxford Economic Papers*, Vol. 48, pp. 194-212.
- Pigou, A. C. (1950) *The Economics of Welfare*, Fourth Edition, London: Macmillan Press. (気賀健三他訳, 『厚生経済学』, 東洋経済新報社, 1953-55)
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979)
- Rousseau, J.-J. (1964) *Discourse on the Origin and Foundation of Inequality among Mankind* (English translation by L. G. Crocker), New York: Washington Square Press.
- Sandmo, A. (1990) "Buchanan on Political Economy: A Review Article," *Journal of Economic Literature*, Vol. 28, pp. 50-65.
- (1991) "Economists and the Welfare State," *European Economic Review*, Vol. 35, pp. 213-239.
- Sen, A. K. (1980) "Equality of What?" in McMurrin, S., ed., *The Tanner Lecture on Human Values*, Vol. 1., Salt Lake City: University of Utah Press. Reprinted in Sen (1982), pp. 353-369.
- (1981) *Poverty and Famine: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford: Clarendon Press.
- (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford: Basil Blackwell. (大庭健・川本隆史抄訳, 『合理的な愚か者』, 勁草書房)
- (1985) "Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984," *Journal of Philosophy*, Vol. 82, pp. 169-221.
- (1985a) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳, 『福祉の経済学——財と潜在能力』, 岩波書店, 1988)
- (1993) "Capability and Well-Being," in Nussbaum, M. C. and A. K. Sen, eds., *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press, pp. 30-53.
- (1995) "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 85, pp. 1-24.
- (1997) *On Economic Inequality*, Expanded ed., Oxford: Clarendon Press.
- (1999) "The Possibility of Social Choice," Nobel Lecture delivered on December 8, 1998, Stockholm.
- Suzumura, K. (1983) *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press.
- (1995) *Competition, Commitment, and Welfare*, Oxford: Clarendon Press.
- (1996) "Welfare, Rights, and Social Choice Procedures: A Perspective," *Analyse &*

Kritik, Vol. 18, pp. 20-37.

—— (1996 a) “On the Social Responsibility of Corporation under Competition,” in F. Neil Brady, ed., *Ethical Universals in International Business*, Berlin: Springer-Verlag, pp. 40-57.

—— (1997) “Industrial Policy in Developing Market Economies,” in Malinvaud, E., Milleron, J. -C., Nabli, M. K., Sen, A. K., Sengupta, A., Stern, N., Stiglitz, J. E., and K. Suzumura, *Development Strategy and Management of the*

Market Economy, Oxford: Clarendon Press, pp. 175-221.

—— (1997a) “Japan’s Industrial Policy and Accession to the GATT: A Teacher by Positive or Negative Examples?” *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol. 38, pp. 101-123.

—— (1999) “Consequences, Opportunities, and Procedures,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 16, 1999, pp. 17-40.

【コメント 1】

この二つの論文（サンドモ教授と鈴木教授の論文）は、何故、我々は厚生経済学に基づいて福祉国家プログラムを持たなければならないかということを経理的に明らかにした論文です。まずサンドモ教授の論文ですが、私がこの論文を読んで一番面白いと思ったのは、分配ないしは再分配を評価する時に二つの視点があると言われた点です。一つは個人内再分配ないしは所得平準化というような再分配効果、もう一つは個人間再分配効果、この二つを分けて再分配効果を考慮する必要があるということを明確にされたのがサンドモ教授の論文の一つの重要な貢献だと思います。政府が強制的に公的年金制度というのをつくり、若い時に強制的に貯蓄させ、そして貯蓄させた所得をもとに引退後に消費できるように所得保障をやるというのが、個人内再分配ないしは所得平準化です。このような公的年金制度はどこでもやられていますので、その様な制度を正当化する根拠というのは一体何であるかについてサンドモ教授は二つ程指摘されました。一つは民間保険市場の不完全性であり、他の一つは人々の非合理的、近視眼的な性向の存在です。それらが引き起こす問題（市場の失敗）を避けるために、政府が積極的に公的年金として貯蓄を強制的にさせるということが個人内再分配ないしは所得平準化の存在意義ということになります。

京都大学経済研究所教授 橋木俊詔

では、この二つの前提が成立しないとしたらどうなるかということをもっと私は考えてみたいと思います。市場の失敗が全然ない世界、あるいはすべての人たちが近視眼的ではなくて完全に合理的である、つまり自分の将来のことを考えて将来に備えて若い時に自分で貯蓄をする人ばかりの世界があると考えましょう。その場合には、公的年金保険制度というのは不必要になるのでしょうか。また、民間保険市場は完全ではないというのは当然なわけですが、政府が進んで民間保険市場の不完全性を除くことを行おうとしたら、この政策を福祉国家政策と呼んでいいのでしょうか。つまり、世の中から市場の失敗をなくし、全ての人々が合理的行動をとるようにすることもまた政府の政策として考えていいかどうかという話です。もし、そのような政策を政府が成功するのであればもう公的年金は必要なくなるかもしれません。しかしながら、その様に二つの状態を達成するためにはものすごいコストがかかり、政策の遂行にもモニタリングにもコストがかかるとなったら、政府はそれをあきらめて公的年金を意図的にやるというようなことがでてまいります。一体どちらの理由で国は公的年金制度を用意しているのでしょうか。

第二番目の質問は、いま我々先進諸国をみた場合、例えばアメリカにおいては、公的部門に年金を任せると非常に非効率性が高い、民間に運営を

任せた方が効率性の損失が少なく取引費用も少ないという意見がでています。代表的な経済学者の名前を挙げれば、フェルドシュタインあるいはコトリコフ、この二人を中心に公的年金の民営化が主張されております。しかしながら、例えば、ピーター・ダイヤモンドは、このコトリコフやフルドシュタインの議論には反対で、公的年金でやった方が運用費用の節約になると主張しております。この問題に関してサンドモ教授から何かご意見があればお伺いしたいと思います。私の知るところヨーロッパでは、あまり民営化がいわれておりませんので、なぜアメリカで民営化が盛んになってきたかということも一つ面白い視点ではないかと思えます。

三番目の質問は、サンドモ教授は異なる個人間の所得分配を正当化する理由として、個人の危険回避性向の違いないしは不平等への選好の違いというものを挙げられました。ところで、電通総研という日本の研究機関が国際価値調査というものを使って各国(US, UK, ドイツ, フランス, スウェーデン, 日本)の人達に、「あなたは競争社会志向を好みますか、それとも平等社会志向を好みますか」という質問をしました。その結果、競争社会を好むというのは圧倒的にアングロサクソン、すなわちアメリカ合衆国とイギリスでございまして60%以上が競争社会を好んでおります。平等社会を好むという人達のシェアが高いのは、ドイツが50%、フランスが50%、スウェーデンが40%でございまして。我々は日本に一番の関心があるのですが、競争社会を好むのは22%、平等社会を好むのが35.9%、どちらでもないと答えているのが42%です。はたして、この様な選好の違いというものが再分配効果にそのまま反映されていると考えていいのでしょうか。先ほどサンドモ教授は世界で一番、所得再分配政策が強いのはスウェーデンであるといわれましたがスウェーデンは意外なことに41%位の人しか平等社会を好んでいません。それはなぜでしょうか。そして、意外なことに日本はどちらでもないというのが一番高く、平等を好むの方が競争を好む人よりも多いのですが、どちらでもないという人が一

番多いのは我々日本人が非常にミステリアスな国民であることの証拠であるかもしれません。これに関して何かコメントをいただきたいところでございまして。

最後に、サンドモ教授は経済政策には常に効率性と平等性とのトレードオフがあると言われました。これはそのとおりであり、どちらを重要視するかというのは先ほど、私の示した各国民の選好の違いにも表れているかと思えます。労働供給に負の効果がある時には、効率性の損失が発生するというのがここでの考え方の鍵です。ところで、不思議なことに北欧は非常にこの弾力性が高いのです。税金を高くすると、あるいは社会保険料拠出が高くなると労働をやらないという選好が高まります。逆に日本の計測例を見てみますと、一部の既婚女性と高齢者を除いて特に男性に注目すれば、殆ど税金と社会保障の大きさというのは労働供給になにも影響を与えません。この点に関してサンドモ教授はどのようにお考えでしょうか。

次に鈴木教授のペーパーに質問させていただきたいと思います。一番目の質問は、鈴木教授は父親が三人の子供にケーキを分ける話をしましたが、二つのメソッドがあります。メソッド1は父が独裁者でないと成立しない世界ですが、手続きを重視する場合、はたして独裁者を決めるのはだれかという疑問が残ります。他方、メソッド2は子供三人に議論をさせて解決するというもので、偶々、子供たちは三分の一にケーキを分けることを決めたということでしたが、三分の一に分けることに子供の意見が合意しなかった時はどうするのかという疑問が残ります。

二番目の質問はセン教授が、機能や潜在能力、福祉などを考慮しないといけないと言われ、鈴木教授もそれに賛意を表しておられますが、私のように実証をやっている者にとっては所得・富を指標にとって比較を行うことすら難しい状況です。例えば国際比較で所得分配の比較というのは非常に難しく、富の分配に関しては殆ど不可能であるというような状況です。はたして、機能や潜在能力といった変数を一体どのように実証するのか、それらははたして実証にのるような概念かどうか。

三番目の質問は、社会保障サブシステムは労働者個人を対象とするのに対し、競争政策サブシステム、産業政策サブシステムは何を対象とするシステムなのでしょうか。鈴木教授が競争と言わ

れる時に、それは企業の競争を言っているのか、労働者の競争を言っているのか、その点をもう少し明瞭に区別された方が、各サブシステムのイメージが読者に伝わり易いのではないかと思います。

【コメント 2】

東北大学教授 川本隆史

セン教授は厚生経済学の流れや発展の可能性について、非常に明るい展望を述べて下さいました。インタビュアーからは、潜在能力アプローチのポイントについて、人々の福祉が今どれだけ達成されているかではなくて、福祉を達成する自由の度合いに注目する意義についての問いかけがなされました。この質問に対しては、貧しさから飢えている人と自分の宗教的ないしは政治的な心情で断食をしている人との違い、これは傍目から見ると栄養不足である点は同じなのだけれども、やはりそこには自由に選んだかどうかの重要な違いがあると述べられました。もう一つ、赤いシャツの例が出されました。これはいみじくも、鈴木さんが使った「ケーキを親が分けるか、当事者の娘3人で相談させるか」の例と殆ど同一なのですけれども、自分で赤い好きなシャツを買って着ている場合と他人から「おまえは赤いシャツが好きなんだろう」と買い与えられた場合とでは、結果的には好きな赤いシャツを着ているという状態は一緒なのですが、やはり重要な違いがあるという指摘でした。これは非常に大切な点だと思います。私は、この問題を福祉国家（日本の場合は憲法第25条がその運営の根拠となりますが）を私達が本当に自由に選択したのかという問題と結びつけて考察したいと考えます。

憲法25条に国民の生存権とそれを保証する社会福祉、社会保障、公衆衛生を国が保証する義務というのが謳われていて、そうした理念に基づいてこういう会議等もなされているわけですが、やはりどこか私達が本当に福祉国家を積極的

に選んだという気がしないのではないかと思います。国民国家というのは、実は毎日毎日人民投票をすることによってかろうじて成り立っている制度なのだ、いまからちょうど100年ぐらい前のフランスの文学者のアーネスト・ルナンが形容しています。「日々の人民投票」という、非常に面白い比喻で国民国家を捉えようとしているわけです。何かそれに近いような制度なり、仕組みなりで私達が福祉国家を毎日これが大事なのだという様に支えていく手続きをどう考えたら良いのでしょうか。センさんにはそのヒントがあります。センさんは、個人は自分の好みに敢えて反するような選択ができる、自分はこれを本当はしたいのだけれども、他人の苦しみを見て、あるいは正義感に駆られて別の選択ができるというのを「コミットメント」というふうに定義しています。はたして、どのようにして個人レベルのコミットメント、他人の福祉が大事だというコミットメントを社会的に集約したらよいのだろうか。教育が一つの手だてになると考えられるとは思いますが。

二番目は塩野谷さんの質問の出し方に少し文句を付けたいのですが、ベバリッジが社会保障というのを5人の巨人、欠乏・無知・病気・見ずぼらしさ・怠惰、そういうものに対する攻撃として社会保障を描いた、現在は6人目のジャイアントとして体の弱い高齢者へのケアというものが重くのしかかっていると説かれたのですが、そもそも高齢者へのケアを福祉国家が打倒すべき巨悪としてネガティブに描くだけで良いのだろうかという疑問を感じます。もちろんこれにはコストをどう負

担しあうかという厄介な問題がありますが、はたしてケアそのものに内在する価値は無いのでしょうか。ケアそのものの価値を見落としているために、世代間の公平性という問題、つまり各世代を一旦ばらばらにしておいて、自分達はこれだけ払ったのにこれだけしか戻ってこないという様な不満が出てくるのではないのでしょうか。むしろケアすることに関わる喜びはまったく無いのでしょうか。センさんが最後に自分の仕事は孤立してなされたのではなくて、特に経済学の伝統のおかげで可能となったことだと、つまり私たちは他人が居てくれたことが現在の私達を成り立たせているような世界に住んでいるのだ、ということを非常にしみり述べて下さいました。その様なチームワークとか協力、相互行為を通して感じるような喜びというものを発掘していかないと高齢者のケアを支え合おうとする場合に最初から出口が見えなくなってしまうのではないかと思います。

それと関連するのですが、個人の責任と社会的責任とのバランスをどのようにつけるかという問いが扱われました。それはいわゆる自己責任と社会からの保障の線引きをどうするかという問題でしたけれども、アメリカとイギリスの比喩に持っていきながらセンさんは少し答えをずらすような形で、その問題を個人の責任と社会の責任とのバランスという様に言い換えられました。時間の関係で言いつばなしになったのは仕方ないのですけれども、確かその二つの責任は結び付けることができるかと述べられたのです。では、どうやったら結び付けられるのかというのが、もしここにいらっしやればまっ先に聞きたい問題です。でもこれはここで皆さんと考えればいいでしょう。

それから、インタビュアーが世代間の正義というものにケイパビリティ・アプローチがどう答えられるかという質問を向けられた時に、最初にちらっと、非常に遠慮深く直接にケイパビリティ・アプローチではそういう世代間の問題には答えられないというように認められた上で、問題そのものが少しずい形で出されている場合もあると発言されました。これは世代を孤立させておいて、センさんの言葉を借りれば、互いの間の相互

行為の価値を一切認めないラショナル・フルの間で公平性を考えはじめると、解決が見えなくなるという主旨なのでしょう。つまり世代間の公平性をもう少しまともな形で立て直す場合にはイマジネーションが必要だと示唆されました。もっと豊かな想像力を発揮して問題を組み替えていく、つまり分配の効率性・公平性だけではなくてその社会をどのように再編成すれば、(例えばコンピューターなどの発達によって、お年寄りが働ける期間も段々と長くなっているという推測がありましたけれども、)高齢者の労働というものがよりハッピーになるかを考えないといけない、もっと想像力を駆使して考えなければいけないという主張には、私はとても励まされました。

フランスの哲学者のミシェル・フーコーが社会保障制度を再検討しようとする今までの概念装置だけでは収まりがつかない場合がある、もう少し社会制度の現場を広大な実験の場へと組み替えていく必要があるのではないかということ述べています。ちなみに隣りにいらっしやいます橘木さんが『日本の経済格差』(岩波新書)で累進消費税というユニークな提案をなさっています。この税制の実行可能性についてさまざまな反論があるのは承知の上で橘木さんは言われているのだと思いますが、これは真剣に取り上げる必要があるのではないかと思っています。それから雑誌『世界』の本年3月号に法政大学の金子勝さんと東京大学の神野直彦さんがそもそも社会保障という制度を中央政府だけでやろうとするから財源の問題とかいろいろなロス、あるいは非効率ということが起こってくるので、中央政府と社会保障を考える政府と、それから地方の政府という3つの政府体系に分けようとの提案をなさっています。つまり私達は福祉国家というとか一枚岩的な意思決定の主体、そこにやはり非効率が生じるとかいろいろな福祉を食物にするような問題が起こってくるという疑念にかられるのですが、むしろその一枚岩的な福祉国家という通念にとらわれないで、金子・神野さんのように少なくとも3つにばらしてみ、というアイディアは実験してみる価値があるのではないのでしょうか。

最後に、午前中のお話の中でやはり少し落ちていたなと思いましたがジェンダーの問題です。フェミニズムの方から「貧困の女性化」が指摘されています。実際、国レベルで比べていくとなかなか見えてこないのですが、そこにジェンダーの視点をいれると各国とも、特に先進国、途上国を問わずなのだそうです。貧困層のかなりのパーセンテージを女性が占めていると。この数字をどう是正していったらいいのか。あるいは高齢者の

ケアの介護者に女性がかかり動員されているという現実から、福祉国家の倫理的な基礎をジェンダーの視点から考え直す必要があるのではないかと思います。最後に、日本では、専門を異にする者同士が共通の土俵で議論しあう場がやはりまだまだ少ないと思います。今日のセミナーを一回限りのお祭りに終わらせないで福祉国家の倫理的な基礎を話し合う場が維持されるよう強く願っています。

【コメント 3】

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第2室長 後藤 玲子

アメリカでウェルフェア、福祉というと貧困線以下の低所得者への生活保障を意味し、一般の人々を広く対象とする年金などの社会保障とは区別されて受けとめられています。ところが、大統領選挙のたびに、今までの福祉は終わりにしようというスローガンが掲げられ、福祉改革が一般の人々の間でも活発に議論されてきました。その理由を考えることから話しを始めたいと思います。

先ほど、セン教授から指摘があったように、社会保障や福祉の問題というのは社会的価値に関する問題と非常に深く密接に関わっています。例えば、社会に対して貢献をしない人への所得移転を強制する根拠は何だろうか、福祉への依存的な傾向が世代間で継承されてしまうことを防げるだろうか、福祉は家族の機能をより崩壊させてしまうおそれはないのだろうか、といった社会的価値に直接関連する問題が福祉に関連して議論されています。今回のセミナーが福祉国家の経済と倫理というタイトルであるのは、単なる財政的な問題ではなく、その背後にあるこのような価値判断の葛藤の問題を捉えたいという意図があったからです。

鈴木先生のご報告で最も興味深かった点は、このような価値判断の対立の問題を具体的な社会システムと結び付けて論じて下さった点です。自由、責任、社会的弱者へのセーフティー・ネット、ル

ールの公正さなどの社会的価値を各々、最も実現しうる特性をもった諸システムと結び付けたいという観点から、問題を論じようとしているところです。さらに、鈴木先生のご研究で非常に独創的な点は、システムの特性を理解する際に、従来経済学では帰結・結果として社会的厚生がどれだけ高まったか、所得の不平等度がどれだけ是正されたか、という観点のみが提出されてきたのに対して、人間のウェルビーイング、よき生としての福祉にとって大切なものは何であり、それらを実現するためにはどのような手続きを踏んだらよいか、という観点をあらたに提出されているところにあると思います。

例えば、競争システムは、自分自身の立てた目標を、自分自身の置かれた経済的・個人的環境の制約条件を見据えて、これが本当に私の実現したいことなのだろうかと吟味しながら努力するという個人の自律的な営みを支える特性をもっています。ところが、個々人によってなされた自律的決定は、社会全体から見ると効率性の損失をもたらす場合があることを考慮するならば、個々人の自律的決定権の許される範囲はどこまでなのか、はたしてある種の権利は社会的損失との引き換えに守るべき価値をもっているのか、という問いを考

察する必要がでてきます。また、調整政策サブ・システムは本来、市場競争の失敗を補う役割をもつけれども、政府権力との密着・腐敗という問題を引き起こしやすい。それは何故かと考えると、市場の失敗を克服するという帰結的目標を実現する一方で、個人々が自律的な意思決定の努力を怠ってしまうようなシステム上の問題が潜んでいるのではないかという疑問が提出されます。

社会保障システムに関してはウェルフェア・フロードとウェルフェア・スティグマという言葉が出されました。ウェルフェア・フロードとは、個人の主体的行為の帰結を社会の責任として保障することによって、個人が自分の個人的な責任を全うする意思を失ってしまうおそれがあるという問題をさします。それとちょうど裏返しの格好にあるのですが、社会の保障を受けるということが本人の責任を放棄した証拠だというようにみなされるとき、自尊の念を喪失するような社会的レッテルが貼られ、本人もそれを感じてしまいます。それらの問題を解消するためには、一体どういう視点から社会保障システムを眺めなければならないだろうかという問題が提起されます。

この問題に関連して興味深いのは、先ほど橘木先生が平等と競争に対する人々の価値判断のアンケートを示してくれましたが、鈴村先生のお話の中では平等を目標とするという見解が出されなかったという点です。このような目標はセンのなかにも出てきませんでした。むしろ、センが平等という言葉を使ったのは、自由の平等という文脈です。結果に関する格差をなくすという意味での平等に関しては、センも鈴村先生も社会保障の目標としては出していません。この点が非常に面白いと思いました。おそらく社会保障の目標は、人々の羨望という感情、嫉妬という感情、格差に対する反感といったものをベースとして、それらをなくすために平等を達成することではないと思われます。鈴村先生が強調されていたのは、個人々が自分の目標を自分で立てて自分の制約条件の中で目標を吟味しながら、自分の力でその目標を達成しようと努力をしていくそのプロセスにおいて、機会がどれだけ保障されるかという問題、さらに

は、本人が自分の力で自分の目標を達成しようとする際に、本人の責任が及ばない様々な偶然的現象、生まれつきの偶然性や生きていく過程で起こってくる危険や災害などによってもたらされる影響を社会的にどう是正していくかという問題です。個人々が多様な目標を追求していく上で最小限共通に必要なとされるものがあるとしたら、それらを保障することこそが社会保障システムの特長、目標として考えられています。それはおそらくアマルティア・センにも通じる観点でしょう。

問題は最小限共通に保障しなければならないものとは何かですが、その内容を特定化するためには、所得という指標に視点を留めるのではなく、所得を利用して何を達成することができるかまで目を向けなければならないという指摘がセン教授、鈴村教授、サンドモ教授から共通して出されました。スタンダード・オブ・リビング、生活水準という言葉はサンドモ教授は使われていましたが、それは所得だけでは捉えられない人々の状態・アドバンテージを捉えようとする言葉であると思います。ある社会の人々に共通に保障すべき生活水準は何かと考える際には、単に私的に配分され所有されている所得だけではなくて、環境、安全、保健、教育、あるいはパーソナルな家族機能など、ひとのおかれている状態を総合的に判断しなければならないということです。そのような視点はセンの機能・潜在能力という概念と共通します。そして、相対的な格差が有るからそれを是正するのではなくて、各々の絶対的な状態が何かしら人間にとって不足しているというときに社会的移転が正当化されるという話であったと思います。

以上のような内容を踏まえた上で鈴村先生にお聞きしたい点は次のようなことです。個人の客観的状态の問題と価値判断とを区別したうえで、価値判断に関しては個人のいろいろな価値観の違い、多様性というのを大事にしなければならないというお話がセン教授にありました。はたして、どのような内容や水準の最小共通水準を福祉として保障すべきかという問題はまさに価値判断の問題ですが、この問題に関する人々の判断をどのように社会的に集約して一つの政策に結び付けていった

らよいのでしょうか。これは個々人の多様性を尊重する限り非常に大事で難しい問題になってくると思うのですが、社会的選択理論をずっとご専門とされてきた鈴木先生に、アローの不可能性定理を超えて、人々の多様な価値判断を集約していく方法があるのかどうかをお話いただければと思います。さらに、福祉国家の各システムと各社会価値とを対応させつつ問題を捉えようという鈴木先生の議論の枠組みからするならば、福祉として

何が大事かという問題は、実は、個人の自律的活動をシンメトリーに保障するメインシステム、ならびにそれを補完する競争政策システム、調整政策システム、社会保障システム等のシステム間のバランスをどう付けたいかという問題になると思いますが、これに関する個々人の価値判断を一体どのように社会的に集計したらよいのでしょうか。

回答と討論

【コメントへの回答】

アグナー・サンドモ：確かに、政府が政策を施行する中で民間の貯蓄、保険市場の完全性を目指すとすれば当然ながら、個人内の再配分という議論の余地は少なくなるであります。鈴木先生が想定されておられる仮説というのは福祉国家の一つの柱は競争の促進であるという点だと思えます。競争をより効率的に促すことができれば、また、資本や保険市場においても競争がより効率的に働くならば、これも福祉国家の政策の一種とみなすこともできるでしょう。

次に民営化について。競争原理の導入また分権化を行うということによりまして、マーケティングコストが高まります。民間の保険会社にとってのコストがかさむわけでありまして。もし保険が国民皆保険ということならば、保険会社は互いにシェアを奪い、そして一定の市場を対象にしてシェアの奪い合いをしているならば社会的な便益はそれほど感じられないはずで。他方、民間の保険会社が公的な機関よりもよりポートフォリオの資金運用の技術において長けているということは事実であろうと思えます。ただし、政府の運営するファンドの場合に年金受給者の長期的な利益ではなくて特定の利益団体の短期的な利益に国家の資金を引き入れようとする影響を受けるでありま

しょう。例えばペトロリウム・ファンドと呼ばれるものがあります。ノルウェイの政府はここ数年財政黒字がかなり積み上がってきました。これは北海原油の生産の税の徴収によるものであります。他方で、人口統計学的な危機が社会保障に影響を及ぼすのは確実です。そこで原油ファンドなるものを作りました。そのファンドの一つの運用の規定というのは国内株、あるいは国内の有価証券つまり株債権の運用はできない、あくまで外国株や債権に投資をするということでありまして。どうしてこういう規定を設けたのかと言いますと、国内の特定の利害に扇動されないようにするということでありまして。必ずしも年金受給者の利益にならないような国内の有価証券に投資しないように予め手を打ってあるわけです。これは民営化の一つの代替物になるのではないのでしょうか。

第三に、競争あるいは効率性に関する意識調査について。競争というのは資源の配分のシステムであり、そして平等性というのは基本的な価値観でありましてその2つを混同してはならないと思えます。ドイツそしてフランス、スウェーデン、そしてアメリカとイギリスのアングロ・サクソン系がより競争を好むということが数字から出てきたわけでありまして。その理由の一部は、アメリカ

の多くの人達は競争がある意味での機会の平等性のための手段、参入のための手段と考えているからです。競争が平等をより促すと。はたして競争と平等というのは反対概念なのかをまずは把握する必要があります。

第四に、労働の供給、それから高い税率になった場合の労働の意識について。労働供給に関して多くの実証研究がなされています。ノルウェイに限らず北欧の諸国でよく見られる典型的な結果というのは労働弾力性、男性の場合にはゼロに近いということです。ただ女性に関しての労働弾力性はかなり大きな数字になっています。これは男女の違いというわけではなくて女性は大黒柱になる場合が少なく、育児その他の時間をより多く割くという事情に因るものです。高い税率また再配分をするための税の労働供給への投影というのはそれほど直接的なものではないと思います。税率が高くなった場合に労働力が補する場合もあるでしょうが、その一方で累進課税のカーブが非常に急だと、個人の個別の環境を拡張して社会的に見れば、自分より所得の多い人には税金を多く納めてもらってもいいと思うかもしれません。したがって一般化することは難しいというのが主張したいことです。

第五に、私は、女性の社会参加率あるいは労働供給率が高まったことは福祉国家の原動力であると思います。女性の労働供給が増えるということは、女性が家庭の中で行っていた育児やあるいは年老いた両親の介護などの時間が割けなくなってくるわけです。そこで福祉国家は介護制度、育児制度を充実させておきまして、それがまさに女性の社会参画と裏腹の関係にあるわけです。

最後に、平等性を一般に語る時に所得の格差、あるいは不平等性だけに着目するということはややもすると目先をくらまされるという点を私も強調したいと思います。通常は年間所得、これは税務当局のものを使っていますが、税率からはじいた年間所得ということとなりますと制約を受けるわけです。私的な所得の配分よりも公共財、あるいは私的財の政府の配分、また、様々なボランティア機関などの要素を加味する必要があります。

所得だけではなくこういった所にも十分目配りをすべきでしょう。

鈴木興太郎：第一に、手続きの重要性に関連するケーキの分配の例についてですが、全く同じ例をもう少し社会科学的に興味のある問題に言い換えて私のポイントを確認しておきたいと思います。まず、中央計画当局が全ての情報を集めて資源配分を実行する、これが一つの制度的なオプションだと考えていただきたい。もう一つの制度的なオプションは、完全に競争的な市場経済において、人々が自分の持っている資源を自由に交換することによって、望ましい資源配分を実現できるというものです。さて、完全な市場経済において、人々が自由に自分の初期資源の取引をした結果として達成された資源配分は、人々が自発性を持って交換に参加して一番自分の状況を良くする努力をした極限状態でありますから、人々はそこから動くインセンティブを持ちません。次に、中央計画当局が全く同じ配分を強権的に指定したとしましょう。その際に、結果が同じだから二つの状況は同じであるかといえば、やはり違いがあるというべきだと思います。なぜならば、各個人が自分達の選択の権利を行使したというバックグラウンド・インフォメーションが、後者の場合は存在しないからです。また、次のような例が考えられます。皆様が自分のライフ・コースを振り返り、ベストな選択をして現在があるとお考えになったとしましょう。ここで、神様がライフ・チャンスをもう一回与えてくれ、他の人達には「今までいろいろ失敗をしたから今度はもう少し上手くやるように」と言い、皆様には「貴方は最善の選択をしたのだから選択の余地はもはやない」と言うとしたら、やはりこれには不満が残ると思うのです。たとえ既に、最適な選択がなされているとしても、選択すること自体に価値を認めること、そして選択の機会を平等に保障することが、自由、権利、機会に視点を置く考え方の基本です。

第二に、機能や潜在能力の概念は、所得とか富のように手触りが分かる概念に比べると、確かに非常に抽象的です。概念的には何か新しいことが

言えるにせよ、経験的な分析のために果たして何が言えるかというお尋ねにたいしては、2つの点を申し上げます。第一点として、概念の重要性が理解されて初めて、そのような概念を現実に対応させ、それを具体的に計測するインセンティブも出てくるのだと思います。ひとまず理論家がやるべき事柄は、新しい概念が切り口として本当に意味があることを示すことです。それが、科学の手順としては当然のことであると考えます。理論がはっきりしてきますと、それを実際に経験的に遂行するためには、データがどのようなものであって欲しいかという要請がはっきりしてきます。第二点として、実は経験的にも、潜在能力アプローチを用いて人間の福祉を分析しようという試みは、相当大規模な形で進行しています。例えば国連でやっている人間開発レポートは、経済発展は単に一人当たりの所得の増加という次元では捉え切れない、人間の潜在能力の発展・拡大こそが経済発展なのだという考え方を背景として、潜在能力の発展を数値的に捉える作業を行っています。セン自身も、『福祉の経済学』という1985年の講義録以降、ドレーズと協力しながら、ポリティカル・エコノミー・オブ・ハンガーという大きなプロジェクトに取り組んでいます。

第三に、競争政策とか調整政策というサブ・システムは、社会保障サブ・システムとはアグリゲーション・レベルが違うのではないかというご質問に対する私の解答は、競争とは、いろいろなレベルで我々の社会の中にいわば通底している仕組みだということです。われわれはいろいろな組織に同時に所属しています。われわれが所属する組織は整然と分割されているわけではなく、クロスし、それぞれの中で競争の構造を持っています。このような構造を、私は、フラクタル・ストラクチャー・オブ・コンペティションと称しているわけです。全体を大掴みに見たとき一つの競争がありますが、細部を拡大して見るとそこにもまた競争が再現され、それらをずっとたどっていくと個人に至るという構造が、われわれの社会の中での競争のイメージです。ところで、いろいろなレベルでの競争にはそれぞれに固有の失敗が起こりま

す。したがって、そのような失敗の様々なレベルに即して、それらをコーディネートするための公的メカニズムが必要となるわけです。そのようなメカニズムを設計し運営していくことは、福祉国家の重要な任務です。なぜならば、個々人の参加の権利や福祉に対する選択権を十全に行使できるような仕組みとして競争メカニズムを機能させるためには、このような失敗に対処することが不可欠だからです。ちなみに、産業政策サブ・システムという用語は既存の概念に引きずられる恐れがありますので、橋本先生にアクノレッジしつつ、調整政策サブ・システムと名前を変えようと思います²⁾。

第四に、個人の価値判断を社会的にどうやって集計するのか、社会的にどう集約し合意を作り上げていくのかという問題について。まさにこの問題に取り組むことを任務としているのが、社会的選択の理論という研究分野です。その中で、アローの定理は不可能性定理、つまり、多様な個々人の選好を民主主義的な手続きのもとで集計することは不可能であるというものですが、センは見事にその問題を解いたのです。アローの場合は情報的な構造が非常に限られていた。つまり、社会の善し悪しに関しては順序しかつけられず、何がどれだけ善いかという情報は一切ない。また、個々人はいわば全く孤立した存在であって、お互いの判断を通底するような情報的基礎はないというのが大きな制約になっていたわけです。さらにもう一つ、アローは実際に選択対象となっているものに関する情報のみが社会的意思決定に際して利用可能であるという、強い制約をおいています。ところで、社会の中に人と人をつなぐものが全くないというのは、社会の認識としてはやはり非常に不完全なわけであって、例えば人の立場に身をおくというかたちで、人と人との間にコミュニケーションの原理を入れてみようというのがセンの解決方法であったのです。

今われわれが問われているのは、潜在能力に関する人々の多様な評価をもとに、いかにして社会的な合意をつくるかという問題ですが、私はこのような問題の解決が不可能だとは思いません。な

ぜそのような楽観論をいうかという、だいたい理論家の解決がすぐに不可能性定理を作って悲観主義を蔓延させる悪癖がありますので、楽観的である義務があると思っいることは確かに理由の一つです。もう一つの理由は、仮に帰結主義者の他に非帰結主義者がいて、社会がその意味で多様であれば、アローの不可能性定理は解消できるという新しい研究成果があることです。したがって、アローのフレームワークにあっても、情報を拡大するならば楽観的な結論を得ることが可能になると考えています。他にも、長期間人々が相互行為を続けていくとしたら、個々人が合理的である限り、あるノルムの形成に合意することが均衡として達成されるという考え方もあります。ノルムの進化に関する研究ですが、これは甚だ長い時間の中での話であって、緊急の問題に関する合意形成に関しては、私自身は前者の研究により強い希望を抱いております。

【会場質問への回答】

アグナー・サンドモ：ヨーロッパ諸国における社会保障制度の改革の方向性に関する質問について。欧州における福祉国家の最悪の問題は失業率が大変高いということです。ヨーロッパにおける失業問題の発生というのは、一つのパズルともいえるわけです。というのは、失業率というのは景気循環の谷底において上がり始めたわけですが、景気循環が良くなれば失業率というのは改善されてきたわけです。これは、通常のサイクルだったわけです。ところが、ヨーロッパ諸国は最近ではどんどん失業率はただただ上がって行って、慢性化してしまったという状況です。10パーセント、12パーセントの水準でもう下がらないという状況が発生したわけです。これは、欧州諸国の福祉国家にとっては非常に大きなチャレンジであるといえますが、すべての国々が、高失業率の緩和を最大の課題として政治的に捉えているかに関しては、甚だ遺憾な状況があると思えます。北欧諸国、ノルウェーにおきましては、失業率は現在3、4パーセントということで例外的な状況に

あります。そして、景気循環の谷が1990年代初頭にきたわけですが、失業率はかなり高いところまで上がってしまいました。ですが、私たちの国の場合には景気が回復するとともに、失業率が改善されました。なぜ他の国々と違うのか、その理由は実ははっきりわかっておりません。

さらに、ヨーロッパの福祉国家にとっての今後の課題は、人口の高齢化、人口転換の問題です。国によっては非常に厳しい選択に迫られています。一方では長期的にこのような人口問題を解決しようとし、他方で若年者層に対して雇用創出をしたいという意向があり、矛盾が出ているわけです。イギリスにおいては、福祉から就労へのプログラムが実施されております。しかし、私の考えではよりよい政策としては、市場のパフォーマンスをより改善して、もっと政府の介入無しに若い人達の雇用の機会ができるようにするほうがいいと思います。というのは、福祉から就労へのプログラム、“Welfare to Work”のプログラムというのは、人々が自分の職業選択の自由を行使することができないという制約を加えてしまうからです。やはり、福祉国家においては職業選択の自由というのが現実のものとならなければいけないと思います。

鈴木興太郎：調整政策となるサブ・システムの中での競争の役割とは何かという質問について。調整政策サブ・システムのイメージとして、念頭に置いて頂きたいのは、ある種のパブリック・フォーラムの中で情報が集約され共有され、それを通じて人々の期待と人々のプランとがコーディネートされていくシステムです。ところが、協力とか協調に基礎を据える仕組みは、ほとんどそれと表裏一体に、腐敗や共謀を起こしやすいという望ましくない特徴を内臓しています。そこで、この仕組みの長所を生かしつつ、その欠陥をどのように避けるかが問題となるのです。ここでの私の提案は、ある種の客観的な指標を持ち込んで、参加者の間でコンテストを行うことです。それは市場競争の失敗を補いながらも、同時に人々の自発的な意欲を喪失させないための制度的工夫を意味します。

第二に、社会的選択論の理論的な利点とは何かという質問について。まず、コンドルセ、ボルダ、チャールズ・ドジソンらの先駆者達による「投票メカニズムに関する研究」と、アローやセン以降の「社会的選択理論」との違いについて説明しましょう。アローやセンが行った革新は、ある種の公理を前提としたうえで、それらの公理を満たす限りのルール全体を一つのクラスとし、そのクラスに関して問題を一般的に論じたことです。これは、社会制度の設計可能性という問題を考察する際に、新しい方法的視点を構成します。具体的な投票の方法あるいは具体的な市場のあり方を超えて、われわれがデザインできる限りのすべてのルール、すべてのメカニズムを一挙に理論的に検討することができること、これが社会的選択理論の大きなメリットであり、福祉国家の制度設計を論ずるうえでも重要かつ不可欠な視点を提示するものです。

第三に、成長や経済発展を促進すること、人々の福祉を改善するということは、同時に達成可能かという質問について。おそらくご質問の趣旨は、われわれが今日ここで語ったように人々の福祉を多元的に考えるとしたら、それは所得、富などの伝統的な意味での豊かさの増進と両立するとは限らないのではないか、ということであると思います。確かに、経済発展を1人当たりのGNPの増加あるいは所得の増進と捉えるならば、対立の様相が現れてくる可能性はあります。ところが、経済成長を人々の潜在的な選択の可能性の拡大のプロセスと捉えるとすれば、本来、人間の福祉の改善のためにこそ経済発展はあり、福祉の改善をすることが実は経済発展なんだという理解が得られて、そこには原理的な対立はないこととなります。このように、成長もやはり多元的な現象であり得るわけです。経済発展のイメージをもっと豊かにすべきだというのが私の考え方です。

川本隆史：コミュニタリアニズムの評価を聞かれたセンさんの回答への疑問・批判について。これは、権利や正義を言いはじめると個人がバラバラになってしまって、少ない資源をめぐる争

いが起こる、もっと利害関心の共同性みたいなどころから社会というものを組み直していかないとならないのではないかと、すなわち、いわゆる極端な個人主義に対してもう少し個人が共同体の中で生まれ育ち、人生を全うしていくというプロセスを大事にしようというご意見であると思います。ご指摘としては私は間違っていないと思うのですが、一つセンさんに成り代わってお答えすると、コミュニタリアニズムの評価に関して、センさんは自分自身の幸せだけ考えるのではなくてコミュニティーのことも考える点までは賛成できていると思います。ところが、特定のコミュニティーに留まり、それを越えた世界、自分のコミュニティーの外の人に対して非常に冷淡になってしまうことが危険なんだと主張します。特定のコミュニティーおよびヒューマニティーに帰属することによって豊かになっていく人間の可能性を両方見るべきではないかという発言であって、単にコミュニティーを危険視しているだけではない点に注目したいと思います。ウェル・ビーイングというものは、単に自分の幸せというだけではなく、他人の生活に影響を受けるものです。センさんは自分より恵まれない人がいることを知った時に、I am sorry about him という表現をしていました。何か自分よりも恵まれていない人がいることすまない気持ちになる、単に自分が恵まれているかどうかだけではなくて他人の暮らしを知る、ここを何か掘り起こしていけばまさしく福祉国家の倫理もかなり明らかになっていくのではないかと思います。

センさんがしばしば挙げられる例ですけれども、途上国で、特に独立後のインドですけれども、大規模な飢餓が起きなくなったのは、民主主義を採用したからなのだそうです。ある地域に飢饉が起こりそうになると、マスコミや野党が攻撃するので政府も重い腰を上げて飢饉対策を取らざるを得ない。ところがイギリスの植民地下のインドでは総督府に飢饉対策を敏速に取らせる政治的なプレッシャー、デモクラティックな政治過程が機能しなかったのが、ベンガル飢饉がそうだったわけですけれども、みすみす何百万の人がきわめて短期

に死んでしまった。しかし、地域的に見てもせいぜい人口の5パーセントぐらいの人々が飢饉の被害者であったのが、どうして民主主義がバックにあると、いわゆる多数派も巻き込んで飢饉を防ぎたいという目標が採用されるのでしょうか。やはり自分の暮らしぶりだけではなく、自分が暮らしている国で貧しくて道端で死んでしまうような人がいるということがいやだとか、そういう気持ちですね。そこからもう一回コミュニティーなりあるいは人間のつながりを見ていこうというのがセンさんの立場なのでしょう。それを特定コミュニティーで終わらせずにもっとグローバル、あるいはヒューマニティーと言ってもいいかもしれませんが、やはりそこまで鍛え上げていかないと、伝統やしきたりというところでコミュニティーが留まってしまうので、そこを何とか普遍主義の方に向かって突破しようというのがセンさんの努力ではないかと思っております。最近、人権概念はアジア的なものとは異質であるという議論に対して、センさんは精力的な批判をくりひろげています。おそらく何か伝統的なものを持ち出せば普遍的なものが斥けられるかのような思い込みに対して強い危機感を持っていらっしゃるので、コミュニティーに留まってはならないというところをあえて強調なさったんじゃないでしょうか。

アグナー・サンドモ：まず、経済成長は人々の厚生につながるかという質問について。定義の経済発展と経済成長というのは、平均所得の伸びをいいます。はじめに問われるべきことは所得格差が経済成長によって広がることはないかという点です。最も一般化した有名な事例というのはクズネッツ曲線です。サイモン・クズネッツというアメリカの経済学者は、経済発展段階の違う国々を調査すると、貧しい国が経済発展をするに当たって最初は不平等が広がり、そしてそれはじきに収まるといっています。先進国、ならびに低開発国を二つ比べた場合は、先進国の格差の方が少ないということが平等性においてはいえるわけです。他方、所得格差が経済成長に及ぼす影響については、キド・トラバーニとトルス・タン・グエッシ

ャー、スウェーデンの学者は、『アメリカン・エコノミック・レビュー』というよく知られた論文集の中で、実証的なデータによって不平等が成長の阻害要因になると主張しています。さらに、環境については、経済発展の進んだ状態では環境の劣化が叫ばれるわけですが、政策手段もまた多岐に広がることになりますので、それだけ手だても打てる点にも注意すべきです。

橋本俊詔：日本を福祉国家という観点からどう評価したらよいかという質問について。まず私の言いたいことは、日本はウェルフェア・ステート(福祉国家)ではなかった。政府も国民も、ヨーロッパ流のウェルフェア・ステートを願っていろいろな政策をやらうとしたんですが、オイルショック以降、それは全くの不成功に終わったということでございます。日本はウェルフェア・ステートではなかった、では、ウェルフェア・レベル(福祉水準)は低かったかといったら、必ずしもそうではない。理由が二つあります。一つは、日本は家族内で経済保障をしていたということが重要です。年老いた親を子供がサポートする、あるいは年老いた親を医療・介護の面で面倒を見るのは家族だというわけですから、必ずしも政府がやるのではなく、民間、プライベートに家族がやるというような意味でのウェルフェアはそんなに低くなかったということが第1点です。もう一つ、企業が代替していたということを忘れてはならないと思います。企業は社宅を用意し、医療保険や医療施設を用意し、その他にもいろいろなことをやっていました。しかしながら、時代は変わってまいりました。家族の間のサポートはだんだんなくなってまいりましたし、企業も福祉に対して消極的になってきています。今まで家族と企業がやってきたことを、国が代わってやる必要が出てきたということで、私はいよいよ日本がウェルフェア・ステートを目指す時期がやってきたのだと感じております。特にそれは世界の先進諸国を三つに分けた場合、アメリカとヨーロッパと日本を見た場合に、日本はヨーロッパ型のウェルフェア・ステートに向かう、もう徐々に向かっていますが、

向かう時期にきているという評価をしています。しかしながら日本においては、アメリカの影響も無視できないし、アメリカ型(すなわち自助努力型)を理想とする人も多い。となると私は、日本はヨーロッパ型に行くのか、アメリカ型に行くのか、要するに国がやるウェルフェア・ステートなのか、個人がやるウェルフェア・インディヴィジュアルリズム(福祉個人主義)なのかという選択を迫られているというように思います。

後藤玲子：潜在能力アプローチに基づく場合、所得再分配重視の制度設計にかえて、どのような制度設計が構想されるだろうかという質問について考えてみたいと思います。インタビューのなかでアマルティア・センは、たとえ社会保障システム、例えば失業保険が充実しているとしても、だからといって高失業率を放っておいていいのだろうかと言っていました。就労するという事それ自体がひとの機能・潜在能力を構成する重要な要素であるとしたら、それは社会保障制度によって代替できるものではないという意味であると解釈されます。

いまアメリカは「福祉から就労へ」という問題に取り組んでいます。福祉コストの削減がその一つの動機でした。ところが、福祉の受給者すべてに就労を保障しようとすると逆にコストがかかってしまうという問題が出てきているのです。むしろ、能力のある人たちにどんどん働いてもらって全体のパイを増やし、福祉政策をとり、所得再分配を行った方がコストは削減されるかもしれません。でも、就労するという事それ自体に価値があるとしたら、たとえコストがかかるとしても、人々の就労意欲をどのように促進するか、単に就労するだけでなく就労し続けることをどうサポートしていくか、という問題に取り組まなければなりません。アマルティア・センの話は現在のアメリカの福祉改革における苦渋と模索をよく捉えて下さっていると思います。

ところで、就労することを機能の一つとしてアマルティア・センは挙げていたわけですが、他にどのような機能をあげたらよいのでしょうか。機能とは、ある社会、ある文化的コンテキストのなかですべての人に最小限保障しなければならないような自立的な能力のことです。移動すること、栄養を吸収すること、ものを考え学ぶこと、対話することなどいろいろな例が浮かぶのですが、では一体、この日本の社会、いまの時代において何を機能のリストとして確定したらよいのかは非常に難しい問題です。セン自身も普遍的な理論で決して捉えられるものではなくて社会的コンテキストで考えなければならない、一部は政治的な優先性の問題であると言って結論は出していません。

ただ、機能という視点を提出することによって、今の失業がひとつの例ですが、社会政策を判断する際のアルキメデスの点、利益や効用などの帰結に先だってこれだけはまず守らなくてはならないというような倫理的基準を設定していこうという姿勢を喚起する点が、ケイパビリティ理論の非常に大事なところだと思います。

もちろん注意すべき点もあります。アルキメデスの点といっても、何かしら天から降ってきてこれぞ良い倫理だ、善だ、価値だと外から与えられてはどうしようもないので、鈴木先生がお話しになったように、社会の構成員たちの多様な価値判断をいかに集約するかが決定的に重要になってきます。その場合に人々が抱く価値判断というのは、単にデパートに行ってどういう財を買おうか、という判断とは違って、自分の利益を少し離れて形成するものであると思うのです。この社会において、いまの時代の日本において大切な、すべての人々に最小限保障すべき機能は何だろうかという、いわば自己利益から離れて社会全体を見渡するような立場から作られた一人ひとりの価値判断を上手に集計できれば、それは社会のアルキメデスの点、倫理的基準として提出することができると思います。



閉会の辞

塩野谷 祐 一

ありがとうございました。予定の時間が参りましたので、この辺でシンポジウムを締めくくられなければなりません。我々はこのセミナーにおいて、福祉国家における経済と倫理の関連について討論をしてまいりました。ここで規範的な道徳哲学・政治哲学の展開を俯瞰しておきたいと思います。福祉国家の基礎付けの理論として、影響力の強い画期的な貢献をしたのはジョン・ロールズの正義論であります。彼の立場は、経済成長や公共の福祉といったマクロ的基準やそれを達成するための効率性基準という立場を批判して、世の中の仕組みの公正さに焦点を置いたものです。20世紀の倫理学は規範的な議論をすることにためらいを感じ、方法論的な倫理学しかやっていなかったのですが、ロールズ以降、活発な規範理論の展開が始まりました。それ以後の倫理学は、ロールズの立場を受け入れるにせよ、批判するにせよ、彼の設定した土俵の上で議論をせざるを得なくなったわけです。

いくつかの代表的な立場を挙げてみますと、第一に自由至上主義（リバータリアニズム）が最も保守的なものでしょう。今日のパネリストの中にはそういう立場の方がおられなかったために、その主張はあまり出ておりませんが、リバータリアニズムは消極的自由と積極的自由の対立、自由と平等の対立、効率と公正の対立、個人の自立と国家のパターナリズムの対立といった対立原理の設定の下で、自由・効率・自律を強調し、福祉国家の再検討にあたっては小さい政府の確立を要求しております。代表的な人としてハイエク、ノージックらが挙げられるでしょう。第二に、潜在能力アプローチという、センの立場があります。彼も基本的には正義論の立場に立ちながら、福祉国家の基礎をロールズが考えたような所得や資源のタームではなく、資源と効用の中間にある人間

の生き方の選択という点に焦点を置いたものであって、重要なことは自由と平等との整合化をはかろうとしたことです。従来の政治哲学は自由と平等は対立するものと考えてきましたが、彼は自由というものも平等の主張の一つであると見なし、人間の生き方の選択における自由を主張したのです。第三に、共同体主義（コミュニタリアニズム）というのがあります。これは自由や権利の基礎、したがって福祉国家の基礎を共同体の連帯の倫理に求めようとするものであって、官僚的な統治をする福祉国家に対して、福祉の共同体をつくろうという主張を福祉国家論としてやっているわけです。最後に、フェミニストの倫理学があります。これは先程川本さんが触れられたことにも関連しますが、正義の理論を男性の倫理学とすれば、ケアの倫理学は女性の倫理学であるという挑戦をしているものです。

以上のような理論はそれぞれ強調点を持っているために、一見したところ互いに対立するようで見えます。しかし、それらは福祉国家の在り方について考慮されるべき重要な問題がどこにあるかということ、それぞれ違うところに焦点を置いて提起していると考えられるのです。対立する問題点については、本日の議論の中でも言われたように、民主主義を前提として国民が決着を与えると思います。つまり国民が積極的に公共的な議論に参加し、社会的な合意を形成しなければならないのです。民主主義の前提は、人々が社会的な決定に参加することですから、人々が正しい知識を持ち公正な判断をしなければなりません。先程橘木さんが提起してくれた日本についての謎めいた数字があります。つまり、平等か競争かということについて、どちらもよくわからないと答える人々が多いということは、実は福祉についての負担をすることはいやだが、給付を受けることは賛

成であるといった矛盾した立場の反映ではないかと思うわけです。政治の世界でも、しばしば高福祉・低負担といった非論理的な表現がされますが、そういうことはあり得ないのであって、高い給付を望むならば、高い負担をしなければならないのは当然です。ですからそのような認識が民主主義の基礎にならなければならないと思います。今回のシンポジウムでそういう認識を一層促進することができれば幸いであると考えます。

本日の5人のパネリストの方々には、大変な緊張の中を我慢強くお付き合い頂き、貴重なご意見を聞かせて下さいまして、誠に有り難うございます。皆さんからの拍手をもって感謝の意を表したいと思います。それと同じ意味で、あるいはそれ以上の意味を持って会場の皆様方には、長時間に

わたり熱心に我慢強くご聴講頂きまして誠に有り難うございました。最後に次の部分は、正確に翻訳してくれるかどうか判りませんが、見えないところで卓越した手腕でこのシンポジウムの運営を助けて下さった同時通訳の3人の方々に拍手を送り、感謝したいと思います。ではこれにて会議を終了致します。有り難うございました。

編者注

- 1) 最終稿においては「産業政策サブ・システム」(industrial sub-system)は「調整政策サブ・システム (coordination policy sub-system)」と変更されている。以下では特に必要のない限り、調整政策サブ・システムと記述する。
- 2) 注1参照。

出産・育児と女子就業との両立可能性について

山 上 俊 彦

I はじめに

日本の出生率は1973年以降、急激な減少を示している。合計特殊出生率は1973年の2.14から低下し続け、1997年には1.39となった。合計特殊出生率変動の要因分析結果は、この間の出生率低下の直接的要因が女子未婚率の上昇であることを示している¹⁾。女子未婚率上昇には晩婚化と非婚化があり、これらが最終的にどれほどの出生率低下につながるかは未だ不確定である。

一方、この間の夫婦の子供数は二人強と安定しており、合計特殊出生率低下の直接的な要因とはなっていないものの、この傾向が今後も続く保証はない。出産・育児と女子就業との間にはトレード・オフ関係が存在すると言われており、女子人的資本の蓄積が女子就業を促進して夫婦の子供数の減少につながる可能性がある。

出生率向上を直接の目的とする政策を実施することが困難な現状においては、出産・育児の障害を除去するという間接的出生率向上政策を模索せざるをえない。女子就業支援政策や男女の性別役割分業の見直しで出産・育児と女子就業の両立を図ったり、児童手当の増額で育児負担を軽減させて出生率を向上させようとする政策提言がなされている²⁾。

しかしながら、これらの家族政策が人口政策としてどの程度の効果を持つかについては未だ不確定な部分が多い。実証分析を伴った出生率向上政策を構築することは、データの制約もあり困難であるのが現状である。

本論では夫婦の出産・育児、就業についての個票データを用いて、出生率決定の経済的要因や出産・育児とフルタイム女子就業の関連を検証するとともに、間接的出生率向上政策の効果や、そのあり方について考察するものである。IIで出生率の経済分析の理論と過去の実証研究結果を概観する。IIIで用いたデータの概略を紹介し、IVで検証の枠組みを提示して、Vでモデル推定結果を示す。VIで育児休業取得の意思決定についての分析結果を紹介する。VIIではまとめと本論から得られた政策的含意を述べる。

II 出生率の経済理論と過去の実証分析

出生率の経済学的分析はBecker and Lewis (1973), Willis (1973) といった一連のシカゴ学派の理論で静学理論としての一応の完成をみた。

出生率の経済学的分析では家計も生産活動を行うとみなしたうえで、夫は家庭外での労働に、妻は家事労働にそれぞれ比較優位を持つという前提をおく。夫婦は子供をあたかも耐久消費財のごとくみなし、夫の所得が増えると子供の数を増やすか子供の質を向上させようとするため、子供の数と質はそれぞれの所得弾力性に依存して決定されることになる。

また妻の市場賃金は出産・育児の機会費用となる。従って妻の市場賃金が上昇すると出産・育児といった家庭内労働から家庭外労働への転換が進むという代替効果により子供の数は減少することになる。

Willis (1973) は、家計の効用関数と生産関数

から、妻の出産・就業・賃金は次のような同時決定の関係にあることを示した。ここでは夫の所得は外生的に所与であるとされる。

出生率関数 $F=f_1(Im, Wf, L, \dots)$

就業関数 $L=f_2(Im, Wf, F, \dots)$

賃金関数 $Wf=f_3(x, L, \dots)$

ここで、 F ：出生率、 L ：妻の結婚後の就業期間、 Wf ：妻の賃金、 Im ：夫の所得、 x ：妻の結婚時の人的資本水準である。このモデルは、妻が結婚後も就業して人的資本を向上させると、妻の賃金が上昇して子供数が減少するとともに就業期間が延長されること、逆に子供数が増えたと妻の就業が抑制されて賃金上昇が鈍ることを示している³⁾。

日本の出生率動向を経済学的に解明しようとする実証研究のうち個票データを用いたものとして Osawa (1988)、Dekle (1990)、松浦・滋野 (1996)、小川・金子・森田 (1996) 等がある。これらは基本的にシカゴ学派の静学理論、特に Willis (1973) のモデルに立脚したものである。

Osawa (1988) は「職業移動と経歴調査 (1975)」(雇用職業総合研究所) を用いて東京 50 km 圏内居住者の出生率関数を推定し、妻の賃金の上昇や学歴の向上は出生率を低下させるが、夫の場合は影響を与えないことを示している。妻の機会費用の上昇は出生率を低下させるが、それは非農林雇用者に見られる傾向であり、雇用者比率の上昇が出生率の低下に結びついているとしている。

Dekle (1990) は「老人意識調査 (1983)」(郵政省) を用いて出生率関数を推定し、妻の学歴向上が出生率を低下させることを示した。また夫の所得の上昇は、高所得階層では出生率を上昇させるが、低所得階層では出生率を低下させるため、全体ではその効果が不明確なものとなっている。

松浦・滋野 (1996) は 1989 年の「家計調査」と「貯蓄動向調査」(総務庁) を用いて、勤労者世帯の出産と就業の同時決定モデルを Bivariate Probit 分析で推定した。その結果、25～29 歳では就業と出産がトレード・オフの関係にあるが、35～39 歳ではトレード・オフ関係が見られない

ことを示した。また夫の所得の上昇は出生率を高めるため、育児補助は出生率上昇に有効であるとされている。

小川・金子・森田 (1996) は「職業移動と経歴調査 (1983)」(雇用職業総合研究所) を用いて賃金関数、出生率関数、就業関数を推定している。その結果、女子賃金の上昇は出生率を低下させるがそれは出生率低下の決定的要因ではなく、高学歴層の結婚、出産のタイミングの変化が重要になっていることを指摘している。さらに育児休業制度といった育児と就業の両立支援政策が出生率の上昇につながる可能性を示唆している。

III 使用するデータ

本論で検証に用いたデータは、1991 年 12 月に住友生命総合研究所が実施した「女性の就業と出産・育児の両立に関する意識調査」(以下「意識調査」) の個票データである。調査方法は、帝国データバンクの企業情報ファイルをもとに全国主要企業を上場・非上場の別、従業員規模別に層化し、従業員 500 人以上の企業 1,000 社を無作為抽出法で抽出した。次に企業の人事担当者を通して従業員とその配偶者(未婚者は本人のみ)に、就業状態・出産・育児等についての回答を依頼した。

調査対象となったのは、これら企業にフルタイム就業している未婚女子、既婚女子とその配偶者(子供のいる場合といない場合を含む)、これら企業にフルタイム就業している男子とその配偶者(非就業に限る)である。女子の年齢は 20 歳から 44 歳の間限定されている。それぞれ 2,000 組に回答を依頼したところ、回収率は 18.4%、20.2%、28.4%、19.1% であり、合計 1,721 組の回答が得られた。

実証分析にあたっては、対象を夫婦揃った者に限定し、回答に欠損値のあったものを除外したため、対象サンプル数は 1,050 となった。使用したサンプルの概要は表 1 のとおりである。調査の性質上、妻、夫ともに対象企業に就業している者と配偶者が対象企業に就業している者から構成されている。なお、居住地域については不明である。

表 1 データの概要

妻の年齢階層	サンプル数		就業者(人)		非就業者(人)		子供数(人)				妻の年間所得(万円)		妻の勤続年数(年)			
	専門・技術	管理	事務	販売	運輸・通信	技能・生産	サービ	その他	中卒	高卒	短大卒	4年制大学卒	就業者(子供有)	非就業者(子供有)	子供有	子供無
全年齢階層	77	12	530	16	4	32	16	7	15/22	372/529	179/307	128/192	125/326	45/368	82/356	
30~44歳	43	11	266	8	1	22	7	4	14/20	220/339	62/151	66/116	104/262	16/100	72/265	
妻の年齢階層	妻の職種別就業者数/人数(人)											親と同居(人)				
	夫が家事・育児に協力的(人)		夫の年間所得(万円)		妻が就業(子供有)		妻が就業(子供無)		妻が非就業		部屋数		年間住宅関連支出(万円)			
全年齢階層	114/326	153/368	107/356	523(184)	444(158)	592(189)	4.68(2.12)	91.50(74.47)	74.20(49.49)	ローン支払額	家賃支払額	就業者(子供有)	非就業者(子供無)			
30~44歳	84/262	33/100	75/265	549(184)	530(187)	641(184)	5.12(2.12)	96.66(77.02)	77.07(52.85)							

年齢階層	妻の勤続年数	年間(就業)所得		年間住宅関連支出	万円
		30万円未満	300万円~350万円未満		
20~24歳	22	1歳未満	0	275	25
25~29歳	27	1歳以上~幼稚園・保育所入園前	2	325	75
30~34歳	32	幼稚園・保育所	4	375	125
35~39歳	37	小学1~3年生	7	425	175
40~44歳	42	小学4~6年生	10	475	250
45~49歳	47	中学生	13	600	250
50歳以上	52	中学卒業以上	16	1,250	350

- 注) 1. 括弧内の数値は標準偏差である。
 2. 妻の年間所得と勤続年数の数値は就業している者についての値である。
 3. 妻の勤続年数は現在勤務している企業での年数である。
 4. 妻の学歴の4年制大学卒は大学院卒を含んでいる。
 5. 住宅関連支出額のうち持ち家に居住する者の分はローン支払額、賃貸住宅に居住する者の分は家賃支払額に計上した。
 住宅関連支出額の数値は支払っている者についての値である。
 6. 調査での回答区分と実証分析に用いた数値(中央値)は次の通りである。

IV 検証のためのフレームワーク

本論では Willis (1973) のモデルに基づき、「意識調査」の個票データを用いて出産・育児や女子就業の決定要因と両者の関連を検証する。個票データを用いて出生率関数、就業関数、賃金関数を同時推定することは困難であるので、第一段階として妻の就業と賃金の同時性を考慮した関数推定を次の方法で行う。

まず Heckman (1979) の二段階推定法に従って、妻の就業確率関数をプロビット分析で推定したのち、 λ 変数を説明変数として用いる賃金関数を推定する。

$$\begin{aligned} \text{就業確率関数 } J_f &= g_1(\text{AGE}_f, \text{GRADE}_f, \\ &\quad \text{Im}, \text{AGE}_c, \text{HOUSE}) \\ J_f &= 1 \text{ (妻が就業中)}, \\ J_f &= 0 \text{ (妻が非就業)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{賃金関数 } W_f &= g_2(\text{GRADE}_f, \\ &\quad \text{KEIKEN}_f, \text{JTYPE}_f, \lambda) \end{aligned}$$

ここで J_f : 妻の就業確率, W_f : 妻の賃金, AGE_f : 妻の年齢, GRADE_f : 妻の学歴, KEIKEN_f : 妻の当該企業での経験年数, JTYPE_f : 妻の職種, Im : 夫の所得, AGE_c : 子供の年齢, HOUSE : その他家計の属性, λ : ミル比の逆数である。

次に出生数関数を次のように設定し、トービット分析を行う。

$$\begin{aligned} \text{出生数関数 } \text{NC} &= g_3(\text{AGE}_f, \text{GRADE}_f, \\ &\quad \text{KEIKEN}_f, (W_f *), \text{Im}, \\ &\quad \text{HOUSE}) \end{aligned}$$

ここで NC : 子供数, $W_f *$: 妻の推計市場賃金である。賃金関数の推定結果から妻の市場賃金を推計することが可能となるため、市場賃金が生数に与える影響の検証が可能となる。

第二段階として出産・育児と女子就業とのトレード・オフ関係を検証する関数推定を行う。そのために次のような連立システムを想定し、Bivariate Probit 分析で推定する。

$$\begin{aligned} \text{出産選択関数 } F_1 &= h_1(\text{AGE}_f, \text{GRADE}_f, \\ &\quad \text{Im}, \text{HOUSE}) \end{aligned}$$

$$F_1 = 1 \text{ (子供有り)},$$

$$F_1 = 0 \text{ (子供無し)}$$

$$\begin{aligned} \text{就業確率関数 } F_2 &= h_2(\text{AGE}_f, \text{GRADE}_f, \\ &\quad \text{Im}, \text{HOUSE}) \end{aligned}$$

$$F_2 = 1 \text{ (妻が就業中)},$$

$$F_2 = 0 \text{ (妻が非就業)}$$

出産後1年程度の育児休業を取得することがその後の賃金に与える影響を検証することは、女子就業支援政策を評価するに当たって重要であると考えられる。「意識調査」では就業中で子供がいる者に対して、初子出産後1年以内の就業状況をたずねている。モデルでは出産直後の就業形態の相違がその後の賃金に与える影響について検証する。

出産・育児と女子就業がトレード・オフ関係にある場合、女子就業支援政策や男女の性別役割分業の見直しは、育児の機会費用を低減させるため出産・育児と女子就業の両立を可能にさせると言われている。「意識調査」では親との同居(親の性別は不明)の有無をたずねている。親との同居、特に母親との同居は妻の家事・育児を代替できるので、女子就業支援政策と同様の機能を有すると考えられる。また同調査では夫の家事・育児への協力度を妻にたずねている。夫の家事・育児に対する協力度が高まることは、家計行動における男女の性別役割分業構造が変化していることを示していると解釈できる⁴⁾。モデルでは、親との同居や夫の家事・育児への協力度が出産・育児と妻の就業に与える効果を検証する。

なお、「意識調査」ではサンプリング時点で妻についてはパートタイム就業という就業形態をサンプルから除外した。そのため、就業確率関数推定においては妻の就業形態はフルタイム就業と非就業の二者択一とせざるをえない。また、就業中の妻の年間所得については、「賃金構造基本調査」(労働省)の女子一般労働者給与支払い総額(全産業、全企業規模)とほぼ水準であるが、「意識調査」では給与水準の高い4年制大学卒や勤続年数の長い者の構成比率が高くなっている。

V 関数推定結果

1 第一段階推定結果

第一段階として、妻の就業と賃金の同時性を考慮した推定結果について検討する。二段階推定法による妻の就業確率関数と賃金関数、さらに夫の賃金関数推定結果は表2のとおりである。推定は全年齢階層について行っている。出生数関数の推定結果は表3のとおりである。推定は全年齢階層と30歳以上について行っている。

まず妻の就業確率関数推定結果①について検討する。妻の学歴をみると、短大卒は負で有意であり、4年制大学卒は有意ではない。この結果は高学歴が就業率を高めてはいないことを示している。この理由として、短大卒では家事・育児に比較優位を持つ者が多いため家庭内労働志向が強いこと、4年制大学を卒業することが必ずしも家庭外労働への比較優位を高めるものではないことが考えられる。

子供の存在は妻の就業に対して抑制的に働いていることが示される。特に育児を必要とする1歳未満の子供と保育所・幼稚園入園前の乳幼児のいることが就業抑制的であることを示している。親との同居を示す親との同居ダミーや夫が家事・育児に協力的であることを示す夫の協力度ダミーは、妻の就業確率に対していずれも正で有意なものとなっており、妻の就業を促進することを示している。住宅ローン返済額は正で有意となっており、住宅ローン返済のために妻が就業することを示している。

次に賃金関数推定結果について検討する。ここでは被説明変数として賃金の代わりに年間就業所得を用いた。「意識調査」では、就業所得について調査時点における年間分のみ調査されており、労働時間については調査されていない。しかし調査対象がフルタイム就業者に限定されているため、産業間・職種間の相違はあるものの、年間就業所得は時間当たり賃金率にほぼ比例していると考えられる。

妻の賃金関数推定結果①をみると、妻の学歴が

賃金に与える効果については、高卒を基準にとると中卒では14.8%低い、短大卒では9.2%、4年制大学卒では27.2%高くなり、高学歴は市場賃金を上昇させることがわかる。また現在勤務している企業での勤続年数(企業内経験年数)は年間2.5%、他企業での勤続年数あるいは専業主婦としての期間(企業外経験年数)は年間1.1%賃金を上昇させることを示している。

妻と夫の賃金関数推定結果を比較すると、定数項や学歴の効果は両者で殆ど差がない。これに対して企業内経験の人的資本向上度は、夫の場合逓減するものの妻のそれよりも大きい。このことは男女の賃金格差を考える時、OJTのあり方について考える必要があることを示している。

初子出産後1年程度の育児休業取得が妻の市場賃金に与える影響として、その間に技能が減耗していることが考えられる。賃金関数推定結果①では、就業中で子供のいない者を基準にとり、就業継続ダミーを用いて就業形態の相違が賃金水準に影響を与えているか否かを検証した。もう一つの影響としては、就業を中断したことに伴うその後のOJTの効率低下が考えられる。賃金関数推定結果②では、就業継続ダミーと企業内経験年数の交差項を用いて就業形態の相違が賃金カーブの傾きに影響を与えているか否かを検証した。

就業継続ダミー、交差項いずれも、休業せず仕事を継続した場合と、1年程度の休業をした者については、子供を持っていない者と比較して賃金に有意な差は与えていない。これに対して会社を一旦退職したり、出産当時仕事をしていない場合、賃金は大幅に低くなることが示される。このような結果は、出産後に1年程度の育児休業を取得することが人的資本の減耗につながらないことを示している。

就業確率関数推定結果②は、妻の賃金が就業確率に与える影響を検証するためのものである。妻の賃金関数推定結果①をもとに妻が最終学校卒業後、継続就業したと仮定した場合の年間推計所得を推計し、これを妻の推計市場賃金として説明変数に用いた。その結果は、妻の市場賃金が就業促進的に働くことを示している。

表2 就業確率関数と賃金関数の推定結果

	妻の就業確率関数 [就業=1] [非就業=0]			妻の賃金関数 1n(年間収入)		夫の賃金関数 1n(年間収入)
	①	②		①	②	
定数項	2.93210*** (6.969)	2.37700*** (5.468)	定数項	5.45700*** (235.340)	5.44930*** (235.340)	5.56090*** (133.876)
妻の年齢	-0.01312 (-0.979)	-0.04658** (-2.261)	学歴ダミー (中卒=1)	-0.14806*** (-2.680)	-0.13949** (-2.527)	-0.15479*** (-3.280)
妻の学歴ダミー (中卒=1)	-0.21243 (-0.669)		(短大卒=1)	0.09172*** (4.646)	0.09973*** (5.131)	0.11508*** (3.600)
(短大卒=1)	-0.47024*** (-3.983)		(4年制大学卒=1)	0.27164*** (12.353)	0.27581*** (12.560)	0.26872*** (13.361)
(4年制大学卒=1)	-0.07184 (-0.535)		企業内経験年数	0.02478*** (14.392)	0.02562*** (11.717)	0.04203*** (8.777)
妻の年間推計所得		0.00437** (2.290)	(企業内経験年数) ²			-0.00047*** (-3.201)
夫の年間所得	-0.00200*** (-6.422)	-0.00218*** (-7.080)	企業外経験年数	0.01052*** (5.346)	0.00761*** (4.481)	
子供ダミー (1歳未満=1)	-1.49010*** (-9.229)	-1.48100*** (-9.213)	職種ダミー (専門・技術職=1)	0.01129 (0.474)	0.01052 (0.440)	-0.00081*** (-0.038)
(1歳以上～幼稚園・ 保育所入園前=1)	-1.65800*** (-13.575)	-1.64280*** (-13.541)	(管理職=1)	0.18507*** (3.275)	0.17926*** (3.144)	0.12161*** (4.746)
(幼稚園・保育所=1)	-0.53835*** (-4.186)	-0.51974*** (-4.088)	(販売職=1)	0.03840 (0.788)	0.03905 (0.798)	-0.07550** (-2.161)
(小学1～3年生=1)	-0.77808*** (-5.821)	-0.73028*** (-5.546)	(運輸・通信職=1)	-0.05893 (-0.615)	-0.05078 (-0.528)	-0.10465** (-2.065)
(小学4～6年生=1)	-0.67107*** (-4.536)	-0.58054*** (-3.987)	(技能・生産工=1)	-0.06363* (-1.719)	-0.06161* (-1.657)	-0.09441*** (-2.831)
(中学生=1)	-0.61414*** (-3.676)	-0.62229*** (-3.777)	(サービス職=1)	0.15090*** (3.069)	0.16041*** (3.247)	-0.04145 (-1.164)
(中学卒業以上=1)	-0.37114* (-1.859)	-0.21483 (-1.105)	(その他=1)	0.15208** (2.109)	0.14002* (1.930)	-0.14543*** (-2.605)
同居ダミー (親と同居=1)	0.32773*** (2.774)	0.31967*** (2.730)	就業継続ダミーまたは 交差項(×企業内経験年数) (休業せずに就業継続=1)	就業継続ダミー -0.01347 (-0.562)	交差項 -0.00046 (-0.266)	
夫の協力度ダミー (夫が家事・ 育児に協力的=1)	0.17139* (1.666)	0.13943 (1.368)	(1年以内休業=1)	-0.00913 (-0.153)	-0.00299 (-0.667)	
住宅ローン返済額	0.00169** (1.989)	0.00158* (1.870)	(出産時に退職=1)	-0.12233*** (-3.001)	-0.01223** (-2.444)	
家賃支払額	0.00056 (0.461)	0.00054 (0.446)	(出産時は非就業=1)	-0.14150*** (-3.550)	-0.00934** (-2.165)	
			λ	0.07641*** (2.945)	0.06152*** (2.654)	
サンプル数	1,050	1,050	サンプル数	694	694	1,050
対数尤度	-453.89	-459.71	adj. R ²	0.408	0.417	0.415

推定方法) 妻の就業確率関数と賃金関数は二段階推定法、夫の賃金関数は最小二乗法による。

注) 1. 妻の就業確率関数の説明変数のうち、夫の年間所得は調査で回答した所得である。

2. 妻の年間推計所得は妻の学歴と最終学校卒業後、就業継続したと仮定したときの経験年数から求めた所得である。

3. 幼稚園・保育所の保育所とは、3歳児以上保育を示している。

4. 括弧内はt値。*は1%、**は5%、***は10%の棄却水準でそれぞれ有意であることを示す。

表3 出生数関数の推定結果

	全年齢階層		妻が30歳以上	
	①	②	①	②
定数項	-9.68470*** (-8.796)	-8.53390*** (-7.699)	-12.79300*** (-2.890)	-12.27700*** (-2.764)
妻の年齢	0.54708*** (8.052)	0.53237*** (7.773)	0.72757*** (2.990)	0.71235*** (2.926)
(妻の年齢) ²	-0.00738*** (-7.295)	-0.00711*** (-6.980)	-0.00960*** (-2.910)	-0.00937*** (-2.839)
妻の学歴ダミー (中卒=1)	-0.15497 (-0.683)		-0.09653 (-0.449)	
(短大卒=1)	-0.42072*** (-5.192)		-0.16593* (-1.729)	
(4年制大学卒=1)	-0.36055*** (-3.836)		-0.11660 (-1.111)	
妻の年間推計所得		-0.00472*** (-3.717)		-0.00139 (-1.003)
妻の企業内経験年数	-0.19442*** (-12.635)	-0.18811*** (-12.213)	-0.12975*** (-7.634)	-0.12729*** (-7.513)
(妻の企業内経験年数) ²	0.00739*** (9.409)	0.00721*** (9.141)	0.00443*** (5.282)	0.00436*** (5.202)
夫の年間推計所得	0.00244*** (4.399)	0.00248*** (4.475)	0.00137** (2.189)	0.00139** (2.245)
同居ダミー (親と同居=1)	0.07676 (0.845)	0.07211 (0.786)	0.09636 (0.986)	0.95425 (0.975)
夫の協力度ダミー (夫が家事・ 育児に協力的=1)	-0.03798 (-0.541)	-0.05408 (-0.764)	-0.04701 (-0.574)	-0.05262 (-0.642)
部屋数	0.11275*** (5.718)	0.11244*** (5.649)	0.09979*** (4.543)	0.09895*** (4.498)
住宅ローン返済額	-0.00017 (-0.310)	-0.00023 (-0.415)	-0.00061 (-1.068)	-0.00064 (-1.132)
家賃支払額	-0.00251** (-2.853)	-0.00241*** (-2.718)	-0.00171* (-1.685)	-0.00164 (-1.616)
σ	0.98396*** (34.444)	0.99351*** (34.414)	0.91513*** (31.023)	0.91698*** (31.021)
サンプル数	1,050	1,050	627	627
対数尤度	-1,200.30	-1,209.25	-809.72	-810.92

推定方法) トービット分析。

注) 1. 妻の年間推計所得は妻の学歴から求めた所得である。

2. 夫の年間推計所得は学歴と経験年数から求めた所得である。

3. 括弧内はt値。*は1%、**は5%、***は10%の棄却水準でそれぞれ有意であることを示す。

次に出生数関数推定結果について検討する。出生数関数推定結果①は説明変数として妻の学歴を用いたものである。妻の学歴は全年齢階層では短大卒と4年制大学卒共に負で有意となっており、

女子の高学歴化が出産を抑制しているように見える。しかし30歳以上では短大卒のみ負で10%水準で有意であるに過ぎない。これは女子の高学歴化は出産タイミングの遅れを招くが、その遅れは

30歳以降にある程度取り戻されることを示している。但し完全に取り戻されるものではないと考えられるので、出産タイミングの遅れが生涯の出生児数の減少につながる可能性がある。

出生数関数推定結果②は妻の学歴のかわりに妻の市場賃金を用いたものである。妻の市場賃金としては、最終学校卒業時の年間推計所得を用いた。これは就業・非就業を問わず学校卒業時に期待できる潜在的賃金水準を示すものである。学校卒業後の賃金水準は企業内経験年数で代理させるものとする。妻の年間推計所得は全年齢階層では負で有意であり、賃金が出産・育児の機会費用であることを示している。しかし30歳以上では有意ではなく、学校卒業時の賃金が機会費用を示すに十分でないことを示している。

妻の企業内経験年数は推定結果①②ともに、一次項は全年齢階層、30歳以上いずれの場合にも負で有意であり、二次項はいずれも正で有意である。ここから企業内経験年数が育児の機会費用を高めることと、その上昇度は逡減的であることが示される。この結果は、特に30歳以上では妻の学歴や学校卒業時の賃金よりも企業内経験年数が育児の機会費用を高めていることを示していると考えられる。

夫の所得としては、出生数を説明するには恒常的に期待できる所得が望ましいと考えて、学歴と経験年数から求めた年間推計所得を用いた。夫の所得は、推定結果①②ともに全年齢階層、30歳以上いずれも正で有意であり、夫の所得が増えると子供の数が増えること、つまり子供は上級財であることを示している。

この結果は、児童手当の増額が夫の所得を補填して所得効果を高め、子供数を増やせる可能性を示している。出生数関数推定結果から各変数の出生数へのマージナル効果を求め、平均値で評価した子供数の夫の推計所得に対する弾性値を計測すると、全年齢階層の推定結果①では0.851となる⁹⁾。この数値をもとに、合計特殊出生率を仮に1.5から人口水準を維持可能な2.1に引き上げるとするとき必要とされる児童手当額を求めると、夫の期待所得の47%相当額、つまり月額20万円

程度の児童手当が必要となる。

部屋数は全年齢階層、30歳以上いずれも正で有意となっており、住宅の規模が子供をもつことにとって重要な要件であることが示される。一方、住宅費用をみると住宅ローン返済額は有意とならない。これは住宅ローンを返済する家計は、その一方である程度の規模の家屋を保有しているからであると考えられる。しかし家賃支払額は全年齢階層では負で有意であり、賃貸住宅の場合、住居費の負担が出生を抑制、あるいは出産タイミングを遅らせていることを示している。

親との同居ダミーや夫の協力度ダミーは出生数に対していずれも有意ではなく、出生数に影響を与えていないという結果となった⁶⁾。

2 第二段階推定結果

第二段階として出産・育児と妻の就業の同時性を考慮した推定結果について検討する。連立システム推定結果は表4に示されるとおりである。推定は全年齢階層と30歳以上について行った。関数推定結果を個別にみると、出産選択関数、就業確率関数ともに第一段階での関数推定結果をほぼ追認したものとなっている。

出産選択関数と就業確率関数の同時性は ρ (誤差項の相関係数)の推定値で検証する。 ρ の推定値は全年齢階層、30歳以上ともに負で有意となっている。このことは出産・育児と妻のフルタイム就業が同時決定されるとともに、両者がトレード・オフの関係にあることを示すものである。

親との同居ダミーと夫の協力度ダミーは、全年齢階層でみると就業確率関数では正で有意となっており、妻の就業促進に有効であることが示される。30歳以上ではともに妻の就業に対して有意な影響を与えない。30歳以上で親との同居が就業に有意でないのは、この年代になると逆に親の面倒をみる必要性が生じることを示唆している。

連立システム推定結果からマージナル効果を求め、子供がいることを前提としたときの、妻の就業確率の親との同居と夫の協力度に対する弾性値を計測すると、全年齢階層ではそれぞれ0.0457, 0.0453とほぼ同程度の値となる⁷⁾。

表4 出産選択関数と就業確率関数の同時推定結果

	全年齢階層		妻が30歳以上	
	出産選択関数 [子供有り=1] [子供無し=0]	就業確率関数 [就業中=1] [非就業=0]	出産選択関数 [子供有り=1] [子供無し=0]	就業確率関数 [就業中=1] [非就業=0]
定数項	-8.81680*** (-6.403)	9.26260*** (6.761)	-20.06700** (-2.315)	17.98200*** (2.808)
妻の年齢	0.40433*** (4.639)	-0.49674*** (-5.840)	1.01390** (2.115)	-0.95965*** (-2.728)
(妻の年齢) ²	-0.00508*** (-3.774)	0.00717*** (5.628)	-0.01338** (-2.050)	0.01360*** (2.849)
妻の学歴ダミー (中卒=1)	-0.25461 (-0.737)	-0.05895 (-0.199)	-0.12540 (-0.332)	-0.19547 (-0.625)
(短大卒=1)	-0.15767 (-1.482)	-0.35502*** (-3.548)	0.13599 (0.811)	-0.52243*** (-3.826)
(4年制大学卒=1)	-0.30165** (-2.107)	-0.07885 (-0.655)	0.03024 (0.163)	-0.11604 (-0.784)
夫の年間所得		-0.00122*** (-4.990)		-0.00207*** (-6.537)
夫の年間推計所得	0.00284*** (3.694)		0.00298*** (3.095)	
同居ダミー (親と同居=1)	0.13568 (1.026)	0.18722* (1.721)	0.26381 (1.525)	0.10960 (0.852)
夫の協力度ダミー (夫が家事・ 育児に協力的=1)	-0.02895 (-0.304)	0.17787** (1.961)	0.02770 (0.189)	0.11670 (0.972)
部屋数	0.10776*** (3.952)		0.10304** (2.512)	
住宅ローン返済額	-0.00025 (-0.324)	0.00167** (2.156)	-0.00081** (-0.871)	0.00319*** (3.585)
家賃支払い額	-0.00130 (-1.141)	0.00246** (2.331)	0.00061 (0.467)	0.00174 (1.279)
ρ	-0.9778*** (-41.254)		-0.9589*** (-10.279)	
サンプル数	1,050		627	
対数尤度	-930.60		-565.35	

推定方法) Bivariate Probit Model.

注) 1. 夫の年間推計所得は学歴と経験年数から求めた所得である。

2. 括弧内はt値。*は1%、**は5%、***は10%の棄却水準でそれぞれ有意であることを示す。

出産選択関数では親との同居ダミーと夫の協力度ダミーいずれも、全年齢階層、30歳以上ともに有意性がなく、これらが出生率までも向上させていることは確認できない。

ここでの結果は、親との同居や男子が家事・育児に協力的であることが妻の家事・育児を代替してフルタイム女子就業を支援するものの、出生率

を向上させることまでは期待できにくいものであることを示している。

VI 育児休業制度の分析

育児休業制度は女子就業支援政策としての機能を有しており、出産・育児期の女子就業継続を促

進するものと考えられる。育児休業を取得するか否かの意思決定は、育児の機会費用が軽減されるか否かに依存する。つまり短期・長期の便益と費用の比較考量がなされる(OECD(1995))。

「意識調査」では調査の翌年(1992年)から育児休業法が施行されて満1歳未満の子供を養育する男女に育児休業が認められることに伴い、仮に自分が出産するとした場合の(就業していない妻に対しては今後就業を開始すると想定した上で)、育児休暇の取得意思の有無をたずねている。但し設問では就業継続することを前提としており、

出産に際して退職することは想定していない。休業期間中は無給であると想定した場合、無回答者を除くと育児休業を取得すると答えたのは就業者683人中318人(46.6%)、非就業者352人中271人(77.0%)となっている⁸⁾。

ここでは、回答者が調査時点における就業状態や周囲の環境を念頭において取得意思の有無を回答したと想定して、育児休業取得の意思決定プロセスを検証する。

想定される結果として、高学歴による育児の機会費用の高さは育児休業と直接の関係はないため、

表5 育児休業選択関数の推定結果

	全サンプル [取得する =1] [取得しない=0]		妻が就業者 [取得する =1] [取得しない=0]		妻が非就業 [取得する =1] [取得しない=0]	
	①	②	①	②	①	②
定数項	0.03028 (0.115)	-0.46929 (-0.982)	0.21859 (0.713)	-0.18236 (-0.324)	-0.19503 (-0.364)	-1.08700 (-1.143)
妻の年齢	0.00319 (0.360)	0.00126 (0.144)	-0.00714 (-0.665)	-0.00793 (-0.734)	0.01373 (0.767)	0.00671 (0.384)
妻の学歴ダミー (中卒=1)	-0.18964 (-0.592)		-0.14566 (-0.353)		-0.43186 (-0.867)	
(短大卒=1)	0.20142** (2.037)		0.10336 (0.845)		0.40564** (2.292)	
(4年制大学卒=1)	0.17150 (1.482)		0.13049 (0.931)		0.28664 (1.348)	
妻の年間推計所得		0.00257* (1.657)		0.00190 (1.010)		0.00475* (1.651)
妻の企業内経験年数	-0.06382*** (-9.332)	-0.06539*** (-9.663)	-0.04755*** (-4.622)	-0.04834*** (-4.740)		
夫の年間所得	0.00107*** (3.699)	0.00107*** (3.721)	0.00109*** (3.114)	0.00108*** (3.095)	0.00065 (1.155)	0.00082 (1.483)
同居ダミー (親と同居=1)	-0.27189** (-2.569)	-0.26842** (-2.539)	-0.42620*** (-3.319)	-0.42450*** (-3.308)	0.05701 (0.283)	0.05670 (0.283)
夫の協力度 (夫が家事・ 育児に協力的=1)	-0.03912 (-0.448)	-0.03254 (-0.373)	-0.06939 (-0.664)	-0.06942 (-0.664)	-0.04184 (-0.250)	0.00540 (0.033)
住宅ローン返済額	-0.00223*** (-2.974)	-0.00218*** (-2.911)	-0.00217** (-2.385)	-0.00214** (-2.353)	-0.00170 (-1.209)	-0.00183 (-1.316)
家賃支払額	-0.00010 (-0.101)	-0.00013 (-0.124)	0.00027 (0.226)	0.00029 (0.245)	0.00029 (0.134)	-0.00013 (-0.060)
サンプル数	1,035	1,035	683	683	352	352
対数尤度	-621.25	-622.62	-430.75	-430.93	-184.20	-186.32

推定方法) プロビット分析。

注) 1. 妻の年間推計所得は妻の学歴から求めた所得である。

2. 夫の年間所得は調査で回答した所得である。

3. 括弧内はt値。*は1%、**は5%、***は10%の棄却水準でそれぞれ有意であることを示す。

高学歴者の取得意欲が高いか否かは断定できない。企業内経験年数が長い者は、育児休業が就業/継続を可能とするためその重要性を認識して取得意欲が高まることと、逆に就業の一時中断に伴う賃金低下を危惧して取得しようとしなくなることの双方を想定できる。育児休業期間中は無給であると想定しているので、夫の所得が多いと育児休業を取得しやすくなると考えられる。親との同居や夫が家事・育児に協力的であることは、育児休業取得の必要性を低下させると考えられる。また、住宅ローンや家賃の支払いは就業の必要性を高めるので育児休業取得意欲を低下させると考えられる⁹⁾。

休業期間中無給と想定したときの育児休業取得意思の有無を被説明変数とし、本人の人的資本に関する変数と家計の属性でプロビット回帰させた育児休業選択関数の推定結果は表5に示される。推定は全サンプル、就業者、非就業者について行った。説明変数に妻の学歴を用いたのが推定結果①であり、妻の学校卒業時の年間推計所得を市場賃金として用いたのが推定結果②である。

まず、就業者の推定結果を検討する。妻の学歴や推計所得は有意ではない。これに対して企業内経験年数は推定結果①②ともに負で有意なものとなっている。勤続年数の長い者ほど育児休業を取得しようとしなないのは、一時中断せず継続就業することによる人的資本の蓄積を重要視していることによると考えられる。但し1年程度の育児休業は人的資本水準の低下を招かないことを考えると、就業者と企業側の経験年数と賃金の関係についての認識に相違がある可能性を示している。

夫の収入は正で有意なものとなっており、夫の収入が多いと育児休業を取りやすくなることを示している。住宅ローン返済額は負で有意となっており、住宅ローンがあると仕事を中断できないことを示している。これは夫婦の就業収入を前提としたローンを組んでいることによると考えられる。

同居ダミーは負で有意であり、同居する親がいることで育児休業取得の必要性が低下することを示している。その一方で夫の協力度は有意ではない。夫が家事・育児に協力的といっても家庭内の

力仕事といったことを行うことが多いと考えられる。夫には同居する親と同質の家庭内サービス、特に育児サービスは期待できにくいことを示している¹⁰⁾。

非就業者の推定結果は、機会費用を考慮した回答をしていないことを示している。このことが非就業者の育児休業取得希望の高いことに現れていると考えられる。

「意識調査」では休業期間中有給と想定すれば、殆どの者が育児休業を選択することが示される¹¹⁾。これは、休業期間中の所得保障が育児の機会費用を大幅に低下させることになるからであると考えられる。

VII ま と め

本論でのモデル推定結果は、出産・育児とフルタイム女子就業とのトレード・オフ関係や、間接的な出生率上昇政策の効果とその限界を示している。女子就業支援政策や男女の性別役割分業の見直しは、妻の家事・育児を代替してフルタイム女子就業を支援するものの、出生率を向上させることまでは期待できにくいものであることを示唆している。

児童手当増額により出生率を向上させることは可能であるが、現行水準を基準として増額した場合、その効果は微々たるものである。大きな効果を発揮させるためには現行給付水準や給付期間を根本的に見直す必要が生じる。また、児童手当額引き上げがいずれの家庭に対して出産の誘因となるかを判別することは難しいので、子供のいる家庭すべてに手当を支給する必要性が生じる。このように所得効果のみを通して出生率を大きく向上させるためには莫大な財政資金が必要となる。

家族政策は本来福祉目的の政策であるが、出生率向上効果が不明瞭なままで人口政策として実施すると、所期の目的とはかけ離れた結果をもたらす可能性がある。女子就業支援政策の実施に当たっては、就業継続による人的資本の蓄積を図ることを第一の目的とし、出生率向上は副次的な目標

としておくといった慎重さが求められる。また、男女の性別役割分業については、社会的通念としての固定的観念に基づいたものではなく夫婦間で比較優位に基づいた合意がなされたうえで成立していることであるとも考えられる。そうであれば、外部から容喙すべき問題ではないと言える。

育児休業制度は女子就業支援政策として継続就業を可能にさせる機能が期待できる。特に親と同居していない者にとって有利な制度であり、1年程度の休業は人的資本の減耗も招かない。しかしこのような政策の問題点は、育児休業中に所得補償が無い場合、家計の経済状況によって制度を利用しやすい者とそうでない者とが生じてしまうことである。

育児休業を取得しやすくするために休業期間中有給あるいは雇用保険からの所得補償率を高めるとすれば、育児休業を選択する者は飛躍的に増えるであろう。しかしながら、妻が専業主婦の世帯や独身世帯から妻が就業している世帯への所得移転が発生することになる。また、社会保険での恩典を認める場合、そのコストが誰に帰着するかといったことについての検討が加えられる必要がある。女子就業支援政策実施に当たっては、政策の便益が均霑するような配慮が必要であると考えられる。

一連のモデル推定結果から、住居の規模と子供数の間の比例関係が示されている。このことは住環境整備が出生率上昇に寄与することを示唆している。日本ではこのような生活基盤を充実させることが出生率向上に寄与するという意識が希薄である。人口政策としての家族政策に焦点が当てられる一方で、生活関連社会資本整備については忘れられがちである。出生率対策をより幅広い視点から議論することが必要である。

(平成11年2月投稿受理)

注

- 1) 厚生省(1996)「厚生白書」, p. 28.
- 2) 厚生省(1997)「少子化に関する基本的考え方について——人口減少社会、未来への責任と選択——」(人口問題審議会報告書)には、これまでに議論された出生率向上のための主要な政策提言がまとめられている。

- 3) Willis (1973) は、市場賃金が出生に与える影響について妻が就業中の場合と非就業の場合に分けて論じている。
- 4) 「意識調査」では家事・育児への協力度について夫にも質問しており、夫の自己評価と妻の評価はほぼ一致している。従ってこの協力度には客観性があると考えられる。
- 5) トービット分析のマージナル効果は被説明変数を Y , 説明変数を X としたときに、 $\partial E(Y|X) / \partial X$ で示される (McDonald and Moffitt (1980))。
- 6) 「意識調査」では老後の生活を何に頼るかをたずねており、子供に頼ると回答した者は子供を生産財と認識していると捉えることができる。このため生産財ダミーを用いて子供数に与える影響を検証した推定も試みたが、有意な結果はもたらされなかった。
- 7) Bivariate Probit のマージナル効果は被説明変数を Y_1, Y_2 , 説明変数を X としたとき、 $\partial E(Y_1|Y_2=1) / \partial X$ で示される (Greene (1997))。
- 8) 「女子雇用管理基本調査」(労働省)は育児休業制度のある事業所において出産した女子のうち育児休業を取得した者の比率を調査しており、1993年度調査では48.1%、1996年度調査では44.5%となっている。この結果は「意識調査」での就業者の育児休業取得希望比率とほぼ同じである。
- 9) OECD (1995) によれば、所得補償率の高い北欧で育児休業取得率が高く、補償率の低いフランスやオランダで取得率が低いこと、代替保育機関の少ないドイツとオーストリアでは取得率が高いことが示される。
- 10) 就業者については、職種を説明変数として追加した場合の推定も試みたが、職種間の有意な差は認められなかった。
- 11) 「意識調査」では、育児休業期間中有給・無給にかかわらず育児休業を取得しないと回答したのは、就業者の6.1%、非就業者の1.7%に過ぎない。なお、1995年度からは雇用保険の被保険者に対して育児休業中の所得補償として休業前賃金の25%相当額が給付されることとなった。

参考文献

- Becker, G. S. and H. G. Lewis (1973) "On the Interaction between Quantity and Quality of Children," *Journal of Political Economy*, Vol. 81, ss. 279-288.
- Dekle, R. (1990) "Equal Opportunity and Quantity and Quality of Japanese Children," *Journal of Asian Economics*, Vol. 1 No. 2, pp. 319-331.
- Greene, W. H. (1997) *Econometric Analysis*, Prentice Hall.

- Gruber, J. (1994) "The Incidence of Mandated Maternity Benefits," *American Economic Review*, Vol. 84 No. 3, pp. 622-641.
- Heckman, J. (1979) "Sample Selection Bias as a Specification Error," *Econometrica*, Vol. 42 No. 4, pp. 153-162.
- McDonald, J. and R. Moffit (1980) "The Uses of Tobit Analysis," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 62, pp. 318-321.
- OECD (1995) "Long-term Leave for Parents in OECD Countries," in *Employment Outlook*.
- Osawa, M. (1988) "Working Mothers: Changing Patterns of Employment and Fertility in Japan," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 51, pp. 623-650.
- Willis, R. J. (1973) "A New Approach to the Economic Theory of Fertility Behavior," *Journal of Political Economy*, Vol. 81, ss. 14-64.
- 大谷憲司 (1993) 『現代日本出生力分析』, 関西大学出版会。
- 小川恭子, 金子能宏, 森田陽子 (1996) 『育児休業制度等が雇用管理・就業行動に及ぼす影響に関する調査研究』, 日本労働研究機構。
- 小島 宏 (1995) 「結婚, 出産, 育児および就業」, 大淵寛編 『女性のライフサイクルと就業行動』, 大蔵省印刷局。
- 富田安信 (1996) 「再雇用制度が女性の賃金に与える影響」 『大阪府立大学経済研究』 Vol. 41 No. 4, pp. 91-105。
- 樋口美雄 (1994) 「育児休業制度の実証分析」, 社会保障研究所編 『現代家族と社会保障』, 東京大学出版会。
- 松浦克己, 滋野由起子 (1996) 「年齢階層別出産選択と既婚女子の就業行動」, 松浦克己, 滋野由起子 『女性の就業と富の分配』, 日本評論社。
- (やまがみ・としひこ
住友生命総合研究所主任研究員)

所得不平等化の背景とその政策的含意

——年齢階層内効果, 年齢階層間効果, 人口高齢化効果——

大 竹 文 雄
齊 藤 誠

I 問題意識

1980年代以降, 日本で所得分配の不平等化が進行していることは, 多くの研究で指摘されている(たとえば, [Tachibanaki, 1996], [大竹, 1994] 等)。しかし, 不平等化の進行とそれに関する政策的なインプリケーションの関係は, 所得の不平等化がどのような要因によって引き起こされているのかに依存しよう。不平等化の傾向が, 直ちに再分配政策の強化に結びつくとはいえない。

事実, いくつかの実証研究([高山・有田, 1996], [大竹, 1994], [Ohtake and Saito, 1998], [西崎・山田・安藤, 1998] 等)は, 最近の不平等化が主に人口の高齢化によって引き起こされていることを指摘している。賃金にかかわるさまざまな不確実性がすでに確定してしまっている高齢者層の方が, それらがまだ不確定である若年層より所得不平等度が高いのは自然である。人口高齢化の進行によってそうした階層の人口ウェイトが上昇していけば, 経済全体で所得分配が不平等化するのも当然の帰結であろう。換言すれば, 高齢化社会で不平等度がある程度高まるのは回避できないということもできよう。

しかし, 1980年代に所得の不平等の拡大が問題となったアメリカとイギリスでは, 人口の高齢化がその主要な要因であるとはされていない。たとえば, アメリカについては [Levy and Murnane, 1992], イギリスについては [Jenkins, 1995] が, 同じ年齢グループ内の所得格差の拡大がそれぞれの国の不平等化の原因であることを示

している。一方, [Deaton and Paxson, 1995] は, 台湾における不平等度の高まりは, 人口高齢化によってもたらされていることを示している¹⁾。

ここで注意すべき点は, 不平等化の要因のうち, 政策的に重要なインプリケーションをもつものは, 人口構成比率の変化という外生的な要因に起因するものではないということである。人口構成比率の変化による不平等度の上昇は, 各個人の生涯所得でみた厚生水準がなんら変化していないにも関わらず生じる可能性が高い²⁾。年齢階層別の視点からみれば, 年齢階層間で不平等度が高まったり, ある年齢階層内で不平等度が高まっているというファインディングの方が, 政策的に注意深い配慮が要請されよう。

本論文は, 上述のような問題意識に基づき所得分配の不平等化の要因を容易に分解できるような分析フレームワークを用いながら, 不平等化という現象がどの程度不可避的なものなのか, どの程度政策的な配慮が必要な要因によってもたらされているのかを分析していく。すなわち, 年齢階層別の要因分解の視点を導入しながら, 人口構成比率という外生的な要因とともに, グループ間の不平等度 (between-group inequality) とグループ内の不平等度 (within-group inequality) という2つの要因に分解していく。こうした要因分解は最近の実証研究でも注目されており, [von Weizsäcker, 1996] がヨーロッパ諸国について, [Ohtake and Saito, 1998] が日本について分析を試みている。また, シミュレーションに基づいた研究でも, [照山・伊藤, 1994] が外生的な要因による「見せかけ」の不平等度の変化と, 内生

的な要因による変化を注意深く峻別すべきことを示している。

II データと分析的フレームワーク

1 『所得再分配調査』について

本論文では、厚生省が1981年と1993年に実施された『所得再分配調査』の個票データを用いながら、1980年代から1990年代初頭にかけて所得不平等が上昇してきた背景を分析していく³⁾。『所得再分配調査』は、3年に一度『国民生活基礎調査』の付帯調査として厚生省によって調査され、調査年における所得、課税、社会保障の状況について詳細な情報を得ることができる⁴⁾。それぞれの調査は、調査前年の1年間の所得を調べているので、1981年調査は1980年の所得を、1993年調査は1992年の所得をそれぞれ調べていることになる。

ここでは、『所得再分配調査』もしくは『国民生活基礎調査』を用いた不平等度の実証分析に関する従来の研究を参照しながら『所得再分配調査』の特色を明らかにしていこう。まず、[Hayashi, Ando and Ferris, 1989]によれば、『全国消費実態調査』に比較して『国民生活基礎調査』では、高所得層や低所得層が多めにサンプリングされているためにサンプリング・バイアスが小さい(ただし双方の調査では平均所得は大きく変わらない)。『国民生活基礎調査』および『所得再分配調査』で相対的にサンプリング・バイアスが小さいのは、ランダム・サンプリングで選ばれた調査単位区内の全世帯を調査対象としているからである⁵⁾。

さらに、[大竹, 1994]は、日本の複数の世帯調査から算出される所得不平等度の推移を比較しながら、『所得再分配調査』の所得不平等度は、その水準が高いばかりでなく、1980年代における上昇率も際だっていることを示している。『所得再分配調査』の不平等度の水準が他の指標より高いことには次の3つの理由があると考えられる。

第1に、『所得再分配調査』では単身世帯を含んだ不平等度(たとえばジニ係数)を計算してい

るのに対して、他の世帯所得調査では「2人以上の普通世帯」について不平等度を算出している。特に、『家計調査』によって可処分所得の不平等度を算出する場合には、勤労者世帯の普通世帯(2人以上世帯)が用いられていることに注意が必要であろう。

第2に、前述したように『全国消費実態調査』に比べて『国民生活基礎調査』や『所得再分配調査』では、低所得者と高所得者がより正確にサンプリングされていることから、それらの調査の所得不平等度が『全国消費実態調査』のそれよりも大きくなる[Hayashi, Ando and Ferris, 1989]。この意味では、サンプリング・エラーの小さい『所得再分配調査』の不平等度の方が真の値に近いといえる。

第3に、『所得再分配調査』における「当初所得」や「再分配所得」が、『家計調査』や『全国消費実態調査』における「年間所得」、「課税前所得」、「可処分所得」と異なった定義を用いていることも、調査ごとに不平等度が異なるという結果をもたらしている⁶⁾。『所得再分配調査』では、「当初所得」と「再分配所得」は以下のように定義されている。

当初所得＝勤労所得＋雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得＋家賃・地代の所得＋利子・配当金＋仕送り＋企業年金＋退職一時金＋生命保険金＋損害保険金＋個人年金＋雑収入

再分配所得＝当初所得＋社会保険受取り(公的年金・生活保護等＋医療の現物給付)－税金－社会保険料

上の所得定義から明らかなように、『所得再分配調査』による「当初所得」の定義は、典型的な世帯調査である『家計調査』や『全国消費実態調査』の「課税前年間所得」の定義と大きく異なっている。たとえば、『家計調査』や『全国消費実態調査』では「課税前所得」に退職金、生命保険金、損害保険金が含まれていないのに対して、『所得再分配調査』の「当初所得」にそれらの項目は含まれている。「公的年金」の受け取りについては、『家計調査』や『全国消費実態調査』

では「課税前所得」に含まれているのに対して、『所得再分配調査』においては「当初所得」ではなく「再分配所得」に含まれている。また『所得再分配調査』では、医療保険による医療の現物給付(推定値)が「再分配所得」に明示的に含まれていることも大きな特徴であろう。

そこで本稿では、『所得再分配調査』の所得概念を『家計調査』の所得概念にできるだけ近づけるために、以下のような手続きによって「修正当初所得」と「修正再分配所得」を算出した。次節の実証分析では、『所得再分配調査』の定義に基づく「当初所得」と「再分配所得」とともに、こうして算出した「修正当初所得」と「修正再分配所得」もあわせて用いていく。

修正当初所得 = 勤労所得 + 事業所得 + 財産所得 + 公的年金 + 仕送り金収入 - 仕送り金支出 + 企業年金 + $0.055 \times$ (退職金 + 生命保険金)

修正再分配所得 = 修正当初所得 + 社会保険受取り (公的年金・医療の現物給付を除く) - 税金 - 社会保険料

先述したように、以上の修正指標作成は『家計調査』や『全国消費実態調査』の所得概念との対応を容易にすることが主たる目的である⁷⁾。たとえば、修正した「当初所得」では『家計調査』の「課税前年間所得」の概念に対応させるために公的年金は当初所得に含めている⁸⁾。また、「修正当初所得」には、退職金と生命保険は年金受取り分をそのまま加えることをせずに、年金受取り額に換算して加算している⁹⁾。医療現物給付は「修正当初所得」にも「修正再分配所得」にも含めていない¹⁰⁾。

ここで強調したいことは、本論文では、異なる所得概念によって不平等度の絶対的な水準にどのような違いが生じるのかを比較分析することを主たる目的とはしていないことである。次節で明らかかなように、本研究は、あらかじめ決めた所得概念について、不平等度の相対的な変化(時系列変化や再分配による変化)をもたらしている要因を特定することである。したがって、ここで「当初所得」や「再分配所得」とともに「修正当初所

得」や「修正再分配所得」を用いていくのは、時系列や再分配政策による相対的な変化に関して要因分解を行った実証結果の頑強性をチェックすることが主目的である。

2 分析的フレームワークについて

本論文では、上で議論した所得について不平等度を対数分散によって計測していく。対数分散に基づいた不平等度の計測は、次のような好ましい特性を備えているからである。

1. 恒常所得について永久的なショックに個人が直面しており、相対的危険回避度一定の効用関数のもとでは、所得についても、消費についても対数分散による不平等度の尺度が理論的に整合的である [Ohtake and Saito, 1998]。
2. 所得分配の文献で広く利用されるジニ係数による序列と似た不平等度の序列を示す [Deaton and Paxson, 1994]。
3. グループ間不平等度とグループ内不平等度への要因分解の手続きが容易である。

厚生省所得概念と修正所得概念について1歳刻みの世帯主年齢階層別データから以下のような統計量を求めて要因分析を行っていく。

1. 年齢階層別人口比率: $s_t = \{s_{tj}\}_{j=25}^{75}$
2. 年齢階層内対数所得分散: $\sigma_t = \{\sigma_{tj}\}_{j=25}^{75}$
3. 年齢階層内対数所得平均: $Y_t = \{Y_{tj}\}_{j=25}^{75}$

ここで t は年次を、 j は世帯主年齢をそれぞれ意味している。後に述べるように年齢階層は25歳から75歳までとしている。

[Ohtake and Saito, 1998] が示したように、上の統計量を用いて t 年次におけるサンプル全体の所得不平等度を対数分散 $\text{Var} \ln y_{it}$ で計測すると、以下のように経済全体の不平等度を分解することができる。ただし、 y_{it} は t 年における第 i 世帯の所得を示している。

$$\text{Var} \ln y_{it} = V(s_t, \sigma_t, Y_t) = \sum_{j=25}^{75} s_{tj} \sigma_{tj}^2 + \sigma_{tj}^2, \quad (1)$$

ただし、

$$\sigma_{\epsilon_i}^2 = \sum_{j=25}^{75} s_{ij} Y_{ij}^2 - \left(\sum_{j=25}^{75} s_{ij} Y_{ij} \right)^2.$$

上の(1)式は、サンプル全体の不平等度を右辺第1項と右辺第2項に分解できることを示している。より具体的には、前者は年齢階層内の不平等度が高まって全体の不平等度が上昇する効果を指している。一方、後者は年齢階層間の格差が広がって全体の不平等度が高まってしまふ効果を意味している。

上で展開した対数分散の分解を活用して1980年と1992年の間について、年齢別人口効果、年齢階層内効果、年齢階層間効果の3つの要因を以下のように特定していこう。

$$\begin{aligned} \text{年齢別人口効果} &= V(S_{1992}, \sigma_{1980}, Y_{1980}) \\ &\quad - V(S_{1980}, \sigma_{1980}, Y_{1980}) \end{aligned} \quad (2)$$

$$\begin{aligned} \text{年齢階層内効果} &= V(S_{1980}, \sigma_{1992}, Y_{1980}) \\ &\quad - V(S_{1980}, \sigma_{1980}, Y_{1980}) \end{aligned} \quad (3)$$

$$\begin{aligned} \text{年齢階層間効果} &= V(S_{1980}, \sigma_{1980}, Y_{1992}) \\ &\quad - V(S_{1980}, \sigma_{1980}, Y_{1980}) \end{aligned} \quad (4)$$

また、『所得再分配調査』が再分配前後の所得を計測していることから、1980年と1992年のそれぞれの時点について以下のように再分配の効果を年齢階層内効果と年齢階層間効果に分解する作業も行っていく。

$$\begin{aligned} \text{年齢階層内効果} &= V(S_{\text{再分配前}}, \sigma_{\text{再分配後}}, Y_{\text{再分配前}}) \\ &\quad - V(S_{\text{再分配前}}, \sigma_{\text{再分配前}}, Y_{\text{再分配前}}) \end{aligned} \quad (5)$$

$$\begin{aligned} \text{年齢階層間効果} &= V(S_{\text{再分配前}}, \sigma_{\text{再分配前}}, Y_{\text{再分配後}}) \\ &\quad - V(S_{\text{再分配前}}, \sigma_{\text{再分配前}}, Y_{\text{再分配前}}) \end{aligned} \quad (6)$$

III 分析結果

本節では、前節で展開したフレームワークに基づいた分析結果を報告していこう。ここでは、対数分散を不平等度尺度として用いるので、対数が定義できないゼロ以下の所得のサンプルは除外されている。1980年と1992年のいずれにおいても、

ゼロまたはマイナスの所得となる世帯数は全サンプルの約0.6~0.7%であった¹¹⁾。また、世帯主の年齢階層にしたがって1歳刻みの年齢階層別データを作成している。年齢階層内のデータ数が極端に少なくなる25歳未満の階層と75歳を越える階層はサンプルから除外しているため、それぞれの年齢階層には少なくとも40世帯のデータが含まれている¹²⁾。以上の基準でサンプルを選択した結果、分析に用いたサンプル数は、1980年で6789世帯、1992年で7938世帯である。

対象とした所得については、世帯当たりの所得を用いている。世帯データを取り扱う場合、世帯サイズの影響をコントロールする必要がある。たとえば、従来の実証研究では、世帯人員当たりの所得や、[Ruggles, 1990]が提唱したように家計の「規模の経済」を鑑みて世帯人員数の平方根当たりの所得を用いたりしている。本研究でも、これら2つの基準で世帯サイズをコントロールした所得を用いて計算を行ったが、世帯当たりの所得データと大きく異なる結果は得られなかった。したがって、以下では世帯当たりの所得データに基づいた計測結果だけを報告していく。

表1は、1980年と1992年の厚生省概念と修正概念についてサンプル全体の所得の不平等度を対数分散で計測したものである¹³⁾。いずれの概念についても、1980年から1992年にかけて不平等度が著しく高まっていることを表している¹⁴⁾。また図1から図4は、それぞれの概念について年齢階層別の所得の対数分散をプロットしたものである。いずれのプロットも、年齢とともに不平等度が顕著に上昇していくことを示している。

表2は、1980年代に不平等度が高まったことの要因を前節のフレームワークにしたがって、年齢別人口効果、年齢階層内効果、年齢階層間効果

表1 対数分散で計測した全体の不平等度

	1980年	1992年	変化分
厚生省当初所得	0.5439	0.7275	0.1837
厚生省再分配所得	0.3794	0.6056	0.2263
修正当初所得	0.4227	0.6045	0.1819
修正再分配所得	0.3559	0.5488	0.1930

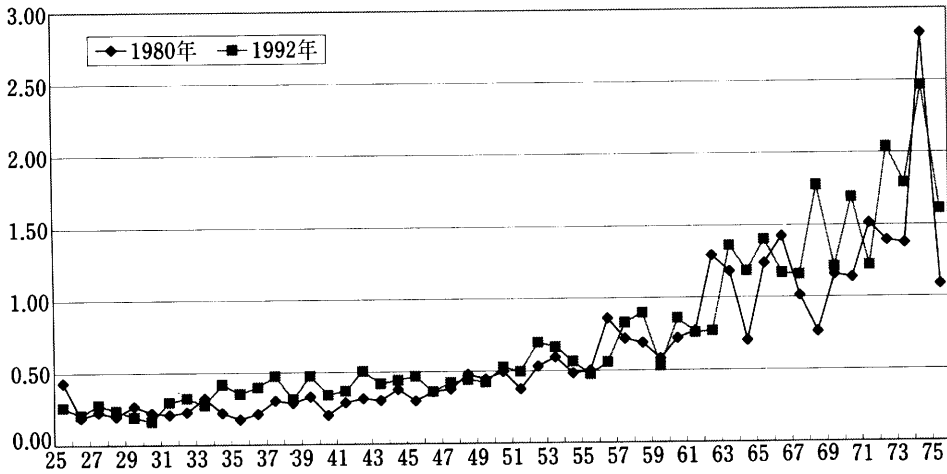


図1 年齢階層別対数分散・厚生省当初所得

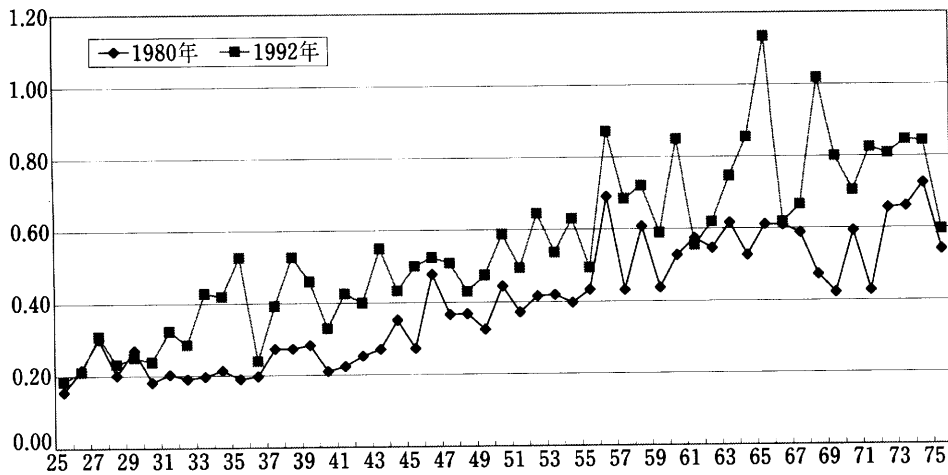


図2 年齢階層別対数分散・厚生省再分配所得

に分解した結果を報告している。表には各々の要因の貢献度を計算しているが、貢献度の合計が100%にならないのは、年齢別人口効果と他の2要因とのクロス効果が捨象されていることと、対数不平等度の尺度が年齢階層別対数平均について非線型になっていることを反映している。

厚生省概念によれば、当初所得について年齢別人口効果の貢献度は4割弱で、年齢階層内効果の貢献度は4割強である。年齢階層間効果は1割強である。修正概念の当初所得では、年齢階層内効果がいっそう強まる。また、再分配所得について

は、年齢階層内効果が顕著になり、年齢別人口効果や年齢階層間効果が弱まっている。

年齢別人口効果がサンプル全体の不平等度を高めてきたのは、この間に人口の高齢化が進行し、不平等度の高い中・高齢者階層のシェアが上昇してきたことが影響している。一方、年齢階層内効果による不平等度の高まりは年齢階層内の不平等度が高まったことを反映しているのであるが、図3で明らかなように、特に若年層や中年層で階層内不平等度が上昇している。

以上の結果を [Ohtake and Saito, 1998] が

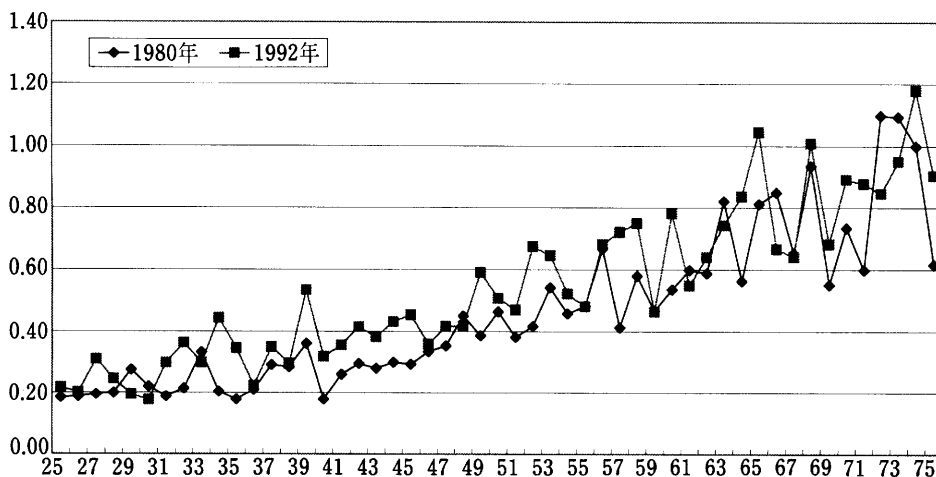


図3 年齢階層別対数分散・修正当初所得

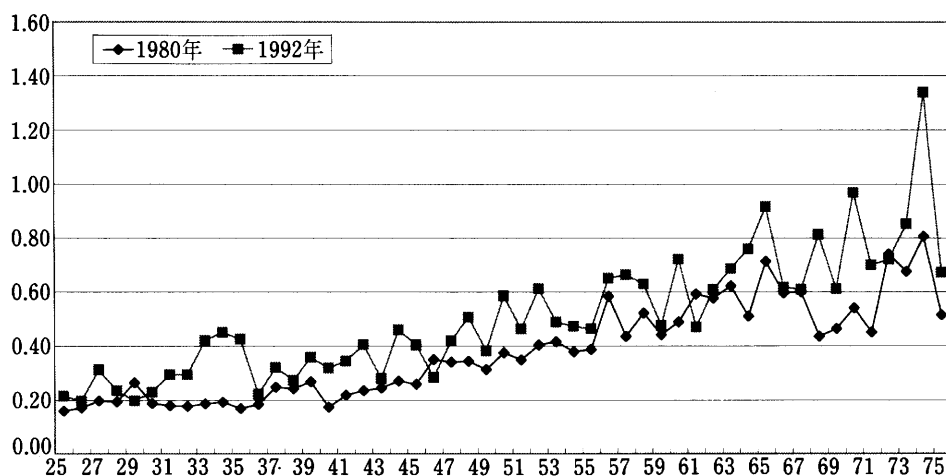


図4 年齢階層別対数分散・修正再配所得

『全国消費実態調査』の1979年調査と1989年調査の年齢階層別データで行った研究と比較してみよう。彼らの研究は理論モデルとの整合性から所得ではなく消費について不平等度の分解を行っているが、年齢別人口効果の貢献度が5割と高い。ここでの所得不平等度に関する分析結果が人口高齢化の影響を低めに計測していることについては、以下のような理由が考えられる。

1. 各期の消費のばらつきは恒常所得の不平等度を表し、その期の所得の不平等度と直接関連する理由はない。所得の不平等度の実証結

果と消費の不平等度の結果が異なるのは、むしろ自然なファインディングといえる。

2. [Ohtake and Saito, 1998] が報告している消費不平等度の年齢プロファイルは、40歳代で急激に不平等度が高まることを示しているが、彼らの研究の所得不平等の年齢プロファイルも、ここでの所得不平等度のそれも、年齢とともになだらかに上昇している。この両者の違いを反映して、1980年代を通して50歳代、60歳代の人口構成比が高まったことの影響が、消費不平等度の方にいっそう顕

表2 所得不平等度への年齢別人口効果, 年齢階層内効果および年齢階層間効果 (1980年と1992年の比較)

	全体の不平等度の変化	年齢別人口効果	年齢階層内効果	年齢階層間効果
厚生省当初所得 貢献度	0.1837	0.0729 39.7%	0.0809 44.0%	0.0244 13.3%
厚生省再分配所得 貢献度	0.2263	0.0431 19.0%	0.1572 69.5%	0.0147 6.5%
修正当初所得 貢献度	0.1819	0.0598 32.9%	0.0884 48.6%	0.0257 14.1%
修正再分配所得 貢献度	0.1930	0.0460 23.9%	0.1184 61.4%	0.0212 11.0%

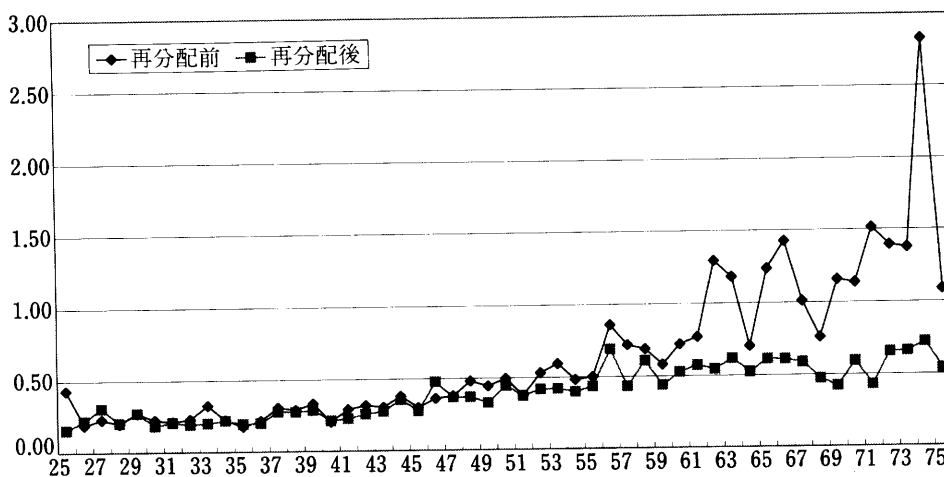


図5 年齢階層別対数分散・厚生省所得再分配前後(1980年)

著に表れたといえる。

3. 技術的な問題であるが, [Ohtake and Saito, 1998] では, 年齢階層内の不平等度を年齢効果とコーホート効果に分解した上でコーホート効果をコントロールした年齢別人口効果および年齢階層内効果の影響を計測している。ここでは, 年齢効果とコーホート効果の分解を行っていないので, 年齢階層内効果についてコーホート効果を正しくコントロールしていない。

次に, 再分配の効果を年齢階層内効果と年齢階層間効果に分解していこう。図5と図6は, それぞれの所得概念について各年次ごとに年齢別の不平等度が所得再分配によってどのように低下したのかをプロットしている。また, 図7と図8は,

所得再分配前後で年齢階層間で平均所得格差がどのように変化しているのかを表している。表3は再分配効果を分解した結果を報告している。貢献度について総和が100%にならない理由は, 前述と同様に対数不平等度の尺度が年齢階層別対数平均について非線型になっているからである。

表3の結果で特徴的なことは, 所得再分配による不平等度の低下は, 1980年にはほぼ年齢階層内効果によってもたらされていたが, 1992年には年齢階層間効果による貢献度が高まってきたことである。厚生省概念ではその傾向がますます顕著で, 年齢階層間効果の貢献度が1980年には14%だったものが1992年には35%にまで上昇している。

図7は所得再分配前後で対数所得の平均が年齢

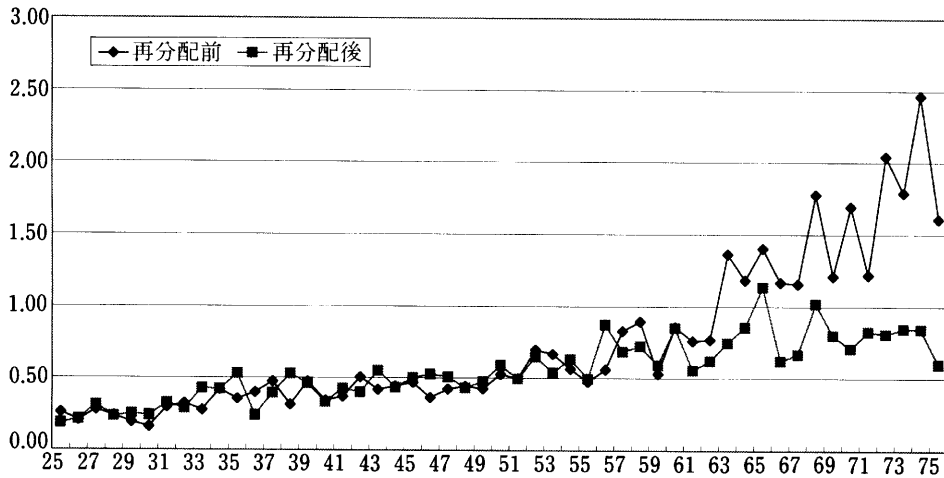


図6 年齢階層別対数分散・厚生省所得再分配前後(1992年)

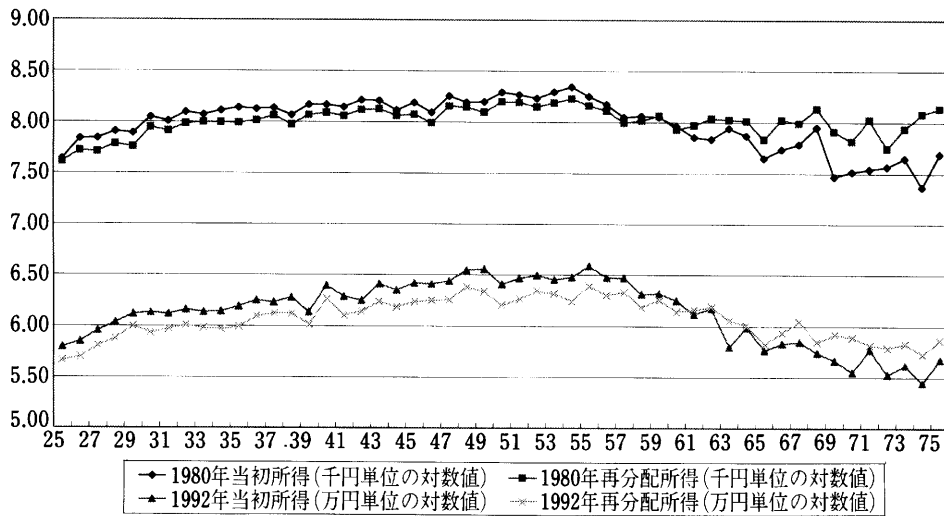


図7 厚生省所得概念による年齢階層別対数所得の平均

階層別にどのように変化したのかをプロットしたものであるが、年齢階層間効果の貢献が高まった背景をヴィジュアルに示している。すなわち、1992年には若年、中年層において租税・社会保険料負担の度合いが高まり、若・中年階層の所得水準と高齢者階層の所得水準の格差が縮まったことが、年齢階層間効果の貢献度を高めたといえる。この分析結果は、表2の分析結果で1980年代を通じた不平等度の上昇に対する影響が、再分配所得の年齢階層間効果で引き下がっていることとも対応

している。

以上まとめると、最近の再分配政策の不平等度低減効果は、年齢階層内の不平等度を低めることとともに、若・中年階層の租税・社会保険料負担の上昇を通じて年齢階層間の格差を縮めるという形でももたらされているといえる。いいかえると、再分配政策が世代間の所得分配にいつそう関与してきている。

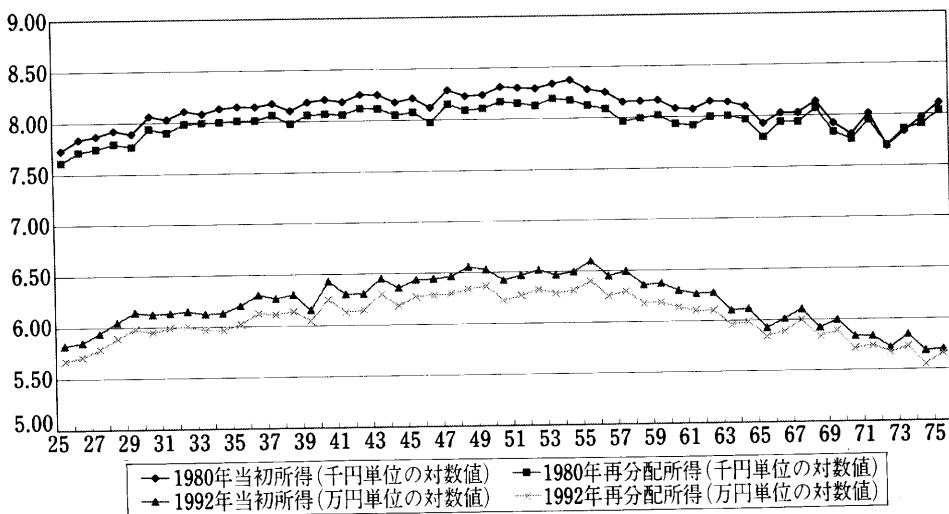


図8 修正所得概念による年齢階層別対数所得の平均

表3 所得再分配による不平等度の変化への年齢階層内効果と年齢階層間効果

	再分配による不平等度の変化	年齢階層内効果	年齢階層間効果
厚生省所得 (1980年) 貢献度	△ 0.1645	△ 0.1425 86.6%	△ 0.0237 14.4%
厚生省所得 (1992年) 貢献度	△ 0.1219	△ 0.0974 79.9%	△ 0.0427 35.0%
修正所得 (1980年) 貢献度	△ 0.0668	△ 0.0630 94.3%	△ 0.0042 6.3%
修正所得 (1992年) 貢献度	△ 0.0557	△ 0.0437 78.5%	△ 0.0119 21.4%

IV 政策的なインプリケーション

1980年代の経済全体の所得不平等度の高まりは、人口高齢化という（経済システムにとっては）不可避的な要因で高まってきたとともに、年齢階層内で所得のばらつきが広がってきたことも大きく影響している。それに対応して、再分配政策は年齢階層内の所得不平等度を低めるという政策効果をもたらしてきた。しかしながら、最近では再分配政策が世代間の所得再分配にもいっそう関与しながら、世代間の所得格差を縮めること（若・中年階層の租税・社会保障負担をいっそう高めること）を通じて経済全体の所得不平等度を

低下させてきている。

以上の結論は、再分配の前後について経済全体の不平等度と比較することが、必ずしも再分配政策の効果を正しく伝えていない可能性を示唆している。冒頭でも述べたように経済全体の不平等度を高める要因のうち、人口高齢化の影響については不可避的なものだといえよう。したがって、人口高齢化によって経済全体の不平等度が高まったとして、即座に再分配政策の強化が要請されるわけではない。

一方、年齢階層内の所得格差が広がってきたことに対しては、再分配政策によって年齢階層内の不平等度を低めることを議論する余地があろう。特に、高齢層になっても加齢とともに（たとえ

ば60歳以降も) 不平等度がさらに増加しているという事実は、いっそうの政策的な対応を要請しているといえる。

しかしながら、その政策効果は、年齢階層内の不平等度が確かに低下したことによって確かめられるべきで、再分配によって経済全体の不平等度が低下したという事実だけでは政策効果は担保されない。たとえば、高年齢層の所得不平等度が低下しているのかどうかという点で、再分配政策の効果を評価すべきであろう。前節で議論してきたように、経済全体の不平等度の低下が、世代間の所得再分配によってもたらされる度合いが1990年代に入って高まってきたという実証結果は、再分配政策の目標と効果について注意深い再検討が必要なことを示唆している。

注

- 1) 最近の所得不平等度の動きとその原因に関する展望論文として、[大竹, 1994], [橋木, 1998]がある。
 - 2) 生涯所得の不平等度と各年齢別不平等度の関連を厳密に議論するには、各個人の所得階層移動に関する情報が必要である。この問題は、将来所得の代理変数と考えられる消費の不平等度で議論することによって回避できる [Ohtake and Saito, 1998]。
 - 3) 1981年と1993年の『所得再分配調査』を用いたのは、本研究を行った時点で利用可能であった最新時点の調査である1993年調査と1980年代初頭の調査との比較を行うことで長期的な変化を分析することができると考えたためである。
 - 4) 『国民生活基礎調査』の調査世帯のうち、1981年調査では約7000世帯、1993年調査では約9000世帯を調査対象としている。
 - 5) 『全国消費実態調査』では、選ばれた調査単位区からさらに調査世帯をサンプリングしている。
 - 6) たとえば、[橋木・八木, 1994]で日本の所得不平等度が国際比較からも高い水準を示している1つの理由として、『所得再分配調査』の所得概念に依拠していることがあげられる。
 - 7) 『家計調査』や『全国消費実態調査』の所得概念が経済学上の恒常所得概念に正確には対応していないように、ここで用いている修正概念も同様の欠点を含んでいる。本論文が用いている修正概念では、退職金や生命保険に関して年率受取り額に換算してはいるものの、所得水準は退職金や生命保険の受取りタイミングにいぜん
- 左右される。また、企業年金の制度設計(特に、受取り期間の長さ)にも所得額は影響を受けよう。公的年金受取りについても、その世代間の再分配機能や保険機能(たとえば障害者基礎年金に相当する部分)は、通常の個人年金受取りと異なった扱いが必要とされる。より一般的には、[Ohtake and Saito, 1998]が強調しているように、所得概念をいくら精緻にしても恒常所得概念に近づくことは難しく、恒常所得を整合的に捕捉し再分配効果を正確に特定するためには、消費(世帯支出のデータ)の情報を活用する必要がある。
- 8) 注7)でも触れたように、より厳密には公的年金には再分配効果も含まれているが、その効果を特定することが難しいので、公的所得についてはすべてを当初所得に含めている。
 - 9) ここでは、退職金と生命保険は、本人及び家族が個人年金方式で長期にわたって受け取るものと仮定している。annuity rateは当時用いられていた公的年金の運用レートにほぼ等しいと仮定している。また、過去に退職金や生命保険を受け取ったものについては、それらの資産からの所得が利子・配当等の資産所得に反映されていると仮定している。
 - 10) 医療保険による医療の現物給付を所得項目として取り扱っていくことにはいくつかの問題点があろう。第1に、医療の現物給付を受けて「再分配所得」が増えたとしても、その家計の経済厚生が改善したとは判断しがたい。というのも、そもそも医療保険は所得ではなく医療支出への補填であり、医療現物給付によって「再分配所得」が増加しても非医療支出が上昇するとはいえないからである。第2に、医療保険制度には再分配効果と保険効果の両面を備えており、前者の効果だけを純粹に抽出することが困難である。第3に、医療保険料はあらかじめ支出が発生する事前の概念であるのに対して、医療現物給付は疾病に伴って収入が発生する事後の概念であるので、「再分配所得」として両者を含めていくことは必ずしも理論的に整合的とはいえない。
 - 11) なお、対数を用いた不平等度の計測においてゼロ以下の数値を平均所得の1%の値に置き換えるという、代替的な方法もある [西崎・山田・安藤, 1998, p. 54]。
 - 12) 年齢階層別のサンプル数の分布については以下の通りである。

年齢階層	1980年	1992年
25歳以上 29歳以下	372	384
30歳以上 34歳以下	907	557
35歳以上 39歳以下	846	677
40歳以上 44歳以下	874	965
45歳以上 49歳以下	972	1030
50歳以上 54歳以下	876	962
55歳以上 59歳以下	760	1015
60歳以上 64歳以下	503	978
65歳以上 69歳以下	369	774
70歳以上 75歳以下	310	596
全サンプル	6789	7938

13) 参考のためにジニ係数と平均値を示しておく。

所得概念	ジニ係数		平均値 (万円)	
	1980年	1992年	1980年	1992年
厚生省「当初所得」(全サンプル)	0.3491	0.4334	385	598
厚生省「当初所得」(25歳～75歳)	0.3349	0.4199	401	616
修正当初所得(25歳～75歳)	0.3217	0.3642	418	678
等価修正当初所得(25歳～75歳)	0.3099	0.3402	226	383
厚生省「再分配所得」(全サンプル)	0.3143	0.3643	362	596
厚生省「再分配所得」(25歳～75歳)	0.3151	0.3690	369	594
修正再分配所得(25歳～75歳)	0.3023	0.3402	356	564
等価修正再分配所得(25歳～75歳)	0.2867	0.3188	193	320

ただし、全サンプルに関するジニ係数は、『所得再分配調査結果』(厚生省)に掲載されているものである。また、等価修正当初所得および等価修正再分配所得に「等価」とあるは、世帯所得を世帯人員の平方根で除して世帯サイズの影響をコントロールしたものである([Ruggles, 1990]を参照のこと)。所得概念によってジニ係数の水準は異なるが、1980年代に不平等度が上昇したことは共通している。

14) [松浦・滋野, 1996, p.163] では、『家計調査』の個票データから勤労者世帯について推定した租税関数を一般世帯にあてはめて一般世帯の可処分所得を推定している。彼らの推定によれば、1989年における全世帯の可処分所得の対数分散は0.236であり、われわれの結果よりも小さい。本稿IIでも指摘したように、両研究の

差は『家計調査』のサンプルが「2人以上の普通世帯」に限られていることからもたらされている可能性が高い。

(平成11年2月投稿受理)

謝 辞

本論文は、平成9年度厚生科学研究『所得再分配の評価に関する研究』(研究代表者：石川経夫東京大学経済学部教授)に提出した研究報告書に基づいている。論文作成にあたって、本誌の2人のレフェリーの方々と上記研究会の参加者の方々から貴重なコメントを頂戴した。また、厚生省大臣官房政策課山内孝一郎氏には、『所得再分配調査』データに関して専門的なアドバイスを頂いた。ここに謝辞を申し上げたい。

参考文献

大竹文雄(1994)「1980年代の所得・資産分配」, *Economic Studies Quarterly*, Vol. 45, 385-402.
 高山憲之・有田富美子(1996)『貯蓄と資産形成：家計資産のマイクロデータ分析』(一橋大学経済研究叢書), 岩波書店。
 西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)『日本の所得格差』, 経済企画庁経済研究所。
 橋本俊詔(1998)『日本の経済格差』, 岩波書店。
 橋本俊詔・八木匡(1994)「所得分配の現状と最近の推移」, 石川経夫編『日本の所得と富の分配』, 東京大学出版会。
 照山博司・伊藤隆敏(1994)「みせかけの不平等と真の不平等—重複世代モデルによるシミュレーション分析—」, 石川経夫編『日本の所得と富の分配』, 東京大学出版会。
 松浦克己・滋野由紀子(1996)『女性の就業と富の分配』, 日本評論社。
 Cutler, D.M. and L.F. Katz (1991) "Macroeconomic Performance and the Disadvantaged," *Brookings Papers on Economic Activities*, Vol. 2, 1-74.
 Deaton, A. and C. Paxson (1994) "Intertemporal Choice and Inequality," *Journal of Political Economy*, Vol. 102, 437-467.
 ——— (1995) "Saving, Inequality and Aging: an East Asian Perspective," *Asia-Pacific Review*, Vol. 1, 7-19.
 Fukushige, M. (1989) "A New Approach to the Economic Inequality Based upon the Permanent Income Hypothesis," *Economics Letters*, Vol. 29, 183-187.
 Hayashi, F., A. Ando, and R. Ferris (1989) "Life Cycle and Bequest Savings: A Study of Japanese and U.S. Households Based on Data from the 1984 NFSIE and the 1983 Survey of Consumer Finances," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 2, 450-91.

- Jenkins, S. P. (1995) "Accounting for Inequality Trends: Decomposition Analysis for the UK 1971-86," *Economica*, Vol. 62, 29-63.
- Levy, F. and R. Murnane (1992) "U. S. Earnings Levels and Earnings Inequality: A Review of Recent Trends and Proposed Explanations," *Journal of Economic Literature*, Vol. 30, 1333-1381.
- Ohtake, F. and M. Saito (1998) "Population Aging and Consumption Inequality in Japan," *Review of Income and Wealth*, Vol. 44, 361-381.
- Ruggles, P. (1990) *Drawing the Line: Alternative Poverty Measures and Their Implications for Public Policy*, The Urban Institute Press, Washington, D. C.
- Tachibanaki, T. (1996) *Public Policies and the Japanese Economy: Savings, Investments, Unemployment, Inequality*, Macmillan Press, London.
- von Weizsäcker, R. K. (1996) "Distributive Implications of an Aging Society," *European Economic Review*, Vol. 40, 729-746.
- (おおたけ・ふみお 大阪大学助教授)
(さいとう・まこと 大阪大学助教授)

女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析

安部由起子

I はじめに

高齢化の進む21世紀には、社会保険料が上昇することが予定されている。厚生年金保険料については34%まで上昇という案もあるほか(1997年には17.35%)、2000年4月に介護保険法が施行されると、サラリーマンに関しては健康保険組合・政府管掌健康保険または共済組合を通して40歳以上の労働者およびその被扶養者に対して介護保険料が課されることが予定されている¹⁾。社会保険料は労使折半が原則なので、保険料率の上昇は企業の(名目の)法定福利厚生費が上昇することを意味する。労働者にとっても、(名目の賃金を一定とすると)税・社会保険料を差し引いた手取りの所得が低下する。その一方、パート労働者に関しては、社会保険加入が義務づけられない場合も多い。年金改革案の中にはパート労働者の社会保険加入をより徹底すべきという議論もあり、扶養家族に認定されるための年収の水準や社会保険への加入が義務づけられる労働時間などを現在よりも厳しくしようという案もある²⁾。また、女性の就労が一般的となり共働き世帯が増加するにつれて、社会保険も世帯(または夫婦)を単位にしたものから、個人を単位にしたものに変えていくべきという主張もある。とりわけ、共働き世帯では社会保険料を2人分負担して2人の給付を受けるのに対し、片働き世帯では働いている1人が社会保険料を支払えば夫婦2人が給付を得られる³⁾。そのような不公平を是正するために、“専業主婦”(専業主婦とは、年収103万円未満で夫

がサラリーマンである既婚女性をさす)からの年金保険料を徴収すべきという議論がなされる。

本論では、女性パート労働者の社会保険加入の実態を分析する。用いられるデータは、パートタイム労働者総合実態調査(1990年、1995年、以下パート実態調査と略す)の個票である。本論の特徴は以下の2点である。まず、社会保険加入の実態が労働時間、配偶関係、産業、職種、地域等とどのようにかかわっているかを示す。パート労働者の社会保険加入は政策的に重要な分野であるにもかかわらず、この点に関しての分析は従来の研究にはほとんど見られない⁴⁾。第2に、賃金の地域間での格差、および異時点間の賃金の格差など、個人の意思決定に影響を与える外生的な要因の変化の影響を分析していることである。とりわけここで注目するのは、地域間最低賃金の格差、1990-1995年における最低賃金の変化と課税最低限の変化である。

分析の結果得られた主要な結論は以下の3点である。(1)パート労働者の社会保険加入は、労働時間、配偶関係によって大きく異なる。パートが一般的な産業・職種で、時給で賃金を支払われている既婚パート労働者のうち30%程度は、週間労働時間が30時間を超えている。1995年には、そのうちの60%程度が職域社会保険に加入している。また、同じ既婚女性のサンプルで、社会保険の扶養の認定基準を超える割合は20%程度であるが、この場合には87%が職域社会保険に加入している(1995年)。(2)地域間の賃金の差は、労働時間、年収、社会保険加入に影響を与えている。地域別最低賃金が低い地域では労働時間が長

くなり、社会保険加入割合が高い。一方、最低賃金が高い地域ではより容易に夫の扶養を外れるだけの年収を稼ぐことができ、そのため、社会保険加入割合が高くなる。これら2つは反対方向に作用する。(3)1990年から1995年にかけて最低賃金が17%ほど上昇し(1989年から1994年にかけては19%)、それとともに時間あたり賃金が大きく上昇した一方、課税最低限はさほど上昇していない。この間、既婚女性パート労働者の労働時間は減少しているが、それは必ずしも社会保険加入割合を低下させてはいない。とりわけ、1990年から1995年にかけて、サービス業パート労働者の社会保険加入割合は大きく上昇した。

本論は以下のように構成されている。IIでは、社会保険加入のルールについて説明される。IIIではデータの説明と分析サンプルの選択について説明し、サンプルの記述統計量を示す。IVでは女性パート労働者の社会保険加入について、地域別、産業・職種別の集計値を示す。Vでは1990-1995年の労働時間、社会保険加入の変化について考察する。VIはまとめである。

II パート労働者の社会保険加入ルール

民間の事業所において従業員が職域社会保険に加入する条件とは、(1)従業員5人以上である、(2)その従業員の労働時間が正規の従業員の3/4以上である、(3)厚生年金に関しては、年齢が65歳未満である、ということである。(1)、(2)に関しては、これらを満たさなくとも職域社会保険に加入することも可能である。したがって、パート労働者でも週30時間程度1つの事業所で働いていれば、社会保険に加入する可能性が高い。事業所の加入基準は上記のとおりであるが、夫がサラリーマンである既婚女性のパート労働者は、配偶者の被扶養者となることにより、国民年金第3号被保険者および夫の職域健康保険の家族として社会保険給付を受けることが可能である。夫の扶養家族となるためには年収の制限があり、1989年には年収110万円(1990年パート実態調査で調査されているのは1989年の年収)、1994

年には年収130万円(1995年パート実態調査で調査されているのは1994年の年収)である。さらに、夫の扶養家族となるためには、年収が夫のその1/2未満であることが必要である⁵⁾。夫の扶養を外れれば、社会保険には自分自身で加入することとなり、これには、

(1) 国民年金と国民健康保険

(2) パートで働いている事業所での厚生年金と職域健康保険

の2ケースがありうる。

雇い主が社会保険費用の負担を嫌うため、パート労働者に対しては、職域社会保険が提供されず、上記(2)よりも(1)のほうが一般的であろうとする議論は随所に見られる。まず、夫の扶養を外れたケースに(1)と(2)がどの程度選択されているかを、公表されている資料で確認しておこう。パート実態調査では、厚生年金と健康保険への加入を尋ねているので、その集計資料から(2)の割合がどの程度であるかを把握できる⁶⁾。日本では長時間働くパート労働者が少ない。たとえば1995年の労働省によるパート実態調査の報告書(労働省(1997))では、労働時間が正社員と同じかそれより長い非正社員パート労働者である女性は72.3万人と推計されており、これは女性パート等労働者の12.3%にあたる。さらに同報告書によれば、正社員なみに労働時間が長い有配偶女性パートタイム労働者の75%程度は厚生年金・健康保険に加入している。したがって、一般的には、労働時間が正社員なみに長い場合に(2)を選択している割合が著しく低いというわけではない。

以下では、厚生年金および職域での健康保険の加入について、女性パート労働者全体の個票データをもとに、より詳しく分析していく⁷⁾。

III データの説明と分析サンプルの選択

III-1 データ

本論の分析に用いられるデータは1990年、1995年のパート実態調査の個票データである。この調査の特徴は、職場でパート労働者として扱

われている労働者をサンプルとしていることである。以下では、社会保険加入に密接に関わる部分について重点的に説明する⁸⁾。

年間収入は1989年と1994年のものがそれぞれ1990年、1995年のパート実態調査で調べられている。労働時間に関しては、1995年調査で前年の年間労働時間を聞く質問項目はないので、調査時点の週間労働時間を用いる。週間労働時間は、週出勤日数に1日あたり労働時間を掛けて算出したものである。1990年調査においては、週間労働時間が直接尋ねられているが、1995年調査ではその項目はない。そこで、整合性を得るために、この方法を用いている。

III-2 サンプル選択

本論では、以下の基準で限定されたサンプルを用いる。(1)年齢が21-54歳で、学生アルバイトでない女性⁹⁾。(2)時間給で賃金が支払われている。(3)官公営以外の事業所で働く。(4)1990年調査に関しては、卒業した最終学校が中学、高校、短大・高専、大学・大学院のいずれかである¹⁰⁾。(5)調査の前年にパート等として働いていて(この場合にのみ、前年の年間所得が回答される)、前年の年収が欠損値でなく、それが900万円以下である¹¹⁾。(6)産業-職種の組み合わせが以下の8つのうちどれかに該当する。それらは、[1]製造業-製造関係のしごと、[2]製造業-事務関係のしごと、[3]サービス業-事務関係のしごと、[4]サービス業-サービス関係のしごと、[5]サービス業-専門技術関係のしごと、[6]卸売小売飲食店業-事務関係のしごと、[7]卸売小売飲食店業-販売関係のしごと、[8]卸売小売飲食店業-サービス関係のしごと、である。これら8つの組み合わせは、パート労働者が多い産業と職種の組み合わせである。(このほかに、“その他”の職種にもパート労働者の数が多いが、ここではそれらは除いて分析している。)(7)上で説明された週間労働時間が50時間以下であること。時給によって賃金を支払われている女性パート労働者では、週間労働時間が50時間を超える人は少なく、0.34%未満である。(8)既婚だ

が配偶者が働いていない人を除く。

上記のサンプル選択基準のうち、一番問題となるのが(2)の時間給のパート労働者に分析対象を絞っていることであろう。女性パート労働者のうち、80%程度は時間給によって賃金を支払われており、このグループは女性パート労働者のもっとも一般的な形態である。しかし、結果の解釈に関しては、以下の分析の対象が時給で賃金を支払われている労働者であることに留意が必要である。

上記で選択されたサンプルの記述統計が表1-1(既婚・未婚を含んだサンプル)および、表1-2(既婚女性のみ)のサンプル)に示されている。こ

表 1-1 サンプルの記述統計量

	1990	1995
既婚ダミー	0.887	0.843
年齢	41.60	40.87
中卒ダミー	0.177	0.096
高卒ダミー	0.725	0.696
短大卒ダミー	0.079	0.174
大卒ダミー	0.019	0.034
週間労働時間>30時間	0.491	0.369
前年の年収が扶養の基準を超える	0.288	0.232
県別最低賃金からの乖離 (in log)		
平均	0.244	0.247
25%点	0.139	0.131
中央値	0.216	0.211
75%点	0.311	0.303
実効的最低賃金からの乖離 (in log)		
平均	0.231	0.235
25%点	0.121	0.120
中央値	0.202	0.205
75%点	0.295	0.297
N	10382	7401

注) III-2で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計ウエイト付けされている。最低賃金からの乖離以外の集計量は割合。実効的最低賃金は、各労働者について、県別最低賃金と産業別賃金とで高いほうをとったものである。県別最低賃金からの乖離、実効的最低賃金からの乖離は、両方とも、個々の労働者の時給の対数から、その労働者の直面する最低賃金(県別最低賃金、実効的最低賃金)の対数を引くことにより、最低賃金からの乖離割合を計算し、それを集計したもの。最低賃金は、「最低賃金決定要覧」からとった。扶養の基準額は、1989年110万円、1994年130万円。

出所) パートタイム労働者総合実態調査(1990,1995)の特別集計。

表 1-2 サンプルの記述統計量(既婚女性のみ)

	1990	1995
年齢	42.18	42.45
中卒ダミー	0.177	0.095
高卒ダミー	0.737	0.706
短大卒ダミー	0.072	0.169
大卒ダミー	0.014	0.030
週間労働時間>30時間	0.467	0.324
前年の年収が扶養の基準以上	0.257	0.201
N	9012	6160

注) 表 1-1 と同じ。

出所) 表 1-1 と同じ。

こでのサンプルは、パート労働が一般的な産業・職種で時給によって支払われているケースであるが、それでも、週間労働時間が30時間を超える割合は1990年に49%、1995年に37%である。既婚女性については、1990年に47%、1995年に32%が、週30時間より多く働いている。既婚女性について、前年の年収が社会保険の扶養の認定基準を超える割合は、1990年に26%、1995年に20%である。

労働時間と年収に関する詳しい議論は安部(1998)に展開されている。そこでの主な結論は、以下のとおりである。1990年から1995年にかけて最低賃金が17%ほど上昇し、パート労働者の時間あたり賃金もそれとほぼ見合う割合で上昇した一方、既婚女性パート労働者の労働時間は減少している。1994年には1989年と比べて、年収100万円を超えない範囲内では高い年収を稼ぐパート労働者が増えたが、100万円を超える収入を稼ぐ既婚女性パート労働者の割合は1989年と1994年であまり差はない。

IV 社会保険加入の実態

以下での関心の中心は、社会保険のうち健康保険・厚生年金保険である。以下、この2つをまとめて“社会保険”とよぶことがある。パート実態調査では雇用保険の加入についても調査されているので、それについても参考の意味で集計結果を報告する。

IV-1では労働時間、年収と社会保険の加入の

関連が示される。この2つは厚生年金・健康保険加入の制度的条件なので、それが加入とどのように関連しているかをまず確認する。IV-2では地域別の社会保険加入状況を報告する。IV-3では産業一職種別の社会保険加入割合を報告する。

IV-1 労働時間と健康保険・厚生年金加入

IIでも説明された通り、社会保険加入の基準の1つは勤務先での労働時間が正社員の3/4を超えることである。表2-1は、III-2で説明された方法で作られたサンプルでの厚生年金・健康保険加入状況を週間労働時間別、前年の年収別に示したものである。年収については調査の前年のそれが聞かれているため、調査の年とその前年とで年収が扶養の基準額の付近で変わるようなケースには、実際の調査年の年収と社会保険加入と、こでの分析とは対応しない可能性もある。表2-2は雇用保険の加入状況を示している。これから以下のことが読み取れる。(1)全般的に見ると、有配偶女性は未婚女性に比べて社会保険に加入する割合が低い、(2)ただし、扶養基準額を超える収入がある既婚女性の職域社会保険、雇用保険加入割合は高く、扶養基準額を超える未婚女性よりもむしろ加入割合が高い、(3)有配偶・未婚を問わず、労働時間が長くなると社会保険加入割合が上昇する。特に、週30時間を超えたところでの上昇が顕著である、(4)週30時間を超えて働いている場合、社会保険に加入しないパート労働者は1990年に44%、1995年に33%である。

IV-2 地域別の既婚女性の社会保険加入

次に地域別の社会保険加入状況について分析する。IV-1で示されたように、社会保険加入は個人の労働時間、収入の両面から労働供給と密接にかかわるものである。労働供給は内生変数であるから、個人の観察されない属性は労働供給、ひいては社会保険加入に影響を与えることになる。たとえば、賃金が高い個人は、代替効果によって労働時間がより長くなり、社会保険に加入する可能性が高くなると予想される。地域別の分析によって、地域間賃金格差が労働時間、社会保険加入に

表 2-1 21-54 歳女性の厚生年金・健康保険加入割合 (%)

	1990	1995	1990	1995
	既婚	既婚	未婚	未婚
全体	30.2	35.0	56.8	53.6
週間労働時間別				
25<H≤30	18.2	32.8	43.4	37.2
30<H≤35	45.2	57.8	68.7	73.7
35<H≤40	49.0	66.3	70.9	74.7
40<H≤45	60.6	68.9	72.3	32.8
前年の年収別				
扶養基準額未満	12.7	21.9	39.7	38.1
扶養基準額以上	80.6	87.0	72.2	77.0
N	9012	6160	1370	1241

注) III-2 で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウエイト付けされている。週間労働時間 25 時間以下、45 時間を超えるグループに関しては、週間労働時間別の集計結果には掲載していない。扶養の基準額は、1989 年 110 万円、1994 年 130 万円。

出所) パートタイム労働者総合実態調査 (1990, 1995) の特別集計。

表 2-2 雇用保険への加入割合 (%)

	1990	1995	1990	1995
	既婚	既婚	未婚	未婚
全体	36.3	43.8	59.7	52.2
週間労働時間別				
25<H≤30	28.1	45.5	47.9	50.5
30<H≤35	48.6	67.0	77.7	68.2
35<H≤40	52.1	68.1	76.3	69.1
40<H≤45	68.8	66.3	76.0	42.7
前年の年収別				
扶養基準額未満	20.6	33.3	43.5	38.6
扶養基準額以上	81.5	85.4	74.3	72.6
N	9012	6160	1370	1241

注) 表 2-1 と同じ。

出所) 表 2-1 と同じ。

与えている影響を分析できる。地域別の賃金格差 (ここでは県別最低賃金をその指標として用いる) は、このような観察されない個人属性とはある程度無関係であり、その意味で制度の影響を直接的に判断できると期待される。地域別に最低賃金はかなりばらついている。1990 年の場合、県別時

間あたり最低賃金の最小値は 468 円 (1995 年 554 円)、最大値は 548 円 (1995 年 650 円) で、その最大値と最小値の差は約 17% ある。一方、所得税の控除額や、社会保険の扶養の基準は全国一律である。したがって、所得税の課税最低限や社会保険上の扶養の認定基準額に近いところで就業調整が行われるとすると、賃金の低い地域のパート労働者は高い地域のパート労働者に比べ、他の条件を一定として労働時間が長くなる。労働時間は社会保険加入の基準の 1 つなので、賃金の低い地域ほど社会保険に加入する可能性が高くなる。

以下では県別の時間あたり最低賃金によって全国 47 の都道府県を 5 つのグループに分け、それに基づいた集計を行う。各グループに含まれる県はデータ付録で示されている。

最低賃金のレベルに応じて分けられたグループ間で社会保険加入割合が異なることに関しては、2 つの要因が考えられる。第 1 は、上の説明のように、最低賃金の低い地域ほど、労働時間が長くなる傾向があることである。また、もし夫の所得が最低賃金の高い地域ほど高く、さらに消費財価格の地域間格差が所得の地域間格差よりも小さいような場合、妻の余暇時間に対する所得効果からも、最低賃金の高い地域では労働時間が短くなることが予想される。いずれの理由から、最低賃金の高い地域ほど労働時間が短いのであれば、それだけ社会保険に加入する可能性は低くなる。第 2 は、社会保険上、夫の扶養から外れる可能性である。最低賃金の高い地域ほど短い労働時間で夫の扶養を外れる収入を稼ぐことができ (扶養の認定基準は全国一律)、したがって社会保険に加入する可能性が高くなる。これら 2 つの効果は逆方向に働くことになる。

表 3-1 は地域別の労働時間を示している。これによれば、既婚女性の週間労働時間は、最低賃金の一番低い地域と一番高い地域とでは最低賃金の低い地域のほうが労働時間が長く、その差は 1990 年で 21%、1995 年で 26% である。その中間にある地域においても、最低賃金が高い地域ほど労働時間は短い傾向にある。未婚女性については、この最低賃金と労働時間の逆比例関係は既婚女性

表 3-1 週間労働時間の対数の平均値

最低賃金 カテゴリー	1990年 既婚女性	1995年 既婚女性	1990年 未婚女性	1995年 未婚女性
1	3.518 [775]	3.416 [581]	3.593 [152]	3.559 [124]
2	3.408 [534]	3.289 [441]	3.591 [84]	3.355 [79]
3	3.434 [2648]	3.304 [1680]	3.500 [373]	3.510 [282]
4	3.383 [3112]	3.298 [2007]	3.503 [446]	3.378 [330]
5	3.309 [1943]	3.152 [1451]	3.458 [315]	3.383 [426]

注) 表 3-1 の [] 内は各セルに含まれるサンプルの数。表 3-2, 3-3 ではサンプル数の表記は表 3-1 と同様なので省略している。最低賃金カテゴリー 1 は最低賃金が一番低いグループ、カテゴリー 5 は一番高いグループ。それぞれのグループに含まれる県名はデータ付録を参照。III-2 で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウエイト付けされている。

出所) パートタイム労働者総合実態調査 (1990, 1995) の特別集計。

ほど顕著でなく、最低賃金がいちばん高い地域と低い地域での労働時間の差は 1990 年で 14%、1995 年で 18% である。また未婚女性の場合、最低賃金カテゴリー 4 と 5 (最低賃金が高い 2 グループ) であまり労働時間に差が無いのに対し、既婚女性では、カテゴリー 5 (最低賃金をもっとも高いグループ) ではカテゴリー 4 (最低賃金が 2 番目に高いグループ) よりも 1990 年で 7%、1995 年で 14% も労働時間が短い。一方、既婚女性が扶養の最低基準額を超える収入をもつ割合は、最低賃金が高くなると上昇する傾向にある (表 3-2)。1989 年と 1994 年を比較すると、1994 年において、この割合は低下している。これは、扶養の認定基準額は最低賃金と見合う割合で増額されたのに対し、この間、労働時間が減少したことを反映している。表 3-3 は社会保険の加入割合を示している。最低賃金が一番低い地域 (カテゴリー 1) から少し高い地域 (カテゴリー 2, 3) に移ると、既婚女性の職域社会保険加入割合は低下する。これは、最低賃金が低い地域ほど労働時間が長いため、週 30 時間を超える労働者が多く、職域社会保険に加入する可能性が高いためと考えられる。しかし、さらに最低賃金が上がると、社会保険加入割合は上昇する。これは、賃金が高いほどより容易に配偶者の扶養を外れるだけの収入を稼ぐことができ、したがって自分で職域社会保険に加入するからで

表 3-2 扶養認定基準を超える収入をもつ割合 (1989 年 110 万円以上, 1994 年 130 万円以上割合)

最低賃金 カテゴリー	1989年 既婚女性	1994年 既婚女性	1989年 未婚女性	1994年 未婚女性
1	0.227	0.167	0.383	0.374
2	0.200	0.152	0.382	0.378
3	0.235	0.162	0.470	0.393
4	0.272	0.222	0.578	0.395
5	0.310	0.262	0.663	0.422

注) 表 3-1 の注を参照。

出所) 表 3-1 と同じ。

表 3-3 最低賃金と社会保険加入

最低賃金 カテゴリー	1990年 既婚女性	1995年 既婚女性	1990年 未婚女性	1995年 未婚女性
1	0.401	0.364	0.586	0.493
2	0.222	0.303	0.503	0.689
3	0.316	0.344	0.579	0.529
4	0.272	0.367	0.567	0.585
5	0.318	0.346	0.566	0.470

注) 表 3-1 の注を参照。

出所) 表 3-1 と同じ。

あると考えられる。収入が扶養の基準額以上である割合をみると、最低賃金がカテゴリー 4, 5 となるあたりで、それ以外のグループと比べ、大きく増加している。最低賃金が高い地域では先にあげた第 2 の理由から、社会保険加入が進んでいる要素があると考えられる。以上から、地域間賃金格差が労働供給に影響を与え、それが労働時間や収入 (扶養認定基準を超えるか否か) を通じて社会保険加入に影響を与えていることが示された。

IV-3 産業一職種別の職域社会保険加入状況

社会保険加入状況には、産業一職種別にかなり差がある。表 4 はこれをまとめたものである¹²⁾。製造業はサービス業、卸売小売飲食店業に比べ、加入割合が高い。サービス業は 1990 年には加入が低かったが、1995 年にはかなり加入割合が上がっている。卸売小売飲食店は販売職を除き、やはり加入割合が 1990 年から 1995 年の間に上昇している。対照的なのは製造業で、1990 年から 1995 年の間に加入が下がっている。これは、労

表4 産業—職種別の社会保険加入割合

	1990 既婚	1995 既婚	1990 未婚	1995 未婚
製造—製造	0.368 [3186]	0.360 [1921]	0.683 [288]	0.555 [163]
製造—事務	0.535 [990]	0.432 [531]	0.814 [129]	0.829 [76]
サービス—事務	0.139 [583]	0.316 [1074]	0.357 [155]	0.604 [342]
サービス—専門	0.264 [227]	0.446 [508]	0.317 [47]	0.480 [108]
サービス—サービス	0.138 [939]	0.261 [710]	0.395 [221]	0.483 [225]
卸売小売—事務	0.287 [917]	0.378 [648]	0.750 [180]	0.558 [128]
卸売小売—販売	0.324 [1438]	0.327 [458]	0.647 [217]	0.541 [123]
卸売小売—サービス	0.137 [732]	0.311 [310]	0.315 [133]	0.447 [76]

注) III-2で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウエイト付けされている。[]内は各セルに含まれるサンプルの数。

出所) パートタイム労働者総合実態調査(1990, 1995)の特別集計。

働時間が短くなっていることによると考えられる。労働省(1997)では、“(1990年)調査と比較すると、「健康保険・厚生年金に加入している」及び「雇用保険に加入している」割合がともに「パート」(正社員よりも労働時間が短い非正社員労働者)で大きく上昇している”(労働省1997, p. 41, 括弧内は筆者)と報告されているが、これにはサービス業における加入の増加の寄与が大きい。

ただし、同一産業内でも職種により加入割合は大きく異なる。製造業の既婚女性では、製造関係のしごとで加入が36%程度であるが、事務関係のしごとでは1990年に54%(1995年に43%)であり、事務系のパート労働者のほうが加入割合が高い。サービス業では、専門技術関係のしごと、事務関係のしごとで加入率が高く、サービス関係のしごとでは低い。卸売小売飲食店では、サービス関係のしごとで社会保険加入割合が低く、事務関係のしごと(レジ係はこれに含まれる)で高い¹³⁾。

以上で、(1)既婚女性であっても、長時間働くパート労働者や、年収が扶養の基準額を超えるパート労働者の少なくとも50%程度は、職域社会保険に加入している、(2)地域別賃金格差は、社会保険の加入に有意な影響を与えている、(3)社会保険加入には産業—職種別に大きな差があり、特に1990年から1995年にかけて、サービス業で加入に増加が見られた、という3点を示した。この結果は、パート労働者の労働供給が職域社会保

険と密接に関わっていることを示唆する。既婚女性の労働供給には大きくわけて2つのタイプがある。第1は年収が100万円未満になるように労働時間を調整するというものであり、第2は年収が100万円を大きく超えるように働く、というものである。100万円をわずかに超える程度の年収は、税や社会保険上、最もペナルティが高い領域なので、効用を最大化する労働者からは選択されない可能性が高い。そして、年収100万円を超えないように就労することを選択した場合、たいてい職域社会保険には加入せず、逆に年収100万円を超えるように就労することを選んだ場合には職域社会保険に加入することが多い。このように労働供給と社会保険加入は同時に決定されると考えるべきである。

IV-4 社会保険給付が社会保険加入に与える影響

パートの労働供給に関する分析では、多くの場合、社会保険の保険料負担はモデルに取り込まれているが、保険給付にかかわる負担は無視されていることが多い。実際には、厚生年金の代行給付、健康保険の保険給付は、企業ベースで設立されている厚生年金基金や、健康保険組合によってなされる場合も多い。その場合には、保険料のみでなく、保険給付が企業にとっての負担になるケースも出てくる。言い換えると、保険給付が保険料を上回る労働者については、企業の超過負担があることになる¹⁴⁾。厚生年金基金に関しては、いわゆ

る代行給付の部分は、基金が支払うことになり、そのために免除保険料が厚生年金基金に払い込まれている。また、健康保険のケースでは、保険料は標準報酬の一定割合である反面、保険給付は被保険者（および被扶養者）の健康状態に依存する。健康状態は、個人間の差が大きいと考えられる上に、保険給付額の不確実性が高い。このため、支払われている健康保険料を超える健康保険給付を受ける労働者が出てくる可能性がある。以下では、給付にかかわる制度を説明した上で、それがパート労働者の社会保険加入にどのような影響を与えるかについて考察する。とりわけここでは、保険料は年齢にかかわらず標準報酬の一定割合であるのに対し、保険給付は年齢とともに上昇する可能性が高いことを示す。保険給付が多額になりがちな労働者の社会保険加入には、企業は慎重であるかもしれない。そしてたとえば、そのような労働者の採用を控えるとか、そのような労働者の労働時間を短くするといった行動が取られるかもしれない。ここではデータから、年齢と社会保険加入がどのように関連しているかを確認する。

厚生年金給付負担については、以下のように議論できる。まず、厚生年金基金が存在する企業で厚生年金に加入しているパート労働者については、年金を受給する年齢になると、①厚生年金基金から報酬比例部分の給付を受給する、②厚生年金基金から移管を受けた厚生年金基金連合会から報酬比例部分の給付を受給する、のいずれかとなる。いずれのケースにおいても、個別厚生年金基金にとっての年金給付の負担は、代行給付をする報酬比例部分の、再評価分・物価スライド分を除いた部分である。この代行給付の負担が年齢とどのような関連にあるかについての詳細は、補論1に説明されている。そこでの結論は、代行部分が積立方式に近い（①のケースはこう考えられる場合もある）のであれば、企業の負担が年齢に依存することはないというものである。逆に、代行給付が純粋な積立方式とは考えにくい（たとえば②のケースはこれに対応する：補論1を参照）のであれば、年齢が高いほど代行給付にかかわる厚生年金基金の給付負担の割引現在価値は高くなり、した

がって基金にとっても負担が重くなることになる。個別厚生年金基金から給付を受けることになるのは、勤続年数が10年以上の場合に限られることを考えると、①のケースには積立方式という想定も一定の妥当性をもつと考えられる¹⁵⁾。

厚生年金基金のない企業で働く場合には、厚生年金給付は国から行われる。そのため、企業の厚生年金にかかわる負担は保険料のみであり、これは保険料負担のみを考慮したモデルで理解できる。

医療保険に関しては、医療給付費は健康保険者への負担となる。民間企業では、組合健保か政府管掌健保に加入することになる。これらの健康保険では、老人保健対象者を除き、当該健保でかかった医療費の大部分はその健保が負担することになる。健康保険料は標準報酬に（原則）一定の保険料率を掛けた額であるが、被保険者が費やす医療費はその人の健康状態に依存して決まる。したがって、より病気になりやすい人とそうでない人とは、保険に加入した場合に企業や健保が負担しなければならない費用が異なってくる。病気をしない人であれば、保険料を本人と企業が払う一方で医療費支出は少ないが、病気がちの人だと、保険料は病気をしない人と差がない一方で、医療費支出が高くなるため、健保にとってのコストが高くなってしまう可能性がある¹⁶⁾。

需要と供給によって賃金や労働時間が決定されるという枠組みのもとでは、社会保険料の雇用主負担分や、企業が名目上負担する給付費などについて、その実質的な負担は需要と供給の価格弾力性によって決定される。実質的な負担割合が名目のそれと異なる場合には、名目の賃金への帰着という形で調整がなされる。厚生年金基金、健保組合および企業が同一の主体であると仮に想定すると、厚生年金基金・医療保険加入による賃金への帰着は、保険料および保険料を超える給付の部分を反映しうる。たとえば医療保険の場合、病気がちな人は保険料支払いよりも医療給付費が高くなる可能性があり、帰着が完全になされるとすれば、（本人または被扶養者の）医療支出の多い労働者の賃金は、そうでない労働者に比べ、低下する。現在の制度のもとで、健保組合等が健康状態に

表5 既婚女性の年齢と社会保険加入割合(%)

年齢層	年収≤100万		年収>100万	
	1990	1995	1990	1995
21-24	12.4	55.2	63.4	94.3
25-29	13.6	31.5	65.7	78.8
30-34	12.8	27.8	81.1	64.2
35-39	10.6	16.9	82.9	67.8
40-44	9.8	13.8	76.5	81.8
45-49	12.5	14.7	79.7	81.3
50-54	14.5	18.2	83.9	80.6

注) III-2で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウェイト付けされている。21-24歳層のサンプル数はかなり少ない。

出所) パートタイム労働者総合実態調査(1990, 1995)の特別集計。

じて健康保険の保険料を変えるという方式は存在しないし、ましてや医療費の期待値が賃金へ帰着されるとは考えにくい。しかし、企業側が、保険給付費の期待値が保険料を上回るパート労働者の社会保険加入に消極的である可能性は十分にあり¹⁷⁾¹⁸⁾。

このような社会保険給付と年齢に関する考察から、既婚女性について、年齢と社会保険加入の状況を集計したのが表5である。年齢が高いほど、健康上のリスクが大きく、医療費の期待値が高く、社会保険への加入割合が低くなると予想される。厚生年金基金に加入しているケースでは、年金に関しても、年齢に依存して企業の給付負担が増加する場合もあり、その場合にもより高齢なパート労働者の社会保険加入割合が低くなることが予想される。年収が100万円の上下では労働者の属性に差がある可能性があるため、表5では、年収100万円を超えるケースとそれ以外のケースでわけて集計している¹⁹⁾。既婚女性で年収が100万円以下のパート労働者の場合、社会保険加入割合は年齢が高いと低くなる傾向がある。ただし、年収が100万円を超えるグループでは、年齢の影響は小さい。また、1990年から1995年にかけて加入が増加したのも、年収100万円未満の若年層である。したがって、保険給付コストの期待値が間接的に社会保険加入に影響を与えている可能性もあると考えられる²⁰⁾。

V 1990-1995年の変化——労働時間の 変化と社会保険加入

パート労働者の賃金は最低賃金の上昇に応じて上昇するのに対し、所得税控除額(所得税法)、被扶養者認定基準額(厚生省保険局長の通達)は、数年に一度しか改定されない²¹⁾。最低賃金の水準は1989年から1994年にかけて、ほぼ全国一律に19%程度上昇している(1990年から1995年の変化は17%)。その一方、課税最低限は1989年と1994年では100万円と一定、1995年には103万円となっている。社会保険での扶養認定基準は1989年に110万円、1994年に130万円である。社会保険の扶養認定基準は賃金の上昇とほぼ見合っているが、課税最低限は1989年と1994年の間は名目値で一定、1995年の上昇も課税最低限の額で見て3%にすぎない。最低賃金が17%上昇しているので、課税最低限ぎりぎりとなるように労働時間決定をしているとすれば、1990年から1995年にかけて、労働時間は14%程度減少するはずである。もしさほど厳格に就業調整をしていないとしても、労働時間は減少すると考えられる。実際、1990年から1995年にかけて、就業調整をする既婚女性の労働時間は、減少している(安部(1998))。労働時間が社会保険加入に深くかかわっているとすると、それにより社会保険加入も低下することが予想される。

労働時間の変化と社会保険加入割合の変化を集計した結果が表6に示されている。ここでは、既婚女性について、産業—職種—最低賃金のカテゴリー別に賃金率の平均値と中央値、労働時間の平均値と中央値、社会保険の加入割合を集計している。1990年から1995年にかけて労働時間が減少したのは主に製造業、卸売小売飲食店業である。この間、サービス業ではむしろ労働時間が増加したところもある。さらに社会保険加入に関しては労働時間の減少が社会保険加入の低下に結びついているのは製造業、卸売小売飲食店の事務職にいくらか見られる程度である。サービス業では労働時間の減少も小幅であり、社会保険加入は増加傾

表6 既婚女性の産業・職種・最低賃金グループ別にみた1990年と1995年の推移(サンプルが80を超えるもののみ)

産業-職種	最低賃金 カテゴリー	1990-1995 賃金の名目変化 (平均値)	1990-1995 労働時間の変化 (平均値)	1990-1995 賃金の名目変化 (中央値)	1990-1995 労働時間の変化 (中央値)	1990-1995 社会保険加入の 変化
製造-製造	1	0.145	-0.076	0.141	-0.069	-0.210
	2	0.194	-0.065	0.194	-0.102	0.202
	3	0.187	-0.094	0.154	-0.182	0.011
	4	0.139	-0.132	0.144	-0.154	0.023
	5	0.140	-0.107	0.137	-0.154	-0.125
製造-事務	3	0.113	-0.117	0.105	-0.154	-0.123
	4	0.159	-0.068	0.154	0	-0.059
	5	0.202	-0.159	0.175	0	-0.129
サービス-事務	3	0.162	0.024	0.159	-0.030	0.193
	4	0.190	-0.021	0.146	-0.095	0.149
	5	0.099	-0.014	0.182	-0.041	0.137
サービス-専門	4	0.139	0.140	0.113	0.154	0.264
サービス-サービス	1	0.213	-0.078	0.262	-0.154	0.044
	3	0.120	0.053	0.162	-0.018	0.064
	4	0.114	-0.061	0.120	-0.041	0.203
	5	0.234	-0.084	0.217	-0.041	0.158
卸売小売-事務	3	0.170	-0.256	0.175	-0.278	0.021
	4	0.221	-0.073	0.208	-0.143	0.114
	5	0.185	-0.079	0.115	-0.095	0.129
卸売小売-販売	3	0.153	-0.150	0.125	-0.105	-0.146
	4	0.122	-0.097	0.113	-0.143	0.095
	5	0.134	-0.150	0.092	-0.201	0.037
卸売小売-サービス	5	0.082	-0.287	0.065	-0.174	0.069

注) III-2で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウエイト付けされている。
出所) パートタイム労働者総合実態調査(1990, 1995)の特別集計。

向にある。課税最低限付近(100万円)への就業調整をするように労働供給が決定されているとすると、1990年から1995年にかけては時間あたり賃金が上昇する一方で労働時間が減少(社会保険の加入には労働時間が1つの基準となる)、社会保険の扶養の基準は賃金なみに上昇しているの、これら全ての要因は社会保険加入の低下を促すものである。しかしながら、これが顕著な形で見られたのは製造業と卸売小売の一部にすぎない。たとえば社会保険の加入がより徹底するようになると、労働時間が減少しても社会保険加入が増加することもありうる。このような、労働供給以外の要因が、サービス業などの労働時間・社会保険加入の決定には作用したと考えられる。

VI 結 論

本論では、パート労働者の社会保険加入に関して、1990年、1995年のパート実態調査をもとに基本的な事実を確認した。得られた結論は以下のようなものである。

- (1) パート労働者社会保険加入は、労働時間、配偶関係によって大きく異なる。パートが一般的な産業・職種で、時給で賃金を支払われている既婚パート労働者のうち30%程度は、週間労働時間が30時間を超えている。1995年には、そのうちの60%程度が職域社会保険に加入している。また、同

じ既婚女性のサンプルで、前年の年収が社会保険の扶養の認定基準を超える割合は20%程度であるが、この場合には87%が職域社会保険に加入している(1995年)。

- (2) 賃金の低い地域の労働時間は長くなる傾向があり、それは社会保険加入を促すが、他方で賃金の高い地域ではより容易に夫の扶養を外れる年収を稼ぐことができるために、妻が自分で社会保険に加入する可能性が高くなる。このため、最低賃金の高低と社会保険加入とは単純な増加や減少の関係にはない。
- (3) 社会保険の給付負担は、年齢の高いパート労働者ほど高くなりがちである。このことから、企業は高齢パート労働者の社会保険加入に消極的であるかもしれない。既婚女性で年収が100万円以下のパート労働者の場合、社会保険加入割合は年齢が高いと低くなる傾向がある。ただし、年収が100万円を超えるグループでは、年齢の影響は小さい。また、1990年から1995年にかけて加入が増加したのも、年収100万円以下の若年層である。
- (4) 1989年から1994年にかけて最低賃金が19%ほど上昇し、時間あたり賃金も最低賃金とほぼ同率で上昇した一方、課税最低限は上昇していない。この間、既婚女性パート労働者の労働時間は減少し、年収の上昇率は賃金率の上昇率より低い。一方、社会保険の扶養の認定基準は最低賃金とほぼ同率で上昇している。これらの要因は社会保険加入を減少させると考えられる。しかしながら、その仮説とは逆に、社会保険加入が進行した産業もあり、特にサービス業において、社会保険加入が増加している。

本論の結果の政策的含意は以下の2点である。

第1に、過去の研究の中には、パート労働者には社会保険が提供されず、一定以上の収入を稼ぐ場合には国民年金・国民健康保険に入らなければならない、という前提で議論をしているものがある²²⁾。本論の分析結果は、パート労働者でも、労

働時間の基準を満たす場合には60%程度、扶養の基準を満たす場合には80%程度は社会保険に加入していることを示した。したがって、以下に述べるセレクションバイアスの可能性を除けば、基準を超えて就業するときには職域社会保険が提供される確率は少なくとも50%程度あり、それ以外のケースは国民年金・国保に加入する、といった前提で議論するのが自然であろう。これと、国民年金・国保が大半と仮定するのは、大きな開きがある²³⁾。

ただしここで注意が必要なのは、100万円を超える年収を稼ぐような就業をするか、しないか、ということは、内生的意思決定の結果だということである。言い換えると、100万円を超えるような就業をするパート労働者と、年収を100万円に抑えるように就業するパート労働者は、余暇への需要、生産性などの面で異なっている可能性がある。データから観察されるこれら2グループの差は、そのような質的な差を反映している可能性がある。ということは、100万円未満を稼ぐパート労働者が労働時間を増やしたとしても、100万円を超える収入を稼いでいる人と同様の賃金・福利厚生は得られないかもしれない。たとえば、現在100万円未満を稼いでいる労働者が労働時間を増やしても、社会保険が提供されない可能性が高い、あるいは、社会保険料の企業負担分を反映して名目賃金が下がる、といったことが起こる可能性がある²⁴⁾。このセレクションバイアスが存在すれば、就業調整をして100万円未満を稼ぐパート労働者が労働時間を増加させた場合に、社会保険に加入する確率は、データで確認されるそれよりも低くなると考えられる。

第2に、1998年9月18日の総務庁行政監察局の勧告も指摘するとおり、“常用労働者のおおむね3/4以上であれば社会保険に加入”という基準は厚生省の課長文書によっており、法文化されているわけではない。このため、加入の状況があいまいになっている点も正されるべきである。特に、社会保険料が今後上昇していくことが予想されるなか、あいまいな基準によって負担に大きな格差が生じてしまうことは問題である。

補論1 厚生年金保険の給付費用に関する議論

IV-4では、社会保険給付費が年齢別に異なる可能性に注目している。とりわけ医療費については、高齢であればあるほど給付費が高くなることを議論している。医療保険加入と厚生年金加入とは65歳以下の雇用者にとっては基準が等しいため、厚生年金・企業年金について、保険料以外の企業の負担(将来の年金給付の割引現在価値)が労働者の年齢とどう関連しているか、ということが問題になりうる。これに関しては、厚生年金の保険料以外の企業負担(年金給付負担)が年齢に依存する度合いは、医療保険のそれに比べるとやや限定的であろう、というのが本論の立場である。以下、その内容について述べる。

公的年金に関しては、保険料以外の企業にとって負担(年金給付の負担)の概略は以下のようなものである。厚生年金基金を持っていない企業については、厚生年金の給付は国からなされるので、給付面で企業の負担はないと考えてよい。いい換えると、厚生年金基金が無い場合には、企業にとっての負担は保険料負担のみであり、現在、自社で働いている労働者が高齢に達した時点で給付を行う負担は企業には存在しない。保険料負担は標準報酬の一定割合であり、年齢には依存しない。年金給付負担が存在しないから、年金給付負担が労働者の現在の年齢に依存する可能性もない。したがって、厚生年金基金の存在しない企業においては、保険料・給付の両面から、年金に関する企業負担は労働者の年齢には依存しない。

厚生年金基金をもっている企業では、事情はより微妙である。厚生年金の基礎年金部分および厚生年金全体の物価スライド部分、報酬比例部分の再評価部分の給付は国からなされ、基金が負担するのは報酬比例部分の、再評価・物価スライドを除いた部分である。パート労働者について、この部分は一般にさほど多額ではない。たとえば、10年間パートとして、月11万円の標準報酬で働いた場合、報酬比例部分の基金が負担する分は、1年あたり約10万円である(昭和21年以降に生ま

れた人のケース)。

さらに、企業年金についての扱いは以下のようにまとめられる。適格年金は、パート労働者には適用されない。厚生年金基金でも実際にはそれに準じた扱いがなされる。したがって、企業年金(プラスアルファ部分)の給付という意味での負担はないと想定する。

したがって、厚生年金に加入するパート労働者を雇うことで生ずる年金給付の負担は、厚生年金基金が代行給付をする部分のみと考えてよい。ここでは、そのような給付が行われている場合に、それが現時点の労働者の年齢にどのように依存するかを考察する。もし年齢が高いほど給付負担が重くなるのであれば、企業は、年金費用に関する配慮からも、高齢パート労働者の社会保険加入により慎重になる可能性がある。

ここで重要なのは、代行部分を積立方式ととらえるか否か、という問題である。積立方式であれば、平均的には、個々の労働者による積立がその労働者の給付をまかなうことになる。したがって、拠出(免除保険料の基金への納付)と代行給付がバランスすればよい。勤続期間の一時点をとって拠出と給付がバランスしなくても、10年以上の勤務期間を通じての拠出の総額と運用益がその労働者の将来の給付をまかなえればよい。

一方、積立方式でないとしたら、給付開始時点が近い労働者、つまり、現時点でより高齢の労働者のほうが、割引現在価値でみた企業の給付負担は重くなる。企業としては、現在の拠出が同額であるにもかかわらず、将来の給付負担の現在価値が異なるような労働者がいた場合、将来の給付負担がより重い労働者の社会保険加入にはより消極的になる可能性がある。したがって、そのような場合には、医療保険のみでなく、年金給付の観点からも、高齢労働者の社会保険加入に対し、企業が消極的である可能性がある。

以下、積立方式と考えられない場合と考えられる場合について、それぞれ詳しく説明する。また、ここでは、年金支給開始年齢が65歳であるとして議論している。これは、現行の60歳開始とは異なるが、将来的に支給開始年齢が上昇すること

が見込まれているので、そのような前提で議論をしている。

(1) 代行給付が積立方式と考えられない場合年齢が異なるが、賃金(w とおく。これは1月あたり)が同額であり、同一事業所で働いている2人のパート労働者を考えよう。賃金が同額なので、標準報酬も同額となる。2人が1年厚生年金に加入することで老後に受給できるようになる報酬比例部分の年金額(1年あたり)は、

$$w^R \times \delta \times 12 \times \Pi$$

ここで、 w^R は、財政再計算によって再評価された標準報酬月額、 δ はコーホート別の乗率(昭和21年以降に生まれた人については、7.5/1000)、 Π は物価スライドである。このうち、標準報酬の再評価と物価スライドは、基金加入時に生じたもの・それ以降に生じたものの両方とも、国によって負担される。したがって、報酬比例部分給付のうち、基金によって負担される部分は、給付1年あたり名目額で、

$$w \times \delta \times 12$$

となる。基金は、この額の代行給付を65歳以降終身行うことになる。その基金負担分の割引現在価値は、

$$\frac{1}{(1+r)^{65-a}} \cdot \sum_{t=0}^{T-65} \frac{(w \times \delta \times 12)}{(1+r)^t} \quad (A1)$$

となる。ここで、 T は予想される寿命、 a は現在の年齢、 r は割引率(5.5%)である。

$\frac{1}{(1+r)^{65-a}}$ の項は給付の始まる65歳までの期間

を割り引いたものであり、 $\sum_{t=0}^{T-65} \frac{(w \times \delta \times 12)}{(1+r)^t}$ の項は終身の基金給付分を、労働者が65歳の時点まで割り引いたものである。この後半の項は、現在の労働者の年齢(a)には依存しないと仮定する(賃金が同額なので w は同額、コーホート別の乗率 δ も同一、また期待される寿命も同程度だが、現在の年齢が異なる2個人を比べている)。一方、前半の項は明らかに a の高い(高齢な)労働者ほど大きくなる。高齢な労働者については給付開始時点(65歳)までの期間が短いので、同額の名目給付をするという前提では割引現在価値が大きく

なる。

以上から、1時点で同賃金で就業している労働者の代行給付負担を考えた場合、若年労働者のそれは、高齢労働者のそれよりも低くなる。したがって、労働者を厚生年金基金に加入させることの企業の負担は、若年労働者よりも高齢労働者のほうが高くなることになる。そうであれば、代行給付の観点から、企業は高齢労働者の社会保険加入に、若年労働者のそれに比べ、消極的になると予想される。

現実問題として、このような年齢による違いが顕在化するケースが、厚生年金基金に10年未満加入したケースである。このような場合、この期間に対応する代行給付相当分は、厚生年金基金連合会に移管される。移管の際には、加入していた企業の基金から連合会に対して、その労働者にかかわる“年金原資”が移される(平成9年度年金白書(1998)、79ページで使われている用語を用いている)。その移管時に基金が連合会に支払う“年金原資”の額とは、(A1)式で算出されるものとなる((A1)式は加入が1年のケースであるが、加入年数が1年を超える場合にも、加入月数を掛けることにより、同式と類似の方式で移管額を計算できる)。ここでの想定のもとでは、労働者の現在の年齢が高いほど、移管の際に支払わねばならない金額が高くなる一方、加入期間中に基金に支払った免除保険料(拠出)は年齢にかかわらず一定である。以上から、10年未満で基金を脱退するケースでは、高齢労働者のほうが基金にとっての負担が重くなると考えられる。ここで、(給付の脱退時価値)-(拠出の脱退時価値)が高齢者になればなるほど大きくなる。このような事態を、積立方式と理解するのは無理がある。

(2) 代行給付が積立方式の場合

(1)の議論のとおり、高齢で厚生年金基金に加入すると、賃金が同一とすれば若年者よりも基金の代行給付負担が重くなる。これは、一労働者が基金に長期間加入する場合、たとえば賃金が名目額で一定であったとしても、労働者が高齢になるにしたがって、基金にとっての代行給付負担が次第に多額になっていくことを意味する。若年期

の拠出は長期間運用できるが、高年齢期の拠出は運用期間が短い。名目賃金が年齢が上がっても一定であるとすれば、現在の標準報酬の決定方式を前提とする限り、報酬比例部分の基金代行分は、若年期の拠出、高年齢期の拠出にかかわりなく、同一額の基金の給付負担をうみだす。したがって、個人の積立がその個人の代行給付をまかなうと想定すると、若年期の拠出は運用によって基金が給付する額以上となる反面、高年齢期の拠出はそれに対応して生ずる基金の給付分を下回るものとなり、それが基金加入期間全体でバランスする、という構造をもっていると考えられる。実際、厚生年金基金が代行給付を行うのは、10年以上基金に加入した場合が一般的であり、その場合には、長期間を通じて給付と負担のバランスがとられていると考えるのが自然である。

いま、単純化のために、年齢が上がっても賃金が変わらず（これを w とおく）、10年以上1企業で働き、厚生年金基金に加入するケースを考えよう。この労働者は、 E 歳で企業に雇われ、 R 歳でこの企業を離職するものとし、企業に働いている間は厚生年金基金に加入し続けると仮定する。この場合、労働者の報酬比例部分に対応する拠出（免除保険料の基金への納付額）およびその運用益を 65 歳時点 で評価すると、

$$s_R(12 \times w) \sum_{u=E}^R (1+r)^{65-u} \quad (A2)$$

となる。ここで、 s_R は免除保険料率であり、 $s_R(12 \times w)$ は免除保険料として基金に1年に納付される額である。賃金の名目額は、 E 歳時点から R 歳まで一定であるから、拠出の名目額もその間一定である。しかし、拠出時点が異なることは、運用期間が異なることを意味し、若い時点の拠出ほど、長期間にわたって運用されることになる。(A2)の後半部分は、勤続期間中毎年なされる拠出の運用に対応している。(A2)が、この労働者について拠出され、したがって積立方式の前提のもとで、この労働者に給付可能な(65歳時点での価値で計った)総額である。

65歳以降終身続く代行給付の65歳時点での価値は、(1)での議論と同じように計算して、以

下ようになる、

$$\sum_{t=0}^{T-65} \frac{(w \times \delta \times 12 \times (R-E))}{(1+r)^t} \quad (A3)$$

(1)の場合と異なるのは、①(A3)では65歳時点の価値を評価していること、②(A3)では長期勤続を前提としているので、1年の拠出によって生ずる年金額ではなく、 $R-E$ 年の加入によって生ずる給付年金額を計算していることである。

積立方式のもとでは、(A2)と(A3)とが等しくなることで、生涯の拠出と給付が等しくなる。(A2)も(A3)も労働者の現在の年齢には依存していない。基金に加入して働き続けると、その最初の時点にされた拠出は運用により多額になるものの、終わりに近い時点になされた拠出には運用益が小さい。したがって、(A2)と(A3)が等しくなるように代行給付が設計されているとすると、 u 歳時の1年の拠出は65歳時には $s_R w(1+r)^{65-u}$ となる反面、 u 歳時の拠出から生ずる基金の代行給付額は、 $\sum_{t=0}^{T-65} \frac{(w \times \delta \times 12)}{(1+r)^t}$ である。後者は u に依存しないが、前者は u が大きくなると小さくなる。したがって、若年時には、その拠出によって生ずる基金からの将来給付を上回る拠出をし、高年齢期には基金からの将来給付を下回る拠出をしていることになる。このような事態は長期間基金に加入するケースには必然的に起こることである。これは年功賃金を支払う場合、若い時には生産性を下回る賃金を支払うが、高齢期や退職時には生産性を上回る賃金を支払い、生涯の生産性と生涯の賃金が等しくなるという議論と類似のものである。

以上の議論について、2点留保が必要である。第1点は、上記では拠出と給付が等しくなると想定したが、そうである必然性はないということである。重要な点は、(給付)-(拠出)が労働者間で等しいかどうかである。労働者間でこれに差がないのであれば、積立方式として議論したことが基本的には成り立つ。第2点は、現行の厚生年金の給付決定方式でも、加入年数、割引率、免除保険料率の水準などに依存して、10年以上基金に加入したケースにおいても加入年数が異なると、基

金からの給付と基金への拠出はバランスしないことである。したがって、加入年数が10年以上であれば積立方式であるという解釈は、必ずしもできないことである。

以上をまとめると、代行給付を積立方式と考えるケースには、厚生年金基金の代行給付負担は、労働者の現在の年齢には依存しない。代行給付は積立方式であるという議論もあり、また、基金が代行給付を行う加入者は長期間基金に加入したケースに限定されている。厚生年金基金加入によって生ずる企業負担が労働者の年齢に依存しないのであれば、企業が高齢労働者の厚生年金加入に若年労働者のそれと比較して、消極的になる理由はない。

(1)と(2)の議論を比較すると、パート労働者の年金給付に関して、企業(あるいは厚生年金基金)の負担が年齢に依存するか否かは、代行給付を積立方式ととらえるか否かによって変わってくる。もし積立方式と考えるのであれば、年金給付負担が現在の年齢に応じて大きく異なるとは考えにくい。したがって、年金に関する負担は保険料によるものが主なものとなり、保険料は年齢に依存しないことから、企業が比較的高齢な労働者の厚生年金加入に消極的である理由は薄い。一方、(1)の後半に説明されたような、基金への短期加入のケースであれば、年金給付負担は高齢労働者のほうがより重くなり、企業はそのような労働者の社会保険加入に消極的であろうと予想される。

年金の企業負担は、以上のように、必ずしも明確な形で労働者の現在の年齢への依存が存在するとはいえない。一方、医療保険においては、年齢別に健保組合・政府管掌健康保険が払う医療費給付負担の期待値が異なる。年金の給付負担が年齢に依存しないケースには、表5のテストは医療費に基づいたものであるといえる。一方、年金の給付負担が年齢に依存すると考える場合には、それは医療費および年金給付負担によるものと理解すべきである。

補論2 従業員数別の既婚女性の年齢と社会保険加入割合(%)

表A2-1 従業員数300人未満(政府管掌健康保険)

年齢層	年収≤100万		年収>100万	
	1990	1995	1990	1995
21-24	0.76	78.8	80.6	38.5
25-29	11.2	26.7	59.8	60.6
30-34	10.4	28.2	75.2	74.7
35-39	8.4	19.9	73.8	56.1
40-44	6.3	14.5	65.4	76.6
45-49	8.9	13.7	70.2	75.6
50-54	13.4	14.7	75.1	69.0

注) III-2で説明された基準によって選択されたサンプルの集計結果。集計はウエイト付けされている。21-24歳層のサンプル数はかなり少ない。

出所) パートタイム労働者総合実態調査(1990, 1995)の特別集計。

表A2-2 従業員数300人以上(組合管掌健康保険)

年齢層	年収≤100万		年収>100万	
	1990	1995	1990	1995
21-24	24.1	5.3	53.1	96.1
25-29	16.9	44.1	73.2	94.7
30-34	17.1	26.9	87.3	55.4
35-39	14.5	12.0	91.8	85.2
40-44	14.5	12.1	85.9	85.6
45-49	17.6	16.7	86.1	86.1
50-54	15.9	25.1	90.2	92.6

注) 表A2-1と同じ。

出所) 表A2-1と同じ。

表 A 2-3 常用雇用者規模に関して 300 人以外の基準を用いた場合の集計結果
(年収 ≤ 100 万のケースのみ)

1990 年						
年齢層	企業規模 500 人以上	企業規模 500 人未満	企業規模 1000 人以上	企業規模 1000 人未満	事業所規模 700 人以上	事業所規模 700 人未満
21-24	20.1	8.0	18.6	10.0	30.8	10.6
25-29	14.9	12.9	11.0	14.7	29.4	12.1
30-34	13.5	12.6	10.5	13.5	21.2	11.9
35-39	12.8	9.8	10.9	10.6	23.4	9.4
40-44	14.8	7.0	11.4	9.3	21.6	8.5
45-49	18.0	9.7	15.7	11.4	24.3	11.1
50-54	13.6	14.9	11.4	15.5	17.0	14.2
1995 年						
年齢層	企業規模 500 人以上	企業規模 500 人未満	企業規模 1000 人以上	企業規模 1000 人未満	事業所規模 700 人以上	事業所規模 700 人未満
21-24	4.7	70.1	5.2	68.2	0	58.0
25-29	41.9	27.9	72.2	25.3	33.6	31.5
30-34	30.7	27.1	17.3	29.3	24.0	27.9
35-39	12.5	18.9	12.9	18.2	20.0	16.8
40-44	13.0	14.0	13.9	13.7	23.5	13.6
45-49	17.6	13.5	21.5	12.9	13.3	14.7
50-54	24.6	15.7	18.9	18.1	26.5	18.0

注) 表 A 2-1 と同じ。

出所) 表 A 2-1 と同じ。

データ付録 最低賃金に基づく県のグループ分け

1990 年 最低賃金	1995 年 最低賃金	県数	県名
470 以下	555 以下	11	青森, 岩手, 秋田, 山形, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄
471-490	556-570	8	宮城, 福島, 鳥取, 島根, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
491-510	571-600	17	北海道, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 滋賀, 奈良, 和歌山, 岡山, 広島, 山口, 福岡
511-535	601-630	8	埼玉, 千葉, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 京都, 兵庫
536 以上	630 以上	3	東京, 神奈川, 大阪

注) この県のグループ分けは、1990 年の最低賃金の 4 ランク区分のうち、一番低いランクを 2 つに分けたものである。最低賃金のランク区分に関しては、五十畑(1996)を参照。

謝 辞

この論文は、大竹文雄氏と筆者によるパートタ

イム労働に関する共同研究プロジェクトの一部である。この研究のために、労働省よりパートタイム労働者就業実態調査(平成 2 年, 平成 7 年)の個票データを目的外利用させていただいた。厚生省年金局および平野勝彦氏は、厚生年金基金制度に関する筆者の質問に、丁寧な回答をして下さった。駿河輝和氏、脇坂明氏、関西労働研究会のメンバー、および本誌レフェリーからは貴重なコメントをいただいた。ここに謝辞を申し上げたい。本論で述べられていることは筆者個人の見解を示したものである。(平成 11 年 2 月投稿受理)

注

1) 介護保険に関しては、各保険者の拠出する介護保険料は介護保険加入者の人数割で決定される。したがって、加入が本人のみである場合と本人および被扶養者である場合とで、後者のほうが(加入者の数が多いことを反映して)拠出する保険料は 2 倍となる。個々の組合健保の介護保険料設定に関しては、「医療保険者は、支払基金から毎年課された介護納付金総額(政管健保の場合は国庫補助額を控除した額)を当該第 2 号被

保険者の標準報酬総額で除して得た率を基準として介護保険料率を算出」とされ、また、「例外的に、健保組合はその規約で定めれば、第2号被保険者である被扶養者を有する40歳未満の被保険者に対しても介護保険料を課すことができ」とされている(厚生省老人保健福祉局介護保険施行準備室監修『平成10年度版介護保険の手引き』)。これを解釈する限り、たとえば配偶者を被扶養者としている40歳以上のサラリーマンの場合、配偶者が39歳であったときと、配偶者が40歳になったときとで、介護保険料が異なるということはない。その一方、40歳以上の第2号被保険者を被扶養者としている40歳未満の医療保険被保険者からは介護保険料を徴収することも許容されている。このように、介護保険制度において、被扶養配偶者がどれだけの保険料で介護保険に加入することになるかは、医療保険の被保険者である個人の年齢(典型的には夫の年齢)、被扶養配偶者の年齢(典型的には妻の年齢)の両方に依存していることになる。これは、現行の公的年金のそれ(被扶養配偶者は60歳未満であれば追加的保険料負担なしに第3号被保険者となれる)や、医療保険のそれ(配偶者および被扶養の親族は追加的保険料負担なしに保険給付を受けられる)とは異なるものである。

2) 企業が社会保険負担を賃金に帰着させることが不可能な場合には、フルタイムからパートタイムへの代替が起こることもありうる。

3) これは、公的年金についての議論である。健康保険に関しては、子供や親などの親族をカバーすることも可能となる。

4) 社会保険加入が女性の就労に影響を与えていることは、さまざまなところで指摘されている(たとえば、丸山(1994)、高山(1997)古郡(1997)、永瀬(1997)、安部・大竹(1995))。しかしながら、これらは、社会保険への加入状況や加入の決定要因を数量的に把握したものではない。樋口(1995)は、就業調整についての議論の中で、1990年パート実態調査による、有配偶女性パート労働者の年収別の社会保険加入状況を紹介している。

5) 1990年パート実態調査では配偶者の年収は調査されていないため、1990年に関して妻の年収が夫の1/2未満であるケースとそうでないケースを区別することは不可能である。一方、1995年パート実態調査では、前年の配偶者の年収が調査されている。以下の分析では1990年と1995年の比較を重点的に行う。そこで、この2調査での変数の定義を整合的にするために、夫の年収と妻の年収に比率に応じて扶養の状況をコントロールすることは行っていない。ちなみに、ここで用いられている1995年の既婚女性サンプルのうち、夫の年収の値が回答されているもの

の中で、夫の年収が妻のその2倍に満たないケースは4.0%であった。

- 6) 1995年調査においては、厚生年金・健康保険にパートとして雇われている会社で加入しているか否かは尋ねていない。したがって、他の会社で加入している可能性はある。ただし、これを明示的に聞いている1990年調査において、“他社で加入”と答えた人の割合はかなり低い。
- 7) これは、パート実態調査における、厚生年金・健康保険の質問項目への回答を集計したものである。パート実態調査では、国民健康保険に加入しているか否か、健康保険は扶養家族として給付を受けているかどうか、国民年金には第何号被保険者として加入しているかなどについての質問項目はないので、厚生年金および職域での健康保険に加入していないケースにどのような社会保険上の扱いになっているかは、分析不可能である。
- 8) 本論でのデータの利用方法は安部(1998)と同様である。
- 9) 年齢54歳で制限している理由は、女性の場合、55歳から公的年金を受給できる可能性があったので、そのことの影響を排除できる年齢層に注意をしぼるためである。
- 10) 1990年調査と1995年調査では専門学校の扱いが異なる。1990年調査では専門学校を高卒・短大卒と別に分けて尋ねる項目があるのに対し、1995年では専門学校卒の個人は、専門学校の授業時間に応じて短大か高校かを判断して答える方式である。したがって、1990年と1995年で教育に関して、整合的なサンプルはできない。1990年の専門学校卒をサンプルから除く、ということを行おうが、これによって整合性が得られるわけではない。というのは、その場合、1995年のデータには専門学校卒が高卒と短大卒に分けてコード化されているのに対し、1990年ではそれがぬけたサンプルになってしまうからである。ただし、1990年に専門学校卒と答えた人の授業時間数を知ることができないので、1995年と整合的なサンプルを作ることもできない。より整合的なサンプルを作る方法として、以下のようなことも試みた。1990年調査では、専門学校卒の個人に対して、中卒、高卒、短大・高専卒、大卒・大学院卒のいずれかであるかも質問している。したがって、中卒かつ専門学校卒である場合には、中卒の資格で入学できる専門学校であるとして、1995年調査の方法に習い、最終学歴として高卒を割り当てる。高卒以上かつ専門学校卒である場合には、高卒を条件とする専門学校卒であると考えて、最終学歴として短大・高専卒を割り当てる。このようにすると、1990年のサンプルの専門学校卒業者に1995年とほぼ同じ教育水準の変数を割り当て

- ることができるため、サンプルを制限せずに分析できる。このサンプルを用いた分析結果は、本文にあるものとさほど変わらなかった。
- 11) 900万円を区切っている理由は、1995年調査において、回答欄は最大で999万円までしか答えられないように設計されているため、900万円を超える収入のある人がどのように回答したか必ずしも明らかでないことや、実際900万円以上の収入がある人はここで分析の対象とするパート労働者とは異質の可能性が高いからである。
- 12) 1990年と1995年では、1995年のほうがサンプル数が少なく、また、産業別には1995年の卸売小売業でのサンプル数が少なくなっている。これは、元データのサンプル数が1995年のほうが少ないこと、抽出率が1995年調査の卸売小売業では製造業・サービス業に比べ、かなり低いこと（つまり、ウェイトが高いこと）などが原因である。本論での計算は、すべてウェイト調整がなされている。
- 13) 産業が卸売小売飲食店であり職種が販売関係である女性パート労働者のサンプル数は、1990年よりも1995年にはかなり少ない。
- 14) 給付が保険料を上回る労働者と給付が保険料を下回る労働者がいた場合、企業の超過負担ではなく、労働者間で超過負担と超過拋出のバランスをとる、という可能性もある。保険給付がランダムな要因で生ずるのであれば、これは通常の意味での保険である。一方、保険給付が継続的に高いグループとそうでないグループがあるような場合、後者は前者の加入する保険への加入をためらうといった問題が生ずる。これは逆選抜と呼ばれる現象である。
- 15) たとえば年金白書(1998)は、「代行制度は、(中略)、積立方式により財政運営を行っており、年金制度として健全な方法だといえ」(厚生省1998, p. 252) としている。
- 16) ここでの状態は、医療保険におけるいわゆる逆選抜と類似のものである。医療保険で逆選抜が生ずる原因は、病気をしがちな人とそうでない人で医療給付費が異なり、しかもその情報が非対称に保有されているために、保険料の差別化が行えないことにある。
- 17) 企業別の組合管掌健康保険にも、長期勤続を前提とした積立方式的な要素がもしあれば、厚生年金基金の代行部分の議論と同様に、年齢との関連は薄いということもありえよう。しかし、個人ベースでの積立の管理という観点からは、年金のほうが医療よりも給付と負担の関連付けは明確である。というのは、年金給付額は標準報酬を生涯ベースで計算して決定されるからである。同じことが、何らかの間接的な手段を用いて医療保険で行われているとは考えにくい。
- 18) 本論で用いられるデータでは、個人の健康状態の把握は困難なので、年齢による差を分析した。企業がパート労働者、特に長時間勤務のパート労働者の健康管理に熱心であることは、パート実態調査の事業所票からも理解できる。1995年調査の報告書の福利厚生に関する事業所票の集計結果によると、“パート労働者”(労働時間が短い非正規労働者)に対し採用時健康診断を実施している事業所の割合は19.6%、定期健康診断を実施している事業所の割合は47.4%である。一方、“その他”(労働時間が正社員と同じかより長い非正規労働者)に対しては34.3%の事業所が採用時健康診断を、また67.7%が定期健康診断を実施している。
- 19) ここで、扶養の認定基準(1989年に110万円、1994年に130万円)で分けるのをせずに100万円で分けて集計しているのは、1994年においても、100万円未満に年収を抑えているケースが多いことが確認されているからである(安部(1998))。また、扶養の認定基準で場合分けをした集計も行って見たが、この場合でも、①扶養の認定基準額を超える部分では年齢の影響が小さい、②1990-1995年のあいだに、認定基準額を超えない部分での若年層で加入が増加した、という結論は変わらなかった。
- 20) ただし、政府管掌健康保険の場合、保険を運営しているのは政府であり、医療費を負担するのは政府管掌健康保険に加入するすべての被保険者および雇用主である(さらに国庫負担も組合健保より多い)。その意味で、組合健保の場合と異なり、医療保険と企業が同一と仮定することには問題がある。組合健保は法律上は被保険者300人以上のケースに適用になるため、常用労働者300人以上のケースとそれ以外のケースに分けて、表5と同様の分析を行った(補論2, 表A 2-1, 表A 2-2)。表5と同様、年収が100万円を超える部分には年齢の影響は小さい。年収100万円以下の場合には、以下のようにまとめられる。常用労働者300人以上のケース(組合健保)では、35歳を超える場合、1990年と1995年であまり加入の増加は見られない。300人未満のケース(政管健保)でも、年齢が低いほど、加入の増加の割合が大きいが、1995年の企業規模300人以上、年収100万円以下のケースで、年齢が若いほど加入割合が高い、というパターンが顕著である。健康保険の法律上の基準は以上のとおりであるが、実際の認可の基準は単独企業での設立では被保険者700人以上である。また、厚生年金基金の単独設立については、500人以上というのが基準である。したがって、300人で分けることが必ずしも適当でない可能性もある。そこで、企業規模300人のほか、①企業規模500人、②企業規模1000人、③事業所規模700人の3つの基準で分けたケースの集計も行って見た。

年収が100万円以下のケースの、既婚女性の年齢別の社会保険加入割合が、補論2の表A2-3にまとめられている。まず、企業規模500人、1000人で分けたケースについては、1995年において、より企業規模が大きいグループで、年齢が若いほど加入割合が高い傾向が見て取れる。事業所規模700人で分けたケースはさほど顕著な年齢との関連は見られない。これは、事業所規模が、設立の基準となる企業規模と対応しないケースも多いためと考えられる。

- 21) 所得税の基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除は、1989年から1994年まで35万円、1995年以降1997年現在まで38万円である。給与所得控除の最低額は、1989年も1997年にも65万円である。被扶養者の認定基準は1989年5月から1991年12月まで110万円、1992年1月から1997年まで130万円である。
- 22) たとえば、高山(1997)は、「年収130万超のパートタイマーは国民年金(1階の定額年金)に加入する義務があり、定額の保険料をみずから負担する」と議論している。永瀬(1997)も年収130万を超えると国民年金・国民健康保険に加入するケースを中心に議論している。
- 23) 国民年金保険料は定額である。国民健康保険の保険料は市町村ごとに方式が異なるが、保険料は一般に収入に依存する。厚生年金保険料・政府管掌健康保険料・組合管掌健康保険料は、収入が一定の範囲に含まれる場合には、定率保険料を支払うことになる。厚生年金および健康保険の保険料率は限界税率を変えるため、予算制約の形状に違いをうみだす。
- 24) この点の分析は、本論の範囲を超えているため、他の機会に議論する予定である。

引用文献

- 安部由起子(1998)「1990-1995年にかけての女性パートタイム労働者の労働供給」未公開論文。
 安部由起子、大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」、『季刊社会保障研究』31, 120-134。
 厚生省年金局監修(1998)『年金白書 平成9年版』。
 厚生省老人保険福祉局介護保険施行準備室(1998)『平成10年版、介護保険の手引』, ぎょうせい。
 五十畑明(1996)『新たな最低賃金制』, 社会労務研究会。
 高山憲之(1997)「公的年金の改革」, 八代尚宏編『高齢化社会の生活保障システム』第5章, 東京大学出版会。
 永瀬伸子(1997)「パート賃金はなぜ低い? 諸制度の足かせ」未公開論文。
 樋口美雄(1995)「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』第7章, 日本経済新聞社。
 古郡頼子(1997)『非正規労働の経済分析』, 東洋経済新報社。
 丸山 桂(1994)「女性の生涯所得からみた税制・年金制度」、『季刊社会保障研究』30, No. 3, 274-292。
 労働基準調査会『最低賃金決定要覧, 各年版』。
 労働省政策調査部(1997)『パートタイマーの実態——平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告——』, 大蔵省印刷局。
 (あべ・ゆきこ 亜細亜大学助教授)

社会 保障 法 判 例

堀 勝 洋

労災保険法に基づく労災就学援護費の不支給決定は取消訴訟の対象となる処分にあたらな^いとして、その取消しを求める訴えが却下された事例（馬淵訴訟第一審判決）

東京地方裁判所平成10年3月4日判決（平成8年（行ウ）第256号労災就学援護費不支給処分取消請求事件）判時1649号166頁

I 事実の概要

1 原告 X は、業務上の事由により死亡した労働者 A の妻であり、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という）16条の2の規定に基づく遺族補償年金の受給権者である。X は、その子（訴外 B）が日本の高等学校等に在学中の平成5年以来、同法23条1項2号に定める労働福祉事業の労災就学援護費の支給を受けていた。B が平成8年6月に A の母国フィリピン共和国のシリマン大学に入学したため、X は同月25日に同大学の在学証明書を中央労働基準監督署長（被告 Y）に送付した。Y は、同年8月9日、同大学は「学校教育法第1条に定める学校等ではない」という理由で、労災就学援護費を支給しない旨の決定（以下「本件決定」という）をした。これに対し、X は本件決定の取消しを求めて東京地方裁判所に出訴した。

2 同裁判所は、平成10年3月4日、労災就学援護費に係る決定は行政事件訴訟法（以下「行訴

法」という）3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」にあたらな^いため、本件決定の取消しを求める訴えは不適法であるとして却下した。X は東京高等裁判所に控訴した。

II 判 旨

1 「行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいうものと解される」。

2（1）「労災法23条1項2号は、それ自体では、労働福祉事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を図るために必要な事業を行うことができると定めているにとどまるが、事業の内容として就学援護金を支給することを想定しており、これを実施するために、同条2項により労働省令に当該事業の実施に関して必要な基準を定めることを委任しているものであって、同条2項は、その

趣旨及び文言に照らして考えると、労働省令に労災就学援護金の支給のために必要な実体上の要件及び金額等の内容並びに事務処理上の実施の細則を定めることを委任しており、かつ、委任の限度は右にとどまるものと解するのが相当である。したがって、労働省令において、労災就学援護金の支給の実体上の要件及び金額等の内容を具体的に定めて要件に該当する者に支給を受ける請求権を付与することとするのは委任の範囲内であるし、あるいは贈与契約として支給を行うこととし、その支給の要件及び内容の骨子だけを定め、詳細は通達によって定めることとするのも委任の範囲内であるが、行政庁が公定力を有する処分により支給に関する決定を行うこととしてその手続を定めることは労災法23条2項の委任の範囲を超えるものと解するのが相当である。

(2) 「労災法施行規則は、1条3項において事務の所轄を定め、同規則43条において労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度を定めるが、労災就学援護費の支給の実体上の要件及び金額等の内容並びに事務処理上の実施の細則については何ら定めていないから、支給を受ける請求権を付与することとしているものではなく、贈与契約として労災就学援護費の支給を行うこととすることが相当であるとの政策を採ったものであ……る。なお、労災法施行規則は、前記のとおり、労災法によって行政処分により支給を行うこととするの委任を受けておらず、またそのような規定も何ら置いていない」。

(3) 「本件通達及び本件要綱は労災就学援護費の支給内容及び手続等を具体的に定めているが、……本件通達及び本件要綱を根拠に、本件決定に行政処分性を肯定することはできない」。

(4) 「なお、労災法の規定によれば、労災就学援護費の給付は、業務上災害に関する保険給付に含まれるものではなく、それに付帯する労働福祉事業として給付が行われることとされているのであり、その給付を受けるべき地位が、災害補償請求権と一体をなす法的地位に当たるということはできないから、労災就学援護費の給付に関する決定を行政処分として構成することを要するもの

ということではできない」。

(5) 「以上によれば、本件決定は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえず、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には当たらないから、その取消しを求める原告の訴えは不合法というべきである」。

III 解 説

1 はじめに

本件訴訟は、労災法の遺族補償年金の受給権者Xが行った労災就学援護費の支給申請に対し、Yが不支給の決定(本件決定)を行ったため、その取消しを求めた訴訟である。労災就学援護費が不支給とされた理由は、その支給対象者を具体的に定めた通達及び要綱において「学校教育法第1条に規定する学校」に在学する者について同援護費を支給すると規定されているが、Xの子Bが入学した学校がフィリピンの大学であって同条に規定する学校ではないとされたからである。本件訴訟においては、次の3点が争点となった。

- ①本件決定が行訴法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」にあたるか否か。
- ②フィリピンの大学が「学校教育法第1条に規定する学校」にあたるか否か。
- ③本件通達及び本件要綱が定める「学校教育法第1条に規定する学校」が日本国内の学校に限られるとすることが、憲法14条に違反するか否か。

本判決は、専ら①の問題について判断し、本件決定は取消訴訟の対象となる処分にあたらないとして、Xによる取消しの訴えを不合法だとして却下した。したがって、本稿でもこの①の問題について論ずることとする。

本判決が上のように判示したのは、労災就学援護費については労災法及び同法施行規則において行政庁の処分によって支給決定を行うとされていないからというものである。労災就学援護費の詳

細は本件通達及び本件要綱に定められているが、このように訓令、通達、要綱等(以下「要綱等」という)に基づく給付については、幾つかの訴訟において、その支給・不支給の決定が取消訴訟の対象となる処分にあたるか否か、またその支給申請に対し行政庁が何ら応答しない場合に不作為の違法確認訴訟が提起できるか否か、が争われてきた。

従来、社会保障法にかかわる訴訟のうち、社会保険法、社会手当法、生活保護法等に基づく給付に係るものについては、取消訴訟、不作為の違法確認訴訟などの抗告訴訟の形で訴えが提起されても、その適法性が争われることはほとんどなかった。これに対し、法律ではなく要綱等に基づく給付に係る訴訟については、訴えが抗告訴訟の形で提起された場合、その適法性が争われることが少なからずあった。これに対する判決は、訴えが適法であることを肯定するものと否定するものとに分かれている。馬淵訴訟に係る本判決は、否定する判決例に一例を加えるものであり、この点に本判決の意義がある。また、本判決は、後掲の東京高裁判決⑩が同じ労災就学援護費に係る決定について下したものと全く反対の結論に達している点でも注目される。

本件訴訟で争われている労災就学援護費の詳細は本件通達及び本件要綱で定められているが、その支給の根拠は法律に規定されている。すなわち、労災法23条1項は「政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる」と規定し、同項2号に「遺族の就学の援護……その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業」が掲げられている。したがって、本件訴訟は純粹に要綱等に基づく給付に係る訴訟というわけではなく、このことが本件訴訟の適法性の判断にどのような影響を与えるかも問題となる。

そこで、まず次の第2節で、法律、条例等に基づく給付に係る行政庁の決定の処分性の問題について論ずる。その後の第3節で要綱等に基づく給付について同じ問題を論じ、最後の第4節で馬淵

訴訟に係る本判決について検討する。

なお、要綱等に基づく給付については、本件馬淵訴訟のような取消訴訟としてだけではなく、不作為の違法確認訴訟としても提起されてきた。不作為の違法確認訴訟は行訴法3条5項によって「法令に基づく申請」に行政庁が応答しない場合に認められているため、法令とはいえない要綱等に基づく給付に係る訴訟の提起が適法か否かが争われた²⁾。この問題も重要であり、かつ、本稿の問題と密接に関連するため、適法性を肯定した判決例³⁾と否定した判決例⁴⁾とに分けて、その結果と判決理由の要約を注記する。また、要綱等に基づく給付について請求権を認めた判決⁵⁾もある。なお、これらはすべて同和対策事業のいわゆる「窓口一本化」を巡ってのものである。

2 法律、条例等に基づく給付に係る行政庁の行為の処分性

(1) 行訴法上の処分性概念

行訴法3条1項は「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」を「抗告訴訟」とし、その典型的なものとして同条2～5項において「処分の取消しの訴え」、「不作為の違法確認の訴え」等を規定している。同条2項においては、「処分の取消しの訴え」(以下「取消訴訟」という)の対象となる「処分」を、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。したがって、行政庁の行為がこの処分の定義に該当しなければ、その取消しを求める訴えは不適法として却下される。なお、行訴法上「公権力」については定義されていない。

取消訴訟の対象となるこの「処分」の意義や範囲を巡って、過去数多くの裁判で争われてきた。そのリーディング・ケースは、ごみ焼却場の設置決定行為の処分性を否定した最判昭和39年10月29日・民集18巻8号1809頁である。同判決は、処分を「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と定式化した(II判旨の1を参照)。同判決は行

政事件訴訟特例法上の処分性概念を巡ってのものであるが、同判決の定式は行訴法の下で学説・判例にも引き継がれている [塩野 1995, p. 78]。同判決及び馬淵訴訟に係る本判決はまた、取消訴訟を公定力⁹⁾を排除する訴訟と位置づけている。このことを逆にいうと、公定力をもたない行政庁の行為は取消訴訟の対象となる処分にあたらぬということになる。

上のような伝統的処分性概念に対し、処分性概念を拡大する下級審判決や学説が見られるようになっている。すなわち、講学上の「行政行為」のほか、私法行為、内部行為、事実行為、一般処分・立法行為等、従来取消訴訟の対象にあたらぬとされてきた非権力的行政活動も取消訴訟の対象に含める考えが出てきた [阿部 1983, p. 202 以下]。ただし、千差万別の行政庁の行為について、取消訴訟の対象となる処分にあたるか否かを判断することは必ずしも容易ではない。また、有力な学説が処分性概念の拡大を唱えているのに対し、裁判実務の大勢は伝統的処分性概念を維持しているとされる [金子 1990, p. 203]。

(2) 給付行政と処分

行政庁の行為のうち、規制行政における命令、強制等が取消訴訟の対象となる処分にあたることには、原則として問題はない。これに対し、給付行政における行政庁の行為は、一般的には「公権力の行使に当たる行為」とは言い難い。しかし、たとえ給付行政における行政庁の行為であっても、法律、条例等が行政庁に処分という形で一方的に国民の権利義務を決定することを認めている場合や、不服申立てをすることができる旨を定めている場合は、取消訴訟の対象となる処分にあたりと解される。このことは多くの学説が認めている⁷⁾ [原田 1983, p. 117]。その例を挙げると、地方自治法 244 条の 4 は、地方公共団体が設置した「公の施設を利用する権利に関する処分」に対し不服申立てをすることができることを規定している。社会保障法にも多くの例があるが、例えば国民年金法 16 条は給付を受ける権利は社会保険庁長官が裁定すると規定し、同法 101 条は給付に関する処分について不服申立てをすることができる

ことを規定している。

判例も、法律自体が行政庁の決定に対し不服申立ての途を開いていれば処分と認めるが、必ずしもそれだけでなく、法令の趣旨等を総合的に判断して処分か否かを判断している、とされる。例えば、摂津訴訟控訴審判決 (東京高判昭和 55 年 7 月 28 日・行集 31 巻 7 号 1558 頁) は、国の補助金に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (以下「補助金適正化法」という) 全体の趣旨・構成からその交付決定の処分性を導き出している⁸⁾。また、札幌高判昭和 44 年 4 月 17 日・行集 20 巻 4 号 459 頁は、地方公共団体の補助金に関し、具体の条例、同施行規則、行政実務を総合して処分性を認定している [以上、塩野 1995, pp. 82-83]。

それでは、法律、条例等が給付に関し具体的に規定してはいても、処分によって支給決定を行うかどうか、また給付について権利 (特に不服申立ての権利) を認めているかどうか明らかでない場合はどうであろうか。例えば、児童福祉法、老人福祉法等の社会福祉法は、福祉サービス等の給付について具体的に規定しているが、処分によって行うかどうか、また不服申立てのできるかどうか、原則として規定していない。しかし、学説⁹⁾も行政解釈 [厚生省児童家庭局 1982, p. 290] も、この「福祉の措置」を処分であると解し、多くの裁判でもそのことを前提に判決が下されている。

社会福祉法には、地方公共団体に「……しなければならぬ」と福祉の措置を採ることを義務づける規定と、「……することができる」という福祉の措置を採る権限を与える規定とがある。前者の義務づけ規定に係る給付については、学説の多くは対象者に請求権を与えたものと解している¹⁰⁾。権利と義務は相関関係にあるのであり、個人の利益保護を目的として法律が地方公共団体に義務を課した反面として、当該個人は地方公共団体に対し請求権を有すると解すべきである [堀 1994, p. 223]。したがって、義務づけ規定に係る行政庁の行為は、最高裁の定式である「直接権利義務を形成することが法律上認められているもの」に

該当し、取消訴訟の対象となる処分にあたるべきである。

次に、いわゆる「できる」規定＝権限付与規定については、対象者に給付の請求権を与えたかどうか学説は一致していない¹¹⁾。「できる」規定であっても裁量瑕疵のない決定を求める権利があるとする説があるが〔小川 1974, p. 10, 河野 1991, pp. 104-105〕、権限付与規定は一定の給付を行う権限を与えただけであり、その給付を行うかどうかについて行政庁に裁量が認められ、国民はその給付の請求権を取得すると解釈すべきではあるまい。

ただし、請求権が認められないとしても、権限を与えられた行政庁が一般的にその給付を行うこととし、しかも特定の個人に給付を行うことを決定した場合は、その個人は受給権¹²⁾を取得すると解される。このように解すると、その給付を行う決定は、最高裁の定式の「権利義務を形成することが法律上認められているもの」と解することも可能であるように思われる¹³⁾。しかし、馬淵訴訟に係る本判決は、労災就学援護費に係る権限付与規定が労災法 23 条 1 項にあるにもかかわらず、その決定を取消訴訟の対象となる処分にはあたらないと判示した。このように法律、条例等に一応の根拠がある給付に係る行政庁の行為の処分性の問題については、次節で更に検討する。

3 要綱等に基づく給付に係る行政庁の行為の処分性

我が国においては、要綱等に基づいて多くの給付が行われている。国民の権利自由を侵害しない授益的な行政＝給付行政については、伝統的な侵害留保説からすれば、必ずしも法律、条例等に根拠がなくても行うことができるとされているからである¹⁴⁾。このような要綱等に基づく給付に係る行政庁の行為については、取消訴訟の対象となる処分にあたるか否か問題となる。以下では、まず(1)でこの問題に関する判決例を紹介し、(2)で学説を簡単に紹介し、(3)でまとめて検討する。

(1) 判決例

要綱等に基づく給付とはいっても、労災就学援

護費のように法律、条例等に一応の根拠があるものと、要綱等にしか根拠がないものがある。以下では、この二つに分けて、判決の結論を簡単に紹介するとともに、判決理由を簡単に述べる。なお、これらの訴訟において問題となっている給付は、社会保障に関するものとは限らない。

1) 法律、条例等に一応の根拠がある給付に係る判決

A 取消訴訟の適法性を肯定した判決

⑩東京地判昭和 58 年 12 月 12 日・労民 35 卷 6 号 620 頁(控訴)一労災就学援護費の不支給決定は取消訴訟の対象となる処分にあたりと判示したが、不支給決定の取消請求自体は棄却した。

⑪東京高判昭和 59 年 11 月 26 日・労民 35 卷 6 号 615 頁(確定)一⑩の控訴審判決であり、原判決の結論を維持した(この評釈として田中 [1991] がある)。

上記の判決の理由は、おおむね以下のとおりである。労災法上労働福祉事業を行うか否かは政府の自由な裁量にゆだねられているが、被災労働者が通達に基づいて行った支給申請に対する労働基準監督署長による支給要件の確認は、その優越的な地位に基づいて一方的に行う公権的判断である。労災法にその一般的規定が存する以上は、同署長の地位、権限や援護費支給請求権はいずれも法律上のものであり、署長による支給・不支給の決定は行訴法上の処分にあたる(以上⑩)。判決⑪は、理由を以下のように付加訂正している。労災法及び同法施行規則は被災労働者に労働福祉事業に伴う利益を享受し得る地位を付与することを予定し、通達はこの規則を補充しており、被災労働者はこの規則及び通達に従って申請しなければならないため、労働基準監督署長が援護費を支給しない旨通知する行為は被災労働者の具体的権利義務に影響を及ぼすから、その行為は処分にあたる。

なお、取消訴訟提起の適法性を直接認めただけではないが、それを前提にした判決がある。生活保護法は外国人には直接適用されず、厚生省社会局長通達(昭和 29 年 5 月 8 日付社発第 382 号「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置

について)によって同法に準じた措置が採られている。そして、同通達は「外国人に対する保護は、……単に一方的な行政措置によって行っているものであり、「権利としてこれらの保護の措置を請求することはでき」ず、したがって「外国人の場合は不服の申立をすることができない」としている。この通達からすると、外国人は不服申立てのみならず、同法69条が審査請求前置を規定しているので取消訴訟をも提起できないことになる。しかし、⑫東京地判平成8年5月29日・判タ916号78頁は、外国人である原告に審査請求適格はあり、かつ、適法に審査請求に対する裁決を経ているとして、審査請求前置の要請を満たすと判示して、取消訴訟の本案の判断に入っている。この判決は、外国人に対する保護は生活保護法ではなく通達に基づく行政措置として行われていると解釈しているようであるが、取消訴訟の対象となった処分自体は同法に基づくと判示しており、この点で若干矛盾がある¹⁵⁾。

B 取消訴訟の適法性を否定した判決

⑬長崎地判平成4年12月22日・訟月39巻10号2040頁(確定)―地域雇用開発等促進法、雇用保険法、同法施行規則及び地域雇用開発助成金支給要領に基づく地域雇用(特別)奨励金の受給資格決定及び支給決定に処分性はないとして、その取消請求を却下した。

⑭那覇地判平成5年4月28日・訟月41巻1号10頁(控訴)―地域雇用開発等促進法、雇用保険法、同法施行規則及び通達¹⁶⁾に基づく地域雇用特別奨励金の不支給決定は行訴法3条2項の処分にはあたらないとして、その取消請求を却下した。

⑮福岡高裁那覇支部判平成5年12月9日・訟月41巻1号1頁・判時1508号120頁(確定)―⑭の控訴審判決であり、原判決の結論を維持した。

⑬～⑮の判決の理由は、最高裁の定式と同じ判示部分を除くと、おおむね以下の(a)(b)のとおりである。なお、当該奨励金に係る当時の法律上の根拠規定は、「必要な助成及び援助を行うものとする」(地域雇用開発等促進法8条1項)及

び「必要な助成及び援助を行うことができる」(雇用保険法62条1項2号)であった。また、雇用保険法施行規則107条は、地域雇用開発助成金として地域雇用奨励金等を「支給するものとする」と規定していた。

(a) 本来助成金支給のような給付行政は、契約的な性質をもつ非権力的な行為であり、法律等が交付決定手続を定め、それに対して不服申立て手続を設けるなど処分性を付与しない限り、行訴法上の処分にはあたらない。

(b) 法律には処分性を認める趣旨の規定はなく、規則は内部的に事業の内容を定めたとすにすぎず、「地域雇用開発助成金支給要領」は内部手続の細則を定めたもので、その交付決定に処分性を付与したものではない。

⑯東京高判平成9年7月16日・判例集未登載(上告)―老人福祉法10条の4第1項¹⁷⁾による「大田区高齢者ホームヘルプサービス事業実施要綱」に基づくヘルパーの派遣に係る決定通知は行訴法3条2項の処分にあたらないとして、傍論的にはある¹⁸⁾がその取消請求を不適法だとしている。その理由として、「ヘルパー派遣の法律関係は、利用者の申出とこれに対する福祉事務所長の承認との合意によって設定される公法上の契約関係である」ことを挙げている。なお、この判決は、ヘルパー派遣は老人福祉法ではなく当該要綱に基づいて行われているととらえている。これに対し、同じくヘルパー派遣の決定処分の取消しを求めた訴訟に対する判決である大阪地判平成10年9月29日・判例集未登載は、ヘルパー派遣は、「大阪市ホームヘルプサービス事業運営要綱」及び「大阪市ホームヘルプサービス事業事務処理要領」ではなく、老人福祉法10条の4に規定する措置として行われているとし、その派遣決定を処分ととらえている¹⁹⁾。

2) 要綱等にはのみ根拠がある給付に係る判決取消訴訟の適法性を否定した判決のみで、肯定したものは見当たらなかった。

⑰大津地判昭和57年2月8日・行集33巻1・2号35頁(控訴)―法務省の訓令である「被疑者補償規程」に基づく補償の申出に対する検察官の裁定は抗告訴訟を提起できる行政処分にあたらないとして、その取消請求を却下した。

⑱大阪高判昭和57年6月29日・行集33巻6号1436頁(確定)―⑰の控訴審判決であり、原判決の結論を維持した。

⑲東京地判昭和60年6月27日・行集36巻6号1063頁(控訴)―「荒川区同和生業資金貸付事業実施要綱」に基づく資金の借入申込書の受理拒否は行訴法3条2項の処分にはあたらないとして、その取消請求を却下した。

以上は、行訴法の取消訴訟に係る判決である。このほか、地方自治法242条の2第1項2号は住民訴訟の一つの類型として「行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求」を認めているが、要綱等に基づく給付に関し同号の処分にあたらないとした判決がある²⁰⁾。なお、下記の訴訟に係る給付は国の補助金適正化法に相当する規則(東京都補助金等交付規則・東京都会計事務規則、東村山市補助金等の予算の執行に関する規則)に基づいて補助金等の交付の申請、決定等がなされたが、下記のいずれの判決も、これらの規則は内部的定め過ぎず、相手方を法的に拘束するものではないから、同規則に基づく交付決定は行政処分たる性質をもつものではないと判示している。

⑳東京地判昭和56年6月26日・行集32巻6号959頁(確定)―「東京都三角バケツ配布事業補助金交付要綱」に基づいて都知事がした補助金交付決定は地方自治法242条の2第1項2号の処分にあたらないとして、その取消請求を却下した。

㉑東京地判昭和63年9月16日・行集39巻9号859頁(控訴)―「昭和59年度東村山市社会教育団体のうち青少年団体に対する補助金支給要綱」に基づいてした補助金の交付決定は地方自治法242条の2第1項2号の処分にあたらないとして、その取消請求を却下した。なお、この判決は、同決定が同要綱に違反す

るものであっても、同要綱は内部規則であって法規としての性質をもつものではないから、直ちに違法となるものではないと判示している。

㉒東京高判平成元年7月11日・判タ717号135頁(上告)―㉑の控訴審判決であり、原判決の結論をほぼ維持した。

㉓最判平成2年2月22日・判例集未掲載(確定)―㉒の上告審判決であり、原判決の結論を維持した。

上記⑰～㉓の判決の理由は、おおむね以下のようなものである。

(a) 国民の権利義務を形成するのは法律、条例等であり、行政庁の内部規則として制定された要綱等は法律等の委任を受けたものでない限り国民の権利義務に影響を及ぼさないため、要綱等に基づく行政庁の行為は処分とはいえない(⑰⑱⑲⑳㉑)。

(b) 要綱等に基づいて給付の請求権は発生しない(⑱)。

(c) 要綱等に基づく給付に係る法律関係は、贈与契約ないしはこれに類似の一種の無名契約であり、支給しない旨の決定は契約申込みに対する拒絶であり、取消訴訟を提起できる処分にあたらない(⑰)。

(2) 学 説

学説の多くは、要綱等は行政庁内部の指針であって、権利義務に影響を及ぼすような法的効力をもたず、また要綱等に基づく給付については権利は生ぜず、したがってその給付に係る行政庁の行為は取消訴訟の対象となる処分にあたらないとしている²¹⁾。ただし、取消訴訟と不作の違法確認訴訟とに区分して論じたり、法律、条例等に給付についての一応の根拠がある場合とない場合とに分けて詳細に検討しているわけではない。

要綱等に基づく給付について一定の法的効果を認める趣旨の学説としては、以下のようなものがある。塩野[1994, p. 88]は、一般的に補助金等の給付規則(=補助要綱)は法規命令ではなく、相手方が補助金等の請求権をもつものではないことは認めつつも、「補助金行政に際して適用され

る平等取扱いの原則からすると、合理的理由がないのに、一方に給付し、他方に給付しないことには、違法の問題も生ずることもありうるのではないか。この限りで、一定の外部効果を給付規則がもつことも認められよう」と述べている。宮崎 [1984, p. 283] は、「要綱なり行政指針なりに慣習法的効力を認め、受給の申請者に裁判的保証を認められる余地が生ずると解すべきであろう」と述べている。村上 [1983, pp. 93-94] は、「要綱などに基づいて給付行政が行われているような場合でも、それゆえ法的に受給権者が明確化されていないような場合においても、平等原則により、配分請求権は十分に尊重されなければならない」と述べている。兼子 [1983, p. 236] は、「要綱等にもとづく補助金・貸付金の交付可否決定について、……給付申請権の保障にかんがみ抗告訴訟対象処分性を認める判例が有力で……、それは形式的処分性の肯認として妥当であろう」と述べている。碓井 [1980, p. 339] は、「形式的行政処分の観念を、交付決定の手續が法令(条例・規則を含む)に定められていない場合の補助金交付に関する意思決定にこそ用いる実益があるのではないかと述べている。河野 [1991, p. 105] は、「要綱に定める資格を満たす者は憲法、法令、要綱に照らして裁量瑕疵のない決定を求める請求権を有する」と述べている。平岡 [1995] はこの問題について最も詳細に検討しているが、四つの解決の方向を提示している(pp. 236-237)。なお、室井 [1979, p. 143] は、要綱等に基づく給付に係る申請の不作为の違法確認訴訟の適法性を認めている。

(3) 検 討

上の(1)で紹介した判決の理由、処分の意義に関する最高裁の定式等から、要綱等に基づく給付に係る行政庁の決定が取消訴訟の対象となる処分にあたらぬとする理由は、次のようにまとめることができる。

(a) 給付行政に係る行政庁の行為は、一般的に、私法上の贈与と異なるところはなく、「公権力の行使」とはいえないため、処分にあたらぬ。ただし、給付行政に係る行

政庁の行為であっても、法律、条例等に給付決定を処分として行う趣旨や不服申立てできる旨などが規定されている場合は、立法政策によって処分性を認めている。しかし、上の(1)で紹介した具体的な裁判において問題となっている法律、条例等に一応給付の根拠があっても、当該法律、条例等に処分性を認める等の規定はない。また、要綱等だけにに基づく給付については、そもそも処分性を認める法律、条例等がない。

(b) 行政庁の行為が法律、条例等の規定に基づき直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する場合は処分にあたるが、本来要綱等は権利義務を形成する等の法的効力をもつものではない。また、上の(1)で紹介した具体的な裁判において問題となっている法律、条例等に一応給付の根拠があっても、権利義務を形成する等の規定はない。すなわち、これらの給付について国民に権利が認められていない。

上記の(a)のように、給付行政に係る行政庁の行為は、一般的には公権力の行使にあたる行為とは言いがたい。しかし、給付行政のように公権力行使の実態を伴わない行為についても、法律、条例等が認めさえすれば取消訴訟の対象となることを学説・判例が認める以上、公権力の行使にあたらぬ行政庁の行為は取消訴訟の対象とならぬと一般的にいうことは、もはやできなくなっているのではないかと。国家賠償法1条1項の「公権力の行使」の意義に関し、通説・判例は、伝統的な権力作用のみならず、純粋な私経済作用と同法2条の営造物の設置管理作用を除くすべての国家作用を含める広義説を採っている。給付行政に係る行政庁の行為が公権力の行使にあたる行為ではないからといって、取消訴訟を提起できないとする理由はもはやないのではないかと²²⁾。

処分の意義についてのリーディング・ケースとなった前記最高裁判決や馬淵訴訟に係る本判決は、公定力をもたない行政庁の行為については、公定力を排除する訴訟としての取消訴訟も認められないという趣旨を述べている。しかし、現在では、

処分は本来的に公定力が備わっているのではなく、処分は取消訴訟によってしか取り消されないという排他的管轄に服しめられているがゆえに、処分は公定力が認められると考えられるようになっていく[阿部 1983, p. 207, 塩野 1995, pp. 79, 83]。このように公定力が取消訴訟の存在を前提にしているとすると、ある行政庁の行為は公定力がないから取消訴訟の対象とならないと考えるべきではなく、その行政庁の行為がそもそも取消訴訟の対象となるか否かを検討すれば足りる。取消訴訟の対象となれば、公定力が認められる²³⁾。

立法は決して完全無欠なものではなく、ある給付の決定を処分として行うか否かについて考慮することなく立法されることはいくらかでもある。前述したように、社会福祉法は地方公共団体に福祉の措置を採ることを義務づけたり権限を与えたりしているだけで、処分が契約かのいずれによって行うかは法文上は明らかではないが、解釈により処分によって行うとしているのである。また、不服申立てについて規定されていないといっても、行政不服審査法の一般ルールに従うという意味で規定しないこともあり得る。以上のように考えれば、少なくとも給付の根拠規定が法律、条例等があれば、当該法律、条例等が国民の権利義務を形成するものととらえ、それに係る行政庁の決定を取消訴訟の対象と解することは可能であるように思われる。

次に、同じく上記の(a)の考えによれば、公的な給付であっても私法上の贈与と異なるところはないとされる²⁴⁾。このようにそれを贈与であると解すると、対象者による支給申請は贈与を受けするための申込みであり、行政庁による支給決定は贈与を行う旨の承諾である²⁵⁾(釧路地判昭和43年3月19日・行集19巻3号408頁、札幌高判昭和44年4月17日・行集20巻4号459頁を参照)。したがって、行政庁が支給決定した内容に不服がある場合、又は不支給の決定をした場合は、取消訴訟で争うことはできず、民事訴訟(ないしは行訴法4条の当事者訴訟)で争うべきことになる。

しかし、公的な給付でも私法上の贈与だとする

と、契約自由の原則により、行政庁は自由に給付の対象者、内容等を決め得ることにならないであろうか。要綱等でそれらが定められているとしても、それは行政内部の準則にしかすぎず、国民の権利義務にかかわる法的効力をもたないとされている。したがって、要綱等の解釈に関し行政庁と対象者との間で意見の違いがあり、対象者が給付内容、不支給の決定等に不服があったとしても、行政庁の贈与をするしないの決定及びその内容に関する決定のみが法的効力をもつため、民事訴訟ではその行政庁の決定の違法性を問うことは困難である²⁶⁾。もっと極端なことをいうと、たとえ要綱等に反する行政庁の決定がなされたとしても、要綱等に法的効力が認められない以上、民事訴訟でその違法性を問うことは困難である。要綱等に基づく給付のように、「行政が裁量権を有する場合には、行政が裁量濫用、手続ミスを犯しても、必ずしも特定の行為をなすべく義務づけられていないので、権利義務を争う民事訴訟のシステムは機能しにくい」[阿部 1983, p. 216]からである。また、民事訴訟では、例えば契約に瑕疵がある場合には、その契約の取消訴訟ではなく、原因となった行為の前又は後の実体法上の権利(贈与契約の履行請求権等)を主張するだけであるため[塩野 1994, p. 117]、行政庁の決定行為の違法性を問うことは困難である。

これに対し、取消訴訟は行政庁の行為そのものが行為規範に従っているかどうかを争う訴訟であるため、行政庁の行為の違法性を問うことは一応は可能である[阿部 1983, p. 216]。すなわち、要綱等に基づく給付に係る行政庁の決定を処分と解し、取消訴訟で争えりとした場合は、要綱等に反する決定は裁量基準又は平等原則に反する瑕疵ある処分として、その違法性を争う余地がある。また、要綱等の解釈に関する行政庁の裁量は一般には広く認められるとしても、裁量権の逸脱・濫用がある場合は、その決定の違法性を争う余地があると考えられる。要綱等は行政内部の基準とはいっても、実際には国民に一定の効果を及ぼしている以上、行政訴訟によって争うことを認める必要性が高い²⁷⁾。

ただし、このように解すると、要綱等について一定の法的効力を認めることになり、また訴訟で争うことを認めると対象者に給付についての権利を認めることにならないかという問題が生ずる。一般的には、要綱等は行政内部の準則にしかすぎず、行政庁がそれに反したとしても違法と評価することはできないであろう（最大判昭和53年10月4日・民集32巻7号1223頁、前記判決²⁰）。しかし、行政庁の裁量基準であってもその適用が積み重なると、同種のケースを合理的理由なく従来と異なった取扱いをすることは許されず、裁量が収縮するとする「裁量の自己拘束論」が唱えられている。このような理論が認められないとしても、要綱等に反する決定については平等原則違反という形で違法性を問うことはできよう。

次に、要綱等に基づく給付に係る行政庁の決定を処分と解して取消訴訟の対象としたからといって、対象者に権利を与えたことには必ずしもならないであろう²¹ [高木 1995, p.208, 判決²¹]。権利というためには裁判所に訴えてその確定判決により行政庁をして給付を行わしめる必要があるが、裁判所に訴えることができるからといって必ずしも権利を認めたことにはならない。行政庁の行為が、たとえ法的な権利にかかわるものではなくても、国民の利益にかかわる場合は、行政裁量の手続的統制という観点から裁判所の統制の下におくべき場合があるからである。

確かに、要綱等に基づく給付に係る決定は一般的には行政庁の裁量に任されていると考えられるため、三権分立の観点からも原則として裁判所の統制の外におくべきではあろう。しかし、行政庁が公金の支出を伴う決定を行う場合には、客観的な基準に基づいて国民に公平に行うことが必要不可欠であるが、要綱等に反するなど恣意的な行政庁の行為まで国民が訴訟で是正できないというのでは極めて不都合である。単にその公務員の行為について行政内部の統制に任せたり、国家賠償請求訴訟を提起できるとするだけで足りる問題であるように思われぬ。行政庁が生活保障にかかわる給付を行うのは、文房具の購入、電話の利用といったような純粹に私法上の取引を行うのとは

異なって、一定の公益目的を遂行するためである。文房具の購入等は取消訴訟の対象としなくても何ら問題はない。しかし、生活保障の給付に係る行政庁の決定は、たとえそれが要綱等に基づくものであっても、その決定そのものを対象とする取消訴訟が提起できないのは問題である。

要綱等に基づく給付に係る行政庁の行為を取消訴訟の対象となる処分にあたりと解すると、上記の(b)や処分の意義に関する最高裁の定式「直接権利義務を形成することが法律上認められているもの」にそぐわないことになる。しかし、行政の役割が拡大し、しかも特に給付行政については必ずしも法律、条例等で規定されるとは限らない現状をみると、この定式は狭すぎる感を否めない。取消訴訟の対象である処分を「権限のある機関の……通用力ある行動・態度」ととらえる考えがあるが [小早川 1983, p.152²⁹]、文房具の購入等とは異なって、生活保障の給付に関する決定については「通用力ある行動」ととらえて、取消訴訟の対象とすべきであるように思われる。

以上は、給付が要綱等にのみ根拠がある場合を念頭において論じた。給付の根拠規定が法律、条例等にある場合は、たとえそれがいわゆる「できる」規定＝権限付与規定であり、具体的な給付内容、手続等が要綱等にしか規定されていないときであっても、その給付に関し「権利義務を形成することが法律上認められている」と解し、取消訴訟の対象とすべきであると考えられる³⁰。

なお、要綱等が行政庁の給付決定について処分性を認めていたり不服申立てができる旨を定めている場合、また行政庁が給付決定に際し不服申立てできる旨を教示した場合は、取消訴訟が提起できると解すべきかという問題がある。本来、行政庁の行為について取消訴訟が認められるべきか否かは、裁判所が法令の解釈により決定すべき事柄であって、行政庁の判断に左右されるものではない。したがって、要綱等や行政庁による具体的な教示において、処分性を認めたり不服申立てができる旨の判断を示したからといって、取消訴訟を提起できると解すべきではない³¹。

4 労災就学援護費の不支給決定の処分性

馬淵訴訟に係る本判決は労災就学援護費の不支給決定は取消訴訟の対象となる処分にあたらないと判示したが、その理由は以下のようなものである。まず、行訴法3条2項の処分の意義についての最高裁の定式を述べた後(II判旨の1)、給付に関し、①法律に定める要件に該当すれば当然に請求権が付与される場合、②行政庁の処分を待って初めて給付が行われる場合、③契約上の義務履行として給付が行われる場合の三つがあるとし、②の場合についてののみ取消訴訟の対象となとした。そして、労災就学援護費がこのいずれの場合にあたるかは、その「給付の根拠法規の文言、趣旨、支給通知の規定の有無、不服申立てに関する規定の有無及び内容等を広く検討して判断すべきである」と判示した上で、労災就学援護費の根拠法規等を詳細に検討した。その結果、労災就学援護費については、II判旨の2(1)～(4)に引用した理由により、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているとはいえないため、本件決定は取消訴訟の対象となる処分にはあたらないと判示した(II判旨の2(5))。

本判決が上のように判断した理由の核心は、以下のようなものである。すなわち、労災法23条1項の労働福祉事業の実施に必要な基準は同条2項により労働省令に委任されているが、その「支給のために必要な実体上の要件及び金額等の内容並びに事務処理の細則を定めることを委任」するにとどまり、その支給決定を行政庁が公定力を有する処分によって行うことは委任の範囲を超えるため、上記の②にあたらないとしている。また、労働省令(労災法施行規則1条3項、43条)においては労災法によって委任された事項については何ら定めていないため、支給を受ける請求権を付与していないとして、上記の①にあたらないとしている。以上のように上記の①②にあたらないと判断した結果、本判決は③の贈与契約によって労災就学援護費の支給を行うものとしたと判示した³²⁾。

処分によって支給決定を行うこととするのは労

災法23条2項の委任の範囲を超えると判断した理由は、同項の規定の趣旨及び文言に照らして考えた結果だとする(II判旨の2(1))。しかし、本判決は労働省令において労災就学援護費の支給を受ける請求権を付与することは委任の範囲内であると判示しているが(同)、請求権を与えることまで委任が許されるのに、処分によって支給決定をすることの委任がなぜ許されないこととするのかは、分かりにくい。法律ではなくともその委任を受けた省令で給付の請求権が認められれば、「権利義務を形成することが法律上認められている」と解し得るからである。

労災就学援護費については、労災法及び同法施行規則において処分によって支給決定することは明確に規定されていないことは確かである。しかし、贈与契約によって支給するということも、これらの法令上明確ではない。同法35条及び37条の規定から不服申立て及び取消訴訟が提起できることが明らかな保険給付と対比すると、労災就学援護費を含む労働福祉事業についてはそれができないかのようにみえる。しかし、労働福祉事業の根拠規定は「できる」規定＝権限付与規定であり、一般的に同事業を行うか否かは政府の裁量にゆだねることとした結果、不服申立て及び取消訴訟について規定しなかったとも考えられる。

政府は、この労災法の根拠規定に基づき一般的に労災就学援護費を支給することとしたのであり、その詳細は通達に規定されているとはいっても、その根拠は法律にある。したがって、前節で検討したように、このような法律に基づく給付に係る決定は、最高裁の処分の意義に関する定式「国民の権利義務を形成することが法律が認められているもの」に該当するとして、取消訴訟の対象とすべきであるように思われる³³⁾。

注

1) すなわち、昭和45年10月27日付基発774号「労災就学援護費の支給について」(以下「本件通達」という)においては、労災就学「援護費は、学校教育法第1条に定める学校……に在学する者(以下「在学者」という)がある場合に限りて支給する」と規定している。また、「労災就学

援護費支給要綱（以下「本件要綱」という）においては、労災就学援護費は「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子……で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」に支給すると規定している。本件要綱中「在学者等」とは、「学校教育法……第1条に定める学校……に在学者」とされている。

- 2) なお、要綱等に基づく給付のみならず、社会福祉法のように申請手続を規定していない給付に関しても、やはり不作為の違法確認訴訟が提起できるか否かが問題となる。この問題に関する通説・判例は、行訴法3条5項の「法令に基づく申請」は、必ずしも法令の明文の規定に基づくことを要せず、現行法制の条理解釈として国民が処分を求め得る申請制度が存すると認められる場合も含まれるとしている〔塩野 1995, p.182〕。
- 3) 不作為の違法確認訴訟の適法性を肯定した判決—①福岡地判昭和53年7月14日・判時909号38頁（控訴）—「北九州市進学奨励金及び入学支度金等支給要綱」に基づく交付申請は行訴法3条5項の申請にあたるとして、本件要綱は受給資格の許否の決定をなすべく義務づけているとして、被告福岡市教育委員会委員長が何ら決定をしない不作為は違法であることを確認した。ただし、本件申請が行訴法3条5項の申請であるとした根拠は明確ではない。②大阪高判昭和54年7月30日・行集30巻7号1352頁（上告後和解）—注4)の⑥の控訴審判決であるが、「大阪市同和地区保育所児童に対する服装品及び保育用品購入費助成支給要綱」に基づく支給申請が行訴法3条5項の申請にあたるとして、原判決中これに反する部分を取り消し、大阪地裁に差し戻した。③大阪高判昭和54年7月30日・判時948号44頁（上告後和解）—原判決（大阪地判昭和53年5月26日・判例集未掲載）は「妊産婦対策費支給要綱」に基づく支給申請は行訴法3条5項の申請にはあたらないとして不作為の違法確認の訴えを却下したが、本判決は原判決中のこの部分を取り消し、大阪地裁に差し戻した。④福岡地判昭和55年9月26日・行集32巻7号1290頁（控訴）—「北九州市進学奨励金及び入学支度金支給要綱」に基づく交付申請は行訴法3条5項の申請にあたるとして、不作為の違法確認の請求を認めた。⑤福岡高判昭和56年7月28日・行集32巻7号1290頁（確定）—④の控訴審判決であり、原判決の結論を維持した。

上記の判決が不作為の違法確認訴訟を適法とした理由は、おおむね以下のとおりである。(a) 行訴法3条5項の「法令に基づく申請」とされ

るためには、その申請権が法令の明文によって規定されている場合だけでなく、法令の解釈上行政庁から何らかの応答を受け得る利益ないし申請権が法律上保障されている場合を含む。(b) 要綱等で申請制度を採用している場合は、その制度の趣旨、目的等から行政庁として応答すべき義務が一般法理上認められるときは、その申請は行訴法3条5項の申請となり、それに対する行政庁の応答は処分となる。(c) 同和対策のための要綱等に基づく給付制度は、憲法、同和対策事業特別措置法（以下「同対法」という）、地方自治法、議会の議決等によって定められているため、同対法によって裏付けられた一つの法制度ということができ、したがって当該要綱等に基づいて申請をした者は支給・不支給の応答を受ける法律上の利益を有し、行政庁には応答をなすべき義務が生じ、当該要綱等に基づく申請は行訴法3条5項の申請にあたる。なお、同対法8条は、「地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定していた。

- 4) 不作為の違法確認訴訟の適法性を否定した判決—⑥大阪地判昭和53年5月26日・行集29巻5号1053頁（控訴）—「大阪市同和地区保育所児童に対する服装品及び保育用品購入費助成支給要綱」に基づく支給申請は行訴法3条5項の申請にあたらぬとして、不作為の違法確認の請求を却下した。⑦大阪地判昭和53年5月26日・判時909号27頁（控訴）—「特別就学奨励費執行要項」に基づく支給申請は行訴法3条5項の申請にはあたらないとして、不作為の違法確認の請求を却下した。

上記の判決において不適法とした理由は、おおむね以下のとおりである。要綱等は、条例・規則ではなく、機関及び職員に対する訓令又は通達であり、要綱等に基づいて支給を受けようとする者に対してする措置は行政指導にすぎず、したがって行訴法3条5項の「法令に基づく申請」にあたらぬ。

- 5) ⑧福岡地判昭和52年3月25日・判時860号105頁（控訴）—被告福岡市同和奨学振興会は「福岡市同和奨学振興会規約」及び「福岡市同和奨学振興会奨学奨励金入学支度金給付規程」に基づいて進学奨励金を継続して給付すべき義務があり、原告に給付請求権が生じているとして、被告にその金員の支払いを命じた。ただし、この権利義務が公法上のものか私法上のものか、また申請があれば給付の権利義務が発生するとする根拠は、判決上明らかでない。⑨福岡高判昭和52年11月8日・判時886号67頁（確定）—⑧の控訴審判決であり、原判決の結論を維持した。なお、申請に対する決定がなくても給付の権利義務が生ずる根拠として、「同対法の精神

- と本件規程の運用のあるべき姿からの合理的な考察」を挙げている。
- 6) 公定力とは、「行政行為は仮に違法であっても、取消権限のある者によって取り消されるまでは、何人（私人、裁判所、行政庁）もその効力を否定することはできない、という法現象」を指す [塩野 1994, p.116]。
 - 7) このような非権力的な行政庁の行為であっても取消訴訟の対象となるものを、「形式的行政行為（行政処分）」ということがある（兼子 1983, p.227 以下）。[塩野 1995, pp.94-95] は、形式的行政行為については三つの用語法があることを指摘するとともに、この語を用いることに疑問を呈している。
 - 8) したがって、仮に労災就学援護費が補助金適正化法に基づいて支給される場合は、その決定に対し取消訴訟を提起することができることになる。しかし、同法の適用を受ける補助金等は同法2条1項に規定されているものに限られ、労災就学援護費は同項4号の「相当の反対給付を受けない給付金」であると解されるが、この給付金については政令で定めるものに限られている。政令（同法施行令2条）では労災就学援護費は規定されていないため、補助金適正化法を根拠に労災就学援護費に係る決定を取消訴訟の対象となる処分にあたることはできない。
 - 9) 堀 [1987, pp.175-179] は福祉の措置を処分と解する根拠を述べ、同書179頁の注8は処分と解する他の学説を紹介しているので、参照されたい。
 - 10) 堀 [1994, p.239] の注4は、義務づけ規定に係る給付に関し、対象者に権利を認める学説を紹介している。なお、行政解釈は、措置を受けることは反射的利益にすぎず、対象者に権利を与えたものではないとしている [厚生省社会局老人福祉課 1984, pp.79-80]。森訴訟控訴審判決（東京高判平成4年11月30日・判例集未掲載）も措置を受けることは反射的利益にすぎないと判示し、その上告審判決（最判平成5年7月19日・判例集未掲載）はこの判決を正当であると判示している（この評釈である堀 [1996 a] を参照）。
 - 11) この問題に関する学説については、堀 [1994, pp.227-228] とそこの注を参照されたい。
 - 12) 本稿で「受給権」とは、給付を受ける具体的な権利を発生させるためには行政庁による一定の行為が必要な場合において、その行政庁の行為が行われたために発生した具体的な権利を指すものとして用いている。これに対し、「請求権」とは、その行政庁の行為が行われる前の、行政庁に対して請求し得る抽象的な権利を指している。
 - 13) ただし、最高裁の定式は「直接権利義務を形成することが法律上認められているもの」であり、権限付与規定に基づく給付は法律が直接権利を認めるものではなく、行政庁の決定によって権利が発生するという意味では、最高裁の定式にそのまま当てはまるというわけではない。しかし、最高裁のこの定式自体が厳格すぎることは、後述するとおりである。
 - 14) ただし、法律、条例等に直接の根拠がない給付についても、各省設置法等の組織法、財政法、会計法、補助金適正化法、地方自治法、財政・会計関係の条例等における一般的な規定や国会・議会による予算の議決に基づいているという意味では、法治主義の要請に反しているわけではない。
 - 15) この判決については、堀 [1996 b] による評釈を参照。
 - 16) 昭和63年2月25日付職発80号労働省職業安定局長通達及び昭和63年12月21日付労働省職業安定局国鉄・地域雇用対策室室長補佐事務連絡。
 - 17) 「市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる」という権限付与規定であり、同項1号にホームヘルプ事業が規定されている。
 - 18) 取消請求を却下した理由は、第1審判決（東京地判平成8年7月31日・判時1593号41頁）の理由（口頭弁論終結時において原告はヘルパー派遣の要件に該当せず、訴えの利益がない）と同じである。
 - 19) ただし、派遣回数を増やす変更決定の取消しを求めた原告の請求に対し、訴の利益はないとして却下している。
 - 20) なお、住民訴訟に係る処分性については、行訴法における処分性概念のように厳格に解する必要はないとする考えがある [佐藤 1980, p.230]。
 - 21) 行政法の各種教科書のほか、高田編 [1981, p.146 (寺田友子稿)]、又坂 [1995, p.72] 等を参照。ただし、又坂 [1990, p.301] は、通達によって行われている外国人に対する生活保護の申請の拒否やその廃止について処分性を認め、争訟の提起可能性を認めている。
 - 22) 塩野 [1990, pp.286-287] は、「行政行為を命令と強制の場から解き放し、一般的に行政主体と私人の関係を規律する一つの道具たらしめた」オットー・マイヤー行政法学を引きつつ、行政行為の権力性（公定力、不可争力、執行力）のうち給付行政のように執行力のない非権力的行政行為についても行政行為ととらえる考えについて述べている。
 - 23) なお、前記の処分性拡大説を唱える兼子 [1983, p.227 以下] は、公定力のない形式的行政処分を取消訴訟の対象として認めている。
 - 24) 塩野 [1990, p.309] 以下は、要綱等に基づく

補助金は、補助金適正化法等の特別の規制法が存在しない限り負担付贈と契約になるとしつつも、それには平等原則が働いたり、要綱等に外部効果を認めるなど、民法とは異なる面があると述べている。高木 [1995, p.208] は、補助金等の支給を民法上の贈与契約ととらえるのは疑問であると述べている。

- 25) このように解した場合、要綱等は申込みの誘因であると考えられる。
- 26) 座談会「研究会・現代型行政訴訟の検討課題 III 給付行政を巡る問題点」『ジュリスト』925号、1989年1月1/15日、p.51以下では、条例に基づかない給付に係る訴訟の問題について議論しているが、その中で小早川光郎は民事実体法(民法1条1~3項、平等原則)により民事訴訟でも救えるとしているが、塩野宏等他の出席者はこの意見に対し懐疑的である。
- 27) ただし、行政訴訟は、民事訴訟と比べて、出訴期間が3箇月と短い(行訴法14条1項)、処分の執行は原則として不停止である(同法25条1項)など不利な面もある。なお、兼子 [1983, p.229] は、形式的行政処分には公定力が存しないので、行政訴訟と民事訴訟等の併用も可能であるとしている。
- 28) 行政庁による支給決定がない間は請求権がないという意味であり、支給決定があればそれによって受給権が発生するとすることは別問題である。
- 29) 同稿は、この通用力には、実定法が認めていれば、権力作用以外の行政作用が含まれるとする。ただし、通用力をもつことを実定法が認めていないような種類の——手続的な意味で権力性もたない——行政作用について訴訟が提起されても、それは行訴法上の抗告訴訟にあたらなるとしている(pp.151-152)。
- なお、兼子 [1983, p.229] は、形式的行政処分についてであるが、「事実上の支配力」を処分であることの要素としている。
- 30) なお、前記の判決⑩の評釈である高木 [1995, p.210] は、公法上の当事者訴訟を提起して、規則や通達による「自己拘束」ないし平等原則から、支給決定が違法であるとの確認を求めべきだとしている。
- 31) このことは前記の判決⑩で判示され、また高木 [1995, p.210] もこの判旨を支持している。
- 32) なお、本件の場合、Xは既に労災就学援護費の支給を受けていたので、取消訴訟の形ではなく、契約に基づく同援護費の継続支給を請求する訴訟が提起できたのではないかと指摘を、判例研究会の席で受けた。注5)の判決⑧⑨は、同様に継続給付を求めた訴えに対する判決であるが、給付請求権を認めている。
- 33) ただし、桑原 [1972, pp.454-456] は、労災

法23条が労働福祉事業としてではなく、「保険施設を行う」と規定されていた時代の労災法に係る行政による解説書であるが、保険施設の支給に関しては請求権がなく、その支給・不支給の決定は行政不服申立て及び行政訴訟の対象とならないと述べている。

引用文献

- 阿部泰隆 (1983) 「取消訴訟の対象」雄川一郎他編『現代行政法大系第4巻 行政争訟I』有斐閣。
- 原田尚彦 (1983) 「行政訴訟総説」雄川一郎他編『現代行政法大系第4巻 行政争訟I』有斐閣。
- 平岡 久 (1995) 『行政立法と行政基準』有斐閣。
- 堀 勝洋 (1987) 『福祉改革の戦略的課題』中央法規出版。
- (1994) 『社会保障法総論』東京大学出版会。
- (1996 a) 「社会保障法判例 老人ホームにおいて養護されることは老人に与えられた権利ではなく反射的利益にすぎないとされた事例(森訴訟控訴審及び上告審判決)」『季刊社会保障研究』32巻1号。
- (1996 b) 「社会保障法判例 不法残留の外国人による生活保護の申請を却下した処分が違法ではないとされた事例(宋訴訟第一審判決)」『季刊社会保障研究』32巻3号。
- 金子正史 (1990) 「抗告訴訟の対象となる行政処分の範囲」『ジュリスト増刊 行政法の争点(新版)』。
- 兼子 仁 (1983) 『行政法総論』筑摩書房。
- 河野正輝 (1991) 『社会福祉の権利構造』有斐閣。
- 小早川光郎 (1983) 「抗告訴訟の本質と体系」雄川一郎他編『現代行政法大系第4巻 行政争訟I』有斐閣。
- 厚生省児童家庭局編 (1982) 『新版児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説』時事通信社。
- 厚生省社会局老人福祉課編 (1987) 『老人福祉法の解説』中央法規出版。
- 桑原敬一 (1972) 『労災保険論』労務行政研究所。
- 又坂常人 (1990) 「外国人と社会保障」『ジュリスト増刊 行政法の争点(新版)』。
- (1995) 「権利救済手続の諸問題」日本社会保障法学会『社会保障法』10号。
- 宮崎良夫 (1984) 「社会保障行政と権利保護」東京大学社会科学研究所編『福祉国家4 日本の法と福祉』東京大学出版会。
- 村上武則 (1983) 「給付行政の諸問題」雄川一郎他編『現代行政法大系第1巻 現代行政法の課題』有斐閣。
- 室井 力 (1979) 「要項に基づく補助金申請と不作為の違法確認訴訟」『判例評論』244号。
- 小川政亮 (1974) 『社会保障権と福祉行政』ミネル

- ヴァ書房。
- 佐藤英善 (1980) 「住民訴訟の要件」『ジュリスト増刊 行政法の争点』。
- 塩野 宏 (1990) 「補助金交付決定をめぐる若干の問題点」成田頼明他編『行政法の諸問題中 雄川一郎先生献呈論集』有斐閣。
- (1994) 『行政法 I 第二版』有斐閣。
- (1995) 『行政法 II 第二版』有斐閣。
- 高木 光 (1995) 「公共職業安定所長が雇用保険施行規則 (平成元年労働省令第 20 号及び第 21 号による改正前のもの) により雇用改善事業の一つとして定められた地域雇用特別奨励金の支給を申請した事業主に対してした不支給決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらないとされた事例」『判例評論』437 号。
- 高田 敏編 (1981) 『福祉行政・公有財産条例』学陽書房。
- 田中清定 (1991) 「労働福祉事業における援護費の不支給と抗告訴訟」『ジュリスト No. 113 社会保障法判例百選 (第二版)』。
- 碓井光明 (1980) 「補助金交付請求権」『ジュリスト増刊 行政法の争点』。
- (ほり・かつひろ 上智大学教授)

書評

八田達夫・八代尚宏編

『社会保険改革』

(日本経済新聞社, 1998年)

一 圓 光 彌

I 本書は、八田と八代の編になる編著書で、全体をまとめた序章に続く八つの章で構成されている。編著書の場合、多数の分担執筆者の間で考え方や方法に食い違いが出るのが一般で、全体を通してまとまりのある主張が説得的に提示されることは稀である。しかし本書は、それぞれの論文が、丁寧な実証分析に依拠して説得力のある議論を展開しているだけでなく、現在の社会保障に対する共通した問題意識に基づき、その問題にこたえうる対策をも提示している点に特徴がある。その意味で、編者の意図は十二分に達成されると評価することができる。

この本の社会保障の現状に対する共通の問題意識と社会保険改革の方向は、編者達の序章「高齢化と社会保険改革—保険の原点に戻る」でもまとめられているように、次の四つの点にある。第1は、急激な人口の高齢化の下での賦課方式の社会保険は、現在の勤労者の負担を軽減するとともに将来の勤労者の負担を引き上げ、世代間の不公平をもたらすという認識である。この問題意識は、年金を扱った始めの第1章、第2章と第3章で特に明示的に示されている。また、賦課方式の社会保険の世代間の不公平の議論と密接に関係しているのが、世代内の所得や消費の格差の問題を取りあげた第4章と第8章である。世代内の不平等の形成に、賦課方式による公的年金等が寄与しているとすれば問題である。

若い世代の負担において高齢世代の給付が賄われるという財政構造は、年金保険だけでなく医療保険や介護保険についても程度の差こそあれ妥当する。したがって、第1の問題意識を突き詰めれば、医療保険や介護保険についても、積立方式への転換が議論されておかしくないが、医療保険や介護保険を扱った第6章と第7章では、むしろ賦課方式の社会保険を前提とした上で、制度の統合や合理的な財政調整のあり方が提案

されている。年齢構成によって保険者の間で支出と収入に関する不公平があるならば、それを十分に財政調整すべきというのが、この本のもう一つの共通認識となっている。

上に述べた、年金と医療・介護保険との財政方式に関する問題意識の違いは、厳密に考えると矛盾しなくもない。詳しく論じられているわけではないが、編者達の序章では、個人単位の公的年金保険と医療や介護のリスクをカバーする公的保険の総合化が提案されているので、あるいは、全体を統合した積立方式の社会保険が究極の目標となっているのかもしれない。この点、雇用保険を論じた第5章の立場は明快で、現在の雇用保険が持つ中高年齢層に有利な取り扱いを批判し、失業というリスクをカバーする保険に徹すべきだと主張している。

雇用保険の章で取りあげられているもう一つの論点は、異なる社会保険間の整合性の問題で、具体的には年金保険と雇用保険の併給が問題としてとりあげられている。これも複数の章に共通する著者達の問題意識で、介護保険を扱った章では、社会的入院といった医療保険の無駄を介護保険がどう合理的に解決できるかが議論される。

共通の問題意識のもう一つの点は、社会保険の単位を、かつての世帯・家族から個人に直していくべきだということである。特に仕事を持つ女性と専業主婦の間における保険料負担面での不公平の問題が、基礎年金を取りあげた第3章や介護保険を論じた第7章で取りあげられている。

II 各章の概要を簡単に紹介すると、八田による第1章「厚生年金の積立方式への移行」は、現在の賦課方式による厚生年金が将来の勤労世代に大きな負担を課す問題に関して、これを積立方式に転換させる方法を、小口とともに開発したモデルを使って、順を追っ

て具体的に提示している。

まず第1に、各世代ごとの給付と保険料との均衡を目指す「年金数理的にフェアな」積立方式を検討する。具体的には、保険料の引き上げと給付の抑制とを組み合わせた改革により、2060年時点で改革前と積立金が等しくなる「残高中立的」な積立方式が検討される。ネット賃金スライド制の一時停止と、支給開始年齢の弾力化(65歳支給と繰り上げ減額年金制度の実施)を組み合わせると、一律保険料23.5%程度で、上の条件がみたされることが示される。またネット賃金スライド制について、財政再建を目標とする立場からはその永久廃止が主張されているが、世代ごとの公平性を確保する立場からすれば、同制度を2015年頃まで一時停止する方が望ましいとの興味深い判断も導かれる。

次のステップとして、完全積立方式への移行が論じられるが、達成目標年次を2150年とする場合、上に述べた給付面での改革とセットにすると、一律保険料率は25.1%程度が必要になる。今の保険料17.35%を直ちに8%ほど引き上げることになるが、その分将来の保険料率(34.3%)を大きく抑制できる。積立方式への移行の効果と実現可能性が説得的に示されている。さらに次のステップとしては、現在完全な積立金がないことにともなう保険料の超過負担分をどう国庫負担で解消するか、さらには年金の民営化へどう導くかの手順が示される。

八田と内田と酒本による第2章「1994年の厚生年金改革の教訓」では、当時の改革の個々の事項に関して、第1章と同様のモデル(ただしこの場合は1992年の人口推計が用いられている)を用いて、それが2060年時点での厚生年金の積立残高をどの程度引き上げるかを分析し、世代間の格差は正に対する貢献度を分析している。当時の改革のうち、支給開始年齢を遅らせて部分年金を導入する改革の効果ももっとも大きいこと、ネット賃金スライド制の導入の効果は報酬比例部分に対する効果を基礎年金部分に対する効果が弱めていること、保険料率引き上げの前倒しは、当面積立金を引き上げる効果を持つが将来はそれを引き下げる結果となることなどが示されている。

小口による第3章「基礎年金の財源と受給および負担の世代間格差」では、基礎年金に関して、保険料未納者の問題とそれに関連する厚生年金被保険者の負担増の問題、過去の国民年金の払い過ぎによる年金債務

の処理の問題、専業主婦から保険料を徴収しないことによる負担の不公平の問題などが指摘され、こうした問題を解決する方法として、基礎年金を税でまかなった場合の効果を分析している。現在基礎年金費用の1/3は国庫が負担しているが、残りの2/3を所得税で負担した場合と消費税で負担した場合の違いを、厚生年金の各世代の負担と給付の関係に着目して分析している。その結果、物価スライド制とネット賃金スライド制の下では、所得税の方が消費税よりも世代間公平化の効果が高いことなどが導き出されている。

清家と山田による第4章「Pension Richの条件」では、公的年金の給付格差がその人の職業経歴などどの程度反映しているかを分析し、所得比例や拠出期間比例の公的年金の給付構造が世代内の格差を反映した形になっていることを実証し、それが公的年金の賦課方式という財政方式と矛盾する点を問題としている。データには『高齢者就業実態調査』(1992年)の個票が用いられ、55歳時点で非農林業雇用者であった男性で調査時点で60歳代の者について、厚生年金・共済年金の受給の有無あるいはその額と職業経歴との関係を調べ、55歳時点で正社員であったことや大企業に勤務していたことやホワイトカラーであったことなどが年金の額にプラスに作用していることを明らかにしている。また年金の有無や額と、高齢期の他の条件との関係についても分析を行い、年齢の高い人ほどまた健康状態のよくない人ほど年金額が少ないことや、過去の職業経歴が年金にも資産形成にも同じ方向で影響を与えることからPension RichはまたStock Rich(持ち家あり)でもあることなどが明らかにされている。

八代と二上による第5章「雇用保険制度改革と高齢者就労」では、失業者に対する求職者給付が、長年拠出してきたことに対する対価としての要素を強めていること、給付水準が再就職時の市場賃金水準にリンクされるべきであるのに本人の従前の賃金水準にリンクされていること、など社会保険の基本的な考え方にもかわる問題点が指摘され、それが55歳以上の雇用を阻害する結果になっていることが実証される。また60歳代前半層を対象とした企業に対する高齢者雇用補助金の制度は、50歳代後半層の早期退職圧力となりかねない問題、また日本の企業が高齢者雇用に本格的に取り組まない基本的な問題の対策になっていない点が指摘される。60歳代前半層の低賃金就労者に支

払われる雇用継続給付については、実質的に限界税率が高いこと、さらに在職老齢年金と併給される状況ではその税率はさらに高くなることなどが指摘される。こうした分析結果を踏まえて、失業保険を失業というリスクに対する保険制度の本来の姿に戻すべきだと主張する。

岩本による第6章「試案・医療保険制度一元化」では、多元的な医療保険組織のもつ年齢構成の違いによる財政力格差の問題を指摘するとともに、実現可能な制度一元化の案を提示している。現在の仕組みは、各制度に対する公費負担が適切なルールに則っていないこと、老人保健制度による財政調整は高齢者の保険料負担能力の問題を調整できていないことなどが指摘され、制度一元化の案として、ドイツの疾病保険で導入されているリスク構造調整の仕組みが提案され、また公費負担については、財政調整財源として集中管理するよう使途が明確化されている。

木村による第7章「介護費用の推計とその経済効果」では、高齢化で高齢者のみの世帯の増加により家族の介護力は大幅に減退すること、介護保険により施設や在宅のケアを充実して社会的入院を解消することは総介護費用を低減させること、介護保険の導入で国の負担は軽くなるが地方公共団体の負担は増えること、介護保険の導入はどの程度労働供給あるいは需要を増やすか、どの程度GDPを引き上げるか、どの程度国民負担率を引き上げるか、介護保険の導入で現在実施されている介護世帯の所得税の減税措置や地方自治体による介護手当が廃止できたとしてその費用規模はどの程度か、再分配機能に着目した場合の介護保険の問題点、などが分析されている。

大竹と斉藤による第8章「人口高齢化と消費の不平等度」では、1979年と1984年と1989年の『全国消費実態調査』のデータを用いて、コーホートごとの不平等度がどう変化したかを検討するとともに、同様の分析を行ったアメリカ、イギリス、台湾との比較を試みている。そして、消費の不平等度は40歳以降で急速に拡大していること、より新しいコーホートほどコーホート内の不平等度が増していることを明らかにするとともに、高齢化との関係で考慮すべき点として、家族規模の縮小や人々の長寿化に伴うリスクの拡大が、社会保障の必要性を高める可能性を示唆している。

Ⅲ 最後に、「保険の原点に戻れ」という本書の主題

について、その論点を整理し検討しておきたい。

編者は、日本の社会保障の問題を、「保険と所得再分配の機能がどっぷり勘定で組み込まれている」ことにあるとし、両者を区別しなければならないと主張する。またその原因は、日本の高齢者福祉制度が、世代間の助け合いという曖昧な理念の下に設計されていることにあるという。ここで提起されている、賦課方式か積立方式かの問題と、保険と再分配の混同の問題は、同じことではないので、これらに関して次の四つの組み合わせを提示し、本書の議論を整理しておきたい。

- ①賦課方式を用いかつ保険と所得再分配を統合する
- ②賦課方式を用いかつ保険と所得再分配を分離する
- ③積立方式を用いかつ保険と所得再分配を統合する
- ④積立方式を用いかつ保険と所得再分配を分離する。

このうち①は、著者達が批判する現在の年金保険などの組み合わせである。④はその対極に位置する組み合わせで、著者達の究極の目標なのかもしれない。加入者全員について保険数理的に公平な仕組みを作ろうとすると、結局は民間保険でも代替できる制度になる。その場合でも社会保険を残すとすれば、その根拠は逆選択を防ぐ点に限られるであろう。所得再分配の機能は、専ら生活保護に委ねられることになる。しかしこの組み合わせを、現実の社会保険に直ちに適用するのは難しいであろう。

②は、短期的なリスクに関して、保険と所得再分配とを分離するもので、第5章の雇用保険を扱った議論がこの立場に近い。これに対し、年齢で給付費が大きく異なる医療保険と介護保険を扱った第6章と第7章の立場は微妙である。積立方式への移行を主張しているわけではないので、保険と所得再分配の機能の混在を認めていると解釈すべきであろう。年齢ごとに保険数理的に公平な保険料を設定したのでは、高齢者や低所得者の多くが加入できなくなるであろう。医療や介護で皆保険を実現するには、賦課方式の下では、低所得者や高リスク者を補助することが必要である。第6章と第7章は、社会保険の仕組みを用いながらその補助のあり方をいかに公平にするかを議論していると解釈できる。第6章での医療保険における国庫負担の位置づけについての議論などは、年金保険を扱った第1章での、過去の積立不足の債務の返済のための国庫負担の区分経理の議論とも似ている。所得再分配と保険

との両機能の役割が明確に「区分」され、それぞれが合理的に役割を果たすのであれば、社会保険の中で両機能が共存すること自体を妨げるものではないということであろう。

本書の主張ではないが、所得再分配と保険とを区別せよとの主張の中には、社会保険に国庫負担が入り込むのはおかしいとの議論がある。保険は保険料だけで賄われるべきで、公費による制度は保険料以外の財源で維持されるべきだというものである（たとえば広井良典『医療保険改革の構想』日本経済新聞社、1997）。これに対し、第1章の区分経理の考え方は、国有の社会保険財源の一部としてではないが、国庫負担の必要性を積極的に認めている点は重要であろう。

この点に関する評者の考えは、自助の考え方を取り入れた社会保険の受け皿に、できるだけ多くのリスクあるいは多くの対象者を包摂し、生活保護への依存を少なくする方が、人々の自立を助けることになるという意味で、両機能の併存を肯定する立場である。この点は、人の生涯をリスク対象に捉える年金保険などの場合に一層当てはまるように思う。

人は生涯を通してさまざまな経歴を経る。仕事や学習や余暇の多様化傾向は一層顕著になろうとしている。ある時点で所得が少ない人も、その前や後で高い所得を得る場合は少なくない。それを平準化して、生涯を通して安定した生活を維持するのは、基本的には一人ひとりの努力にかかっているが、人生の設計をうまく行うには、その間に起こりうるリスクに対して、保険をかけておく必要がある。保険のかけ方として、コーホート間の公平性に配慮して、積立方式を採用するとしても、さまざまな所得の人の中で、再分配機能を働かすことは可能であるし、人の生涯における運不

運をリスクの対象とする考えに立てば、そのことは支持されるであろう。定率の保険料で二層構造の給付を保障する厚生年金の設計は、そうした考えを反映している。このような給付設計を採用すれば、第4章のような分析結果が出るのは当然であるが、だからといって厚生年金がコーホート内の不平等を「増幅」していることにはならないであろう。コーホートごとの社会保険に、保険と所得再分配の機能を取り入れる組み合わせは、③に当たる。

評者は、賦課方式を支持している。本書が「過去の大盤振る舞い」と呼ぶものも、決してオイルショック当時の一時の寛大な政策で生れたのではなく、戦争直後のインフレにもさかのぼる長年の一連の年金改革の結果であり、その一つ一つは決して「大盤振る舞い」と表現できる内容のものではなかった。戦争やオイルショックやバブル崩壊のような社会経済的な変動をどの年齢で経験するかは、コーホートの運不運に大きな影響を与え、これを調整する役割を国（または社会保険）が果たすことは必要なことである。今後も起るかも知れない社会変化に伴うリスクを調整する機能を国が果たさざるを得ないとすれば、第1章の区分経理で示されたような国庫負担の役割は永久に続くのかも知れない。そのような事実を認めた制度が賦課方式による社会保険だということができる。

本書は、保険原理を追求することによって、一方では長期にわたって安定的な一律の保険料の設定の必要性を導き出すとともに、他方ではその保険料で賄うのが適当でない債務の規模とその処理方法を示し、結果として賦課方式による財源の必要性についてもその根拠を示した形になっているといえよう。

（いちえん・みつや 関西大学教授）

二木立著

『保健・医療・福祉複合体——全国調査と将来予測』

（医学書院、1998年）

尾形裕也

I はじめに——本書の位置づけ

本書は、日本福祉大学の二木立教授が最近数年間に

わたって専門誌等の場で精力的に展開してこられた「保健・医療・福祉複合体」論の集大成である。2000

年からの介護保険制度の導入を間近に控え、また、医療保険制度や医療提供体制に関する抜本改革が検討されている中で、本書の公刊はまことに時宜を得たものであるといえる。

著者も述べているように、保健・医療・福祉の連携、統合についての調査研究は、これまで主として福祉や保健分野の研究者によって行われてきた。これに対し、医療分野からの研究はごく少なく、あっても「全国的に有名な一部自治体病院」に関するものに限られてきた。

一方、1990年前後から、民間医療機関における「保健・医療・福祉複合体」化という現象が急速に進展してきている。ところが、その重要性にもかかわらず、これまでのところこの現象については断片的な紹介に留まっており、その全体像を明らかにした実証研究は全く存在しない状況にある。著者の言うとおり、本書は「この課題に初めて挑戦した研究報告書」であるといえる。

「保健・医療・福祉複合体」という用語は（著者は謙虚にもわざわざ自分のアイデアではないと断っておられるが）、まさにかつての「産軍複合体」を連想させる優れた概念規定であると思われる。こうした概念把握によってわが国の医療機関経営の重要な側面に光をあてたことは著者のまぎれもない独創であり、功績である。本書の分析に対してはさまざまな立場から議論がありうるとしても、本書の有する先駆的かつ重要な意義については何人も否定することはできないだろう。

II 本書の概要

次に、本書の概要についてごくかいつまんで紹介する。

本書は全体が三部構成となっている。第I部は「保健・医療・福祉複合体の全体像」と題され、この問題について著者が実施した全国調査の総括と評価、さらに将来予測を含む考察が展開されている。第I部は、第II、III部に示されている調査結果の要約に加え、それらの横断分析に基づく新しいデータを含んでおり、それ自体独立した部となっている。

第II部は「保健・医療・福祉複合体の全国調査」という標題で、著者が実施した調査について6章にわたって詳細な説明が行われている。それらは、病院、老人保健施設、特別養護老人ホームのいわゆる「3点セット」開設グループについての全国調査を中核に、各

調査の調査対象と調査方法、調査結果について整理した形で示されている。

第III部は、若干視点を変えて、「私立医科大学と大病院の構造と発展の実証的研究」と題され、複合体の問題のみならず、わが国を代表する大病院の現状及び歴史についての分析レポートとなっている。後述するように、第III部は複合体論を離れても独立した部分として読むことができ、またそれ自体興味深い内容となっている。

以下、各部ごとにその概要について補足説明する。

第I部においては、まず本書で使用される基本的な用語の定義が示されている。保健・医療・福祉複合体、関連・系列法人、グループ、病院チェーンといった本書の分析のキイとなる概念の意味内容が説明されている。その中でも前述の「3点セット」開設グループという著者の考案した用語法は言い得て妙である。病院、老人保健施設、特別養護老人ホームという「3点セット」は複合体の基本的な三要素を示しているだけでなく、介護保険対象施設との接合が意識されており、今後の介護保険制度の展開の中で、実証研究としてのさらなる発展性も期待できるものと思われる。

次に、著者の実施した全国調査結果のうち、主要なものについて紹介しよう。まず、全国の「3点セット」開設グループ総数は1996年末で259あるという。著者も記しているように、従来の（せいぜい数十ではないかという）常識を上回る「複合体化」の進展ぶりである。そのうち母体病院が医療法人であるものが圧倒的に多く、77%を占めている。また、医療法人病院、個人病院等特に私的色彩が強いと考えられる病院を母体とする236グループのうち、病院の理事長と特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人の理事長が同一人物であるグループが71%、別人だが同姓のものが15%を占めているという。「3点セット」開設グループの大半は、私的医療機関を母体とし、しかも「家業・同族企業」的色彩を強くもっていることが示されている。

「3点セット」開設グループの母体病院の病床種別については、老人病床または精神病床を主体とする「慢性」型の病院が全体の半数近くを占めている。また、3種類の施設の物理的配置については、これらすべてが同一市町村内にあるグループが76%、同一都道府県内にあるグループは91%に達している。「3点セット」開設グループは、ごく一部を除いて基本的に

地域的な存在であることがわかる。

第II部においては、①私的医療機関を母体とする特別養護老人ホームの全国調査、②老人保健施設の母体とチェーン化の全国調査、③私的病院・老人保健施設・特別養護老人ホームを開設しているグループの全国調査、④在宅介護支援センターの母体とチェーン化の全国調査、⑤私的医療機関を母体とする看護・医療技術系・介護福祉士学校の全国調査、⑥自治体の保健・医療・福祉複合体の全国調査の六つの調査について詳細な説明が行われている。このうち、第I部と重複しない部分について、その概要を紹介しよう。

まず、全国の特別養護老人ホーム3458施設のうち、私的医療機関母体のものは1063施設、全体の31%を占めているという(1996年)。この調査は、(後の調査も基本的に同様であるが)既存のデータや文献の調査に加え、重層的なアンケートや聞き取り調査を実施することにより、公表されている統計データからでは明らかにならない施設運営の実態に迫ろうとするものである。通常、典型的な福祉施設と考えられる特別養護老人ホームについても、医療機関を実質的な母体とするものがかなりの割合に達しているという調査結果は注目される。なお、このうち、病院を母体とするものが64%を占めているが、診療所を母体とするものも34%あるという。

次に、老人保健施設については、全国の施設総数(1571)のうち、医療機関を母体とするものは89%に達している。届出のあった開設者の種別で見ると、医療法人の割合は74%となっているが、実質的な「母体」施設という考え方を踏まえれば、医療機関の影響力は見かけよりもさらに大きいといえる。

次に、私的医療機関を母体とする各種の医療・福祉サービススタッフ養成校については、看護婦養成校(特に2年課程)、理学療法士、作業療法士養成校等に占める割合が高いことが示されている。これらは医療・介護施設の要員の養成、確保という意味合いが大きいものと考えられる。

第III部においては、私立医科大学の構造と発展、わが国の大病院の構造と発展という二つのテーマが扱われている。第III部は、第II部とは研究の視点、方法が若干異なっているように見える。各章の標題に示されているように、ここでは、複合体論にとどまらず、わが国の私立医科大学及び500床以上の病床を有する大病院の構造と発展の歴史を実証的に跡づけることが主

眼となっている。研究方法もそれに応じて調査対象施設の沿革や歴史等を含む、より個別性の強い分析方法がとられている。

まず、私立医科大学29校が、第二次大戦前に開設された「既設校」13校と1970年以降に開設された「新設校」16校に分類されている。1大学当たりの平均病床数は既設校1951床に対し、新設校1484床となっているという。大学本院の病床数については既設校1113床に対して新設校1140床とむしろ新設校の方が多くなっているため、平均病床数の差は分院病床数の差によるものである。新設校のうち7校については、特定の私的病院・医学研究所が設立母体となっており、これらはいずれも1970～72年に開学されている。私立医科大学の複合体化は、保健・福祉施設開設という意味では一部の新設校にとどまっている。しかし、看護・医療技術系・介護福祉士学校開設という意味では、新設校を中心に相当進展しているという。

次に、500床以上の大病院についての著者の綿密な調査の結果が示されている。それによれば、大病院全体では総合病院と慢性病院(精神・老人)への「二極分化」がほぼ完了していること、私的病院の多く(三分の二)は慢性病院に特化していること、大病院は13大都市への集中度が高いこと、私的大病院は1980年代に急増していること、私的大病院開設グループでは複合体化が進んでいること等の興味ある結果が示されている。

III 論 評

本書は、先にも記したように、わが国の医療の現場で急速に進展しつつある「複合体」化現象を取り上げ、本格的な実証研究を展開した初めての試みである。しかも公表されている既存の(縦割り)データだけからではなかなかその実態を把握することが難しいこの問題に対して、著者はほとんど個人の力で膨大な調査を実施し、「複合体」の実態に迫ろうとしている。本書巻末に付けられたデータベース一覧を見ただけでも、著者の力業の跡がうかがえ、頭が下がる思いがする。(また、この労苦の産物であるデータベースを他の研究者等に原則公開しておられる著者の研究者としての無私な態度にも感銘を受けた。)

2000年からの介護保険制度の導入を控え、本書の分析は今後ますます重要性を増すとともに、研究としてのさらなる広がりが期待できる分野でもある。たとえば、本書で言及されている米国の保健医療統合体

(Integrated Delivery System) 等との国際比較を行うことは興味ある、重要な研究テーマであると思われる。スタンフォード大学との共同研究が予定されているとのことであるが、今後の研究の進展に期待したい。なお、その際、特に両国の医療政策の展開との関連で問題が検討されることが望まれる。

最後に評者の若干の追加的コメントを記して、この不十分な書評を終わることとした。

第一に、本研究の限界のひとつとして著者自身が書いておられることでもあるが、複合体の経営面ないしは経済面の分析は、残された大きな課題であると思われる。そもそも複合体化することの経営上のメリットはどこにあるのだろうか。それは通常の経営多角化戦略の一環として理解しておいてよい問題なのだろうか。80年代のチェーン化、90年代の複合体化という病院の戦略は現象面として見ればその通りであるとしても、それが唯一の解だったわけではない。他方では病院経営のみに特化して成功しているグループもあるはずであり、一体(経営的に見て)どういう層が複合体化を図ってきているのだろうか。そして、複合体化の進展は、結局のところ日本の医療経済や医療・介護サービスの提供にどのような影響をもたらすと考えられるのであろうか。また、医療政策としては、これにどのように対応すべきなのであろうか。こうした問題に答えるためには、やはり複合体及び医療機関の経営面ないしは経済面の分析が不可欠であると思われる。

第二に、多少気になった点として、本書の分析が全体として「入院・入所」という施設サービスを中心としている点があげられる。在宅サービスについては、

一部を除き在宅介護支援センターの調査・分析にとどまっており、訪問看護(独立ステーションのみならず医療機関が実施するものを含む)を中心とする在宅サービスについての視点がやや弱いように見受けられる。今後の医療・介護サービスの方向として、施設に加え、在宅医療・在宅ケアの比重が増していくことが予想される中で、複合体はその(経営)戦略として施設と在宅への資源配分をどのようにしているのか、また今後どのようにしていこうと考えているのだろうか。第一の経営面の分析と合わせ、今後の研究課題ではないかと思われる。

第三に、複合体の教育分野への進出の実態調査に関して、准看護婦養成施設が調査対象から除かれている点が気になった。厚生省の検討会が看護婦養成制度の統合を打ち出しているのは事実であるとしても、老人病院や精神病院における准看護婦の割合の高さという現状を勘案すれば、純粋に研究的ないしは正確な現状把握という観点からは、やはり外すべきではなかったのではないかと考えられるのである。

以上三点は、あえて評者の関心事項に引き寄せて付け加えたコメントにすぎない。これらがすでに縷々述べてきた本書の有する重要な意義を損なうものではないことは言うまでもない。評者としては、本書が広く研究者、実務家等に読まれ、複合体についての認識が深まる方向での活発な議論がおこることを願ってやまない。

(おがた・ひろや 国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部長)

平成 11 年度社会保障関係主要プロジェクトについて

1. 社会保障改革の理念と構造（新規）

（研究目的）

本プロジェクトの目的は、先進諸国の社会保障改革の現実的、歴史的事実の調査と経済学、政治学、社会学等の学際的かつ理論的な研究をフィードバックさせつつ、各国の社会保障改革の理念と構造—福祉国家の哲学的基礎を明らかにすることにある。

（研究項目）

1. 経済システムが人々の選好構造に及ぼす影響および人々の選好構造の変化をとおした経済システムの変化という両者のフィードバック連関を解明する。
2. 公共性や互恵性、共生等の問題に焦点をあてている社会哲学、法哲学、社会倫理学理論をもとに、公共性の構造・形成過程を探る。
3. 各国の社会保障改革の過程で表出した諸議論の背景にある道徳原理、道徳判断、ならびに基礎理論を明らかにすることによって、各国の社会保障改革の理念を解明する。
4. 各国の主要な経済・哲学思想と社会保障制度の形成プロセスとの間の関連を学説史的に、また社会経済史的に分析する。

（研究会の構成員）

- 主 査 塩野谷祐一（国立社会保障・人口問題研究所長）
- 幹 事 後藤 玲子（国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第2室長）
- 委 員 山脇 直司（東京大学大学院教授）
森村 進（一橋大学教授）
藤村 正之（武蔵大学教授）

（研究計画）

3年計画の1年目である本年度は、自由主義、共同体主義、潜在能力理論、等の規範理論から福祉国家の哲学的基礎を解明する作業を主とし、月1回の研究報告会を開催する。

2. 社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業（平成 10 年度より継続）

（研究目的）

社会保障の給付及び負担が増大していく中で、社会保障改革の議論を進めていくためには個別制度の改革の是非を論じるだけではなく、社会保障制度が全体として社会・経済にどのような効果を与えるかを検証することが必要である。このために、年金、医療、介護等の主要な社会保障制度を明示的に組み込んだ総合的なマクロ経済モデルを構築し、社会保障の効果を総合的に評価する手段と方法を確立する研究事業を行う。

国立社会保障・人口問題研究所は従来から社会保障費の推計作業を行ってきたことから、社会保障費の数量データについて豊富な蓄積があるほか、各種の研究プロジェクトを通じて社会保障の各分野における学際的な研究の実績がある。したがって、モデル開発に当たっては、モデルの構成要素ごとに以下の3つの研究班を設けて順次作業を進めるとともに、適時各研究班の主査などから構成される総括研究班が全体をとりまとめることにより、本研究開発事業全体として各研究班の成果を共有する総合的なモデル構築とその解析を行う。各班の主な研究事項は次のとおり。

（研究項目）

1. マクロ経済効果研究班
 - (1) 社会保障政策の消費行動、貯蓄行動を通じたマクロ経済への影響
 - (2) 社会保障政策が少子化・高齢化のもとでの労働

市場に及ぼす中長期的影響

- (3) 社会保障財政の金融市場に及ぼす影響
 (4) 社会保障の財源のあり方がマクロ経済に及ぼす影響等を踏まえたマクロ経済モデルの構築
2. 年金・雇用研究班
 (1) 年金制度が高齢者の就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究
 (2) 社会保障制度が女性の就業行動に及ぼす影響に関する研究
 (3) 所得分配の公平性と社会保障制度の相互関係に関する研究
 (4) 社会保障負担の帰着と労働需要との関係に関する研究
3. 医療・介護研究班
 (1) 医療と介護の効率的なあり方と費用構造に関する研究
 (2) 医療価格メカニズムが医療供給に及ぼす影響に関する研究
 (3) 介護サービスと介護マンパワーの確保に関する研究

(研究会の構成員)

1. マクロ経済効果研究班
 主 査 浅子 和美 (一橋大学経済研究所教授)
 副 査 吉野 直行 (慶応義塾大学教授)
 幹 事 山本 克也 (国立社会保障・人口問題研究所基礎理論研究部研究員)
- 委 員 井堀 利宏 (東京大学教授)
 脇田 成 (東京都立大学助教授)
 浅野 幸弘 (住友信託銀行本店支配人)
 亀田 啓悟 (新潟大学助教授)
 藤丸 麻紀 (和洋女子大学専任講師)
 姫野 孝雄 (国立社会保障・人口問題研究所総合企画部長)
 府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)
 尾形 裕也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)
 増淵 勝彦 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 1 室長)

金子 能宏 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 3 室長)

山田 篤裕 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

泉田 信行 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

2. 年金・雇用研究班

主 査 清家 篤 (慶應義塾大学教授)

副 査 大竹 文雄 (大阪大学社会経済研究所助教授)

幹 事 金子 能宏 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 3 室長)

今井 博之 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部研究員)

委 員 赤林 英夫 (慶応義塾大学助教授)

滋野由紀子 (大阪市立大学助教授)

玄田 有史 (学習院大学助教授)

小川 浩 (関東学園大学助教授)

白杵 政治 (ニッセイ基礎研究所主任研究員)

姫野 孝雄 (国立社会保障・人口問題研究所総合企画部長)

府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)

尾形 裕也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)

山本 克也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員)

山田 篤裕 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

3. 医療・介護研究班

主 査 田近 栄治 (一橋大学教授)

副 査 知野 哲朗 (立命館大学教授)

幹事 山本 克也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員)

泉田 信行 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)

委員 油井 雄二 (成城大学教授)

塚原 康博 (明治大学短期大学助教授)

大日 康史 (大阪大学社会経済研究所助教授)

小山 光一 (北海道大学助教授)

池田 俊也 (慶応義塾大学専任講師)

佐藤 主光 (一橋大学専任講師)

府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)

尾形 裕也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)

勝又 幸子 (国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第3室長)

3. 研究計画

3年計画の2年目にあたる11年度は、社会保障の経済効果に関する上記ミクロ経済分析の成果を踏まえてマクロ経済モデルの改良を行う。

3. 保険者機能に関する研究プロジェクト(新規)

(研究目的)

現在の日本の医療保険制度は国民皆保険を達成し、低廉な費用で大きな成果(低い乳幼児死亡率・高い平均寿命等)を達成してきた。しかしながら高齢化、経済の成熟化等の影響により制度疲労の様態を呈していることも否定できない。現行の医療保険制度の長所を残しつつ、21世紀に向けて国民のニーズをよりの確に対応した、より安定性の高い制度としていくことが求められている。このような状況に対応する政策手段のひとつとして保険者機能の活用が考えられる。医療制度において決定的な役割を果たす「情報」の収集能力の高さ等から、保険者の持つ機能を活用することは有効な政策手段たり得る可能性が高い。

そこで、保険者が医療保険制度のなかで果たし得る機能とは何か、また、どのような機能を果たすべきかについて理論的・実証的調査・研究を行い、一定の政策提言を提示することが本研究の目的である。

(研究項目)

1. 次の事項についての先行研究の整理を行い、理論的・実証的検討を行う。

(1) 保険者機能とは何か

(2) 保険者機能の具体的内容

(3) 保険者機能強化に当たっての問題点と具体的な方策

(4) 最適保険者規模論

(5) 保険者再編論の検討

2. 本研究は政策志向の強い研究であるため、現実の制度に関する情報収集が必要になる。国内外の実状を正確に把握するために、諸外国における実態調査・日本の保険者に対するアンケート調査等を実施する。

(研究会の構成員)

主任研究者 山崎 泰彦 (上智大学教授)

分担研究者・研究協力者

浅野 仁子 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部客員研究員)

池田 俊也 (慶応義塾大学専任講師)

泉田 信行 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員)

遠藤 久夫 (学習院大学教授)

大森 正博 (城西大学専任講師)

尾形 裕也 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長)

加藤 智章 (新潟大学教授)

田中 泰弘 (社会保険診療報酬支払基金専務理事)

対馬 忠明 (新日本製鐵健康保険組合常務理事)

西田 在賢 (ハーバード大学研究員)

浜野 恭一 (東京女子医科大学名誉教授)

姫野 孝雄 (国立社会保障・人口問題研究

	所総合企画部長)	(研究計画)
府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)		平成 11 年度の研究は概ね次のスケジュールで実施される予定である。
		(11 年 4 月-5 月) 研究組織の発足準備
福田 素生 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第 1 室長)		(11 年 6 月-11 年 10 月) 先行研究の文献調査と実施する調査の準備
		(11 年 10 月-11 年 3 月) 調査の実施と保険者機能の理論的・実証的分析の実施
船橋 光俊 (国民健康保険中央会常務理事)		研究成果は厚生科学研究費補助金研究報告書として公表する。
松山 研治 (萬有製薬法規室長)		
盛宮 喜 (日経 BP 社顧問)		

~~~~~

**【お詫びと訂正】**

季刊社会保障研究第 34 巻第 4 号英文目次に掲載した津谷典子先生の氏名標記に誤植がありましたので、お詫びし訂正いたします。

(誤) NORIKO TSUYA O.

(正) NORIKO O. TSUYA

|                                         |          |                                               |
|-----------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
|                                         | 所総合企画部長) | (研究計画)                                        |
| 府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)      |          | 平成 11 年度の研究は概ね次のスケジュールで実施される予定である。            |
|                                         |          | (11 年 4 月-5 月) 研究組織の発足準備                      |
| 福田 素生 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第 1 室長) |          | (11 年 6 月-11 年 10 月) 先行研究の文献調査と実施する調査の準備      |
|                                         |          | (11 年 10 月-11 年 3 月) 調査の実施と保険者機能の理論的・実証的分析の実施 |
| 船橋 光俊 (国民健康保険中央会常務理事)                   |          | 研究成果は厚生科学研究費補助金研究報告書として公表する。                  |
| 松山 研治 (萬有製薬法規室長)                        |          |                                               |
| 盛宮 喜 (日経 BP 社顧問)                        |          |                                               |

~~~~~

【お詫びと訂正】

季刊社会保障研究第 34 巻第 4 号英文目次に掲載した津谷典子先生の氏名標記に誤植がありましたので、お詫びし訂正いたします。

(誤) NORIKO TSUYA O.

(正) NORIKO O. TSUYA

編集後記

本号では、3月に開催された第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」を特集しました。ほぼ半世紀にわたる一貫した右肩上がりの経済成長という例外的に有利な条件の終焉がほぼはっきりした現在、福祉国家や社会保障を支える基本的な理念をこの間どれだけ批判的に検討し、鍛えてくることができたかを振り返ってみると、社会保障関係者の1人として内心忸怩たる思いを禁じ得ません。少子、高齢化の進行、経済、財政の制約の中で、年金、医療、介護などの福祉をはじめ社会保障制度全般の改革が不可避になっている今、福祉国家や社会保障制度を支える強固な基本理念の構築とそれを通じた再分配の実態の正確な把握があらためて求められています。

なお、本号より丸山、泉田にかわり、大石、森田が編集幹事として加わりました。よろしく
お願い申し上げます。
(福田 素生)

編集委員長

塩野谷祐一 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

井堀利宏 (東京大学教授)

岩村正彦 (東京大学教授)

岩本康志 (京大大学助教授)

遠藤久夫 (学習院大学教授)

貝塚啓明 (中央大学教授)

城戸喜子 (慶応義塾大学教授)

小林良二 (東京都立大学教授)

佐野陽子 (東京国際大学教授)

高木安雄 (仙台北百合女子大学教授)

平岡公一 (お茶の水女子大学助教授)

宮澤健一 (社会保障制度審議会会長)

阿藤誠 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

姫野孝雄 (同研究所・総合企画部長)

府川哲夫 (同研究所・社会保障基礎理論研究部長)

尾形裕也 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

増田雅暢 (同研究所・総合企画部第1室長)

福田素生 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)

大石亜希子 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長)

金子能宏 (同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長)

森田陽子 (同研究所・総合企画部客員研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 35, No. 1, Summer 1999 (通巻144号)

平成11年6月25日 発行

編集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2番3号

中央合同庁舎第5号館別館8階

電話 (03) 3595-2984

制作 (株) UTP 制作センター